

花巻市立地適正化計画

平成 28 年 6 月

花巻市

目 次

序 章

1. 策定の背景及び目的	1
2. 計画の前提	3

I 章 上位・関連計画

1. 上位計画における位置づけ	5
2. 関連計画	12

II 章 現況把握及び将来の見通し

1. 花巻市の概況	19
2. 地区別人口の将来見通し	41
3. 主要施設の現況及び将来見通し	48
4. まちづくりの問題・課題	66

III 章 立地適正化に向けて

1. まちづくりの基本的な方針	70
2. 立地適正化計画の基本的な方針	72

IV 章 誘導区域の設定

1. 計画区域内における各種誘導区域・誘導施設の設定とその効能	81
2. 誘導区域の設定の基本方針	81
3. 居住誘導区域	82
4. 都市機能誘導区域	96
5. 都市機能誘導施設	99
6. 誘導に向けた各種事業等	116

V 章 届出制度について

1. 居住誘導区域	124
2. 都市機能誘導区域	125

VI 章 計画推進方策の検討及び目標値の設定

1. 計画の推進方策の検討	126
2. 目標値の設定	129

序 章

1. 策定の背景及び目的

(1) 策定の背景と目的

花巻市は、岩手県のほぼ中央に位置し、県庁所在地で中核市でもある盛岡市にも近接しています。また、内陸部と沿岸部をつなぐ街道が通る地域であるとともに、東北有数の温泉地を有しているため、古くから人や物資の交易が盛んに行われてきました。

さらに、県内唯一のいわて花巻空港、東北自動車道・釜石自動車道の4つのインターチェンジ、東北新幹線新花巻駅などが整備され、県内の高速交通の要衝となっています。一方、農業基盤の整備が進んでおり、良好な農業地域としても発展してきました。

花巻地域での昭和23年からの戦災復興都市計画に基づく戦災復興土地区画整理事業をはじめ、その後の土地区画整理や生活基盤整備などにより、市街地は郊外へ大きく拡大していきました。人口の増加に伴い経済活動も拡大し、それに伴う市税の增收等により、公共サービスの提供等の行政運営が支えられてきました。

しかし、昭和50年以降は、経済活動を担う生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し、65歳以上の老人人口の増加や年少人口の減少による少子高齢化が進み、人口は平成12年をピークに減少に転じています。

市内の人口が減少する中、これまで拡大してきた市街地の低密度化が進んでいます。また、近年のモータリゼーションの進展による商業施設等の郊外立地が進み、既成市街地の空洞化が顕著になってきています。

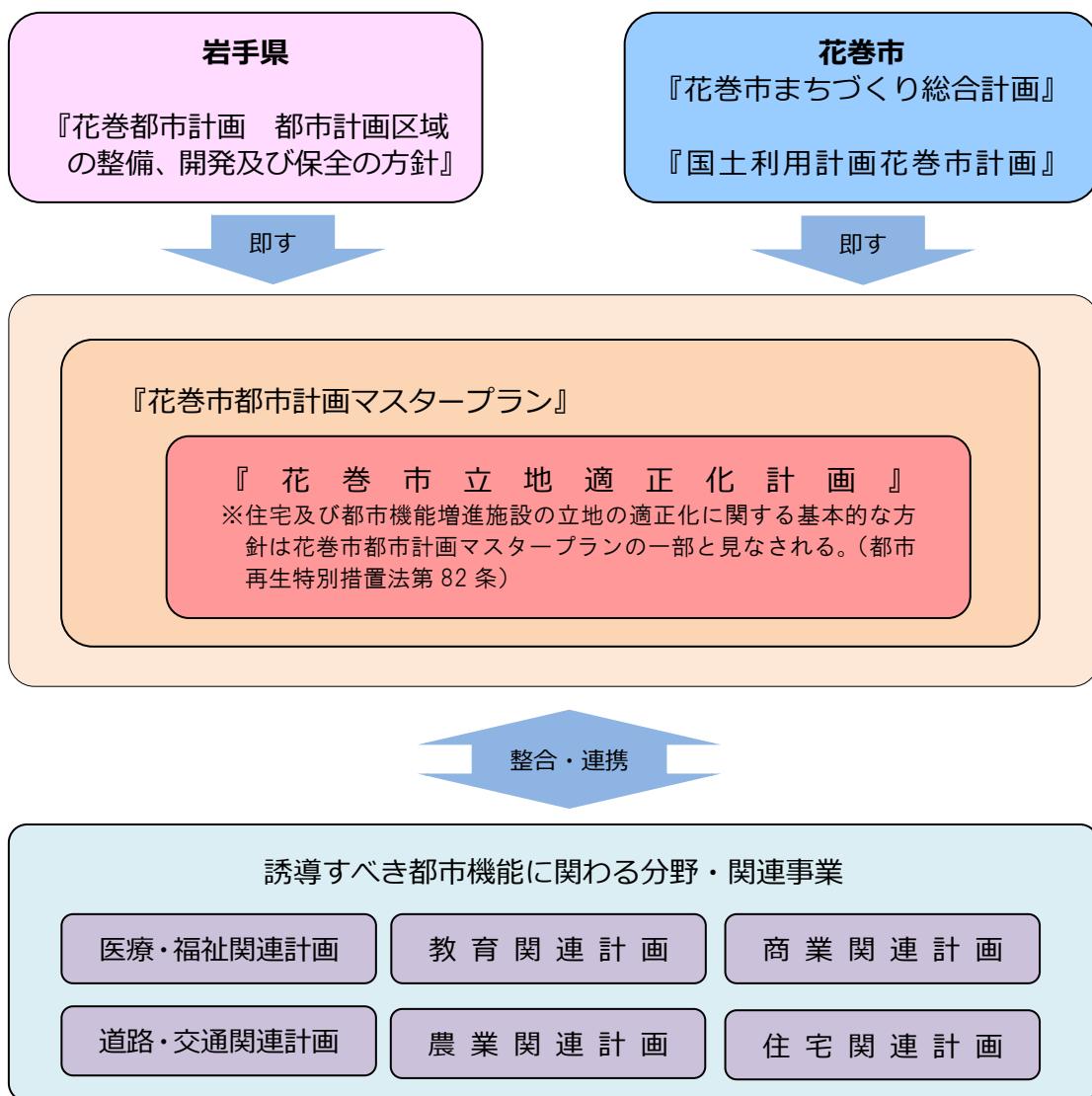
このような状況から、従来からの都市機能や生活サービスの提供の維持・継続について将来困難になることが懸念され、そのため本市は、平成22年3月に花巻市都市計画マスターplanを策定し、効率的で利便性の高い暮らしやすいコンパクトな都市づくりに取り組んできました。

一方、国が平成26年に都市再生特別措置法を改正して創設した立地適正化計画制度は、高齢者にも健康・快適な生活を確保でき、子育て世代など若年層にも魅力的で、財政と経済の面で持続可能な都市経営を可能とする災害に強いまちづくりを進め、居住や都市機能を集約した複数の拠点を公共交通でつなぐ、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』を推進するものであり、本市の目指すコンパクトな都市づくりを支援する制度です。

このような背景を踏まえ、公共交通による都市機能集積地の連携強化を行うコンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市構造を構築し、既成市街地の人口密度を保つつつ、誰もが安心でき健康で快適に暮らせる持続可能な都市の形成の実現に向けて具体的に推進するため「花巻市立地適正化計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

立地適正化計画は、岩手県の「花巻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」、「花巻市まちづくり総合計画」、「花巻市都市計画マスタープラン」及び関連する各種計画との調和が保たれる必要があります。また、法定事項が記載された立地適正化計画が法的手続きにより公表されると、花巻市都市計画マスタープランの一部とみなされます。



2. 計画の前提

(1) 計画対象区域

国の方針では、立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、原則として都市計画区域全域とすることが基本となります。本市においても、国の指針に基づき、都市計画区域の全域を立地適正化計画の対象とします（下図参照）。

図 計画対象区域



(2) 計画期間

立地適正化計画は、都市構造の再構築など、長期的なまちのありようを定めていく計画であり、計画期間を 20 年間の平成 47 年度までとします。

計画期間 平成 28 年度（2016 年度）～ 47 年度（2035 年度）

(3) 定めるべき事項

立地適正化計画は、区域を記載するほか、基本的な方針、その他必要な事項を記載することとなっており、各事項に係る上位計画・関連計画との調整及び整合を図り、現況把握などを考慮し策定するものです。

《定めるべき事項・都市再生特別措置法第81条第2項》

- 1) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 2) 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 3) 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 4) 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項
 - イ 誘導施設の整備に関する事業
 - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業
 - ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
- 5) 居住や都市機能誘導施設の立地を適正化するための施策又はその事業等の推進に関連して必要な事項
- 6) その他、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

I章 上位・関連計画

上位計画及び関連計画において掲げられているまちづくりに関する方針及び取り組むべき施策・事業等を以下のように整理します。

1. 上位計画における位置づけ

(1) 花巻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【平成24年3月（岩手県）】

【概要】

本計画は、商業、工業、住宅等の土地利用の方針を定めており、『快適な居住環境の形成や農村と都市のネットワークの形成』などの基本方針は、本計画と同様の方向性をもっているため、整合を図ります。

【都市づくりの基本理念】

活力と交流を創造する快適都市 イーハトーブはなまき

【都市計画区域の基本方針】

- 自然や文化を生かし、すべての人が幸せを感じる「イーハトーブ」の形成
- 快適で暮らしやすい健康で生きがいのある暮らしの場としての居住環境の形成
- いわて花巻空港の利活用による産業・観光の振興及び都市と地域の住民交流の促進
- 都市活動や農村と都市との交流を支える交通・情報のネットワークの形成
- 市街地と郊外拠点の連携とにぎわいのある市街地空間の形成

【主要用途の配置方針】

① 商業地

- ・花巻駅周辺、石鳥谷駅周辺、土沢駅周辺及び大迫活性化交流センター周辺の商業地は、総合的な都市機能の充実・強化を図ります。
- ・花巻駅周辺及びその南側に広がる既成商業地は、本区域の中心商業拠点として、商業業務機能の維持と集積を図ります。
- ・石鳥谷駅周辺及び土沢駅周辺の商業地は、地域生活を支える商業の拠点として、その機能の充実を図ります。
- ・大迫活性化交流センター周辺の商業地は、日常的な生活サービスを提供する拠点として、その機能を充実を図ります。
- ・新花巻駅周辺及び花巻空港周辺は、観光客等を迎える玄関口として交通結節機能や観光交流機能の充実を図ります。

② 工業地

- ・花巻第一工業団地は、その機能の維持・充実を図るとともに、必要に応じて花巻第一工業団地及び花巻機械金属工業団地の隣接において工業地の拡大を図ります。
- ・花巻第二工業団地については、今後も引き続き企業誘致を進め、早期の工場等の施設立地を図ります。
- ・高速交通網の要に位置する花巻流通業務団地は、企業誘致を促進し、流通拠点の

形成を図ります。

③ 住宅地

- ・低層住宅を中心とした計画的な住宅地の形成を図るとともに、住環境を阻害する他用途の混在を規制し、ゆとりある良好な住環境の維持・保全を図ります。
- ・生活の利便性の高い既存市街地及び縁辺部、かつ、通過交通を抑制した環状道路網内の用地を中心に一団のコミュニティの形成を図ります。

【その他土地利用の方針（災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針）】

- ・災害が発生する又は災害により被害を受けるおそれがある地域等については、市街化を抑制します。

【交通施設の整備の方針】

① 交通体系・ネットワーク

- ・道路ネットワークは、既存の交通施設を活かしながら、拠点間の連携、円滑な交通処理、災害時の代替路確保などに資するネットワークの形成を図ります。
- ・交通環境の整備については、安全性や快適性の向上、生活交通の確保、交流人口の拡大など、地域特性にあわせた整備と活用を図ります。

② 公共交通機関等

- ・公共交通については、生活交通を維持するため、バス路線の見直しなど、効率的で持続可能な交通システムの整備に努めます。



(2) 花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン（地区別土地利用基本方針）

【平成 25 年 9 月】

【概要】

総合計画は、市政全般におけるビジョンを定めており、本計画の基本となるまちづくりの方向性との整合を図ります。

【西部森林地域】

- 効率的な林業生産に配慮しながら、水源かん養機能や生態系の維持、土砂災害の発生防止に努め、積極的な森林保全を図ります。

【西部地域】

- 観光の中心資源である温泉郷などの豊富な観光資源を有することから、無秩序な宅地化を抑制し、優良な農用地の保全を図るとともに、良好な集落環境の形成を図っていきます。

【中部地域】

- 商業・業務系の土地利用を中心に住宅地が広がるなど都市的土地区域であり、すでに基盤が整った既成市街地については、本市の中心的役割を担う地域として、定住人口の誘導を図り、都市機能が充実した、効率的で利便性の高いまちづくりを進めます。

【中部北地域】

- 大迫地区を中心に地域の特色を生かした安全なまちづくりを推進するとともに、優良な農用地の保全を図るなど、良好な集落環境の形成を図っていきます。

【中部南地域】

- 農用地の保全を図り、良好な集落環境の形成を図るほか、土沢周辺については、地域の拠点として、住宅と商業、事務所機能の調和のとれた土地利用を図ります。

【東部地域】

- 早池峰国定公園や早池峰ダム、田瀬ダムを有し、ダムの周囲を国有林や民有林が取り囲むように広がっている地域であり、この豊かな森林資源について、効率的な林業生産に配慮しながら、水源かん養機能や生態系の維持、土砂災害の発生防止に努め、積極的な森林保全を図ります。また、農用地の保全を図り、良好な集落環境の形成を図っていきます。



(3) 花巻まちづくり総合計画第1期中期プラン【平成27年2月】

【概要】

中期プランは、花巻市まちづくり総合計画に掲げた将来都市像を実現するため、目標年次までに取り組む施策の基本的な方向性や数値目標、主要事業を示すものです。

本計画の策定にあたり、まちづくりの具体的な推進策との整合を図ります。

【将来都市像】

「市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く

笑顔の花咲く温か都市イーハトーブはなまき」

【重点戦略】

■重点戦略1 人口減少対策

人口減少・少子化に歯止めをかけ、花巻市や花巻市民が将来に向かって元気であり続けるためには、市の未来を担う若者が定住し、安心して子育てできる環境づくりを進めるとともに、住みたい、住み続けたいと感じるような魅力あるまちづくりを進める必要があります。

地場産業の育成・支援や企業誘致による安定した雇用の場の確保を図るとともに、結婚支援や出産・子育て支援の強化、住居対策、地域資源を活かした地域おこし活動に対する支援の充実を図ります。

■重点戦略2 市街地の再生

市街地の魅力を取り戻すため、未利用施設や跡地の再利用を推進し、市街地に必要な都市機能を充実するとともに、すでに基盤が整った既成市街地の優位性を活かして定住人口を誘導し、効率的で利便性の高いコンパクトな街づくりを図ります。

市街地の方々によるまちづくりに行政も参加し積極的に支援するほか、商店街におけるイベント等の支援や観光客の街なかへの誘客により、賑わいの創出を図ります。

■重点戦略3 交流人口の拡大

定住人口の確保を図るだけではなく、市外から人を呼び込むことにより、地域の活性化を図っていくことが必要です。

本市は、恵まれた高速交通網や温泉、偉人、文化遺産などの豊富な観光資源、大規模スポーツ大会等が誘致可能なスポーツ施設や大型宿泊施設などを有しているため、その優位性を活かし、交流人口の拡大に努めます。

■重点戦略4 防災力の強化

地震や風水害等の自然災害に備えて迅速に対応できるよう地域と行政が連携した危機管理体制の強化を図るとともに、道路・橋梁・河川・情報基盤等のインフラ整備を推進します。

【重点化を図る施策（関係する施策の一部）】

■商店街の再生

○商店街のイベント支援

○商店街における憩いの場づくり

○商店街共同施設の整備支援

○新規出店の促進と定着支援

- 民間主導による遊休不動産の活用促進
- 地域住民による特色を生かした商店街づくりの支援
- 先人や歴史を活用した街なか誘導への取り組み支援

■公共交通の確保

- 市営循環バス路線の充実
- 民間路線バスの運行支援

■住宅の安定確保

- 高齢社会に対応した居住環境の充実
- 良好な市街地住宅の供給
- 子育て世帯や新婚家庭等の定住促進
- 公共施設等整備にかかる公民連携事業*の導入検討
- 公共施設の再配置の検討

■障がい者福祉の充実

- 障がい福祉サービスの提供
- 障がい福祉サービス提供施設の整備促進

■子育て支援の充実

- 子育て相談体制の充実
- 子育て家庭等の経済的負担の軽減
- 多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実
- 待機児童の解消
- 地域全体で子育てを支援する意識の啓発
- 地域における子育て支援活動の支援
- 地域と連携した学童クラブの運営
- 子育てサークル、子育てボランティアの育成支援

■就学前教育の充実

- 公立保育所、幼稚園の施設整備
- 私立幼稚園の振興に対する支援
- 市内全園の保幼一体による就学前教育の推進
- 保育、教育の充実

■地域づくりへの参加促進

- 地域づくり活動拠点施設の整備
- U・I・J ターン希望者の定住促進

■救急救助体制の強化

- 救急救命士、救助隊員の養成
- 医療機関との連携強化
- 救急救助資機材の充実
- 市民への応急手当講習の実施

■防犯活動の推進

- 管理不十分な空き家の対策

(4) 花巻市都市計画マスタープラン【平成 22 年3月】

【概要】

都市計画マスタープランは、長期的な視点で都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大まかな道筋を示すものです。

本計画では、都市計画マスタープランと同様、生活サービス拠点として合併前の旧4市町における「まちなか」を総合サービス拠点と定義し、総合的な生活サービス機能を集約して維持・強化を図るとともに、各まちなかの身近に生活サービスが享受できる環境の実現について、相互補完的な対策を実施していきます。

■拠点（活力を創造する都市機能集積地）

【総合サービス拠点】

- ・行政・商業・業務・文化・福祉などの都市機能が充実し、その都市機能を利用しやすい環境を整備し、住む人、訪れる人の利便性の向上を図る既成市街地を中心とした地区

【コミュニティ拠点】

- ・日常生活の利便性に配慮したサービス供給機能や、コミュニティ・交流を育む機能の充実を図る地域社会の中心地区

【観光レクリエーション拠点】

- ・本市を代表する観光地や景勝地として自然環境や歴史的・文化的景観を形成し、交流人口増や市民の余暇の充実のため、訪れやすい、利用しやすい環境整備を図る地区

【工業・流通拠点】

- ・県南の産業集積の一翼を担い、地域経済を牽引する拠点として、利便性が高く活発な経済活動が営まれる工業・流通拠点の形成を図る地区

■軸（連携と交流を創造する交通網）

【国土連携軸】

- ・広域的な産業活動や人的交流を支える国土の骨格となる交通軸

【都市連携軸】

- ・盛岡都市圏や県南都市圏などとの都市間交通を支え、都市機能連携の基盤となる交通軸

【地域連携軸】

- ・総合サービス拠点間を結ぶ幹線道路の交通の円滑化などを図り、各サービス拠点が有する都市機能の連携促進を支える交通軸

【拠点連携軸】

- ・総合サービス拠点や主要公共交通施設より観光レクリエーション拠点へアクセスする交通軸

■ゾーン（快適に暮らし、持続的に成長するための土地利用）

【商業・業務・居住複合ゾーン】

- ・道路や公園、公共下水道などの既存ストックを有効に活用しながら、宅地化の誘導や商業、業務施設の集積を図り、商業・業務と居住が調和した良好な市街地の

形成を図る区域

【農業地居住ゾーン】

- ・無秩序な市街化を抑制するとともに、農業地が有する食糧生産、環境保全、景観形成などの多面的な機能と調和した居住環境の形成を図る区域

【中山間地居住ゾーン】

- ・中山間地の地理的条件を活かした農林業を維持しながら、生活利便性の向上を図り、良好な居住環境の形成を図る区域

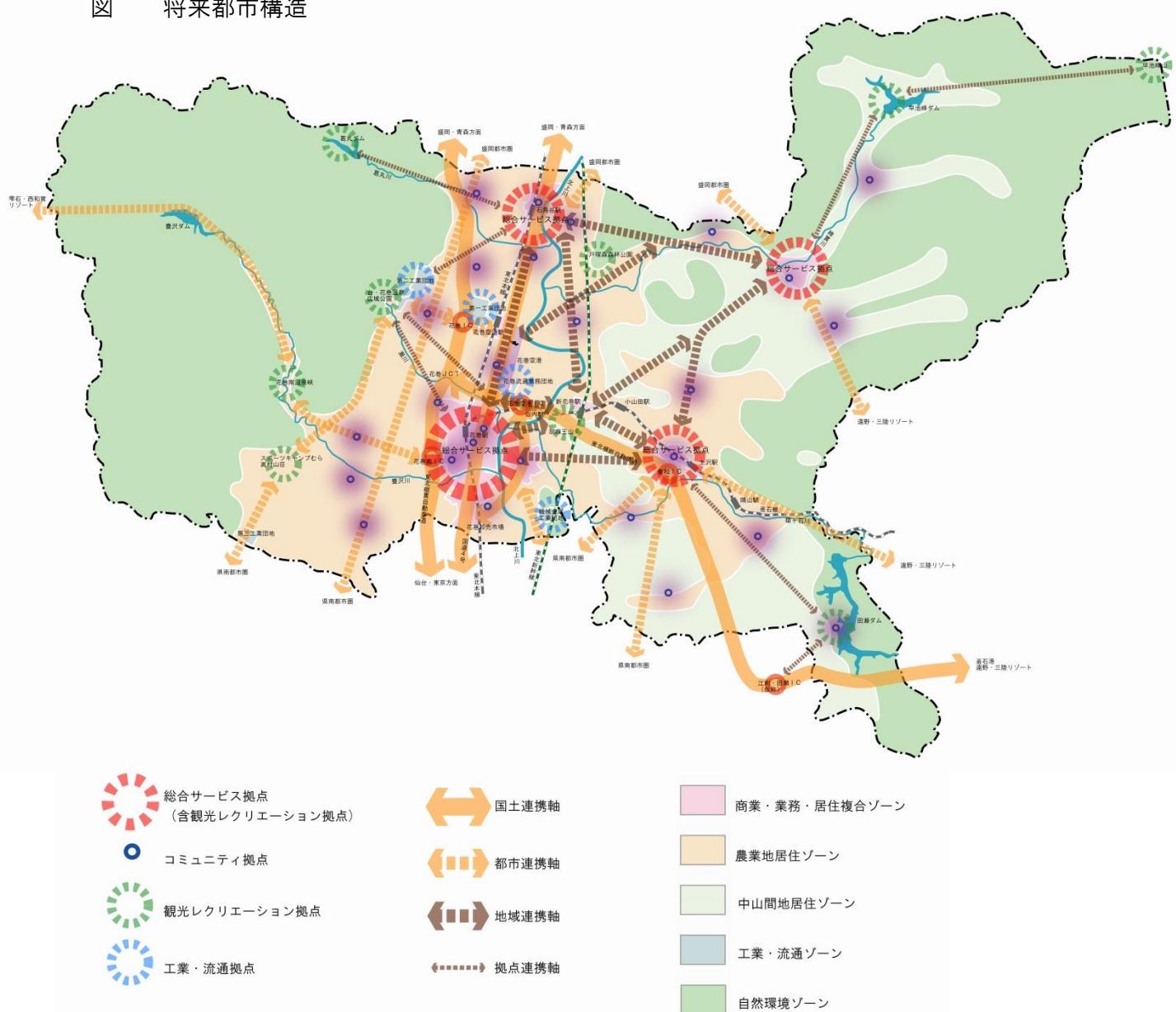
【工業・流通ゾーン】

- ・道路や給排水施設、情報通信施設などの産業基盤の充実を図りながら、事業所の立地誘導を進め、利便性の高い産業集積地の形成を図る区域

【自然環境ゾーン】

- ・生態系の維持や景観の形成、観光レクリエーションへの利活用などに配慮しながら、豊かな自然環境の保全を図る区域

図 将来都市構造



2. 関連計画

(1) 花巻市公共交通計画【平成 26 年 3 月】

【概要】

平成19年度に策定した花巻市公共交通基本計画(平成20年度～平成27年度)に基づき、快適で便利かつ持続可能な公共交通サービスの実現を目指してきましたが、その間、廃止を伴う路線バス再編の動きが加速し、一方で、予約応答型乗合交通が浸透するなど、公共交通をめぐる環境が変化してきました。

このような状況を踏まえ、新たなニーズに対応した公共交通施策の指針として、平成25年度に花巻市公共交通計画(平成26年度～平成35年度)を策定し、公共交通を必要とする市民に対し、利用しやすい公共交通サービスの提供を目指しています。

【主な取組】

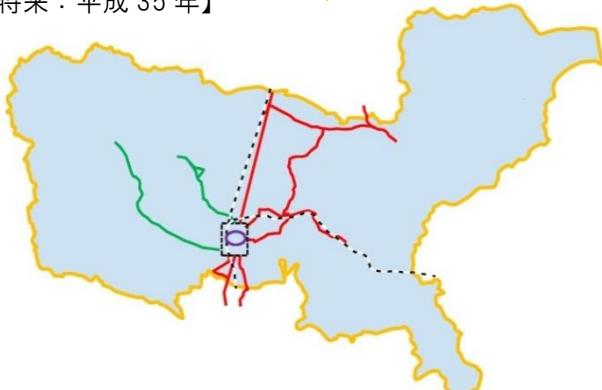
- ① 公共交通を必要とする市民に対し、公共交通手段の利便性向上
 - ・利用実態及び地域特性に応じた予約応答型乗合交通の導入及び推進
 - ・予約応答型乗合交通の利便性向上
- ② 効果的かつ効率的な公共交通ネットワークの構築
 - ・市街地循環バスふくろう号の充実
 - ・幹線路線と主要観光地等をつなぐ路線の確保
- ③ 参画と協働により公共交通を維持
 - ・公共交通維持のため、地域、公共交通事業者、行政の役割を明確にし、公共交通を支える仕組みづくり

図 公共交通ネットワークの将来像

【現状：平成 25 年】



【将来：平成 35 年】



	H25	H35	備 考
幹 線 路 線	6 路線	6 路線	運行実績を検証し必要に応じて見直し
支 線 路 線	18 路線	—	支線路線から予約応答型乗合交通へ転換
自 主 路 線	2 路線	2 路線	民間路線バス事業者の自主採算路線として維持
循 環 路 線	2 路線	5 路線	4つの中心市街地の循環路線の整備充実
計	28 路線	13 路線	
予約応答型 乗 合 交 通	2 エリア	市全域 へ拡大	

【凡例】

幹線路線	自主路線（主要観光地等）
支線路線（現状の支線路線は予約応答型乗合交通に転換）	
循環路線	予約応答型乗合交通（市全域に拡大）
鉄道	

(2) 花巻市公共交通基本計画（花巻市公共交通総合連携計画）【平成20年3月】

【概要】

平成19年度に花巻市総合計画基本構想におけるまちづくりの基本理念である「強くて優しいまちづくり」の中における公共交通の役割を踏まえ、「市民」、「事業者」、「市」の連携による地域に適した実現性、実効性、持続性のある公共交通ネットワークの構築を目指す「基本計画」(平成20年度～平成27年度)として策定しました。

なお、本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の第5条の規定による地域公共交通総合連携計画として位置付けています。

【目標】

『公共交通を必要とする市民等にとって、
快適で便利な公共交通サービスを実現し、これを持続可能な形で確保する』

【地域別基本計画】

《花巻地域》

① 公共交通の路線網の確保

○高齢者の足の確保

- ・民間路線バスの運行維持
- ・自主運行バスの効率化（「ふくろう号」の運行経路の変更検討）
- ・高次医療を支える公共交通の確保（既存路線のルート変更、病院連絡バスの運行へ取り組む）
- ・公共交通空白地域等の解消（「ふくろう号」の運行経路の変更検討）

○通学者の足の確保

- ・小・中学生の足の確保（市スクールバスを適切に運行、民間路線バスも活用して通学の足を確保）
- ・高校・大学生の足の確保（学校・事業者が運行する駅～学校間等の送迎バスや民間路線バスの活用による通学の足を確保、民間路線バスのダイヤの改善）

○観光客の足の確保

- ・観光バス（各種市内観光バスの利用促進）
- ・交通拠点から市中心部や観光拠点への二次交通の確保
- ・観光拠点へのアクセス（乗り継ぎ、観光地へのアクセスにも配慮したルートを検討、観光客にも便利な公共交通ネットワークの構築）

② 便利なサービス内容の提供

- ・「ふくろう号」の運行経路変更の検討し、観光客と一般住民の両者にとって便利なサービスを提供

③ 公共交通利用促進策の継続的な推進

- ・低床車両や小型車両の段階的導入
- ・バスを待つ環境の整備や駅などのバス案内表示の改善

④ 地域特性に応じた効果的で持続的な運行運営方式の選択

- ・市スクールバスへの一般住民の有料による混乗に取り組む
- ・「ふくろう号」の運行経路の変更検討

⑤ 参画と協働による公共交通の維持と利便性向上への取り組み

- ・公共交通の利用促進における市民参画の推進
- ・バス待ち環境の整備・維持等における地域の推進

《大迫地域》

① 公共交通の路線網の確保

○高齢者の足の確保

- ・民間路線バスの運行維持（地域間連絡交通を担う路線バスの維持、市路線バス併用のスクールバスへの混乗による一体的運行と便数の集約化、予約応答型乗合交通の導入）
- ・自主運行バスの効率化（大迫・花巻地域間連絡バスの便数の集約）
- ・高次医療を支える公共交通の確保（病院連絡バスの運行へ取り組む）

○通学者の足の確保

- ・小・中学生の足の確保（路線バス併用の市スクールバスを適切に運行して通学の足を確保）
- ・高校生の足の確保（路線バスを活用して通学の足を確保）

○観光客の足の確保

- ・観光拠点へのアクセス（「あったかいなはん花巻ツアー」の利用を促進するとともに、早池峰山への登山客の足を確保）

② 便利なサービス内容の提供

- ・予約応答型乗合交通の導入に取り組み、走行時間の短縮
- ・運賃制度を見直し、市の中心部まで向かうための負担を軽減

③ 公共交通利用促進策の継続的な推進

- ・低床車両や小型車両の段階的導入
- ・バスを待つ環境の整備や駅などのバス案内表示の改善

④ 地域特性に応じた効果的で持続的な運行運営方式の選択

- ・効率的で持続可能な公共交通体系の構築を目指し、路線バス併用の市スクールバスへの一般住民の混乗と便数の集約化や予約応答型乗合交通導入に取り組む

⑤ 参画と協働による公共交通の維持と利便性向上への取り組み

- ・公共交通の利用促進における市民参画の推進
- ・バス待ち環境の整備・維持等における地域の推進

《石鳥谷地域》

① 公共交通の路線網の確保

○高齢者の足の確保

- ・民間路線バスの運行維持（石鳥谷線、大迫石鳥谷線の運行を維持）
- ・自主運行バスの効率化（予約応答型乗合交通の導入）
- ・高次医療を支える公共交通の確保（病院連絡バスの運行へ取り組む）
- ・公共交通希薄地域の解消（市スクールバスの公共交通路線網として一体化す

ることにより、利便性の向上、効率化と公共交通希薄地域の解消)

○通学者の足の確保

- ・小・中学生の足の確保（市スクールバスを適切に運行して通学の足を確保）

○観光客の足の確保

- ・「あつたかいなはん花巻ツアーア」の利用を促進

② 便利なサービス内容の提供

- ・予約応答型乗合交通の導入に取り組み、走行時間の短縮

③ 公共交通利用促進策の継続的な推進

- ・低床車両や小型車両の段階的導入

- ・バスを待つ環境の整備や駅などのバス案内表示の改善

④ 地域特性に応じた効果的に持続的な運行運営方式の選択

- ・効率的で持続可能な公共交通体系の構築を目指し、市スクールバスへの一般住民の混乗と便数の集約化や予約応答型乗合交通の導入に取り組む

⑤ 参画と協働による公共交通の維持と利便性向上への取り組み

- ・公共交通の利用促進における市民参画の推進

- ・バス待ち環境の整備・維持等における地域の推進

《東和地域》

① 公共交通の路線網の確保

○高齢者の足の確保

- ・民間路線バスの運行維持（晴山線の運行を維持）

- ・自主運行バスの効率化（市営バス併用の市スクールバスへの混乗と便数の集約化や、予約応答型乗合交通の導入）

- ・高次医療を支える公共交通の確保（病院連絡バスの運行へ取り組む）

○通学者の足の確保

- ・小・中学生の足の確保（市営バスや市スクールバスを適切に運行、民間路線バスの活用により通学の足を確保）

- ・高校生の足の確保（民間路線バスと自主運行バスを活用し、通学の足を確保）

○観光客の足の確保

- ・「あつたかいなはん花巻ツアーア」の利用を促進

② 便利なサービス内容の提供

- ・予約応答型乗合交通の導入に取り組み、走行時間の短縮

③ 公共交通利用促進策の継続的な推進

- ・バスを待つ環境の整備や駅などのバス案内表示の改善

④ 地域特性に応じた効果的に持続的な運行運営方式の選択

- ・市営バス併用の市スクールバスへの一般住民の混乗と便数の集約化や予約応答型乗合交通の導入に取り組む

⑤ 参画と協働による公共交通の維持と利便性向上への取り組み

- ・公共交通の利用促進における市民参画の推進

- ・バス待ち環境の整備・維持等における地域の推進

(3) 花巻市の地域医療ビジョン【平成27年2月】

【概要】

花巻市の地域医療ビジョンは、市民が将来にわたって安心して暮らせるよう、効率的で質の高い医療供給体制を構築するために、将来のあるべき医療供給体制の姿とその実現に必要な施策についてビジョンとして示したものです。

本計画では、高齢者や障害のある人が安心して生活するための地域医療は欠かすことができないことや、総合的な医療サービスを維持していくことがまちづくりにとって重要であることから、これに関連する施設を誘導施設の一つとして検討するなどの整合を図ります。

【花巻市の医療の現状】

花巻市は、北上市、遠野市、西和賀町とともに岩手中部保健医療圏に属しており、この圏域には北上市に立地する県立中部病院が基幹病院としての役割を担っているほか、花巻市内の総合花巻病院と岩手医科大学附属花巻温泉病院を含む5つの病院が病院群輪番制を実施し地域医療の中核的な役割を担っています。

平成23年10月1日現在の岩手中部保健医療圏の人口10万人あたりの一般病床数は814.5床であり、岩手県の942.6床を下回っており、特に花巻市に関しては、一般病床数814.9床のうち、平成26年4月1日現在129床が休床しており、実際に稼働している病床数は699床となっています。今後、75歳以上の老齢人口のさらなる増加に備え、不足が生じないよう病床の確保に努める必要があります。

花巻市における平成22年の医師数は、人口10万人あたり125.7人となっており、県の医師数193.7人や岩手中部保健医療圏の医師数140.6人を大きく下回っています。このため、市内のほとんどの病院が勤務医の確保に苦慮しており、病床の一部を休床にせざるを得ない病院も現れているほか、診療科目の不足も生じています。

表 10万人あたりの施設数、病床数及び医師数(H22、23年度)

項目	花巻市	岩手中部保健医療圏	岩手県	全国
病院施設数	6.9	5.7	7.0	6.7
診療所施設数	71.6	71.8	68.6	77.9
一般病床数	814.9	814.5	942.6	-
医師数	125.7	140.6	193.7	230.4

資料：花巻市の地域医療ビジョン、国勢調査、地域経済総覧

【花巻市の地域医療の目指す姿(施策の方向性)】

《取り組み方針》

- 病診連携の普及啓発に取り組み、市民の適切な受診行動を促すとともに、花巻市内の中心部において複数の診療科目と入院病床を有する病院（診療所）の確保に取り組みます。
- 市民が住み慣れた家庭や地域で療養生活を送れるように、保健・医療・福祉の連携に配慮した「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

《必要と考えられる施策》

- 救急医療体制の維持・確保
- 医師・看護師等の医療従事者の確保
- 医療機能の整備・充実

(4) 花巻市子ども・子育て支援事業計画（イーハトーブ花巻子育て応援プラン）

【平成27年3月】

【概要】

花巻市子ども・子育て支援事業計画は、家庭を築き、子どもを産み育てる人々が子育ての喜び楽しさを感じることができ、全ての子どもが健やかに成長できるまちの実現を目的とした計画です。

本計画は、市民が安心して出産・子育てができる環境の整備を重点項目として捉えており、子育てに関連する施設を誘導施設の一つとして検討するなど整合を図ります。

【目標】

『子どもが親が地域が育ち子育てに喜びを感じるまちづくり』

- 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- 家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくり

【基本施策】

① 地域における子育ての支援

- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・幼稚園における支援の充実
- ・子育て支援のネットワークづくり
- ・子どもの健全育成
- ・保育園におけるサービスの充実
- ・認定こども園の普及・促進
- ・学童クラブ、放課後子供教室の充実
- ・経済的負担の軽減

② 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

- ・子どもや母親の健康の確保
- ・食育の推進
- ・小児医療の充実
- ・思春期保健対策の充実

③ 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・次代の親の育成
- ・就学前教育の充実
- ・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- ・家庭や地域の教育力の向上
- ・子どもを取り巻く有害環境対策の推進

④ 子育てを支援する生活環境の整備

- ・良質な住宅の確保
- ・安全な道路交通環境の整備
- ・安全・安心なまちづくりの推進
- ・安全な生活環境の確保
- ・安心して外出できる環境の整備

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ・仕事と子育ての両立の推進

⑥ 子どもの安全の確保

- ・子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ・被害に遭った子どもの保護の推進

⑦ 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・発達相談・支援の充実
- ・ひとり親の自立支援の推進
- ・障がい児療育事業の充実

(5) 花巻市高齢者いきいきプラン（花巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画）

【平成27年3月】

【概要】

地域の特性や特色を勘案しつつ、地域の実情に合った地域包括ケアシステムの構築を目指すためのものです。地域の介護需要のピーク時を視野に入れながら、サービスの種類ごとの見込みや、そのために必要な保険料水準を推計し、持続可能な制度とするための中長期的な視点に立った計画です。

本計画は介護に関する施設を誘導施設の一つとして検討するなど整合を図ります。

【日常生活圏域の設定】



花巻中央圏域	花巻北地区 花巻南地区 花巻東地区 花巻西地区 矢沢地区 宮野目地区
花巻西圏域	湯口地区 湯本地区 太田地区 笹間地区
大迫圏域	大迫地区
石鳥谷圏域	石鳥谷地区
東和圏域	東和地区

【基本目標・施策】

『高齢者が慣れ親しんだ地域で心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまち』

- ① 高齢者の積極的な社会参加への推進
 - 交流機会の充実
 - ・高齢者交流事業の推進
 - ・老人クラブ活動の支援
 - 認知症支援対策の充実
 - ・認知症に関する知識の普及と認知症の早期発見及び治療の推進
 - ・認知症地域支援推進員の設置と関係機関とのネットワーク推進
 - 地域での見守りのしくみづくり
 - ・地域包括支援センターの設置
 - ・地域で支えるしくみづくり
 - ・地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質向上
 - ・高齢者の居住安定に係る施策との連携
- ② 高齢者の健康づくり
 - 健康づくり・介護予防の推進
 - ・健康づくりの推進
 - ・介護予防の推進（高齢福祉サービス）
 - 安心して生活できる環境づくり
 - 生活を支援するサービスの充実
 - ・情報提供・相談体制の充実
 - ・施設サービスの充実
 - 高齢者権利擁護体制の充実
 - 地域での見守りのしくみづくり
 - ・地域ケア会議
 - ・医療と介護の連携強化
- ③ 安心して生活できる環境づくり
 - 生活を支援するサービスの充実
 - ・情報提供・相談体制の充実
 - ・施設サービスの充実
 - 高齢者権利擁護体制の充実
 - 地域での見守りのしくみづくり
 - ・地域包括支援センターの設置
 - ・地域で支えるしくみづくり
 - ・地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質向上
 - ・高齢者の居住安定に係る施策との連携
- ④ 介護サービスの充実
 - 介護保険サービス（介護給付）
 - ・地域ニーズにあった地域密着型サービスの提供
 - 地域支援事業
 - ・介護予防の推進
 - ・総合事業の導入
 - ・包括的支援事業の充実
 - 介護サービスの質的向上
 - ・保険者機能の強化
 - ・サービスの確保・質の向上
 - ・介護サービスの基盤整備
 - 介護保険事業費の適正化

Ⅱ章 現況把握及び将来の見通し

1. 花巻市の概況

(1) 都市形成の経緯

本市は、江戸時代に盛岡藩の領域南端に位置し、軍事上・政治上の重要な拠点として城下町が形成されました。また、北上川流域の穀倉地帯であることや、盛岡から遠野、さらには沿岸を結ぶ交通の要衝であったことから、陸運・水運が発達し、宿場町としても栄えてきました。

明治 22 年（1889 年）の町村制施行、昭和 29 年（1954 年）前後の町村合併などを経て、旧花巻市、旧大迫町、旧石鳥谷町、旧東和町が誕生しました。

これらの 1 市 3 町が平成 18 年に合併して現在の花巻市が誕生し、岩手県では 5 番目の面積を有する都市となりました。

花巻地域は、中心部が戦後復興のため、昭和 23 年から戦災復興土地区画整理事業によってまちづくりが進められてきました。

また、昭和 37 年に都市ガスの供給が開始され、昭和 39 年には花巻空港が開港、昭和 40 年には東北本線が盛岡市まで電化されるなど、都市の交通基盤の整備が進みました。1970 年代以降、国道のバイパス化や高速道路・新幹線の整備と相まって、大規模工業団地の開発と積極的な企業誘致によって工業集積地を形成しています。

大迫地域は、昭和 57 年に早池峰山とその周辺が国定公園に指定され、平成 21 年に早池峰神楽がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、豊かな自然と文化、歴史を背景としたまちづくりに取り組んでいます。また、ぶどう栽培からはじまった「ワインの里・大迫」の知名度の高まりと相まって、観光資源の価値向上に取り組んでいます。

石鳥谷地域は、花巻市中心部の北に位置し、国道や東北自動車道及び JR 等の主要幹線で中心部と結ばれます。また、盛岡市の南側に位置し、同様に結ばれることから、盛岡市方面への往来が比較的容易な地域です。

特に稲作を中心とした農業の発展とともに醸造技術が発展し、酒づくりの南部杜氏の発祥の地といわれています。現在では「南部杜氏の里」としてのまちづくりに取り組んでいます。

東和地域は花巻地域同様、藩制時代に盛岡市から釜石市に続く釜石街道の宿場町として栄えました。土沢地区に釜石自動車道の東和 IC が整備されたことにより、開発動向は、JR 釜石線北側から国道 283 号沿線や東和 IC 界隈に移ってきてています。

(2) 市街地の広がり

現在、本市の市域面積は90,832haであり、そのうち用途地域が指定されている区域が2,246ha（約2.5%）となっています。

本市における平成22年のDID（人口集中地区）人口は約13,110人で、DID面積は389haです。昭和45年と比較すると、DID人口が約0.8倍に、DID面積が約1.9倍となっており、人口密度は約75人/haから約34人/haに減少しています。

図 DID人口と人口密度

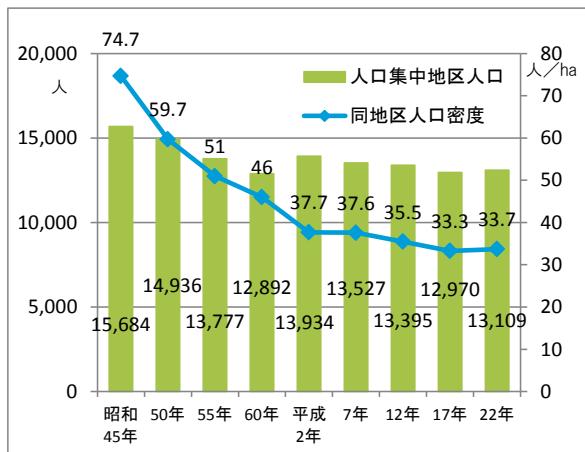
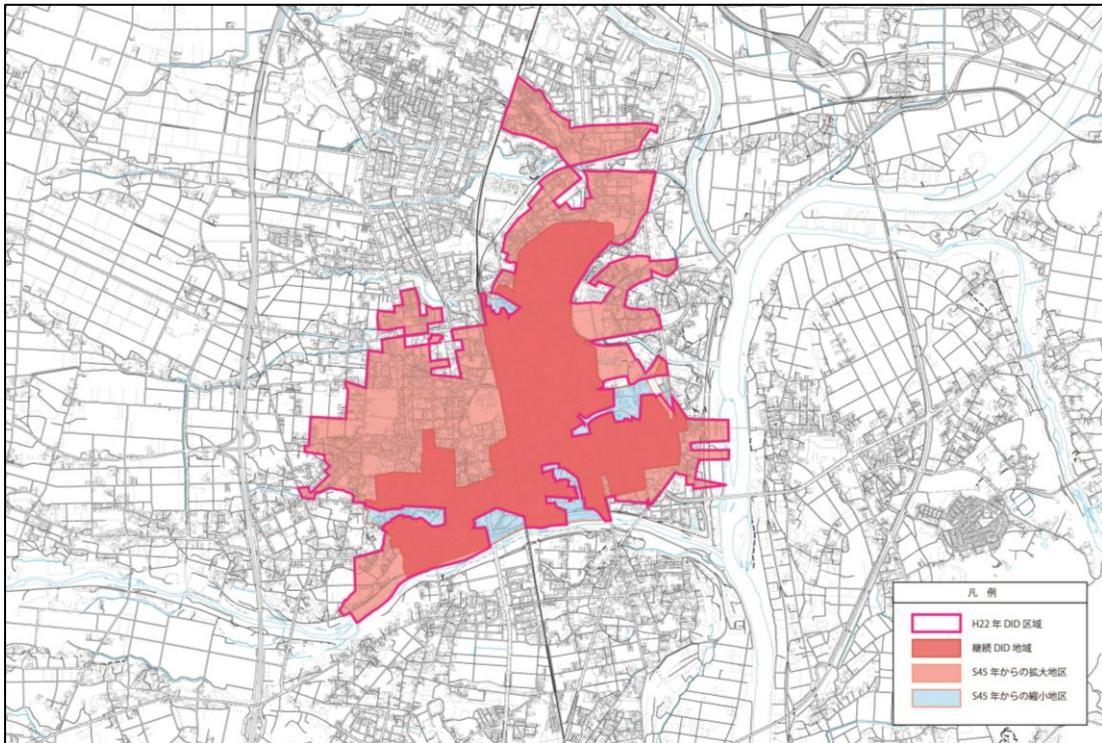


図 DID面積の推移



資料：国勢調査

図 昭和45-平成22年DID区域



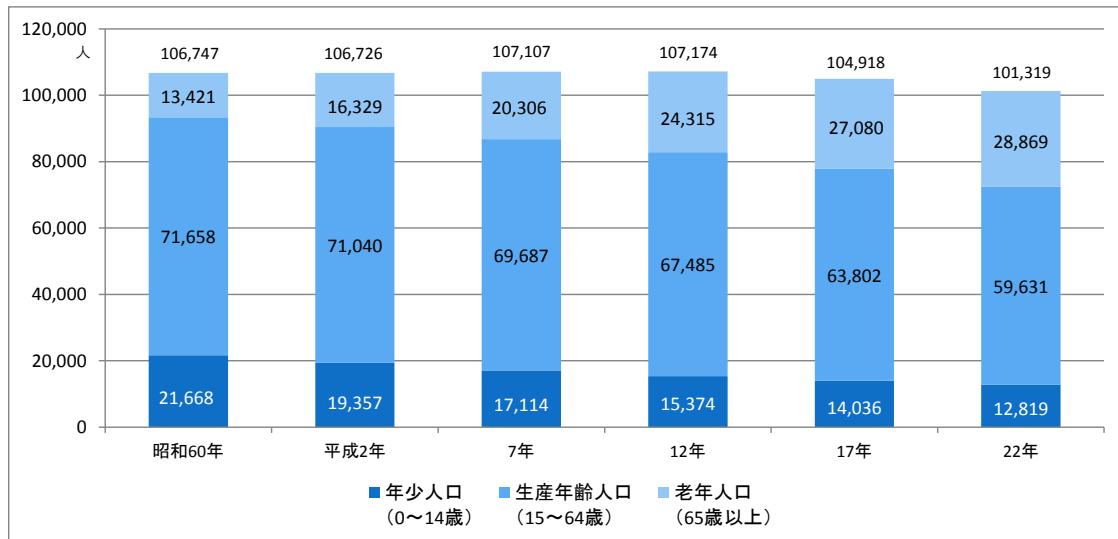
資料：都市計画基礎調査

(3) 人口動態・特性

1) 総人口・世帯数

昭和 60 年から平成 22 年の推移をみると、平成 12 年をピークに人口減少に転じ、平成 22 年には、ピークである平成 12 年から総人口が 94.5%まで落ち込んでいます。65 歳以上の老人人口の割合は 2.3 倍に増加し、生産年齢人口の割合は 76%に減少しました。

図 年齢 3 区分人口



資料：国勢調査

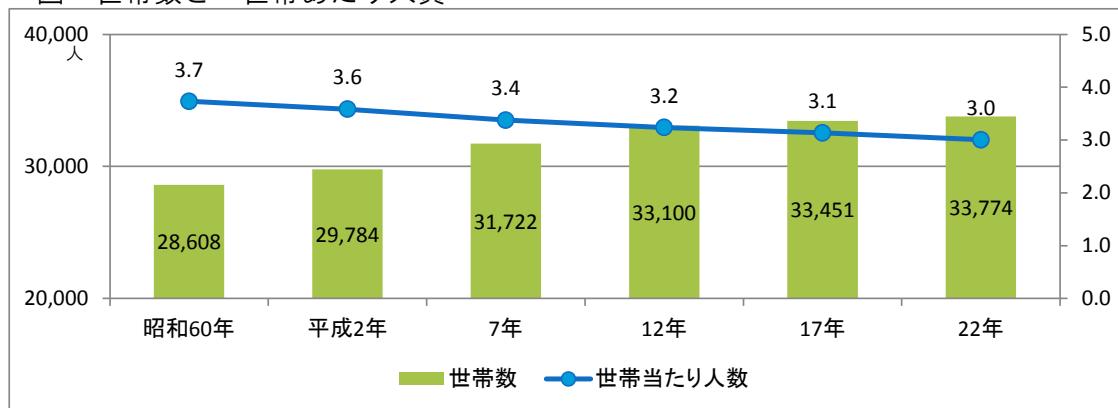
表 年齢 3 区分人口

(人・%)

		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
年少人口 (0~14歳)	人口	21,668	19,357	17,114	15,374	14,036	12,819
	構成比	20.3	18.1	16.0	14.3	13.4	12.7
生産人口 (15~64歳)	人口	71,658	71,040	69,687	67,485	63,802	59,631
	構成比	67.1	66.6	65.1	63.0	60.8	58.9
老人人口 (65歳以上)	人口	13,421	16,329	20,306	24,315	27,080	28,869
	構成比	12.6	15.3	19.0	22.7	25.8	28.5

資料：国勢調査（年齢不詳を除く。）

図 世帯数と一世帯あたり人員



資料：国勢調査

2) 近隣市町村への転出入・流入出

本市は、近隣市町村への転出入・流入出において、転出より転入が上回る転入超過が続いており、転出先である都市は盛岡市、次いで北上市となっており、転入先が最も多い都市は、北上市、次いで盛岡市となっています。

本市の通勤者のうち市内通勤者の割合は 77.1%（平成 22 年）であり、約 2 割の就業者は市外に通勤しています。

市外への通勤先で最も多いのは、北上市の 5,586 人、次いで、盛岡市の 2,306 人となっています。

図 近隣市町村への転出入

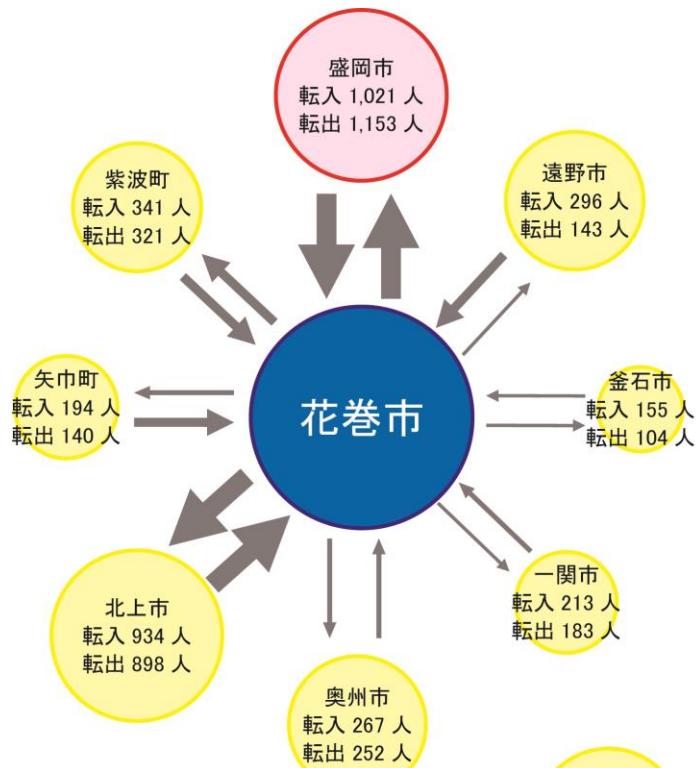
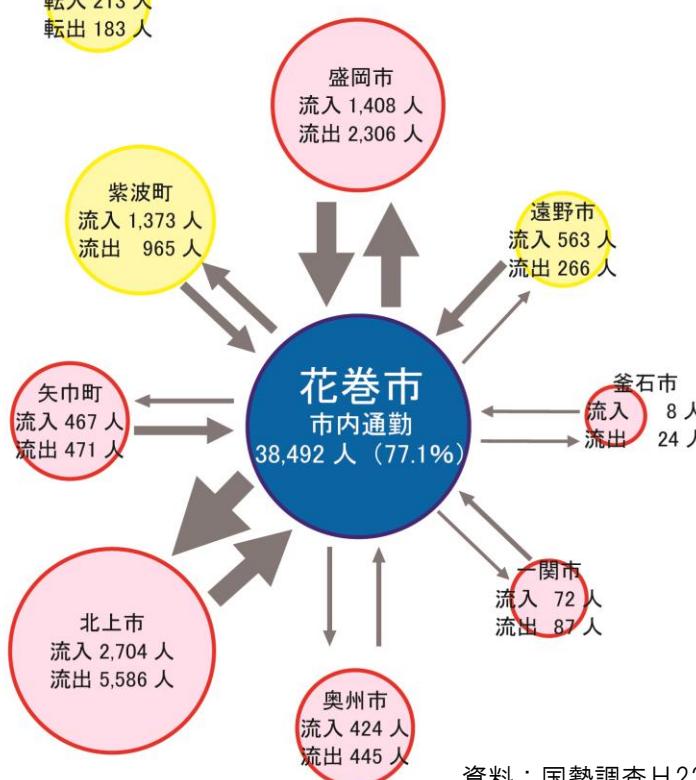


図 通勤による流入出



資料：国勢調査 H22 年

3) 地域別の人口増減

国勢調査による本市全体の人口は、平成12年から平成22年の10年間で5,855人（年齢不詳除く）の人口が減少（5.5%減）しています。

減少人口が最も多い地域は、花巻地域の2,197人減で、増減率では大迫地域の14.5%減が最も比率が高くなっています。

市全体の増減動向の内訳をみれば、年少人口の減少率が高いとともに高齢者の増加率が高くなっています。地域別の増減数の実数では、花巻地域における年少人口及び生産年齢人口の減少数と、老人人口の増加数がともに多くなっています。増減率においては、年少人口では大迫地域、生産年齢人口では大迫地域、老人人口では花巻地域の増減率が高くなっています。

	平成12年				平成22年			
	総人口	年少人口	生産年齢人口	老人人口	総人口	年少人口	生産年齢人口	老人人口
総 数	107,174	15,374	67,485	24,315	101,319	12,819	59,631	28,869
花巻地域	72,994	10,809	47,259	14,926	70,797	9,342	42,555	18,900
大迫地域	6,949	885	3,993	2,071	5,941	547	3,188	2,206
石鳥谷地域	16,521	2,331	10,056	4,134	15,205	1,834	8,737	4,634
東和地域	10,710	1,349	6,177	3,184	9,376	1,096	5,151	3,129

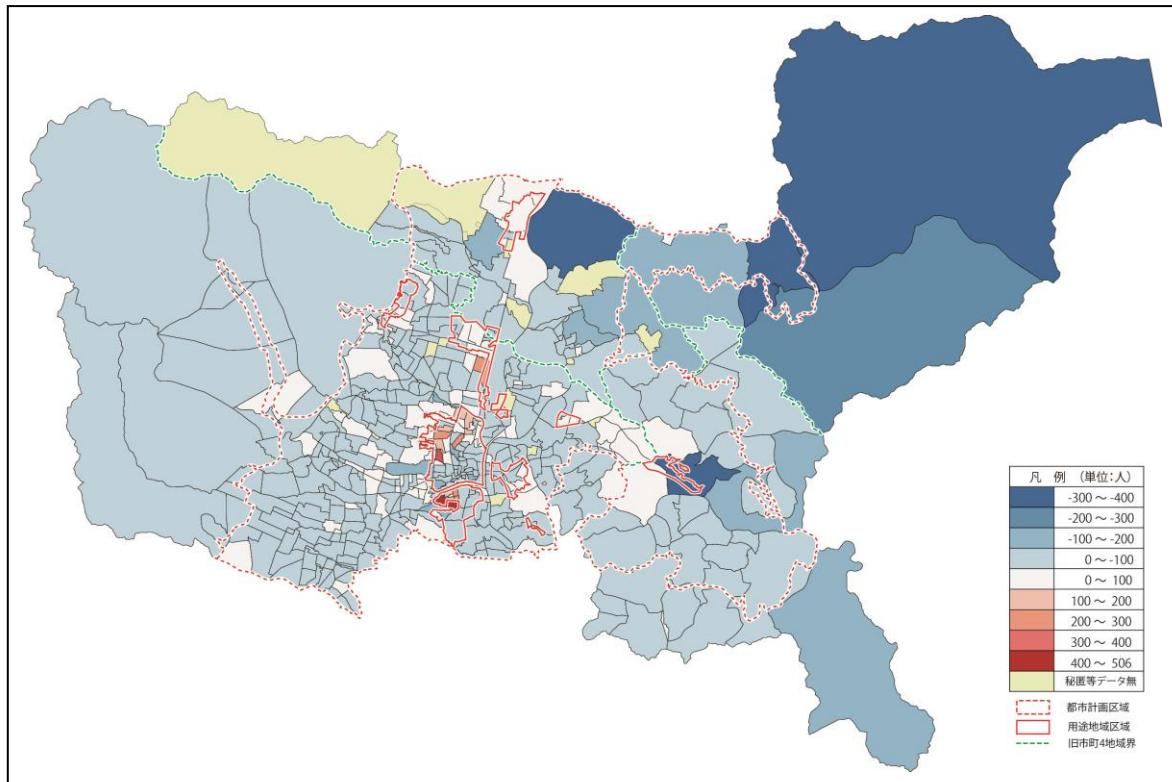
※年齢不詳を除く

	増減数				増減率 (%)			
	総人口	年少人口	生産年齢人口	老人人口	総人口	年少人口	生産年齢人口	老人人口
総 数	-5,855	-2,555	-7,854	4,554	-5.5	-16.6	-11.6	18.7
花巻地域	-2,197	-1,467	-4,704	3,974	-3.0	-13.6	-10.0	26.6
大迫地域	-1,008	-338	-805	135	-14.5	-38.2	-20.2	6.5
石鳥谷地域	-1,316	-497	-1,319	500	-8.0	-21.3	-13.1	12.1
東和地域	-1,334	-253	-1,026	-55	-12.5	-18.8	-16.6	-1.7

資料：国勢調査

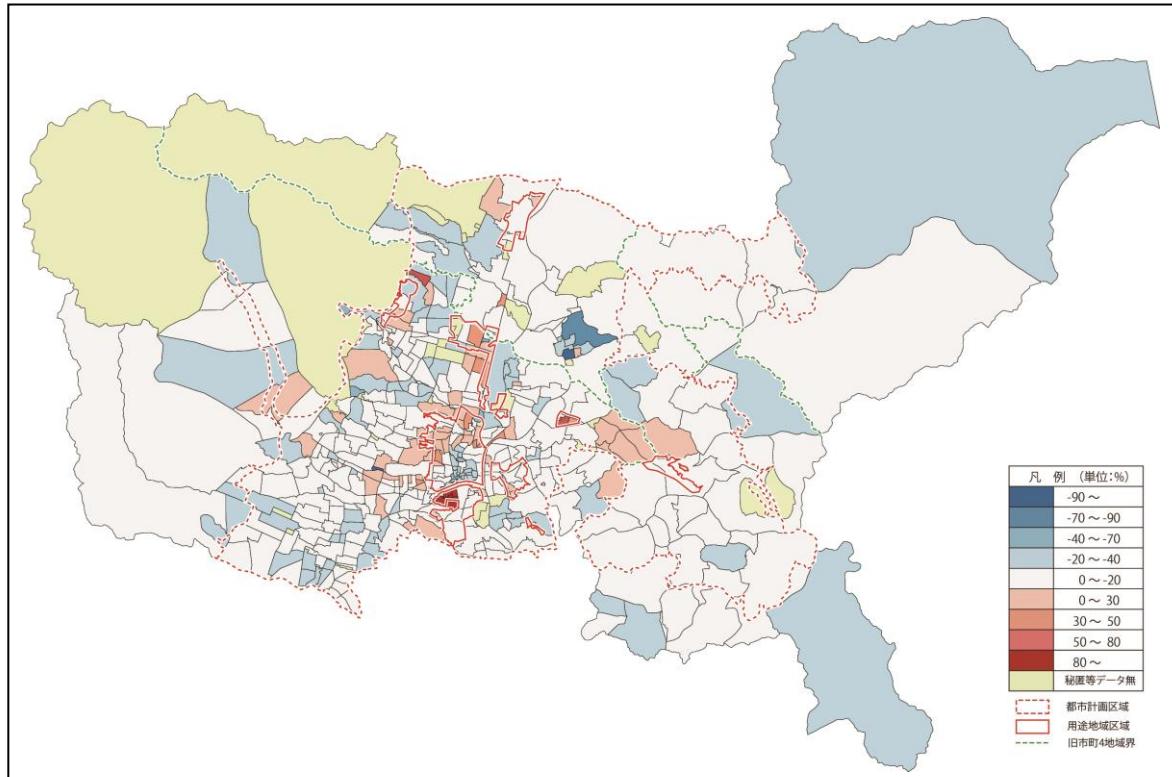
地域別人口増減数（H12～H22）については、大迫地域や東和地域などの東部地域における減少数が大きくなっています。花巻地域の花巻中央地区周辺では人口増加が起きています。

図 地区別人口増減数（H12～H22）



資料：国勢調査

図 地区別人口増減率（H12～H22）

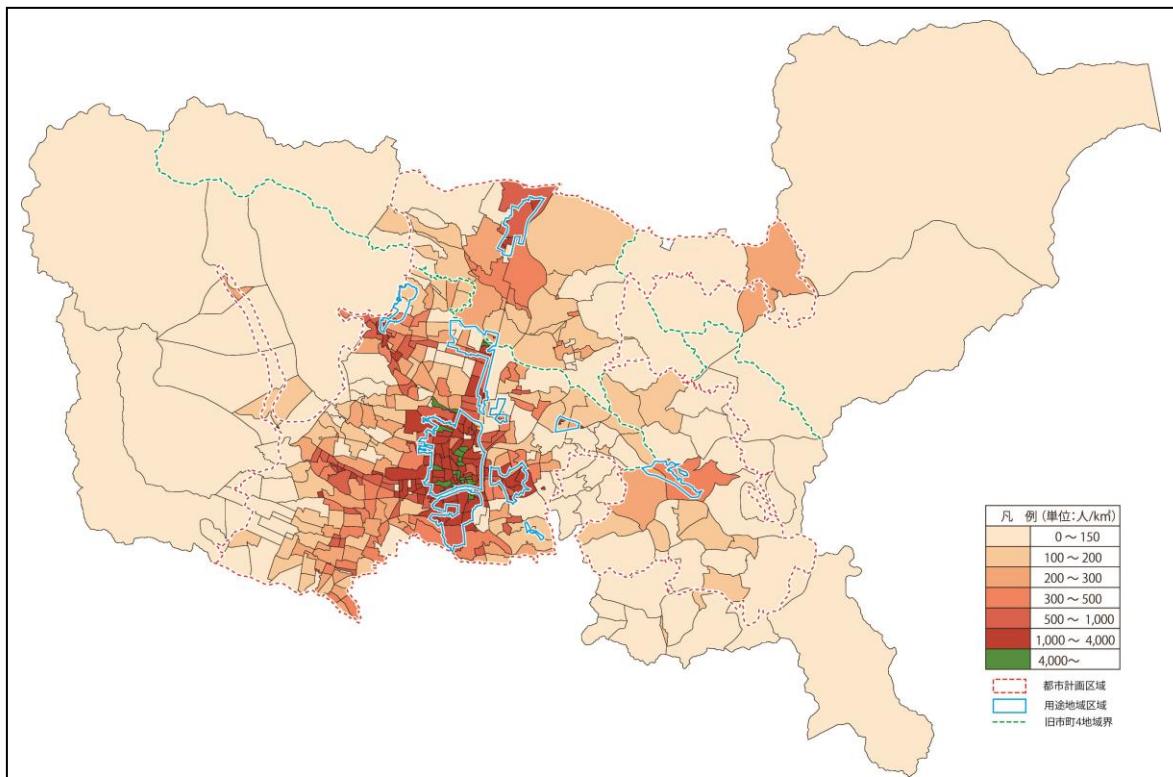


資料：国勢調査

4) 地域別の人口・人口密度動向

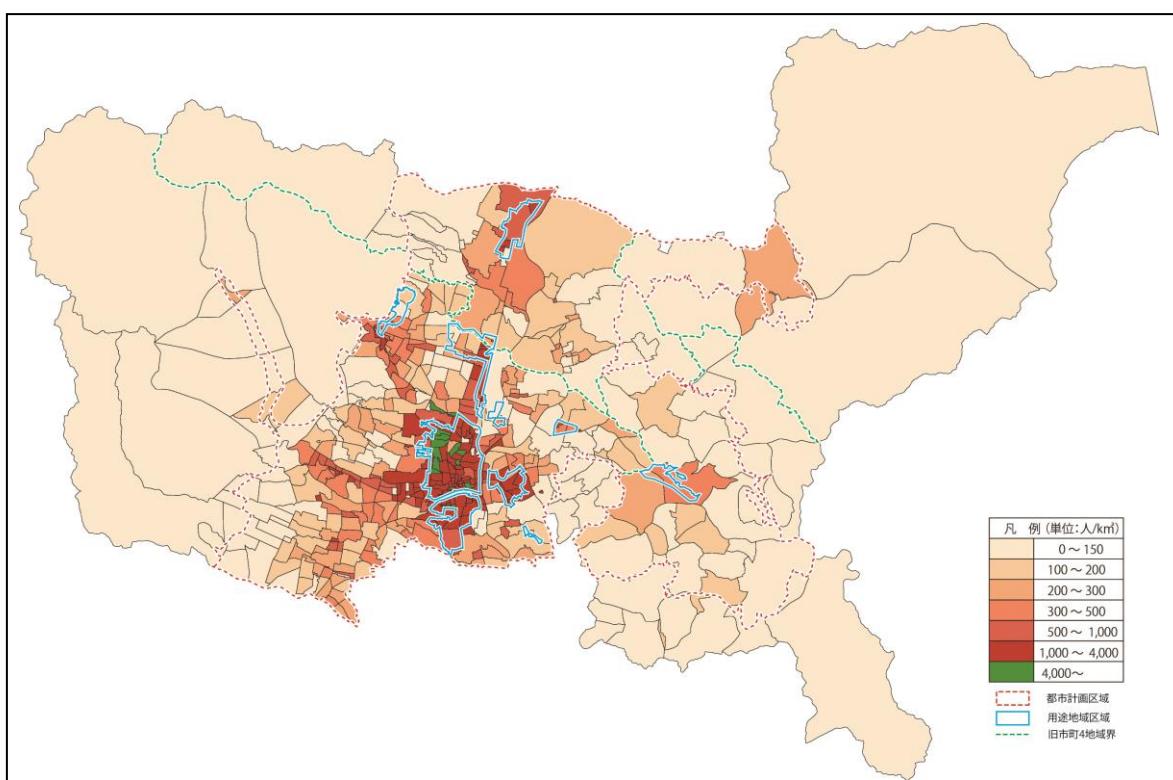
人口密度の動向では、全市的には大きな変化はないものの、花巻地域の中心市街地の北西部に開発された住宅地において人口密度の高まりがみられます。

図 地域別人口密度（H12）



資料：国勢調査

図 地域別人口密度（H22）

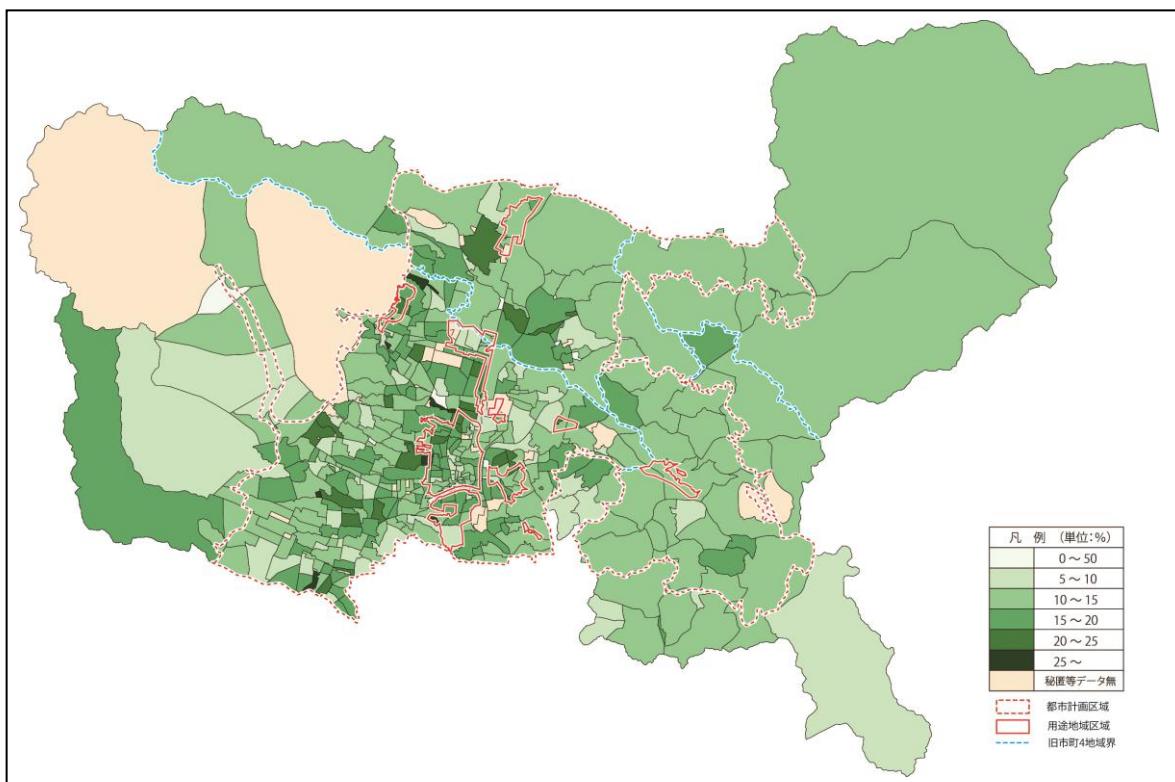


資料：国勢調査

5) 年少人口割合の動向

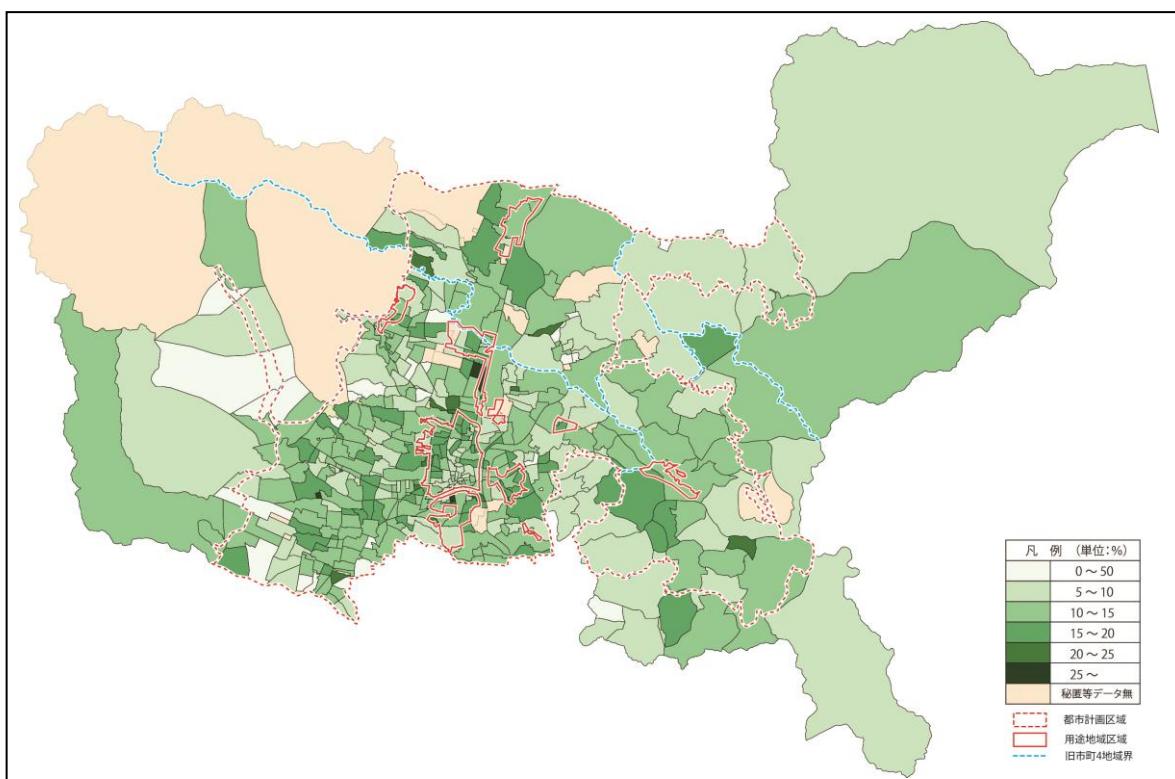
年少人口割合の動向では、平成 12 年において全市域に少子化率が均等に分布している傾向にありましたが、平成 22 年では年少人口率の高い（子どもが多い）地域は用途地域の中心部に集中している傾向が見られます。

図 地域別年少人口割合（H12）



資料：国勢調査

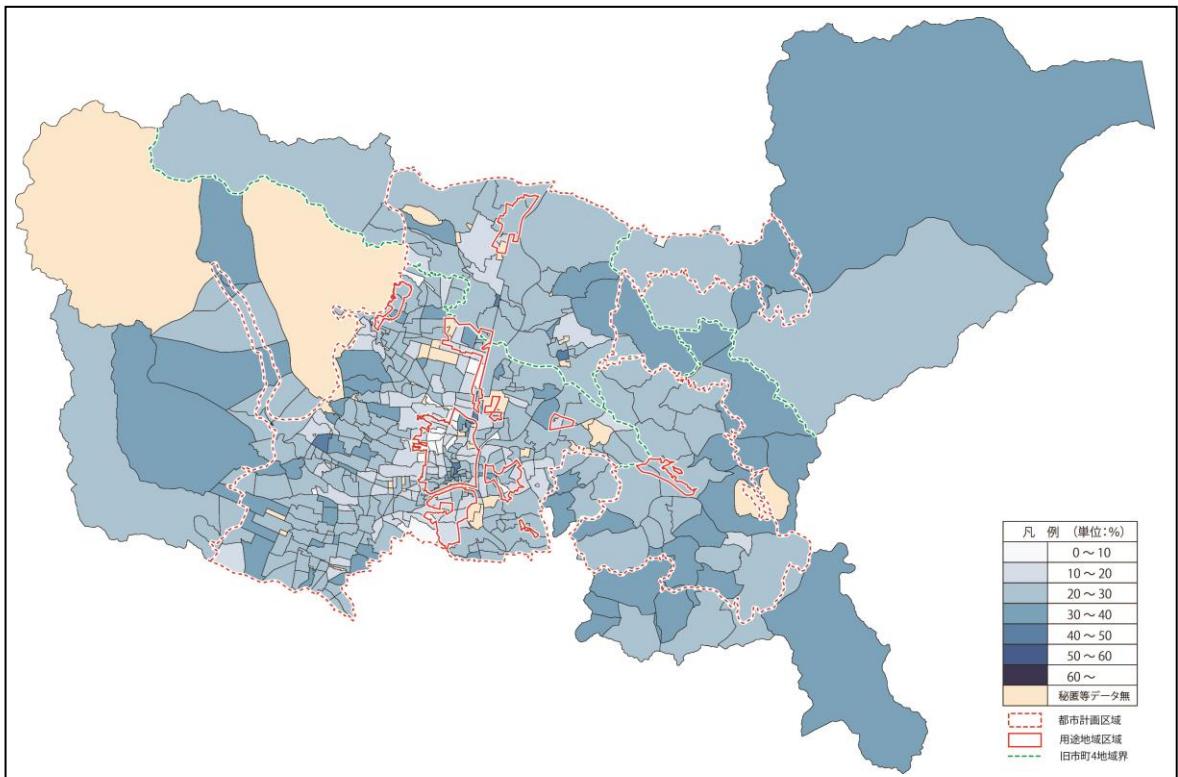
図 地域別年少人口割合（H22）



6) 高齢者率の動向

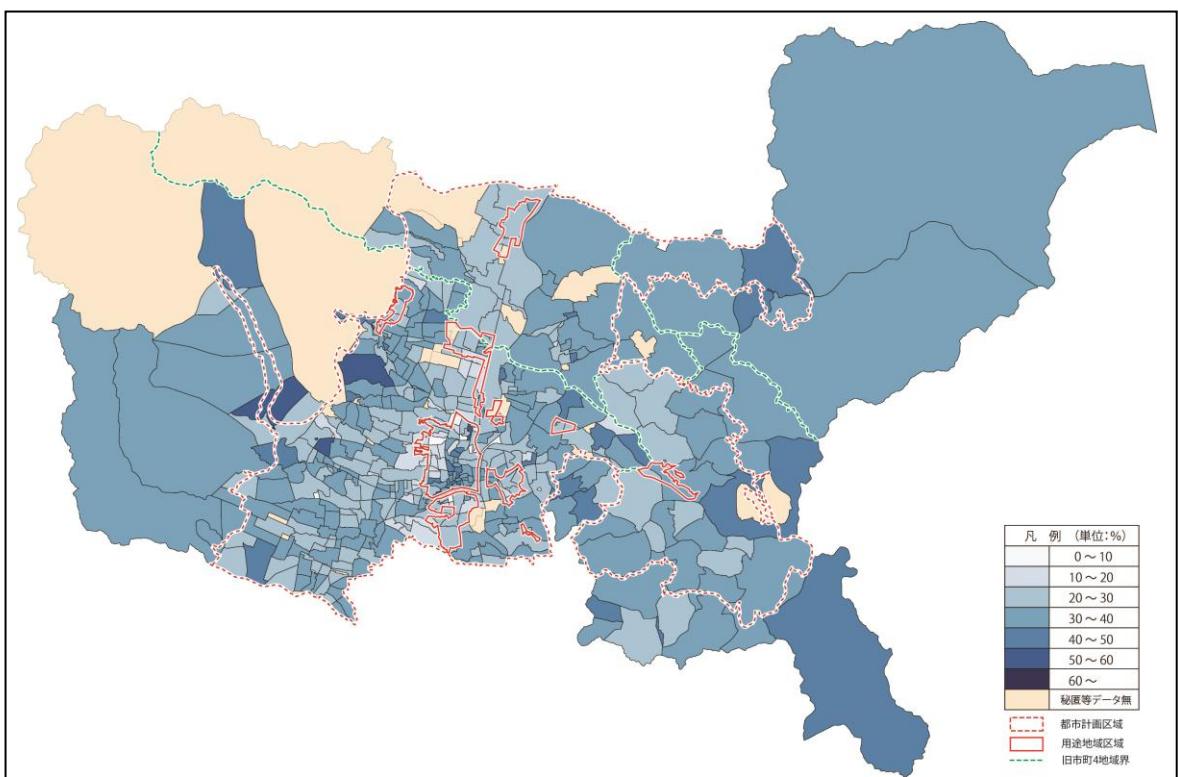
高齢化率の動向では、平成 12 年において中山間地域では高齢化率が高いものの、全市域に高齢化率は均等分布傾向にありました。しかし、平成 22 年では高齢化率が全体的に高まり、市街地においても高齢化率が高い地区が増えています。

図 地域別高齢者率（H12）



資料：国勢調査

図 地域別高齢者率（H22）



(4) 公共交通の利用状況

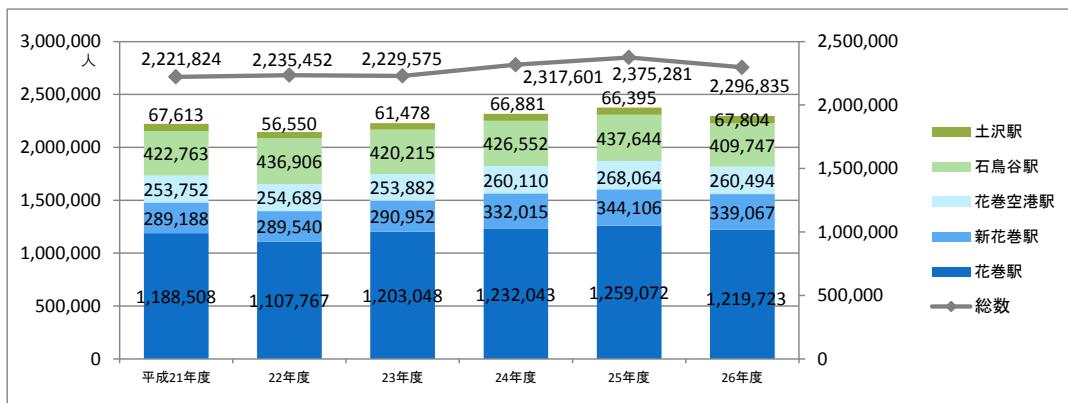
《鉄道》

鉄道の利用者は、多少の増減を繰り返していますが、約 220～237 万人程度の推移となっています。

平成 26 年度には、年間利用者数が約 230 万（一日平均 6,293 人）となっており、増減を繰り返しているものの、全体的に増加傾向にあります。

平成 26 年度の駅別利用者数をみると、花巻駅が全体の半数以上を占めており、約 122 万人（1 日平均 3,342 人）の利用者を確保しており、次いで、石鳥谷駅の 40 万人（1 日平均 1,123 人）となっています。

図 鉄道利用状況の推移



資料：花巻市統計書

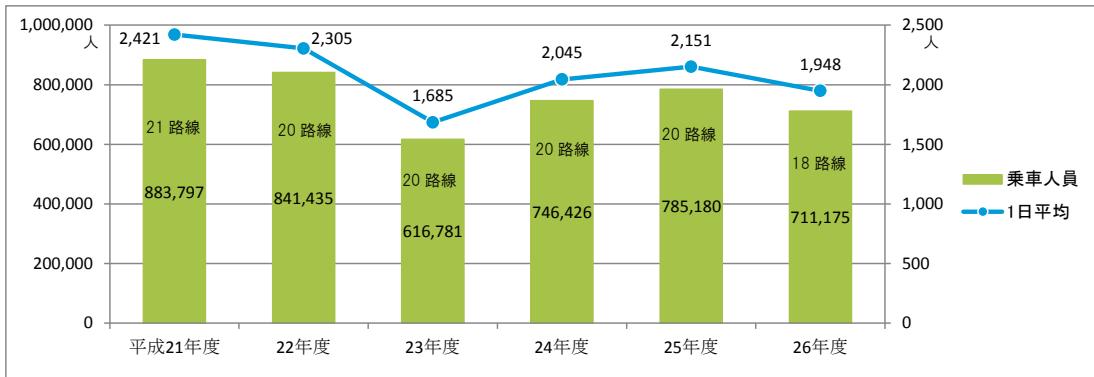
※JR 似内駅、小山田駅、晴山駅は無人駅のためデータなし

《バス》

民間路線バスは、花巻駅前ターミナルと大迫バスターミナルがあり、平成 21 年度には 21 路線であったものの、平成 26 年度は 18 路線に減少しています。

また、バス利用者数においても年々減少傾向にあり、平成 23 年度には東日本大震災の影響により、616,781 人（1 日平均 1,685 人）と大幅な減少が見られ、その後、少しづつ利用者数は回復傾向にありますが、震災以前と比較してもなお、減少傾向にあります。

図 民間路線バス利用状況の推移

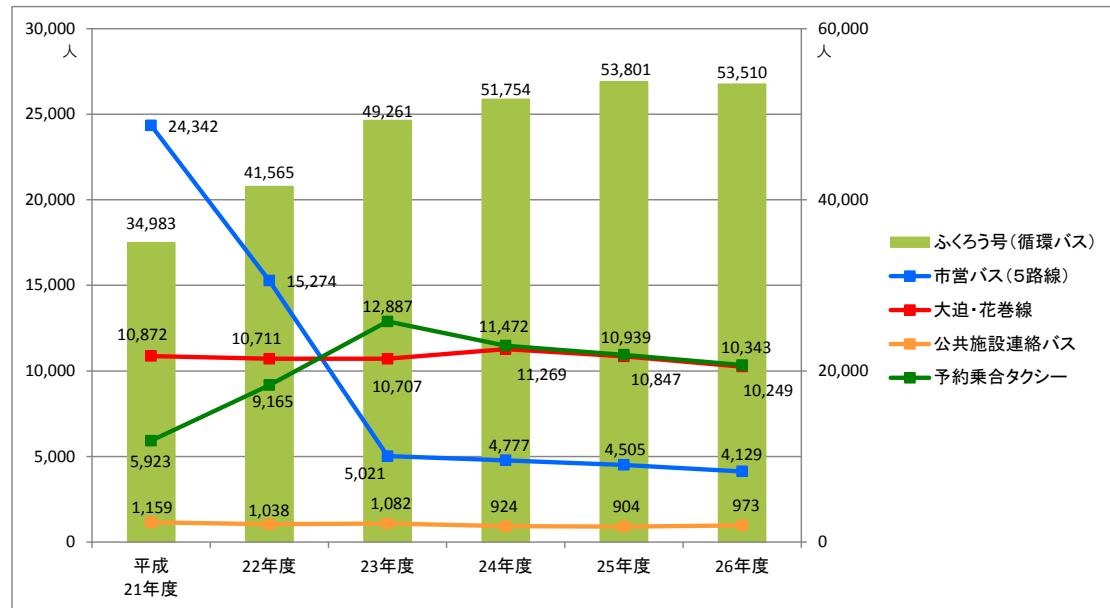


資料：花巻市統計書

本市では、民間の路線バスでカバーしきれない公共交通不便地域に、市営バスや予約応答型乗合交通（予約乗合タクシー）等の自主運行バスを運行し、市民の移動手段の確保に努めています。このうち、市営バスの利用状況は、平成22年度の運行便数の集約により、平成21年度の利用者数24,342人から平成23年度には5,021人と急激に減少し、その後も減少傾向にあります。また、石鳥谷地域及び東和地域の予約乗合タクシーの利用者数についても、導入当初は増加傾向にありましたが、平成23年度をピークに減少傾向にあります。

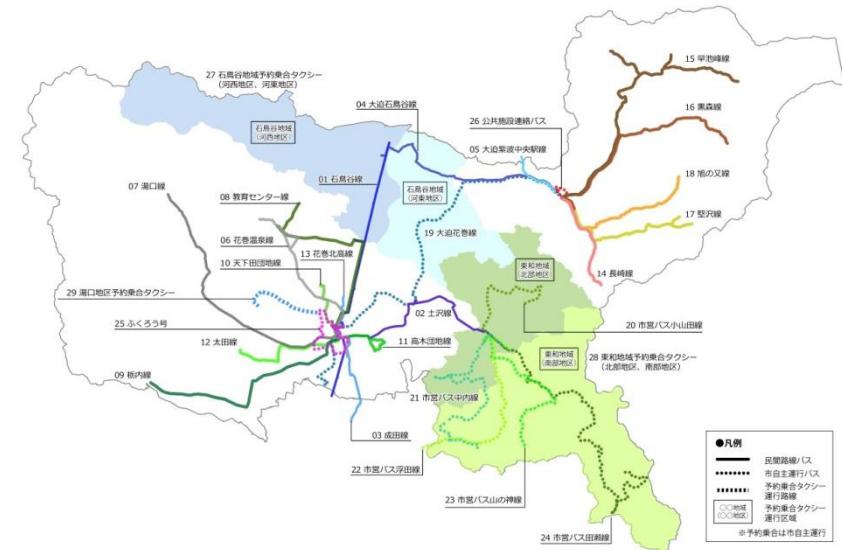
一方、大迫公共施設連絡バス及び大迫花巻地域間連絡バス（県立中部病院連絡バスを含む）の利用者数はやや横ばいで推移しているほか、花巻市の中心部を運行している市街地循環バス「ふくろう号」の利用者数については年々増加傾向にあり、平成26年度は53,510人の利用者数となっています。

図 花巻市自主運行バス利用状況の推移



資料：花巻市統計書より作成

図 花巻市バス路線（予約応答型交通含む）



資料：花巻市公共交通計画より作成

(5) 産業

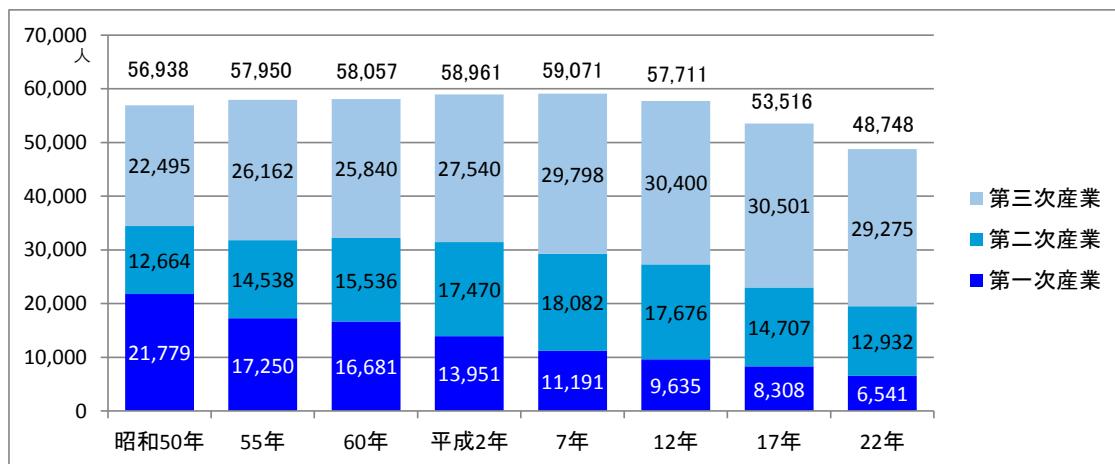
《産業別就業人口》

農業を中心とした第一次産業就業者は、減少傾向をたどっており、昭和50年では21,779人、平成22年には6,431人と大幅に減少しています。

建設業や製造業を中心とした第二次産業就業者については、平成12年までは増加傾向にありましたが、平成22年は減少傾向に転じています。

また、第三次産業については、高齢化の進展により、医療・介護を中心とするサービス業の比率が高まり、22,495人（昭和50年）から29,275人（平成22年）に増加しています。

図 産業別就業者数の推移



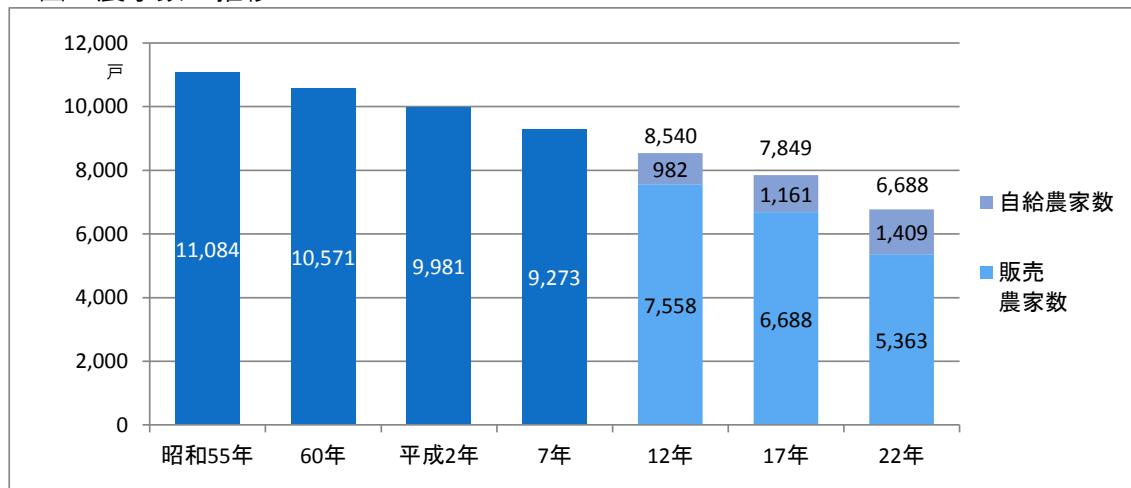
※分類不能の産業を除く。

資料：花巻市統計書

《農業》

農家数は昭和 55 年から平成 22 年にかけて、減少傾向となっているものの、平成 12 年からの自給農家数は、平成 22 年まで増加し、販売農家数は年々減少しています。

図 農家数の推移



※平成 12 年以降は、自給農家数と販売農家数の合算とする。

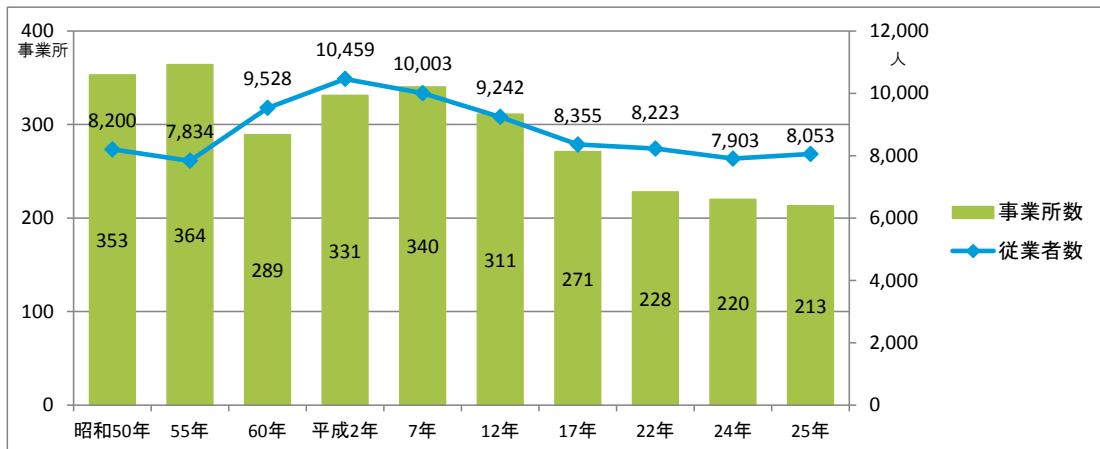
資料：花巻市統計書

《工 業》

製造業事業所の従業者数は、昭和 60 年に一時減少し、その後、平成 2 年をピークに減少傾向が続いていたものの、平成 25 年にはやや増加しています。

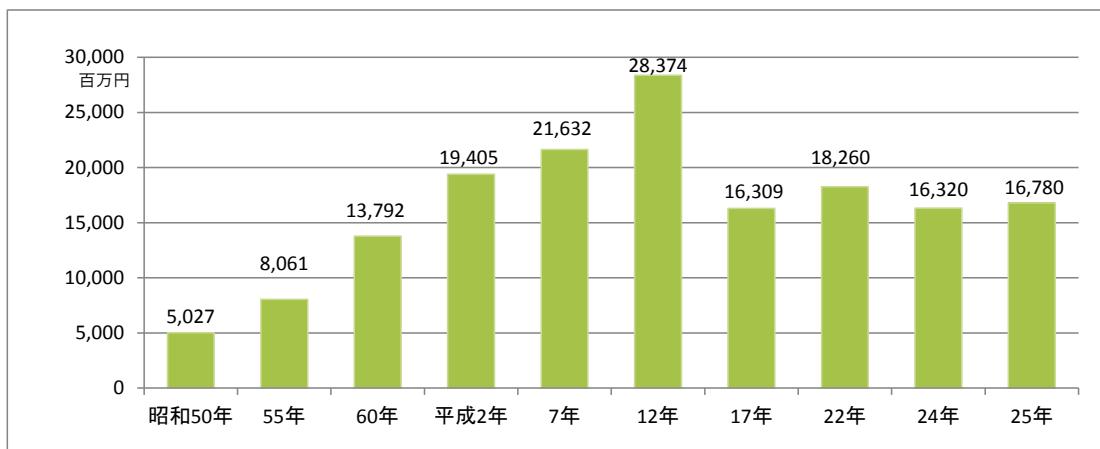
製造品出荷額は、平成 12 年をピークに急激に減少し、平成 17 年にはピーク時の 57% まで落ち込み、平成 25 年までに増減を繰り返しています。

図 製造業事業所・従業者数の推移



資料：花巻市統計書

図 製造品出荷額等の推移



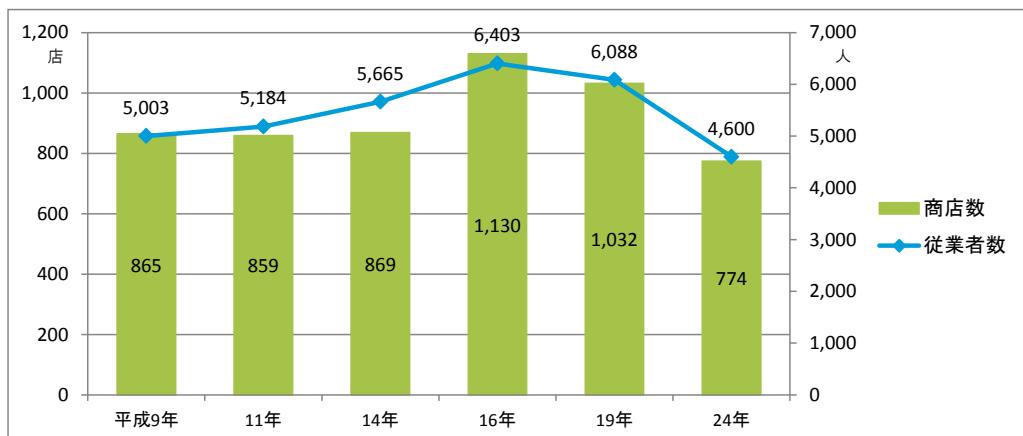
資料：花巻市統計書

《商 業》

小売業における商店数及び従業者数は、平成 16 年までは増加傾向にありましたが、平成 19 年から減少に転じています。

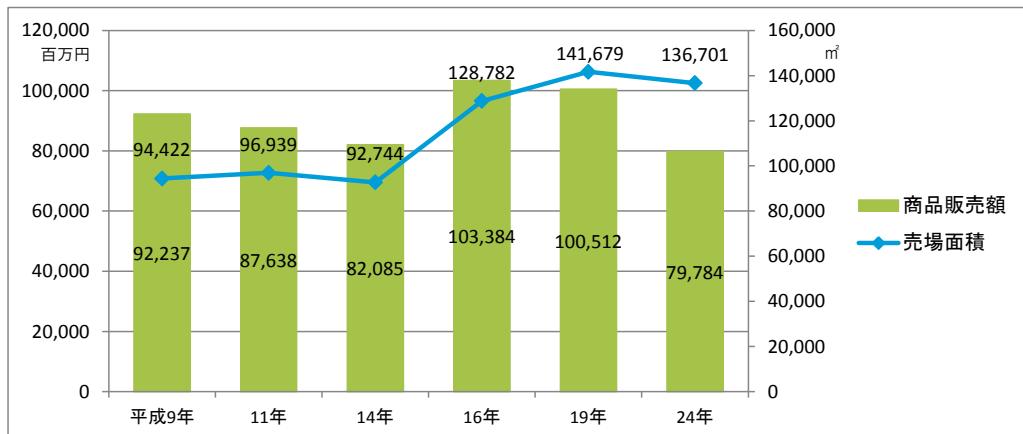
平成 24 年度の小売業の商品販売額・売場面積は、平成 19 年度より微減しているものの、1 店舗当たりの商品販売額・売場面積は、盛岡市（173 百万円・222.1 m²）や北上市（139 百万円・219.5 m²）を下回っています。

図 商業（小売業）の商店数・従業者数の推移



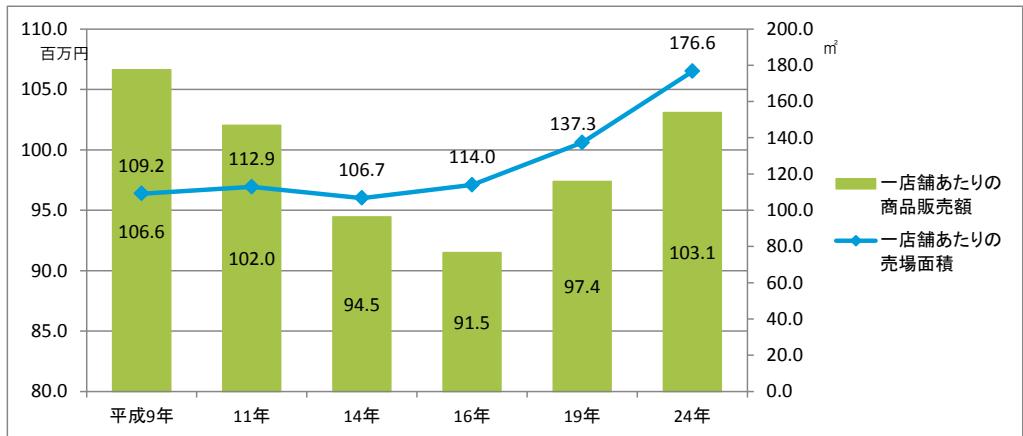
資料：岩手県商業統計調査

図 商業（小売業）の商品販売額・売場面積の推移



※小売店舗の動向把握であるため、「卸売」を除く
資料：岩手県商業統計調査

図 一店舗あたりの商品販売額・売場面積の推移



資料：岩手県商業統計調査

(6) 市街地整備事業等

1) 土地区画整理事業

戦災復興土地区画整理事業として昭和23年に「花巻地区」で整備が開始され、石鳥谷地域を含め、現在に至るまでに20地区が整備完了しています。

《花巻地域》

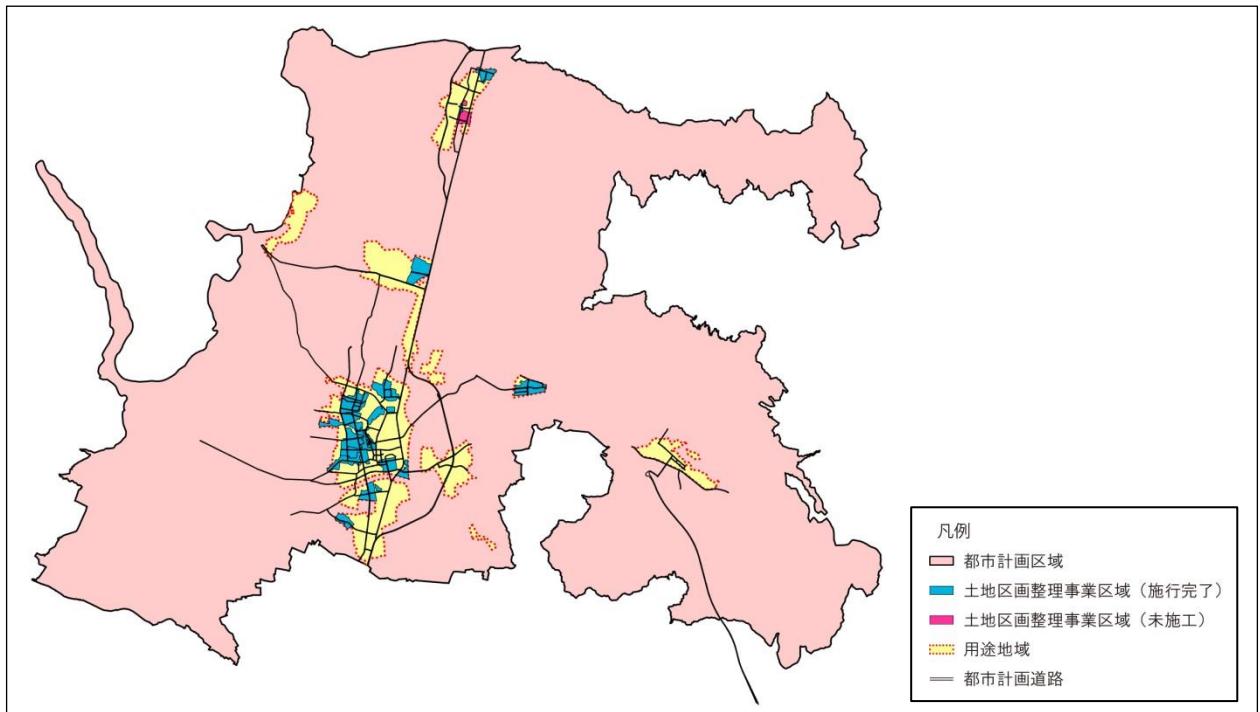
事業地区名	施行者	施行面積(ha)	施 行 度	事業地区名	施行者	施行面積(ha)	施 行 度
花巻	県知事	22.0	S23～S31	花巻駅西第四	市	30.1	S52～S61
二枚橋	組合	42.5	S24～S35	本館	市	37.1	S55～S62
花巻駅前	市	21.5	S26～S34	下幅	組合	15.1	S56～S60
花巻駅西	市	28.2	S38～S48	桜町一丁目	組合	2.5	S57～S59
花巻駅西第二	市	16.3	S43～S45	矢沢	市	40.5	S59～S63
花巻駅西第三	市	33.6	S45～S51	花巻駅西第五	市	45.9	S59～H3
花巻駅西松雲台	組合	12.4	S48～S51	諏訪	組合	16.1	S61～H3
四日町北	組合	4.5	S51～S53	花巻駅周辺	市	10.7	H1～H7
高田	組合	10.4	S52～S55	不動上諏訪	組合	23.2	H6～H14

《石鳥谷地域》

事業地区名	施行者	施行面積(ha)	施 行 度	事業地区名	施行者	施行面積(ha)	施 行 度
上口	町	19.1	S57～H2	石鳥谷駅前	町	2.6	H5～H18

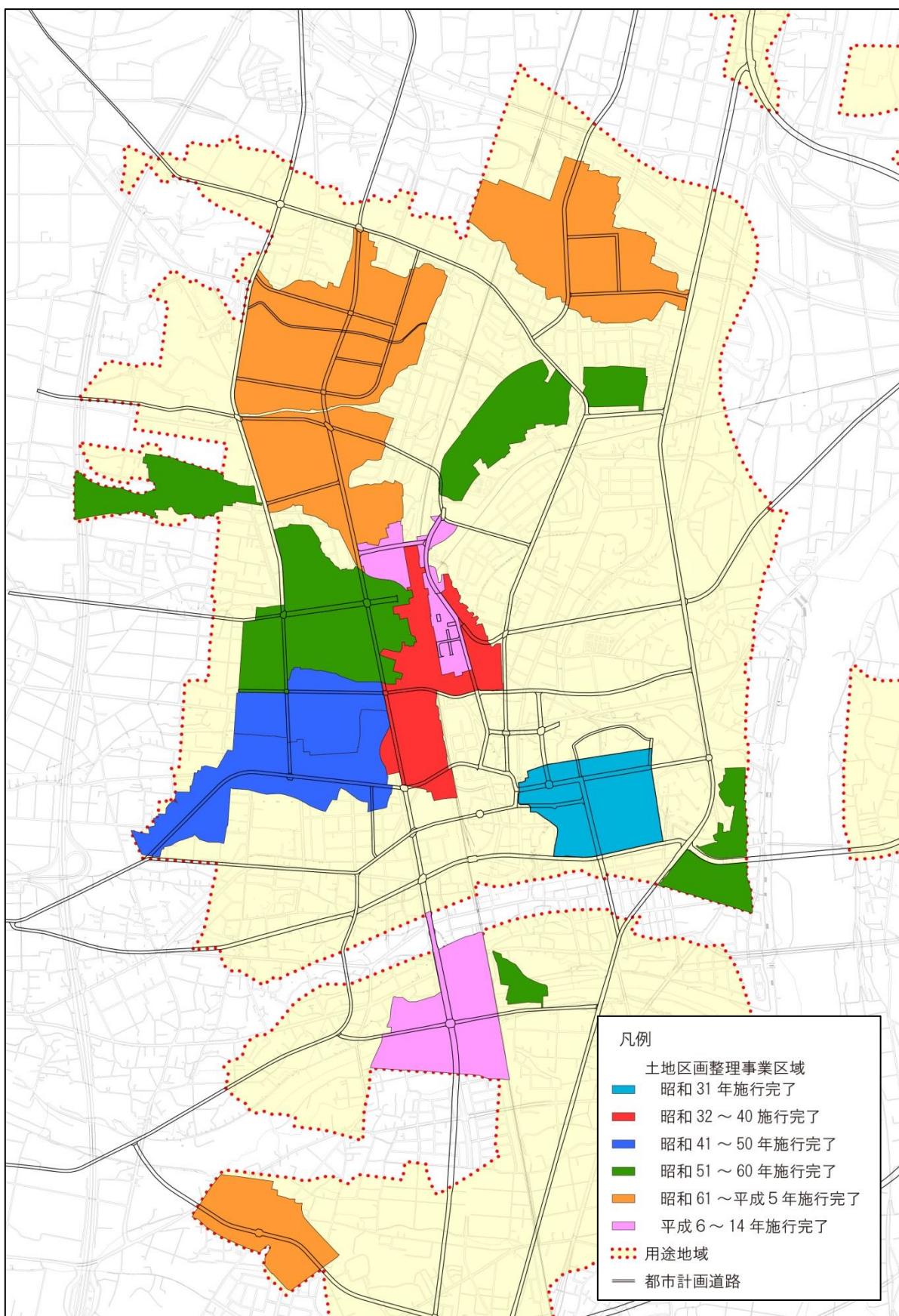
資料：都市計画基礎調査

図 土地区画整理事業実施区域



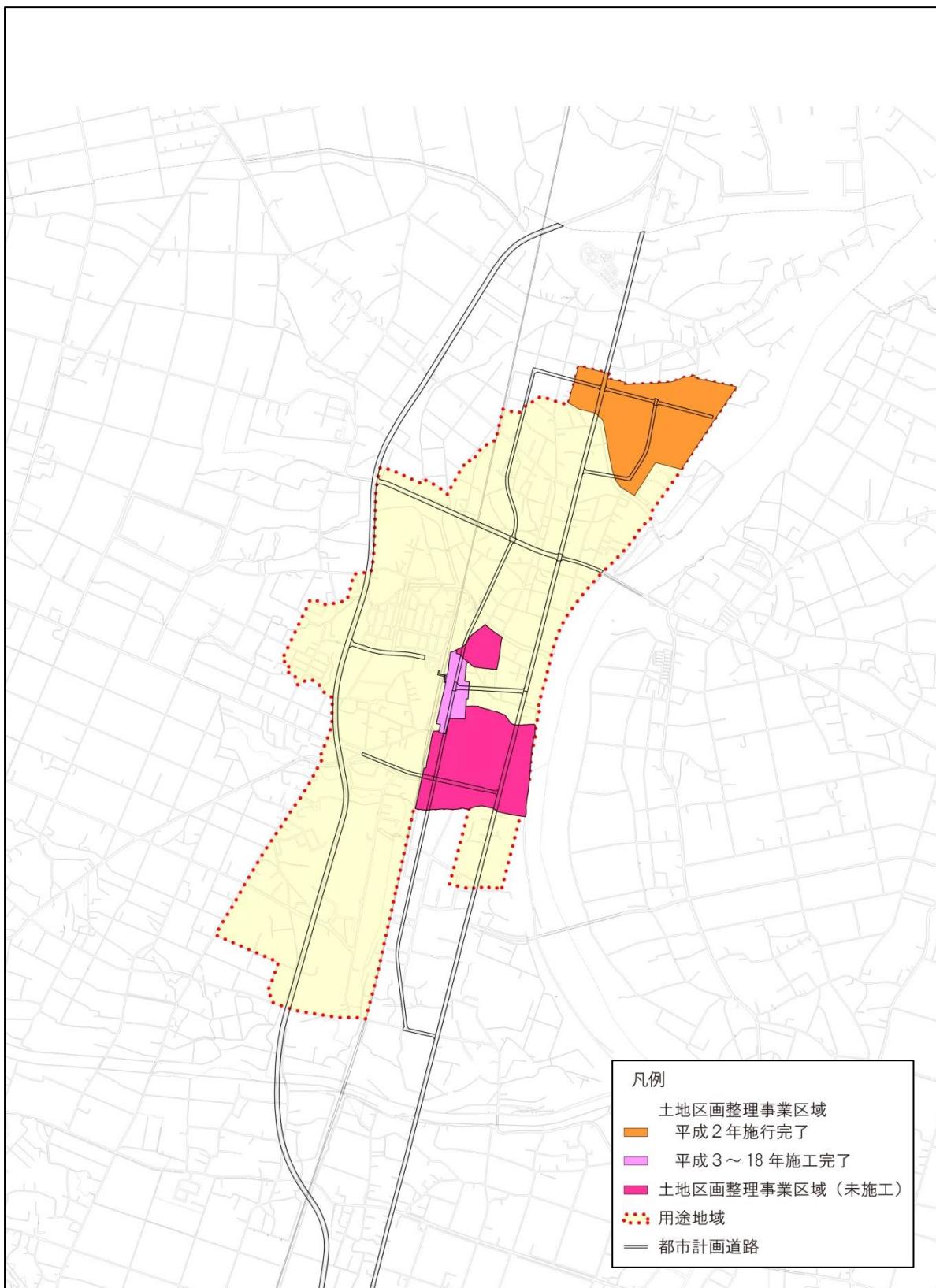
《土地区画整理事業の変遷（花巻地域）》

花巻地域の土地区画整理事業は、昭和 31 年の戦災復興事業の「花巻地区」の事業が完了してから平成 14 年までに 18 地区を整備しています。



《土地区画整理事業の変遷（石鳥谷地域）》

石鳥谷地域の土地区画整理事業は、平成 2 年から平成 18 年までに 2 地区を整備しています。



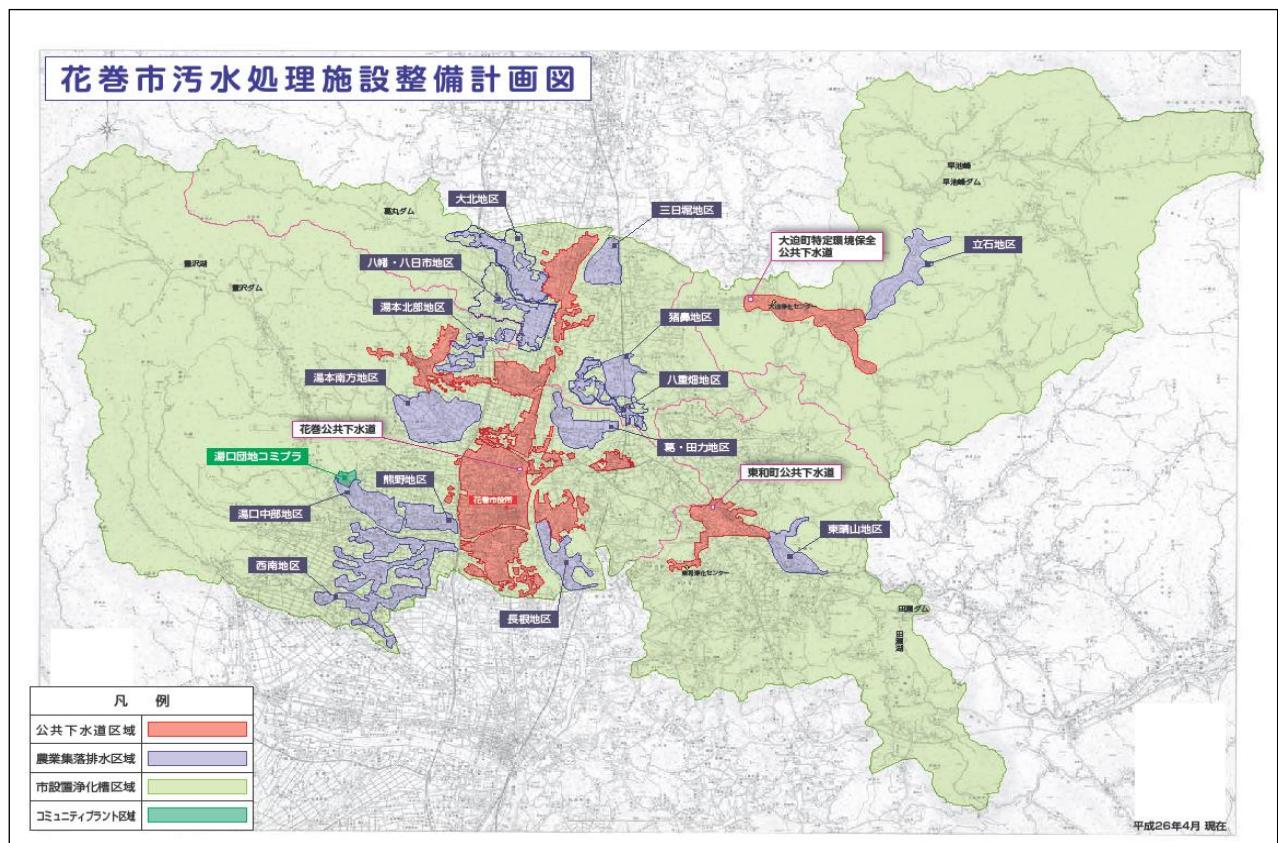
注) 用途地域は平成 27 年現在

2) 公共下水道

現在の本市における下水処理は、「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」、「合併処理浄化槽事業」、「コミュニティプラント事業」によって行われています。

公共下水道は、花巻・大迫・石鳥谷・東和の中心市街地や住宅地において整備が進められており、農業集落排水は、市内 14 地区が既に完了し、うち 5 地区は公共下水道へ接続しています。また、コミュニティプラントは、湯口住宅団地内で整備されています。

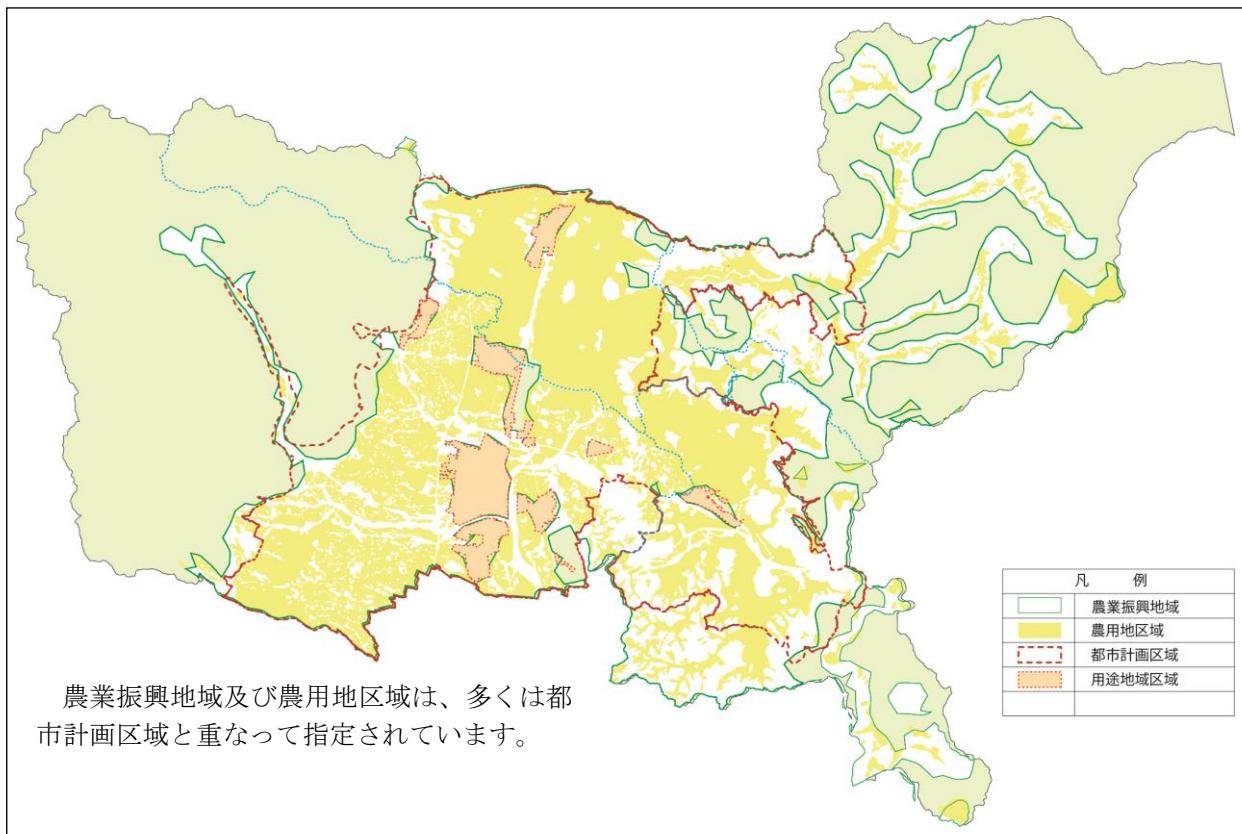
汚水処理人口普及率は、平成 25 年度で 87.6%となっていました、実際に接続して利用している市民の割合を示す水洗化率は平成 25 年度で 82.6%です。



資料：花巻市汚水処理計画

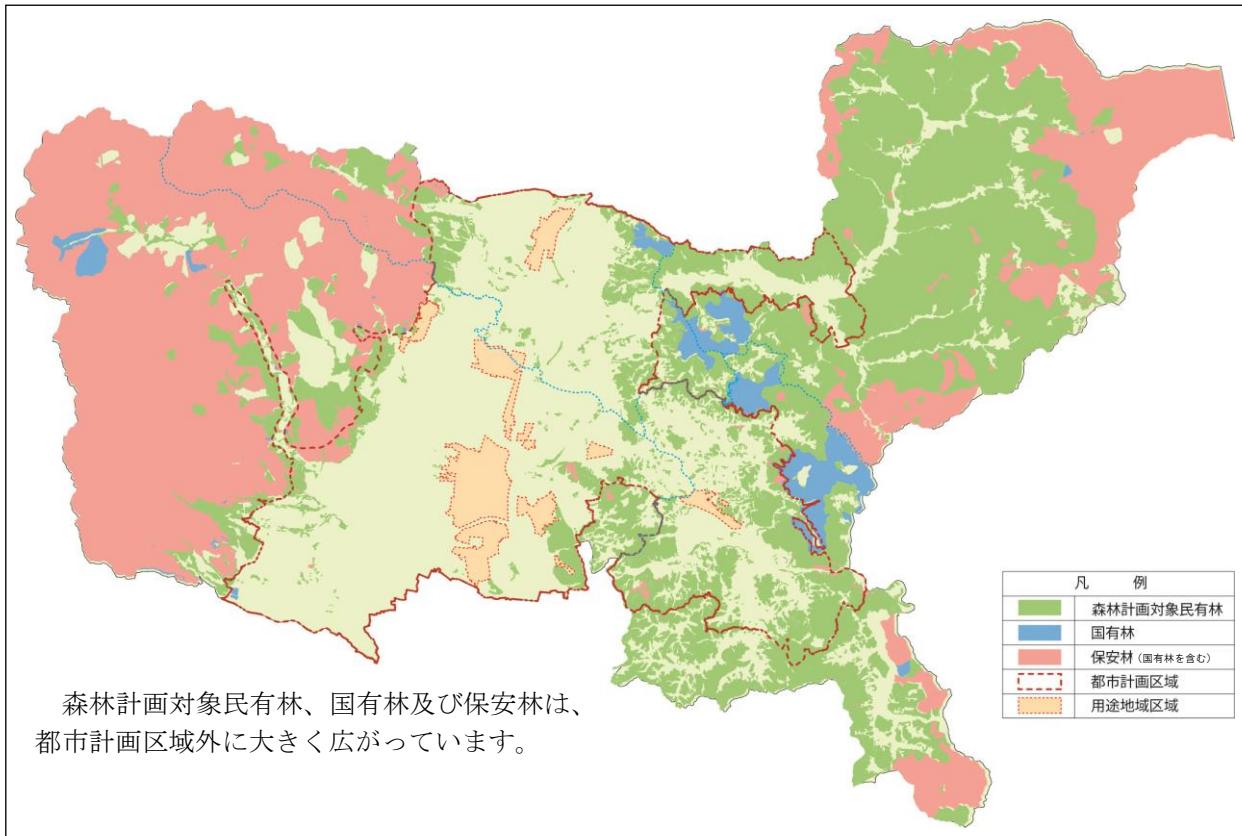
(7) 法規制

《農業振興地域・農用地区域》



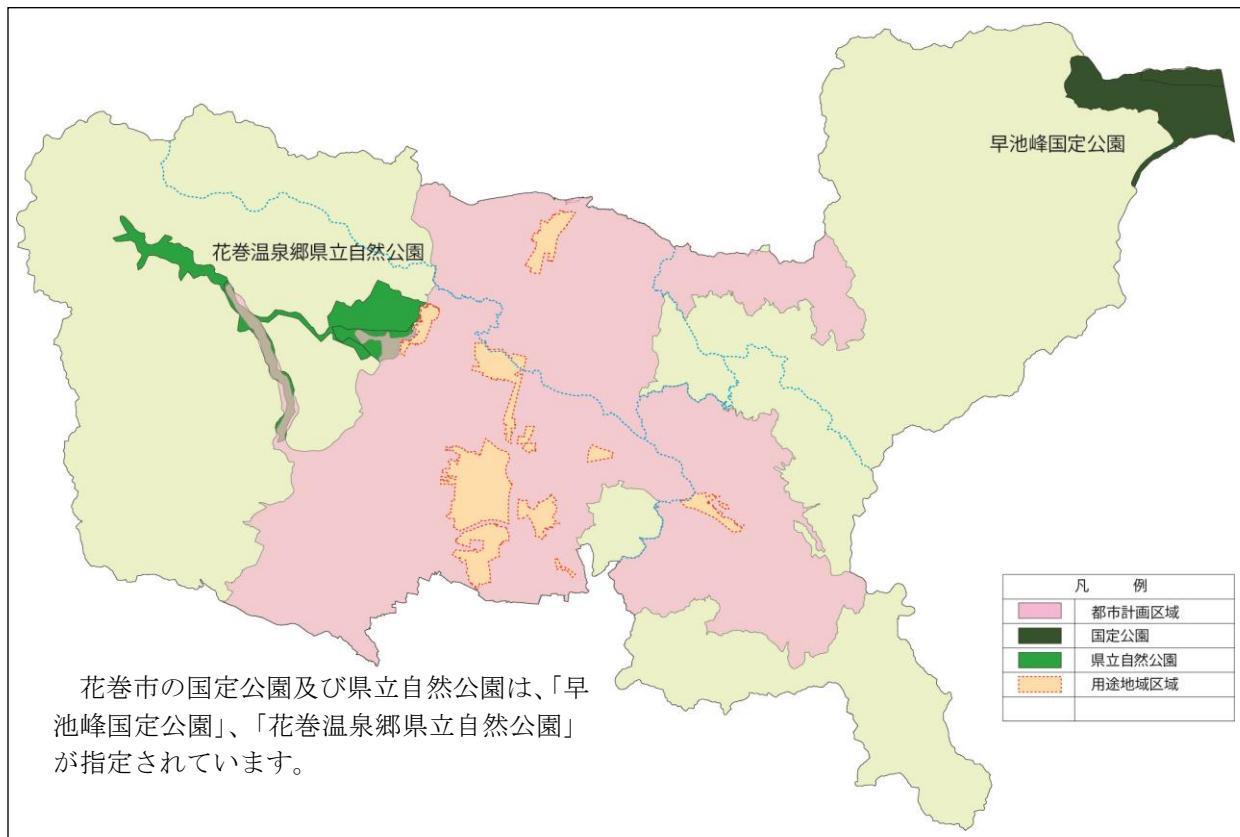
資料：国土数値情報

《森林法（地域森林計画対象民有林・国有林・保安林）》



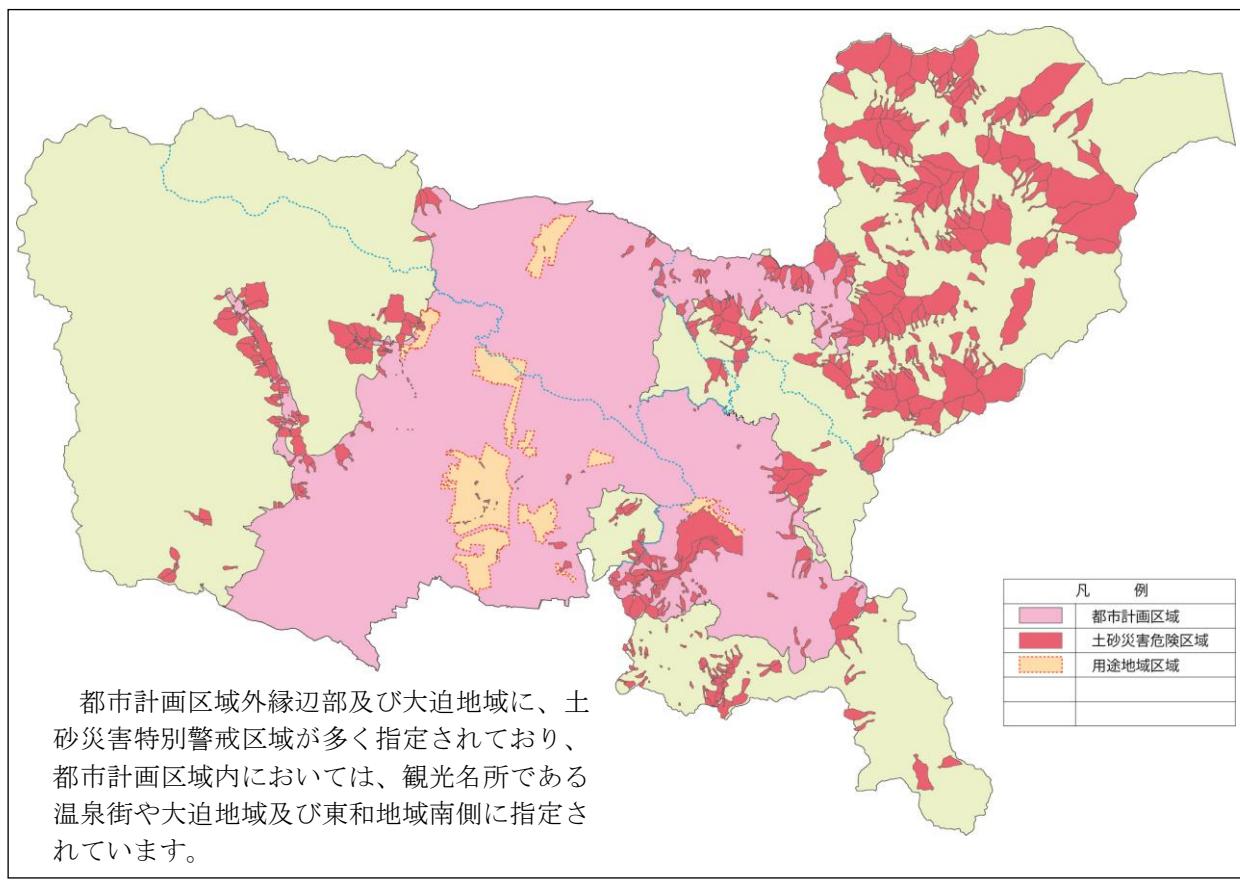
資料：国土数値情報

《国定公園・県立自然公園》



資料：国土数値情報

《土砂災害防止対策の推進に関する法による土砂災害特別警戒区域》

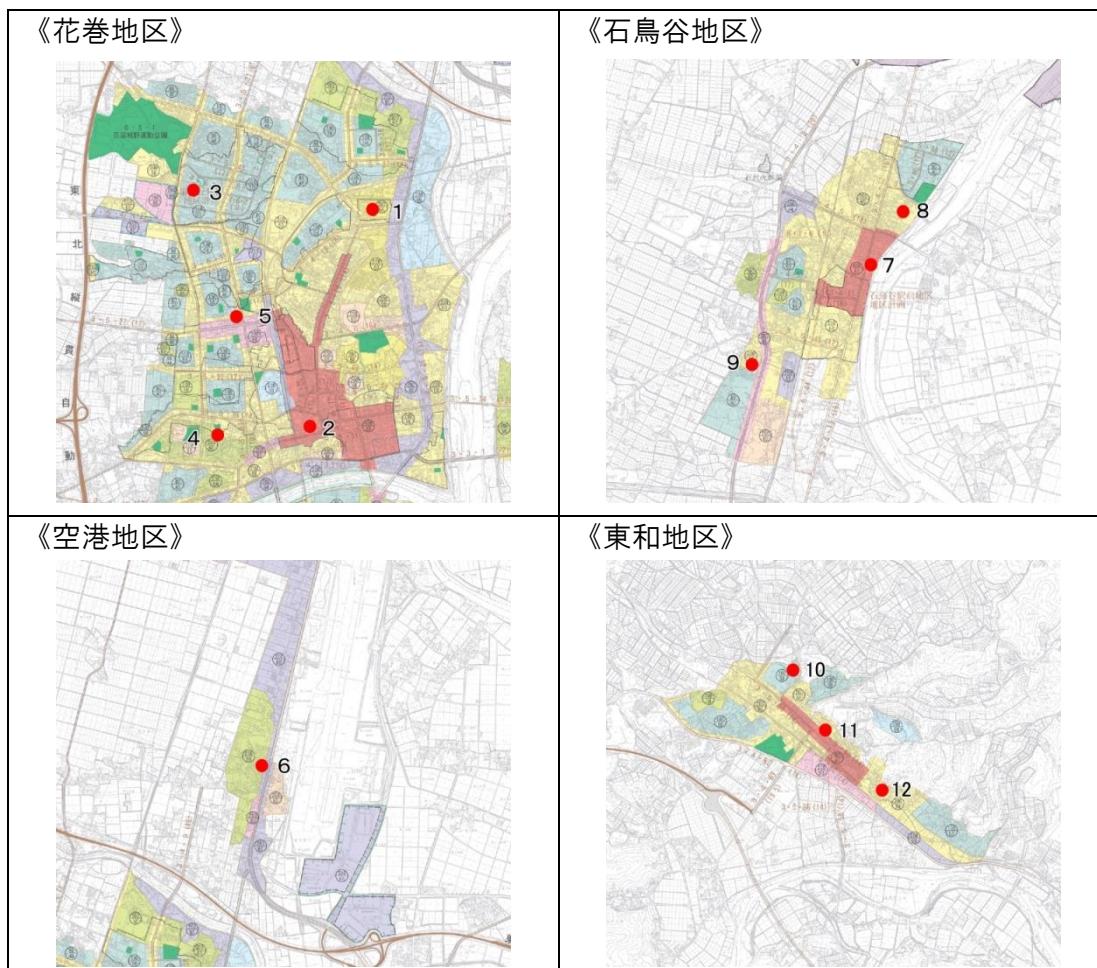
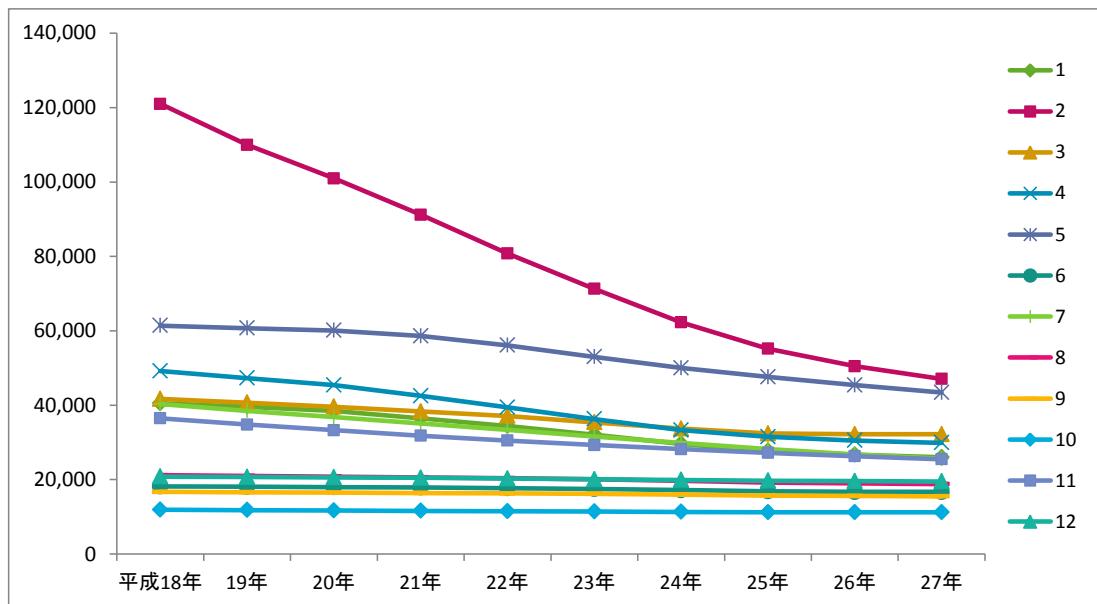


資料：国土数値情報

(8) 地 價

花巻市の地価は年々下落傾向にあり、特に花巻地区の中心市街地である上町（図中「2」）では、平成18年から27年までの間に約4割にまで落ち込んでいます。

図 地価公示

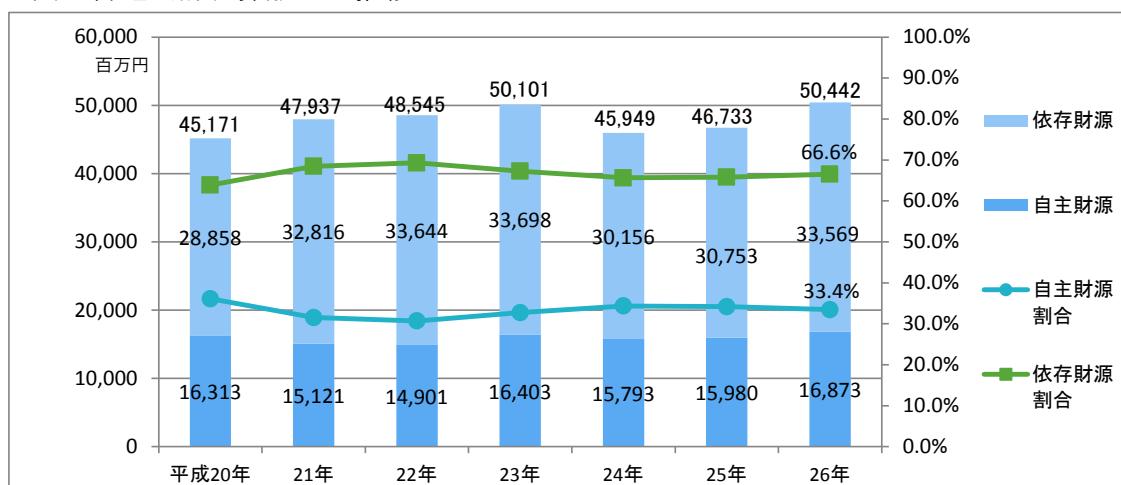


資料：岩手県HP

(9) 財政

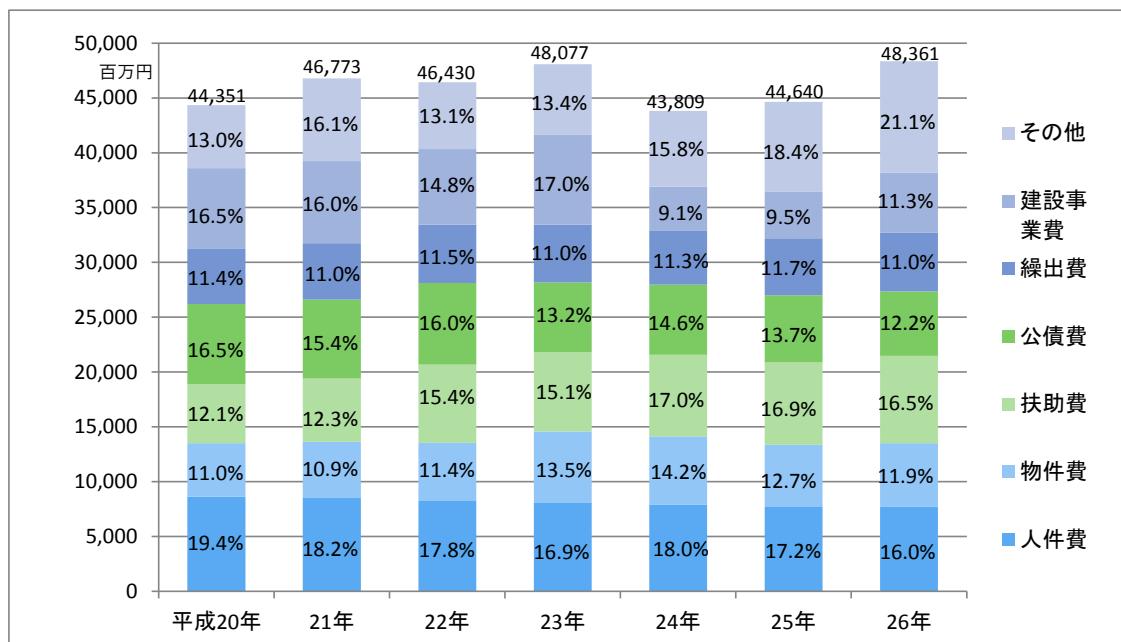
平成 26 年度の普通会計歳入は、504 億円程度、歳出は 484 億円程度となっていますが、これから的人口減少時代においては、市税や地方交付税をはじめとした一般財源の大きな伸びが期待できないことから、これらの歳入規模に見合った歳出予算を組んでいく必要があります。

図 普通会計決算歳入の推移



資料：花巻市統計書

図 普通会計決算歳出の推移

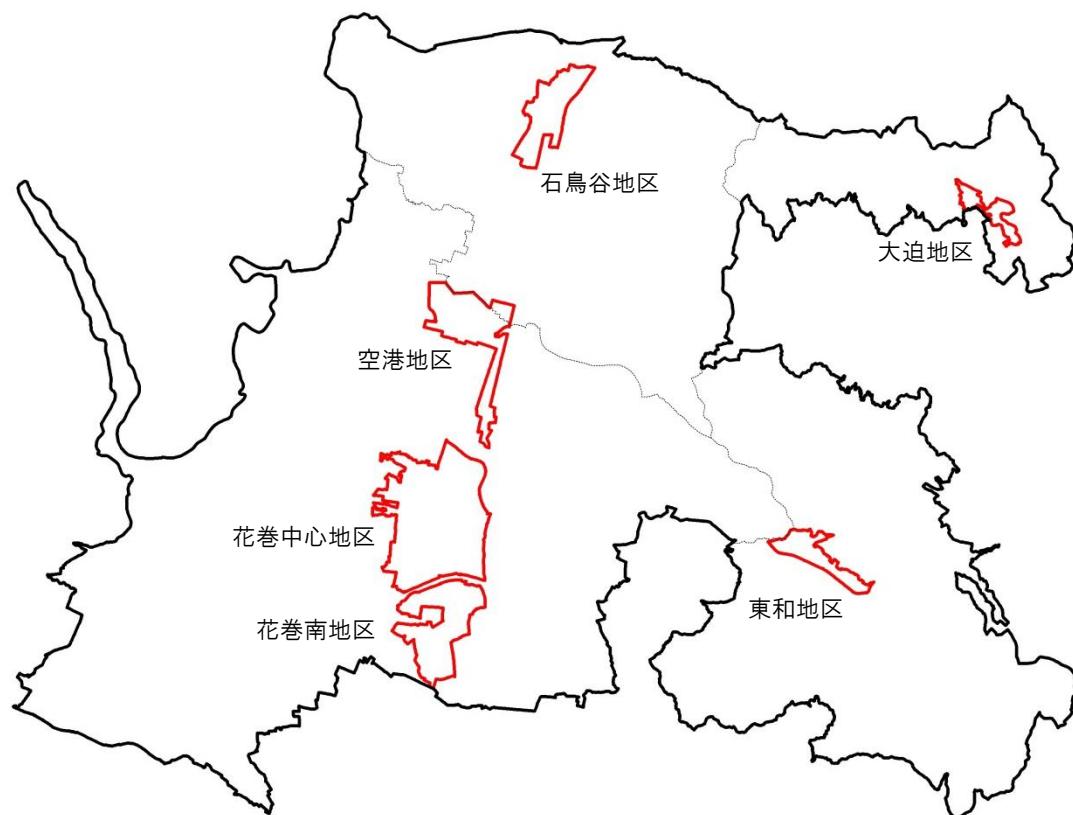


資料：花巻市統計書

2. 地区別人口の将来見通し

本計画では、用途地域が指定されている区域を対象に居住誘導区域及び都市機能誘導区域を定めることが必須となっていることから、用途地域が指定されている区域を幾つかの地区に区分し、将来人口・人口密度の見通しについて検討します。なお、大迫地区については、都市計画マスタープランにおける生活拠点としての位置づけ及び大迫活性化交流センターなどの主要施設が集積していることを踏まえ、将来人口・人口密度の見通しを検討します。

【地区区分図】

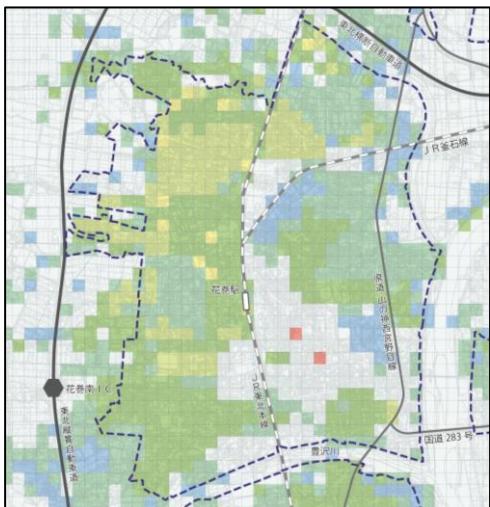


※大迫地区には、用途地域が指定されていないことから、宅地の連続性・一団性を考慮した
「連担市街地」としての区域を設定しました。

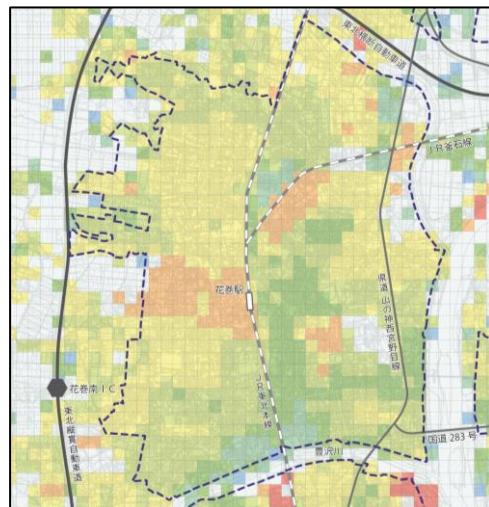
(1) 花巻中心地区

平成 47 年の将来人口は減少する見通しであり、特に中心市街地での減少が著しい結果となっています。土地区画整理事業施行地区である花巻駅西第三地区及び下幅地区では生産人口が増加する見通しとなっています。また、高齢者人口の増加率が高い地区は、JR 東北本線西側の土地区画整理事業地区となっています。

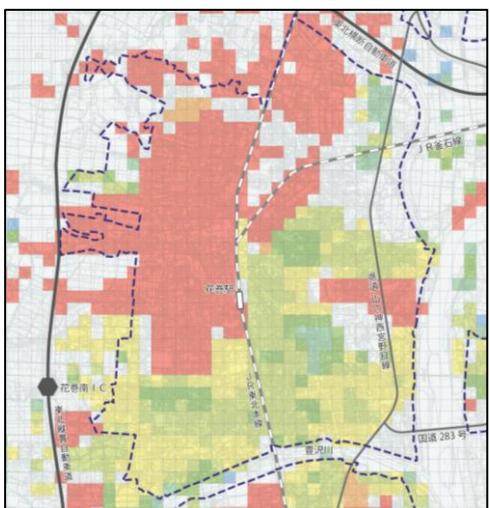
《平成 27-47 年少人口増減率》



《平成 27-47 生産人口増減率》



《平成 27-47 高齢者人口増減率》

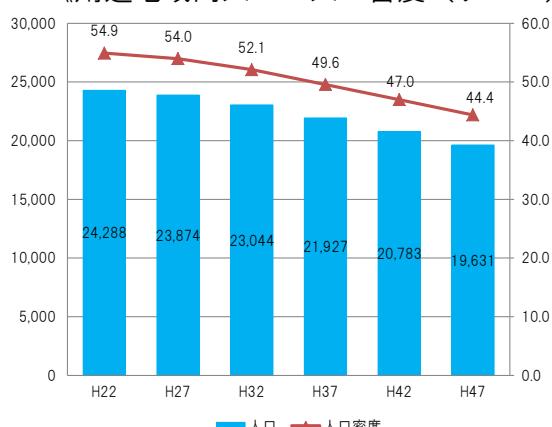


凡例 100m メッシュ人口増減率 (%)

- 50 %未満	- 10 ~ - 20 %
- 40 ~ - 50 %	0 ~ - 10 %
- 30 ~ - 40 %	0 ~ 1 %
- 20 ~ - 30 %	1 %以上

※100m メッシュ値は、国勢調査における平成 22 年人口及び人口問題研究所の生残率を基にコード推計を行い、図上計測による建築面積により按分を行い算出している。

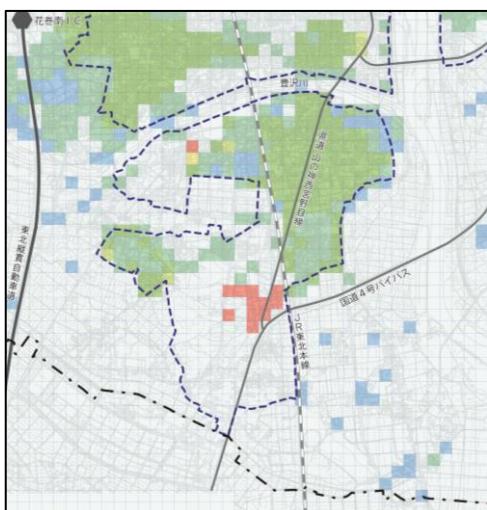
《用途地域内人口・人口密度（グロス）・年齢別人口（3区分）》



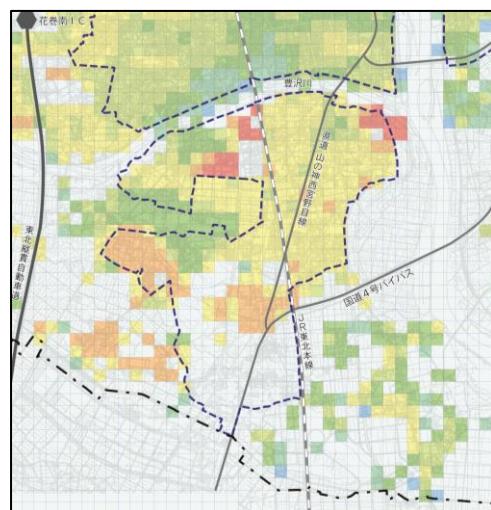
(2) 花巻南地区

平成 47 年の地区全体の将来人口は減少する見通しであり、土地区画整理事業施行地区の諏訪地区及び不動上諏訪地区で生産人口が増加する見通しはあるものの、高齢者人口も増加する見通しとなっています。また、平成 47 年の人口密度は平成 22 年の 47.7 人/ha から 41.1 人/ha に減少する見通しです。

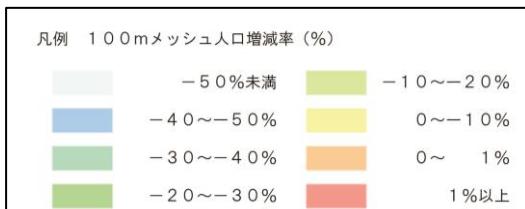
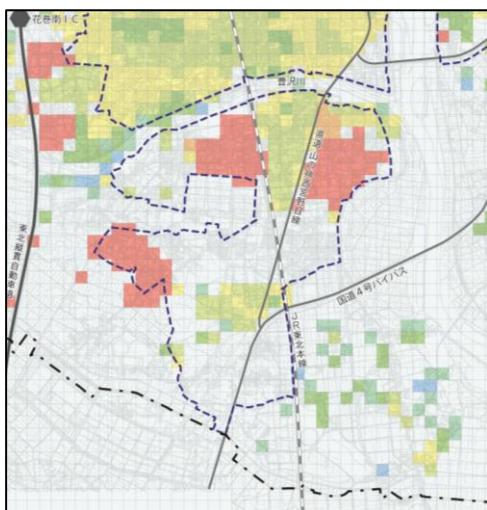
《平成 27-47 年少人口増減率》



《平成 27-47 生産人口増減率》

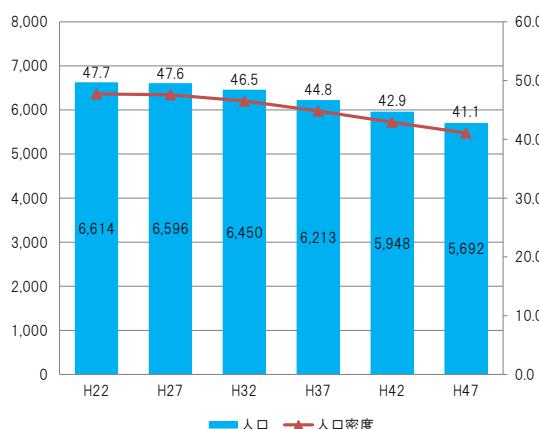


《平成 27-47 高齢者人口増減率》



※100m メッシュ値は、国勢調査における平成 22 年人口及び人口問題研究所の生残率を基にコー ホート推計を行い、図上計測による建築面積により按分を行い算出している。

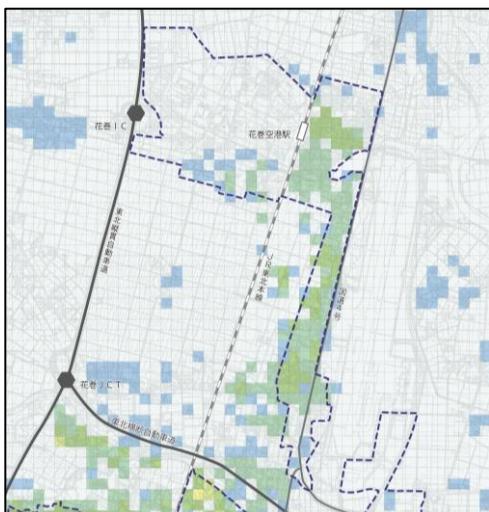
《用途地域内人口・人口密度（グロス）・年齢別人口（3区分）》



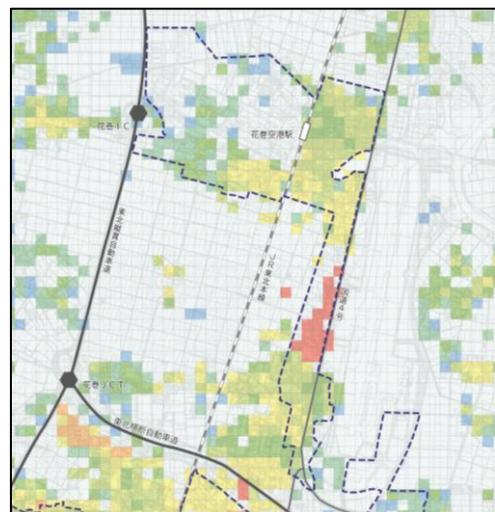
(3) 空港地区

平成 47 年の将来人口は、平成 27 年の 8 割弱まで減少する見通しとなっており、年少・生産・高齢者人口全てが減少する見通しとなっています。また、平成 47 年の人口密度は平成 22 年の 22.3 人/ha から 17.4 人/ha にまで減少する見通しです。

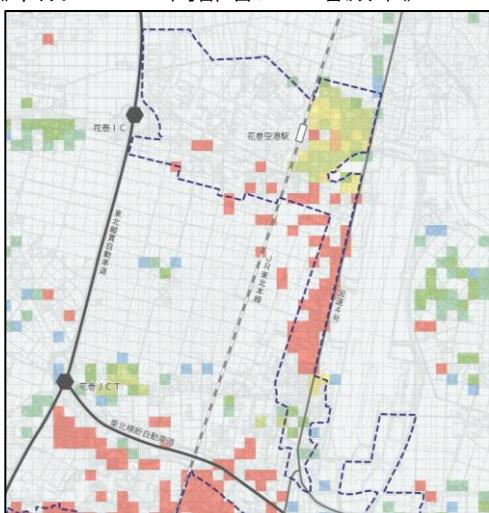
《平成 27-47 年少人口増減率》



《平成 27-47 生産人口増減率》



《平成 27-47 高齢者人口増減率》



凡例 100m メッシュ人口増減率 (%)

-5.0%未満	-1.0~-2.0%
-4.0~-5.0%	0~-1.0%
-3.0~-4.0%	0~1%
-2.0~-3.0%	1%以上

※100m メッシュ値は、国勢調査における平成 22 年人口及び人口問題研究所の生残率を基にコーホート推計を行い、図上計測による建築面積により按分を行い算出している。

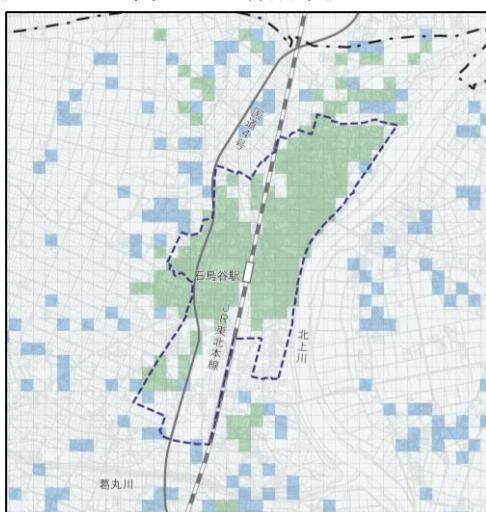
《用途地域内人口・人口密度（グロス）・年齢別人口（3区分）》



(4) 石鳥谷地区

平成 47 年の将来人口は、平成 27 年の 8 割弱まで減少する見通しとなっており、年少・生産・高齢者人口全てが減少する見通しとなっています。また、平成 47 年の人口密度は平成 22 年の 49.0 人/ha から 36.8 人/ha にまで減少する見通しです。

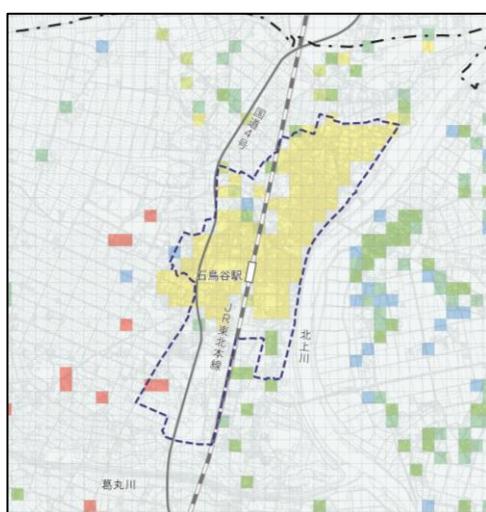
《H27-47 年少人口増減率》



《H27-47 生産人口増減率》



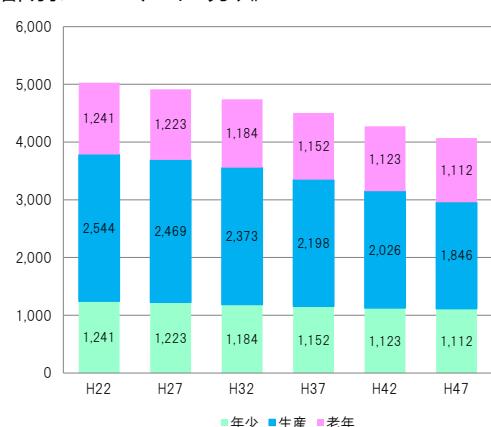
《H27-47 高齢者人口増減率》



凡例 100m メッシュ人口増減率 (%)	
−5.0%未満	−1.0～−2.0%
−4.0～−5.0%	0～−1.0%
−3.0～−4.0%	0～−1%
−2.0～−3.0%	1%以上

※100m メッシュ値は、国勢調査における平成 22 年人口及び人口問題研究所の生残率を基にコード推計を行い、図上計測による建築面積により按分を行い算出している。

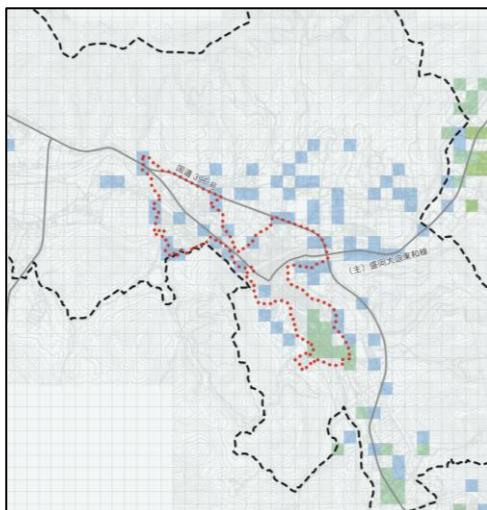
《用途地域内人口・人口密度（グロス）・年齢別人口（3区分）》



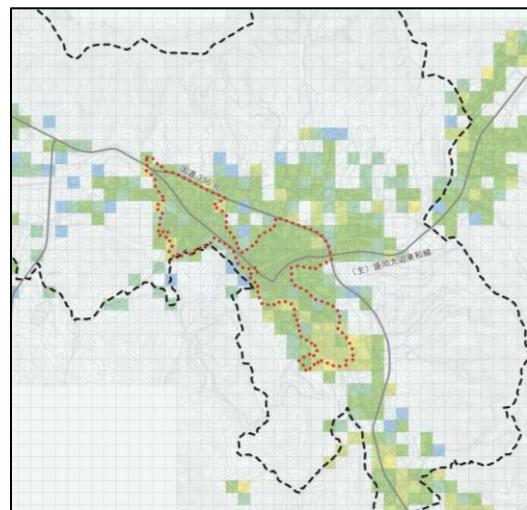
(5) 大迫地区

平成 47 年の将来人口は、平成 27 年の 6 割まで減少する見通しとなっており、年少・生産・高齢者人口全てが減少する見通しとなっています。また、平成 47 年の人口密度は平成 22 年の 20.4 人/ha から 12.2 人/ha にまで減少する見通しです。

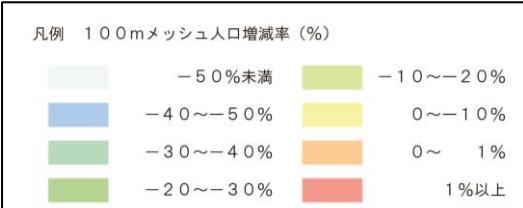
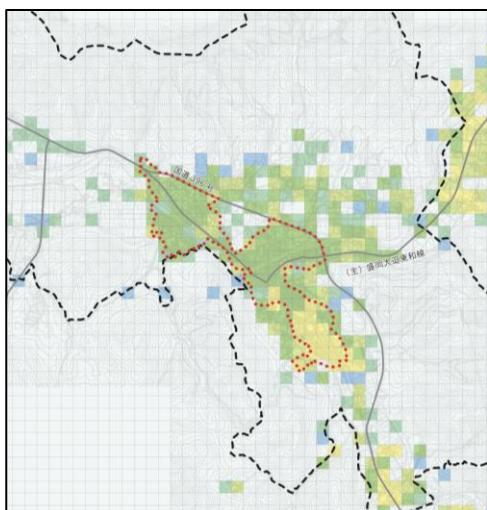
《平成 27-47 年少人口増減率》



《平成 27-47 生産人口増減率》

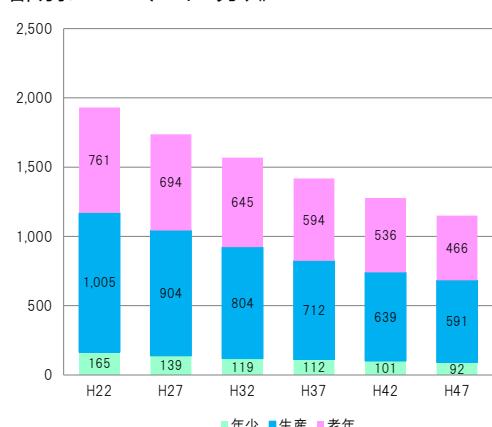


《平成 27-47 高齢者人口増減率》



※100m メッシュ値は、国勢調査における平成 22 年人口及び人口問題研究所の生残率を基にコードホート推計を行い、図上計測による建築面積により按分を行い算出している。

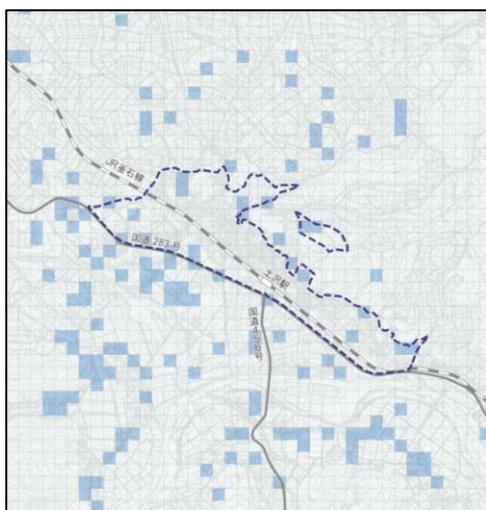
《連担市街地内人口・人口密度（グロス）・年齢別人口（3区分）》



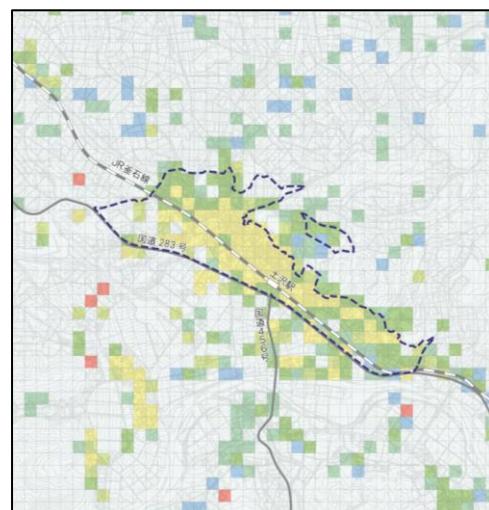
(6) 東和地区

平成 47 年の将来人口は、平成 27 年の 7 割弱まで減少する見通しとなっており、年少・生産・高齢者人口全てが減少する見通しとなっています。また、平成 47 年の人口密度は平成 22 年の 32.1 人/ha から 21.6 人/ha にまで減少する見通しです。

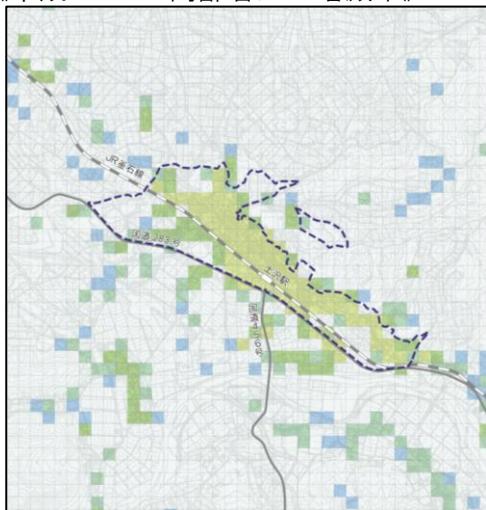
《平成 27-47 年少人口増減率》



《平成 27-47 生産人口増減率》



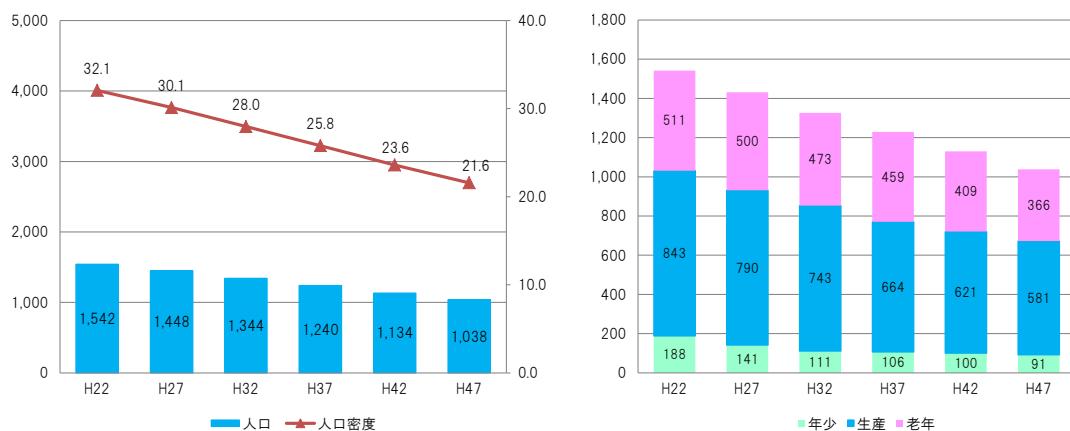
《平成 27-47 高齢者人口増減率》



凡例 100m メッシュ人口増減率 (%)	
— 50 %未満	-10 ~ -20 %
— 40 ~ -50 %	0 ~ -10 %
— 30 ~ -40 %	0 ~ -1 %
— 20 ~ -30 %	1 %以上

※100m メッシュ値は、国勢調査における平成 22 年人口及び人口問題研究所の生残率を基にコーホート推計を行い、図上計測による建築面積により按分を行い算出している。

《用途地域内人口・人口密度（グロス）・年齢別人口（3区分）》



3. 主要施設の現況及び将来見通し

(1) 施設の立地状況

「医療、福祉、子育て支援、商業」などの施設分布現況から、将来を見据えた適切な施設の維持・管理を図るため、本市における各種施設の立地状況を整理します。

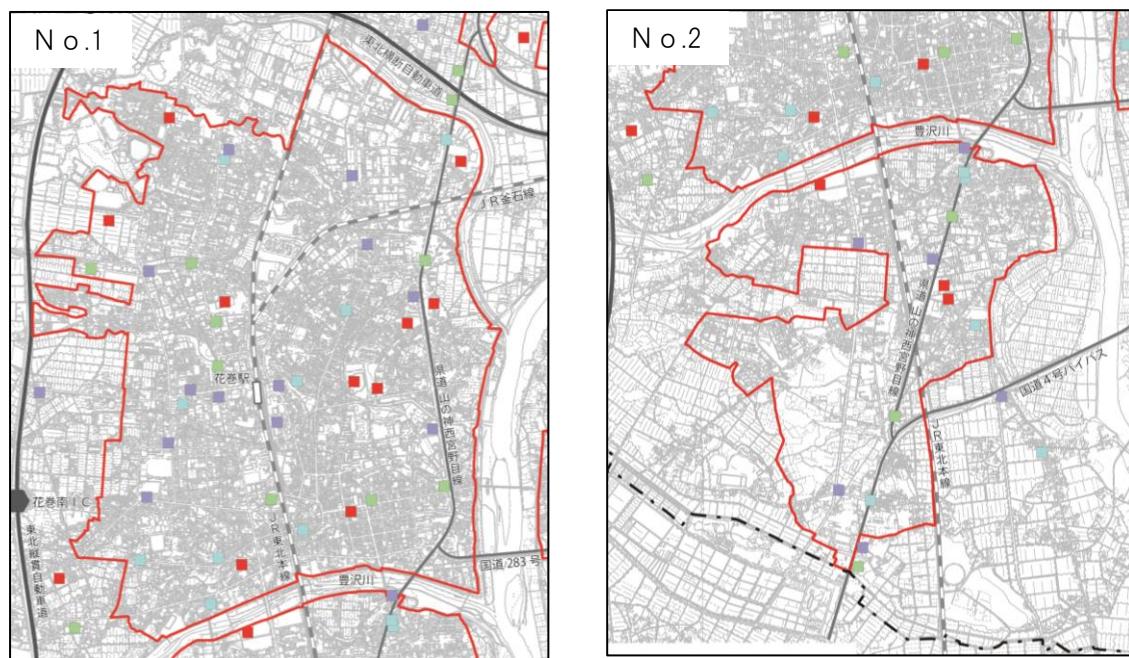
1) 商業施設

都市計画区域における商業施設は、宅地が集積している花巻中心地区、花巻南地区、石鳥谷地区、大迫地区及び東和地区の中心部に集積しています。

地区別分布からみると、花巻中心地区、花巻南地区及び石鳥谷地区は、大規模店舗を含め、小売店舗が分散化しており、他地区に比べ、住民の生活利便性が高くなっています。

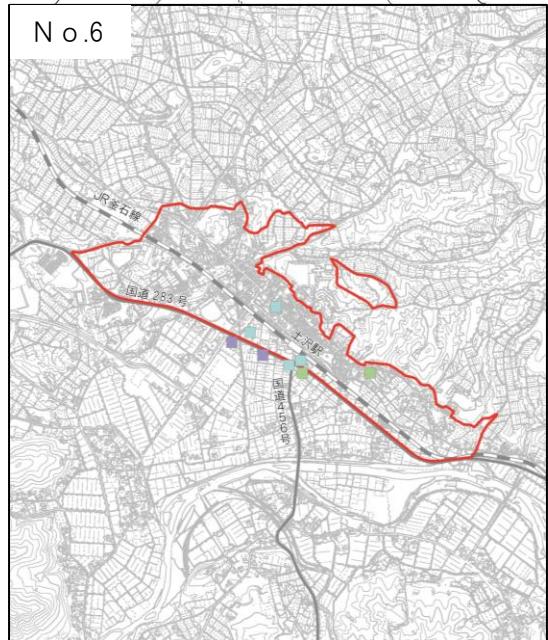
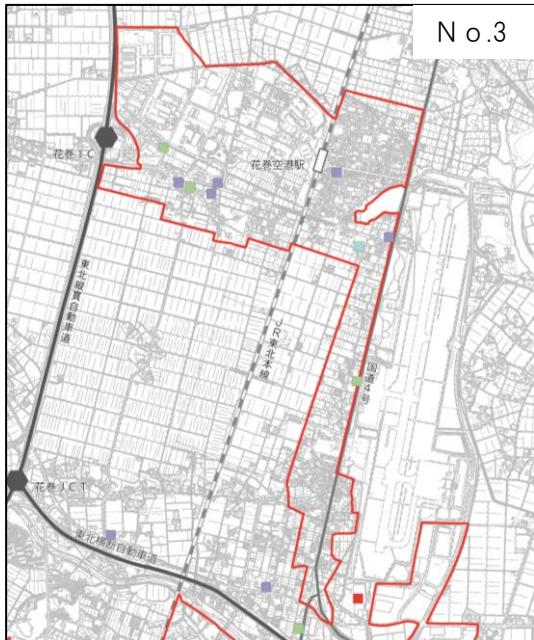
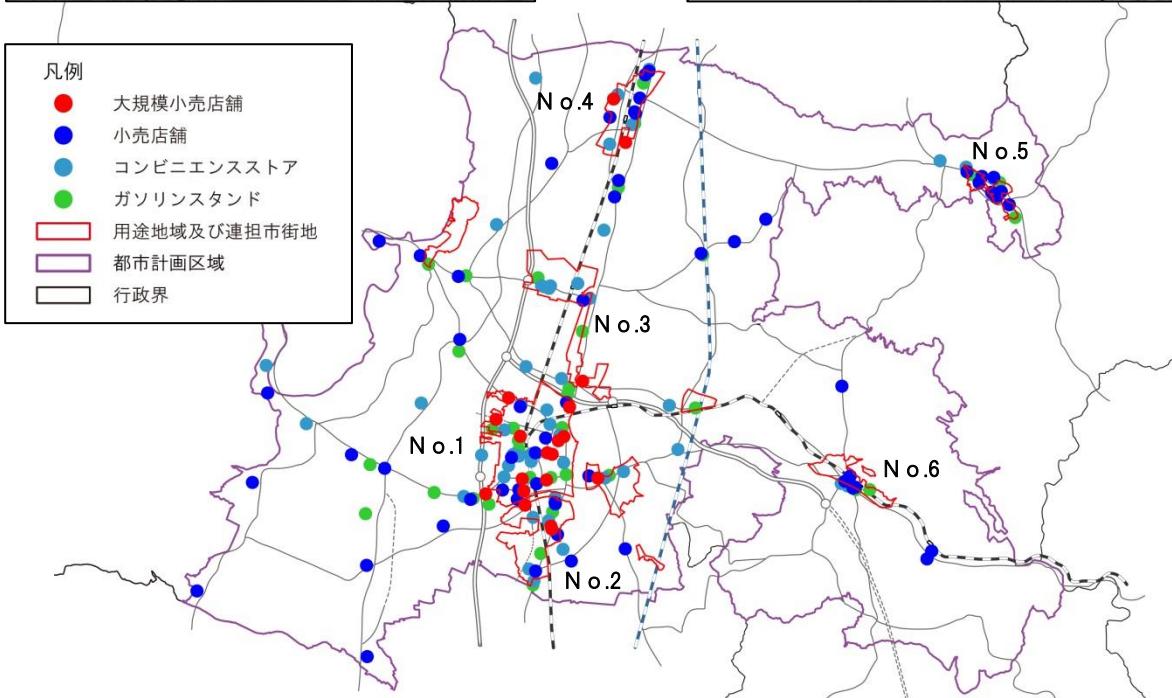
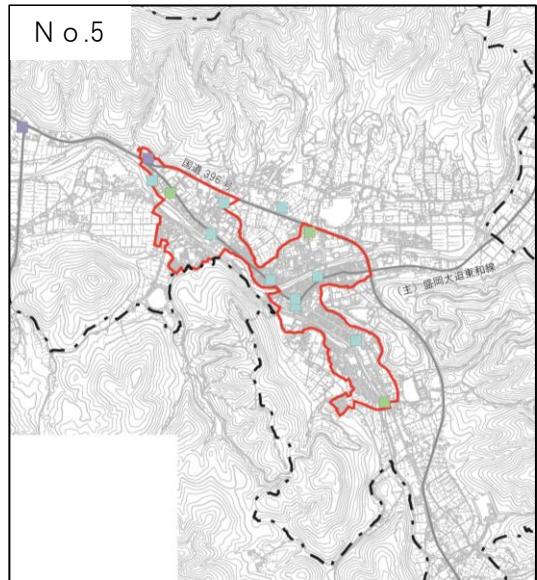
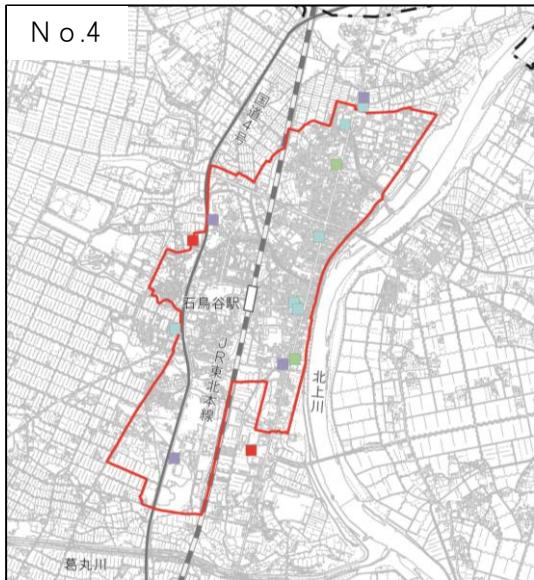
番 号	名 称	施 設 分 類*			
		大 規 模 小 売 店 舗	小 売 店 舗	コ ン ビ ニ エ ン スト タ	ガ ソ リ ネ ス タ ン ド
N o.1	花巻中心地区	10	9	12	8
N o.2	花巻南地区	3	4	3	2
N o.3	空港地区	0	1	5	3
N o.4	石鳥谷地区	0	4	3	2
N o.5	大迫地区	0	8	1	3
N o.6	東和地区	0	3	0	1

*大型店小売舗については、大店立地法に基づく店舗面積 1,000 m²以上の施設とする。（参考資料参照）
※小売店舗は、スーパー や ドラッグストアなどの食料品店を扱う施設とする。



《 凡 例 》

- | | |
|--------------|--------|
| ■ 大規模小売店舗 | □ 用途地域 |
| ■ 小売店舗 | □ 行政界 |
| ■ コンビニエンスストア | |
| ■ ガソリンスタンド | |



資料：岩手県HP、大規模小売店舗一覧、タウンページ

2) 医療施設

都市計画区域における病院、一般診療所は、宅地が集積している花巻中心地区、花巻南地区及び石鳥谷地区に集積しており、地区別分布では、花巻中心地区南側に10施設以上的一般診療所がまとまって立地しています。

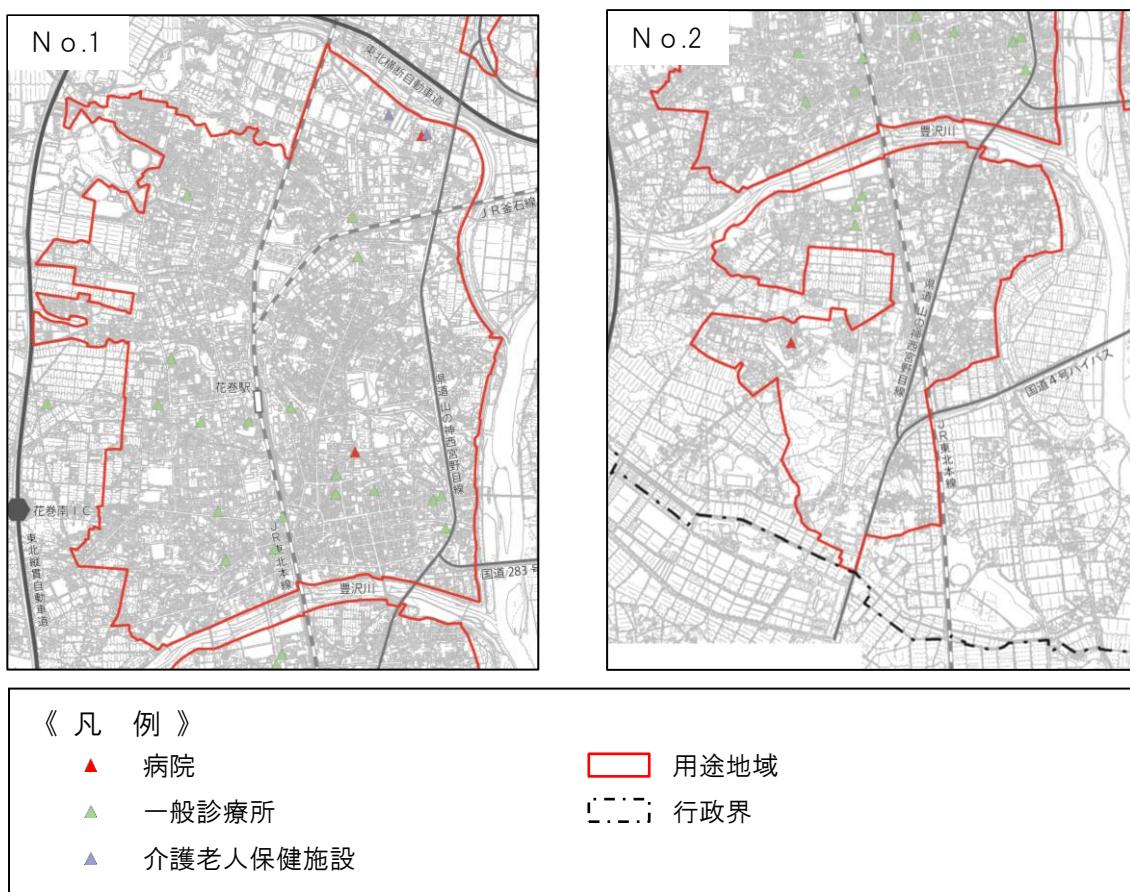
石鳥谷地区周辺に立地している「宝陽病院」は、北上川により地区と分断されているものの、地区住民の利用が想定されることから、バス路線などの公共交通を適切に配置し、利便性を高める必要があります。

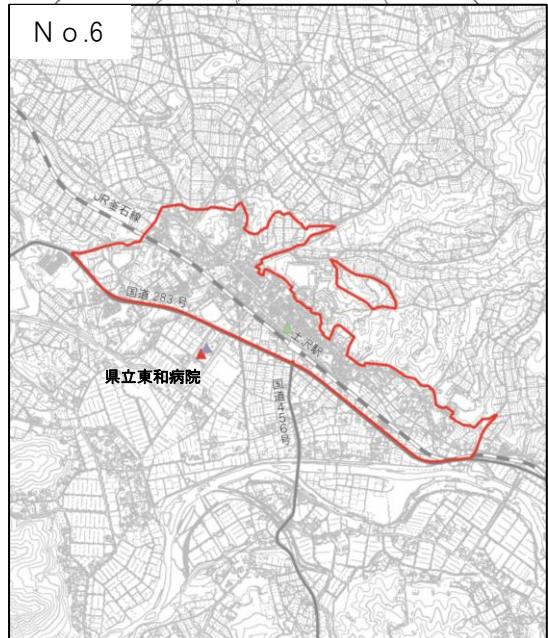
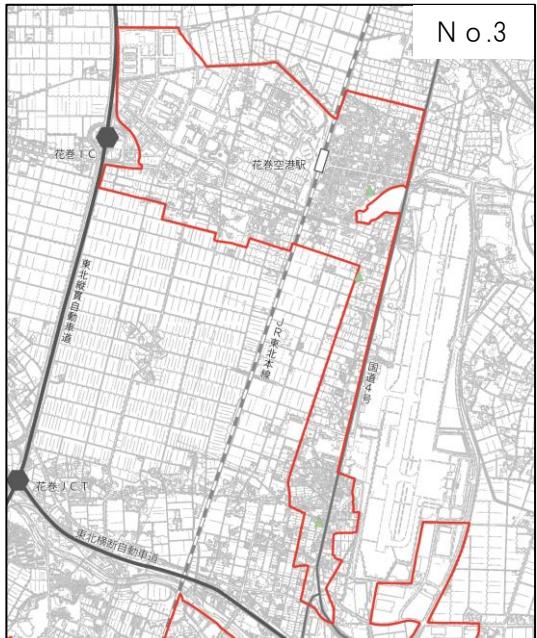
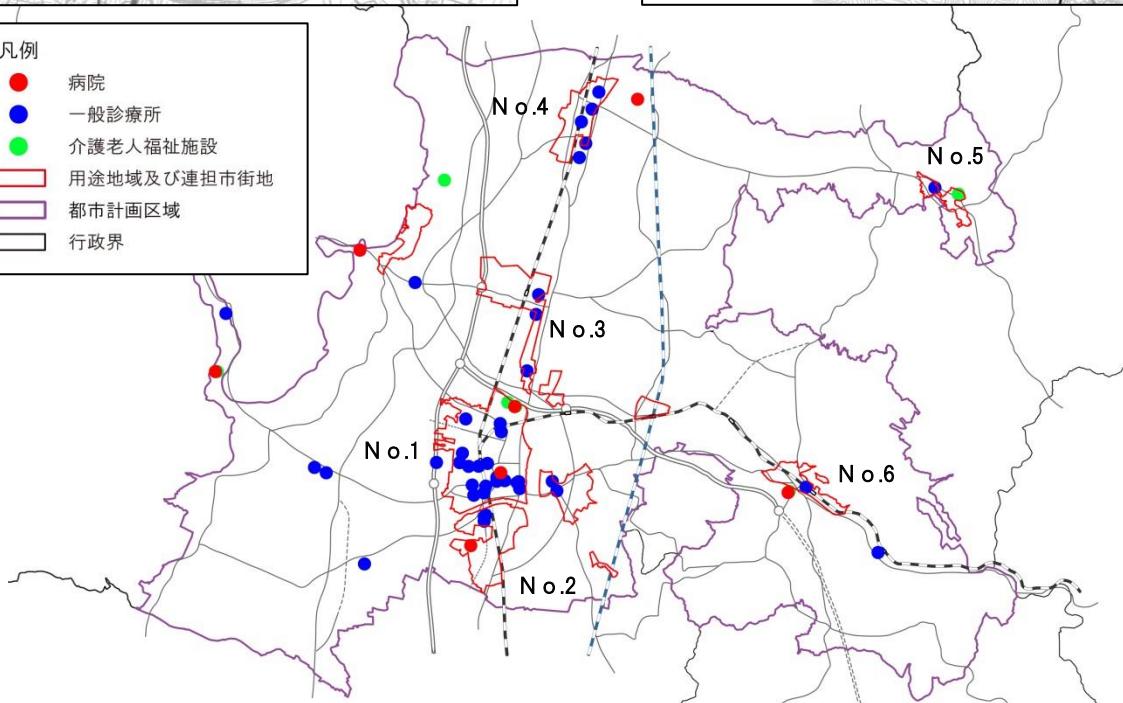
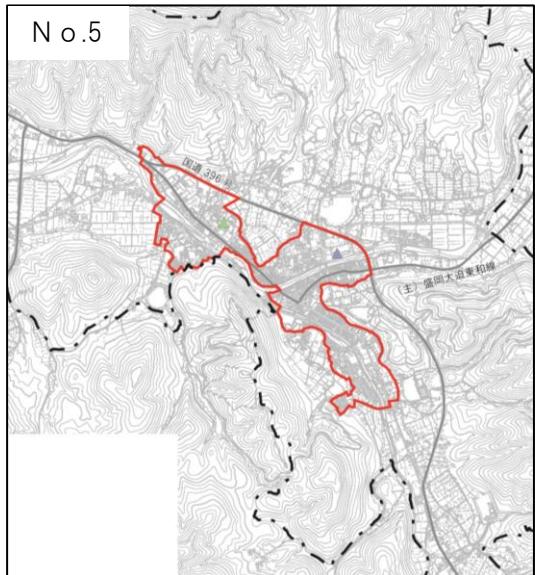
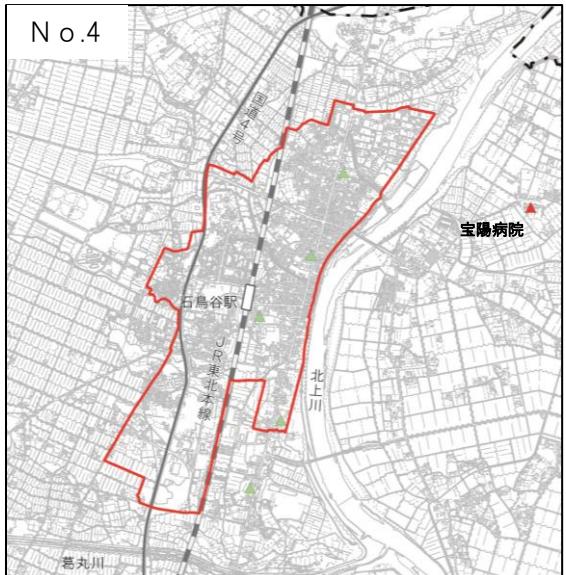
また、東和地区周辺の「県立東和病院」は、地区外ではあるものの、土沢駅周辺に立地していることから、住民の徒歩圏であると考えられます。

番 号	名 称	施 設 分 類*		
		病 院	一 般 診 療 所	介護老人保健施設
N o.1	花巻中心地区	2	18	2
N o.2	花巻南地区	1	3	0
N o.3	空港地区	0	3	0
N o.4	石鳥谷地区	0	4	0
N o.5	大迫地区	0	1	1
N o.6	東和地区	0	1	0

*建築基準法、医療法及び老人保健法などに基づき、病床数20以上の施設を病院とし、病床数19以下及び病床を持たない施設を一般診療所として分類する。（参考資料参照）

また、老人保健施設は、同法における病院、一般診療所として規定されている。





資料：花巻市統計書、花巻市くらしガイド、
地域医療ビジョン（平成 27 年）

3) 福祉施設

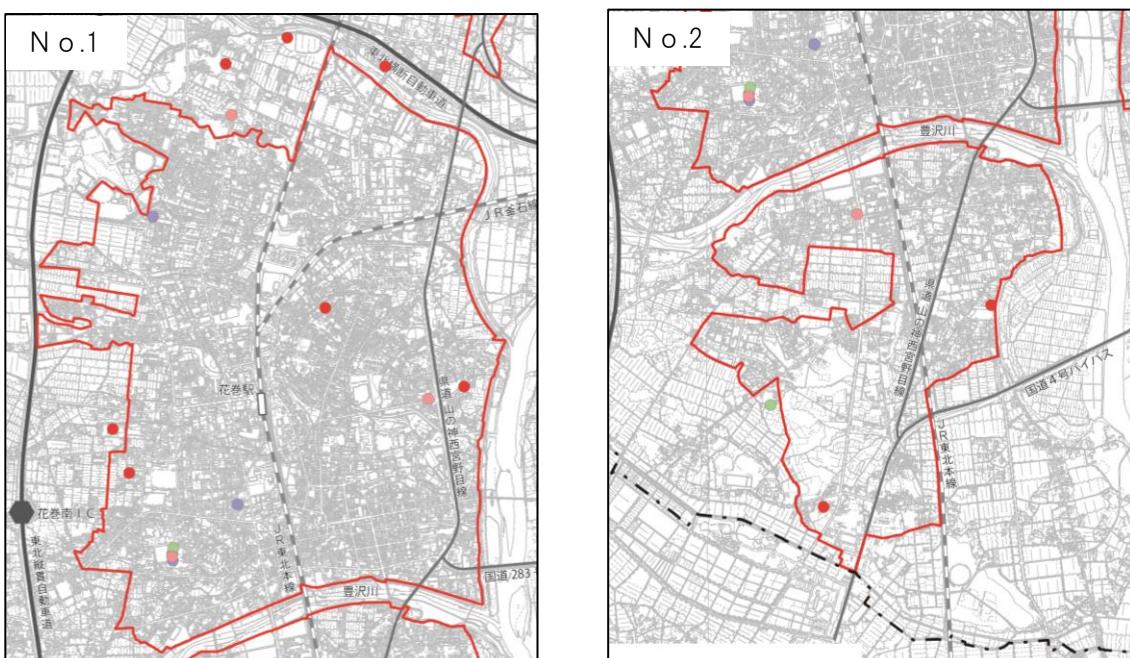
都市計画区域における福祉施設は、宅地が集積している各地区や幹線道路沿道に集積しており、地区別分布では、老人ホーム等が最低1施設立地しています。

また、花巻中心地区、花巻南地区、石鳥谷地区、大迫地区、東和地区周辺に、福祉施設が立地しており、石鳥谷地区においては、平成2年により土地区画整理事業が完了した「上口地区」に2施設（周辺に1施設）が立地しています。

なお、福祉施設については、デイサービスやグループホームなどの業態により分類されているものの、複合施設として整理しています。

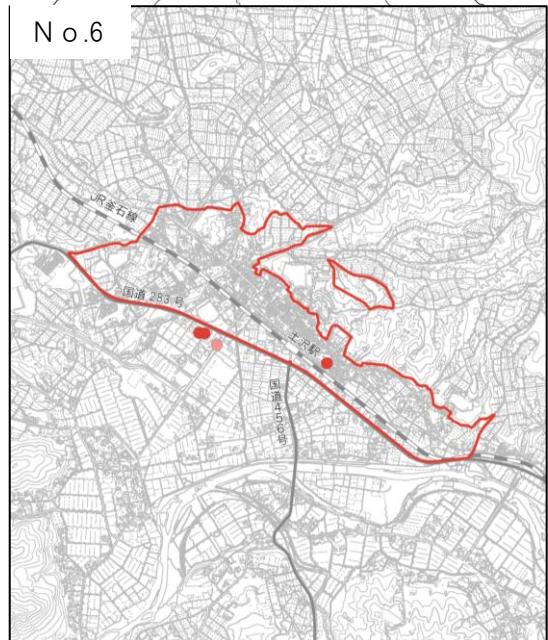
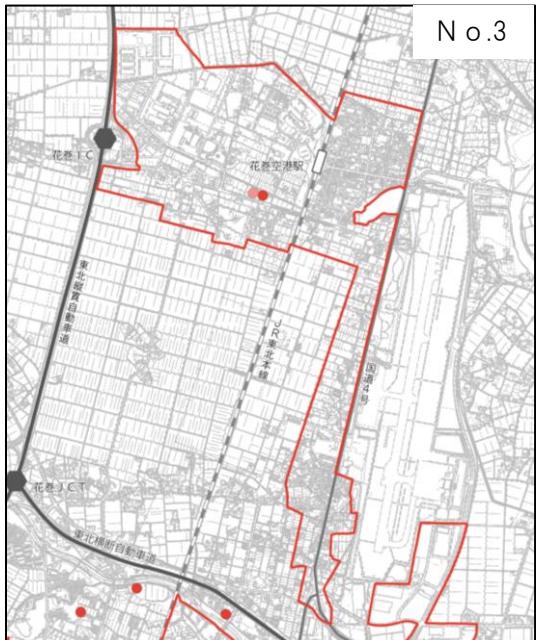
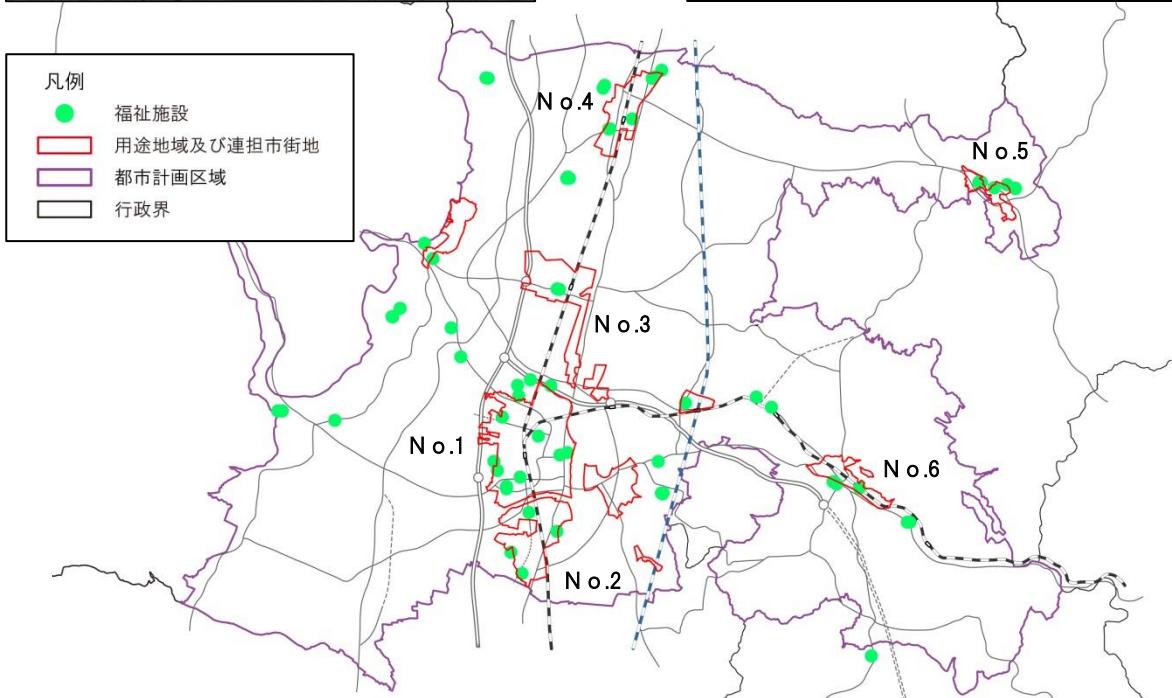
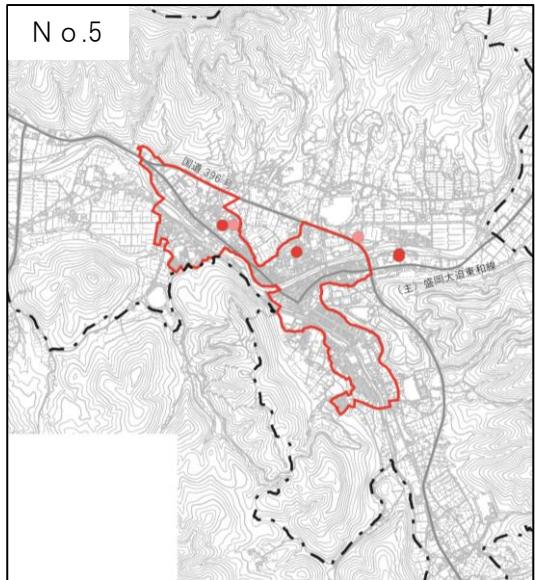
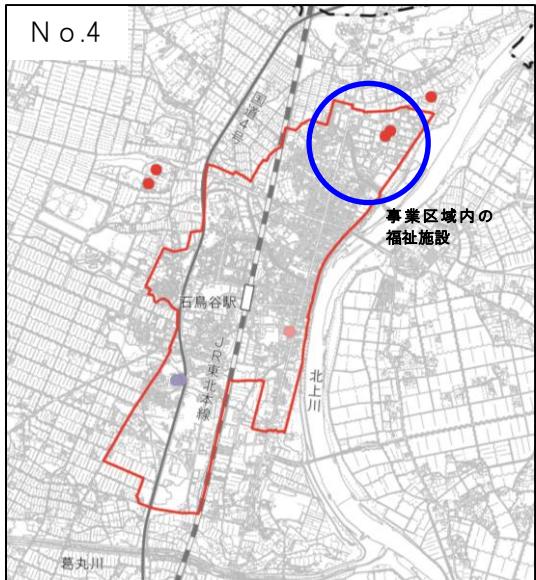
番 号	名 称	施 設 分 類*			
		老 人 ホ ー ム 等	老 人 福 祉 セ ン タ ー 等	障 が い 者 福 祉 施 設 等	児 童 厚 生 施 設 等
N o.1	花巻中心地区	3	2	4	1
N o.2	花巻南地区	2	1	0	0
N o.3	空港地区	1	1	0	0
N o.4	石鳥谷地区	2	1	2	0
N o.5	大迫地区	2	1	0	0
N o.6	東和地区	1	0	0	0

* 福祉施設の施設分類においては、建築基準法及び福祉関連法に基づくものとする。（参考資料参照）



《 凡 例 》

- 老人ホーム等
 - 老人福祉センター等
 - 障がい者福祉施設等
 - 児童厚生施設等
- 用途地域
□ 行政界



資料：花巻市統計書

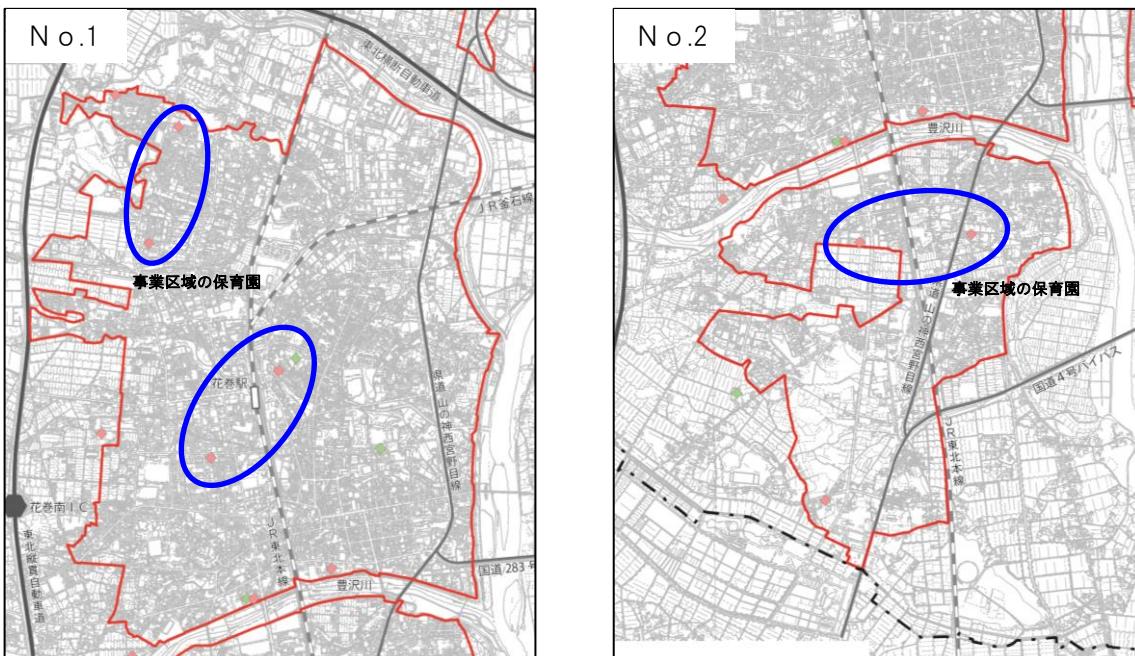
4) 保育施設

都市計画区域における保育施設は、宅地が多い地区や幹線道路沿道に集積しており、地区別分布では、花巻中心地区が最も多く保育園及び幼稚園を含め10施設が立地しているものの、JR東北本線及びJR釜石線により分断される地区北側に保育施設が立地しておらず、周辺と比べ利便性が低くなっています。

また、花巻中心地区、花巻南地区、空港地区及び石鳥谷地区において、土地区画整理事業により整備された地区に保育園が立地しています。

番号	名称	施設分類*	
		保育園	幼稚園
N o.1	花巻中心地区	7	3
N o.2	花巻南地区	3	0
N o.3	空港地区	2	0
N o.4	石鳥谷地区	1	0
N o.5	大迫地区	1	0
N o.6	東和地区	1	0

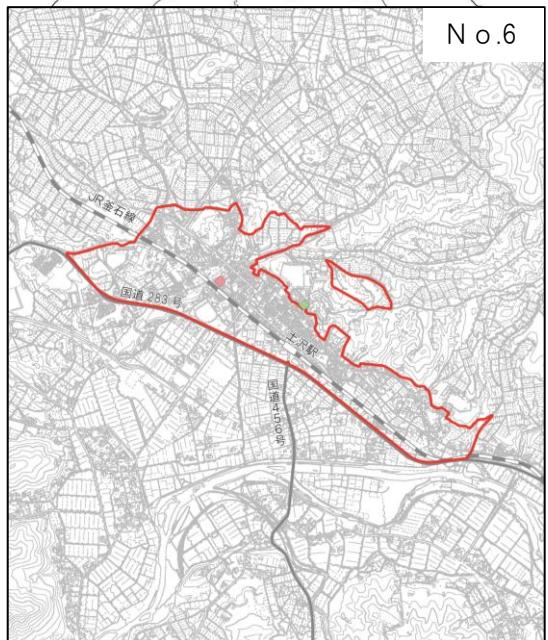
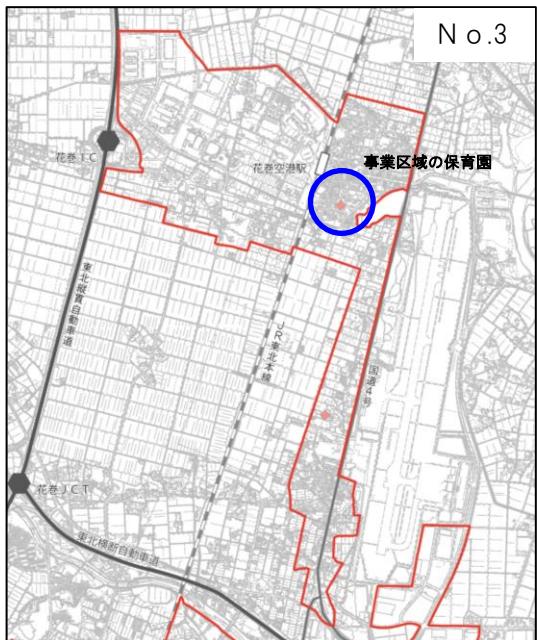
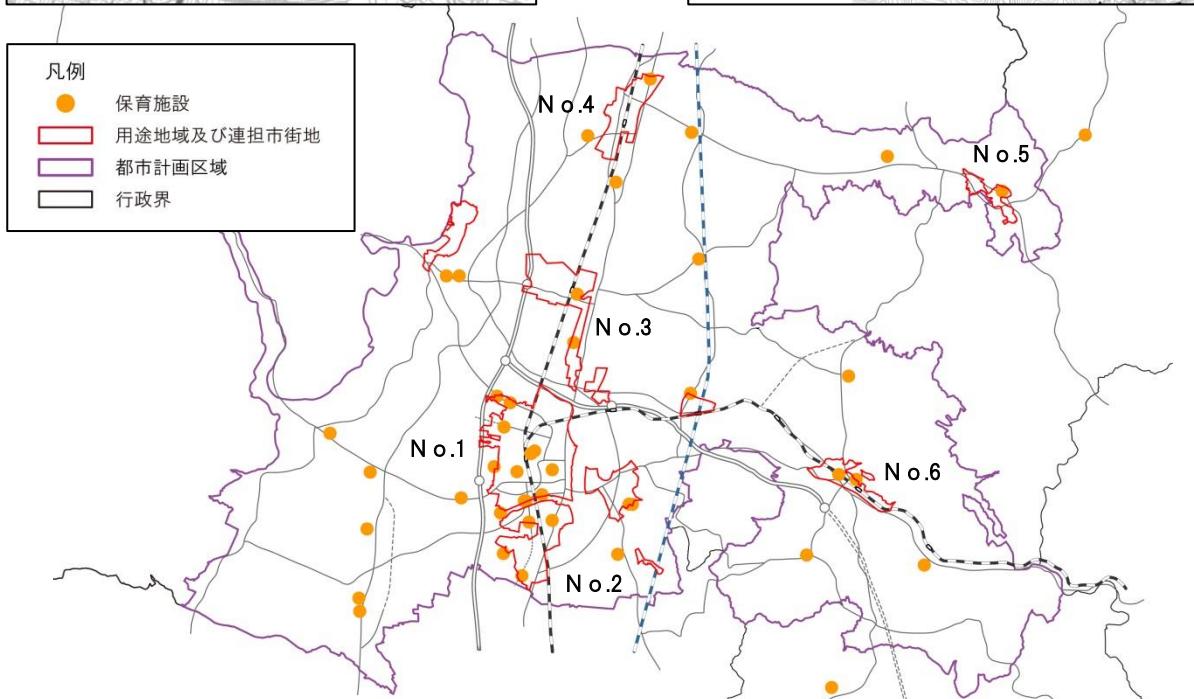
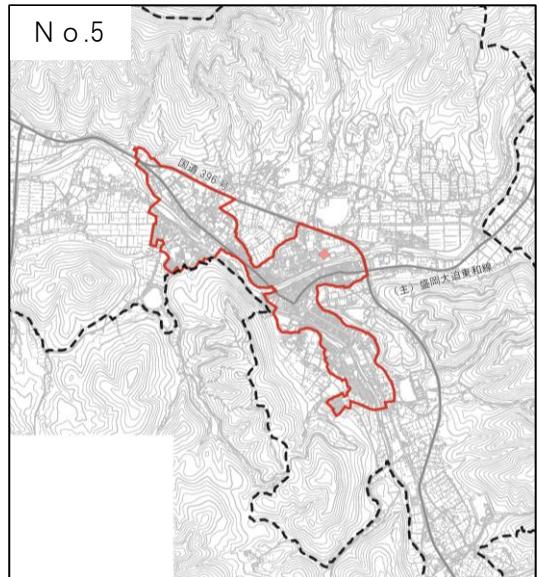
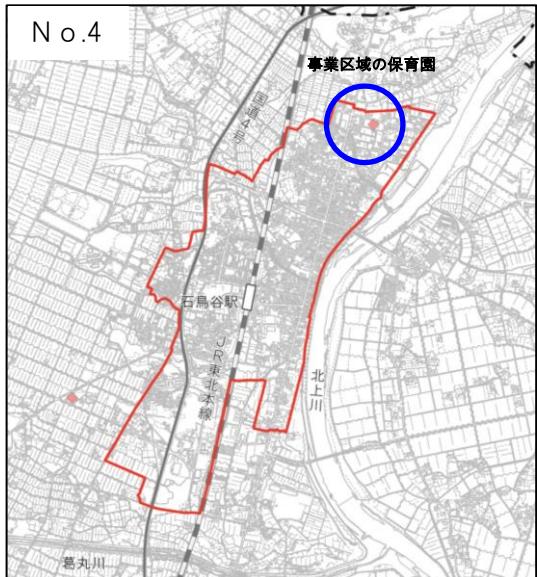
*保育施設の定員情報は、参考資料参照



《凡例》

- ◆ 保育園
- ◆ 幼稚園

- 用途地域
- 行政界



資料：花巻市統計書

(2) 主要施設の将来見通し

人口減少が進む本市において、地域住民の生活環境を維持していくため、「医療、福祉、子育て支援、商業」施設などの必要不可欠な施設について、平成47年の将来人口推計を基に分析します。

設定条件として、対象地区を連続性・一団性を考慮し、まとまりのある宅地及び集落を「連担市街地」として抽出するとともに、施設の立地状況から導き出される将来人口は、各施設から一般的な徒歩圏域である800mとして算出します。

1) 施設別圏域人口の将来見通し

《商業施設》

「大規模小売店舗」の圏域において、本市の中心市街地である花巻地域では、全体的に店舗が点在しており、平成47年の将来人口が約8割維持できる結果となっています。石鳥谷地域では、連担市街地から外れた位置に1店舗立地しており、将来人口は約8割維持できるものの、石鳥谷駅周辺に居住している住民の利便性が悪く、地域の生活の軸として利用できるよう、バスや予約応答型交通などの交通手段を確保する必要があります。

また、「食料品店舗」や「スーパー」などの小売店舗における圏域では、各地域の連担市街地を十分に網羅しているものの、大迫、東和地域においては、平成47年の将来人口は平成27年に比べ、約6～7割の減少となっています。

《医療施設》

医療施設である「一般診療所」は、各地域の連担市街地を十分に網羅しているものの、花巻、石鳥谷、東和地域の将来人口（平成47年）が約7～8割の減少であり、大迫地域についても約6割の減少となっています。

また、「病院」の定義は病床数20床以上であり、精神科系に特化した「本館病院及び国立病院機構 花巻病院」を除き、花巻地域の「総合花巻病院」、東和地域の「県立東和病院」が連担市街地及び連担市街地周辺に立地しているものの、平成47年の将来人口は平成27年に比べ、約7割の減少となります。

《福祉施設》

福祉施設における圏域では、各地域の連担市街地を網羅しており、今後、高齢化が進行する本市においては、地域包括支援センターの体制整備（在宅医療、介護の連携）やサービス付き高齢者住宅等の整備を図り、生活拠点にふさわしい居住を基本とした生活環境を確保していく必要があります。

《保育施設》

保育施設である「保育園、幼稚園」の圏域は、花巻空港駅周辺や大迫、東和地域の連担市街地の中心に立地しており、全域を網羅しているものの、花巻地域についてはJR東北本線及びJR釜石線により分断される地域北側が圏域外となっており、今後の人口減少を踏まえた保育施設の維持、継続を図るため、移動手段などの通園環境に配慮していく必要があります。

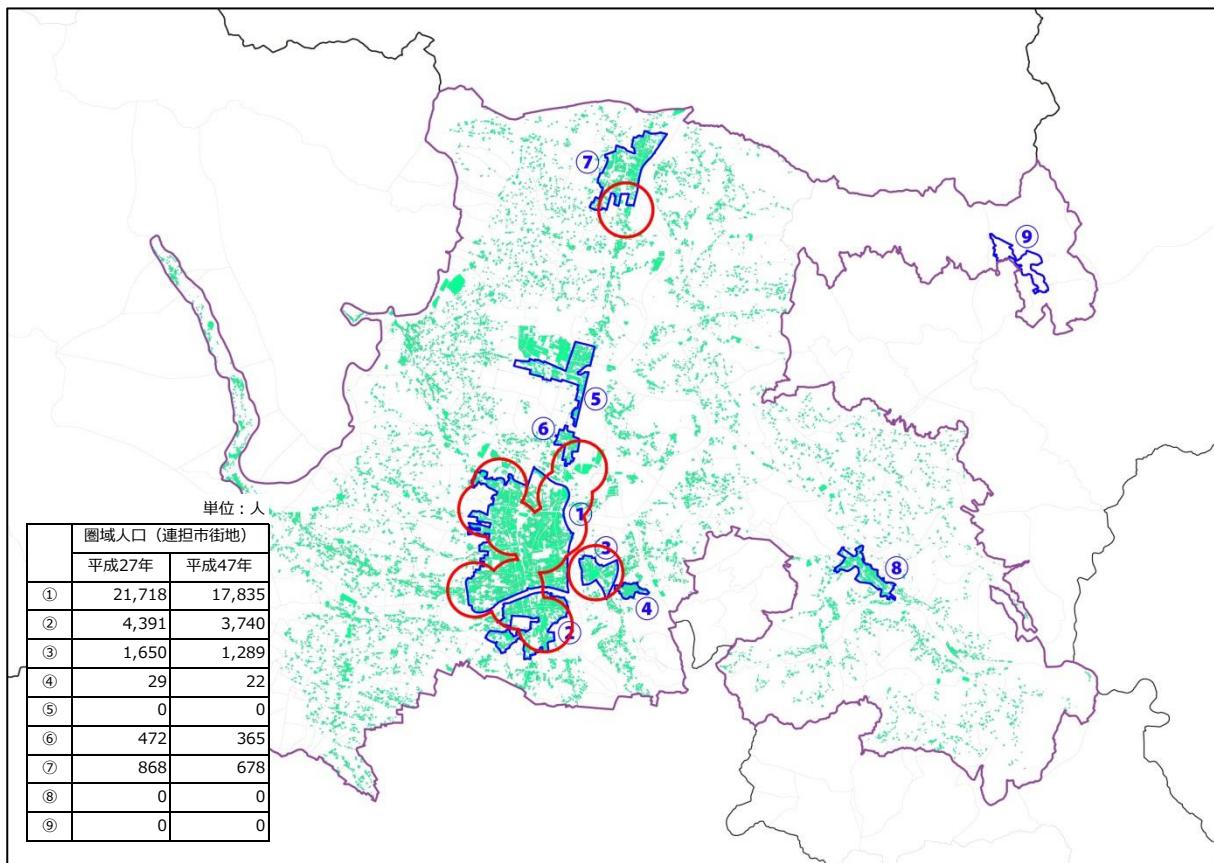
また、石鳥谷地域においては、連担市街地に1施設、連担市街地外に3施設が立地しており、石鳥谷駅から離れて立地していることから、花巻地域同様に、移動手段などの通園環境に配慮していく必要があります。

《公共施設》

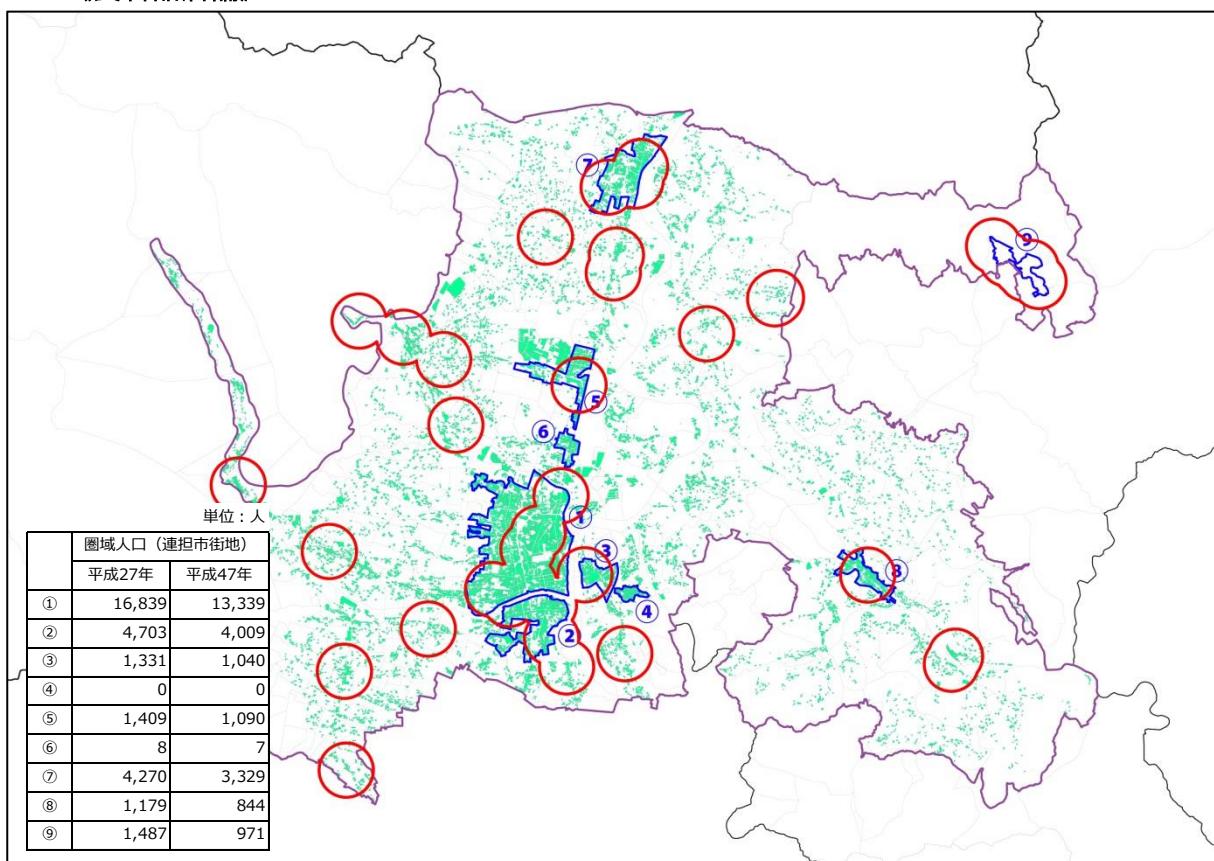
公共施設である「市役所、総合支所」は、花巻空港駅周辺を除き、各地域に立地しており、平成47年の将来人口は、平成28年と比べ、約7～8割減少する見込みとなっています。

2) 商業施設の圏域人口の見通し

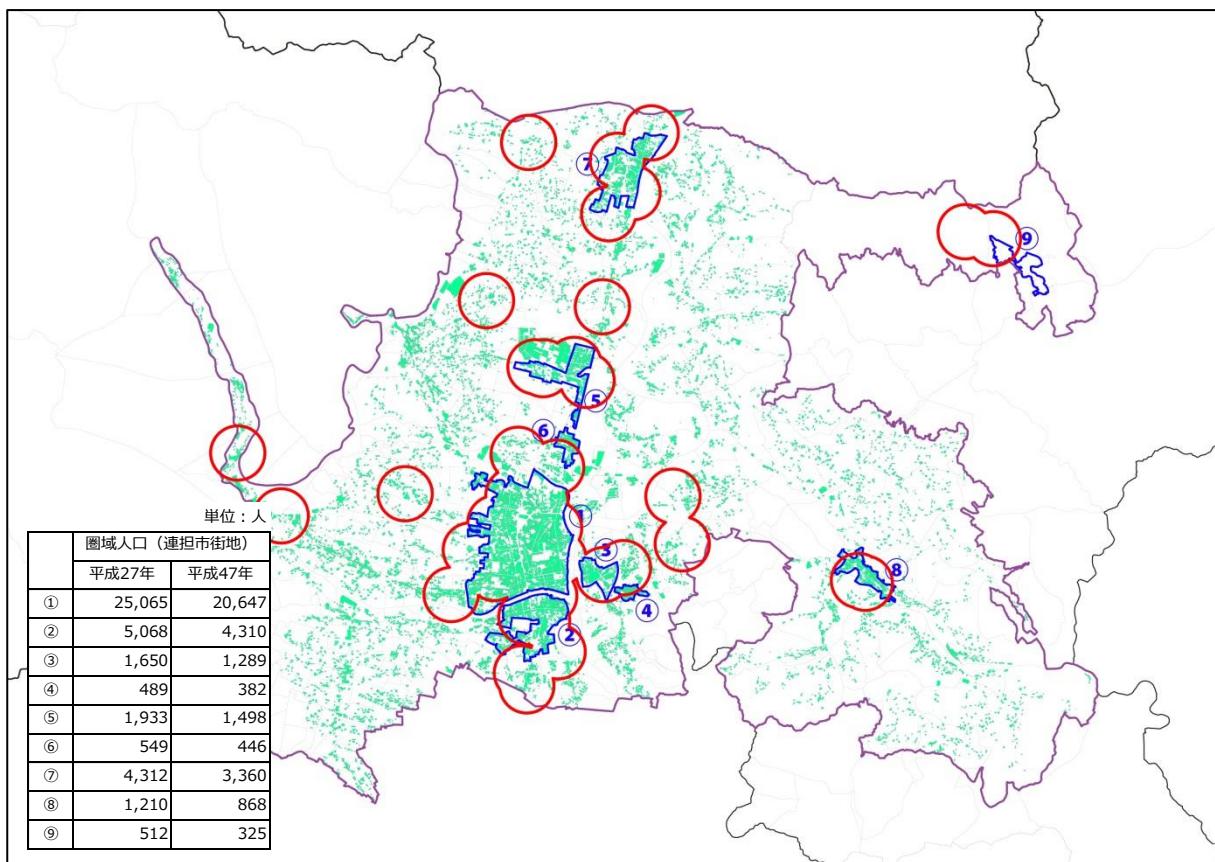
《大規模小売店舗》



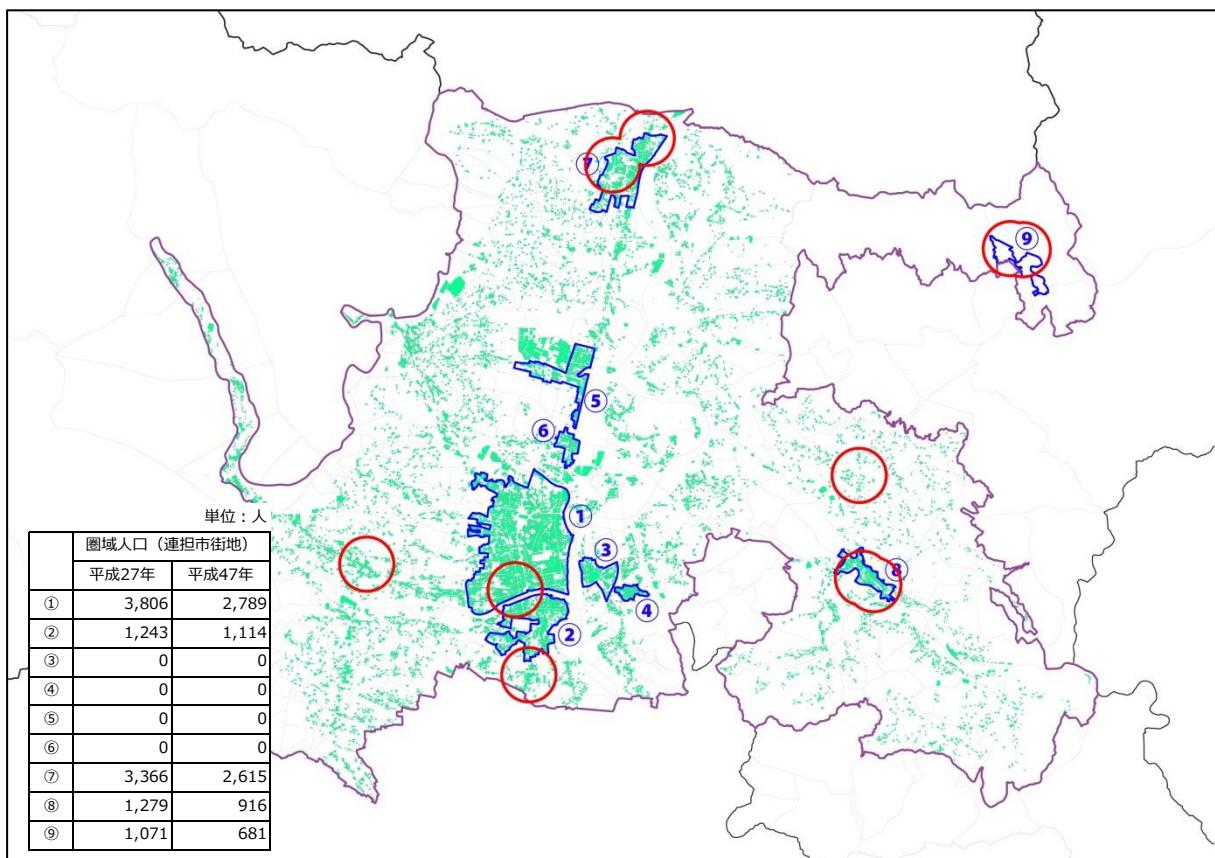
《食料品店舗》



《コンビニエンス・ストア》

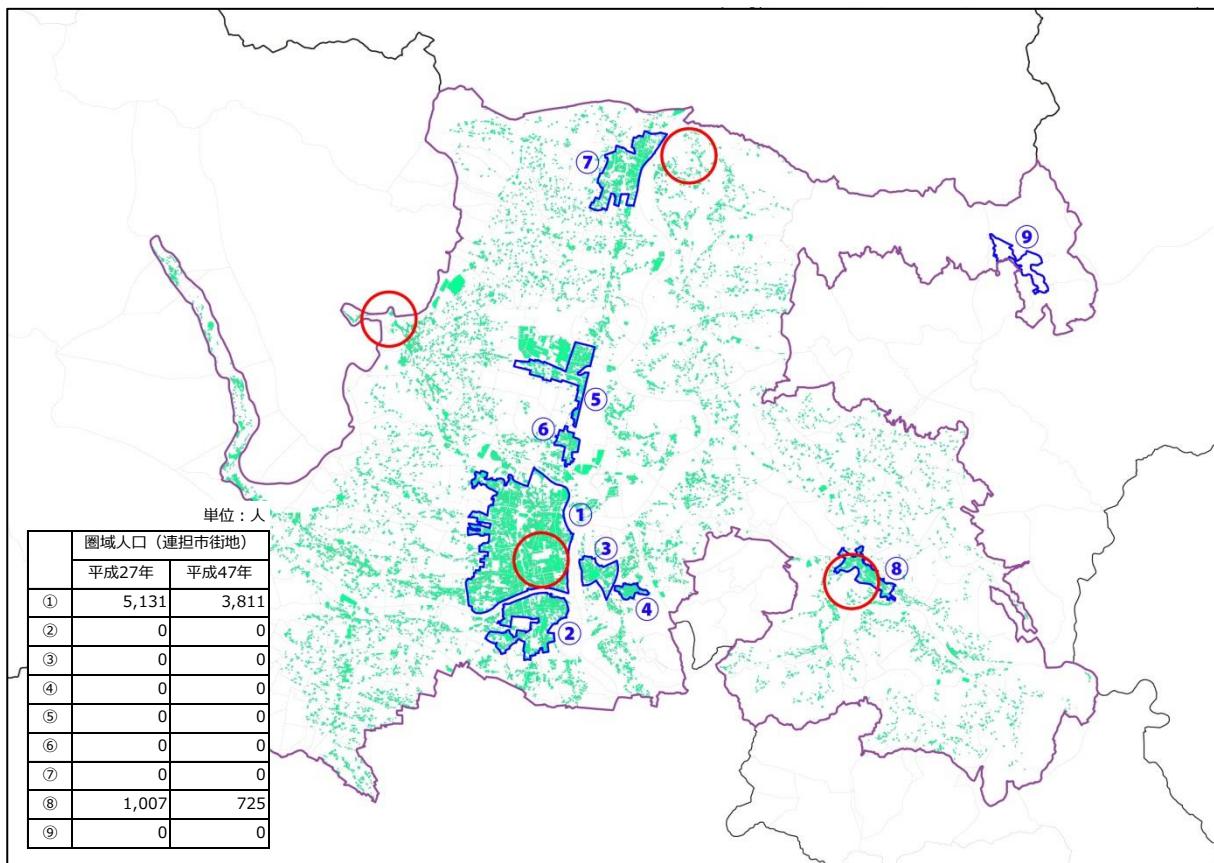


《スーパー》

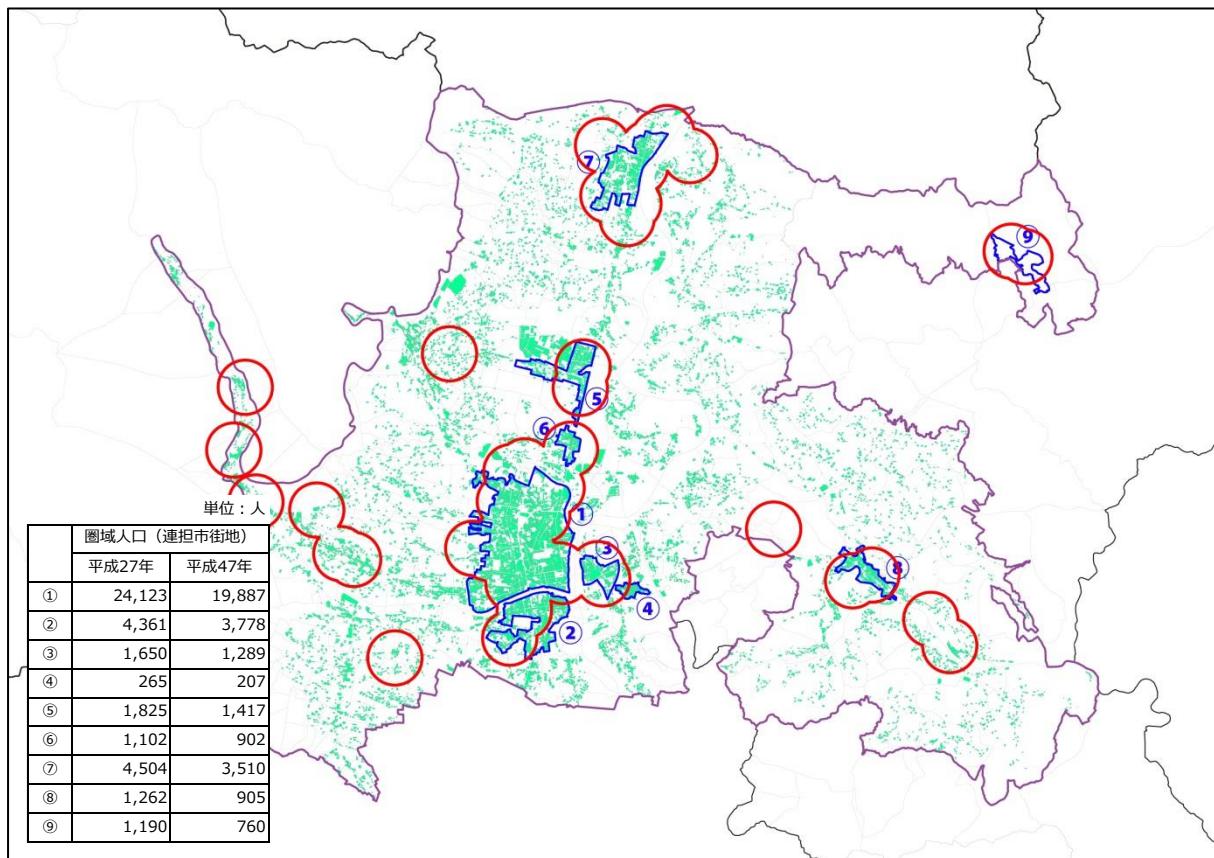


3) 医療施設の圏域人口の見通し

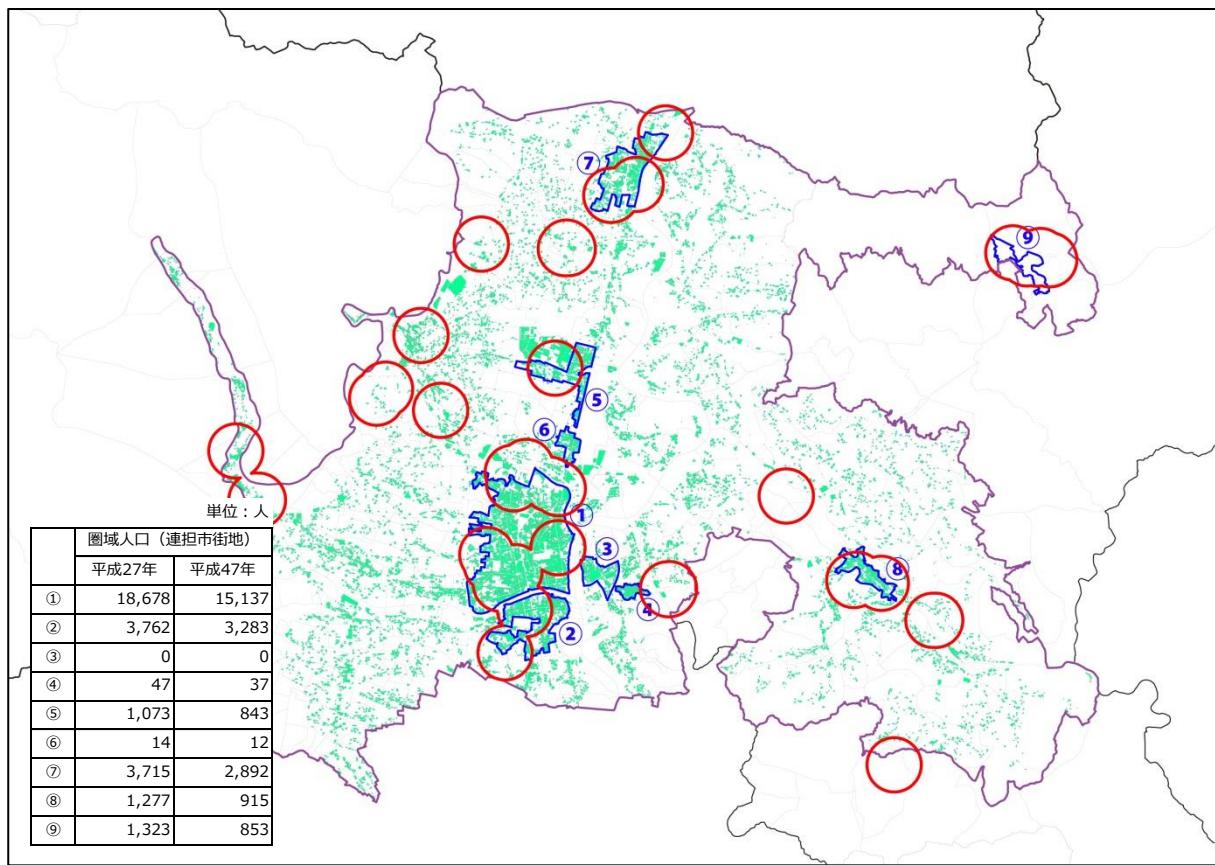
《病院》



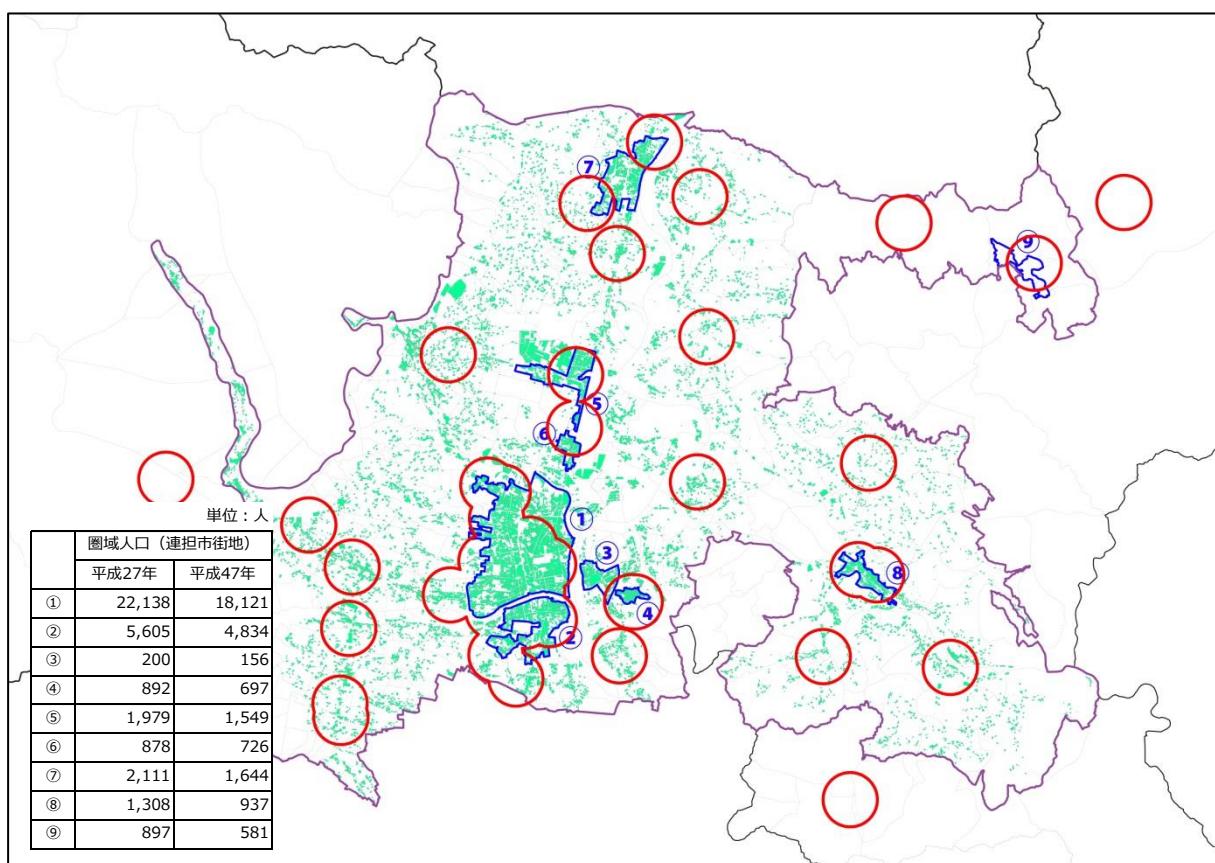
《診療所》



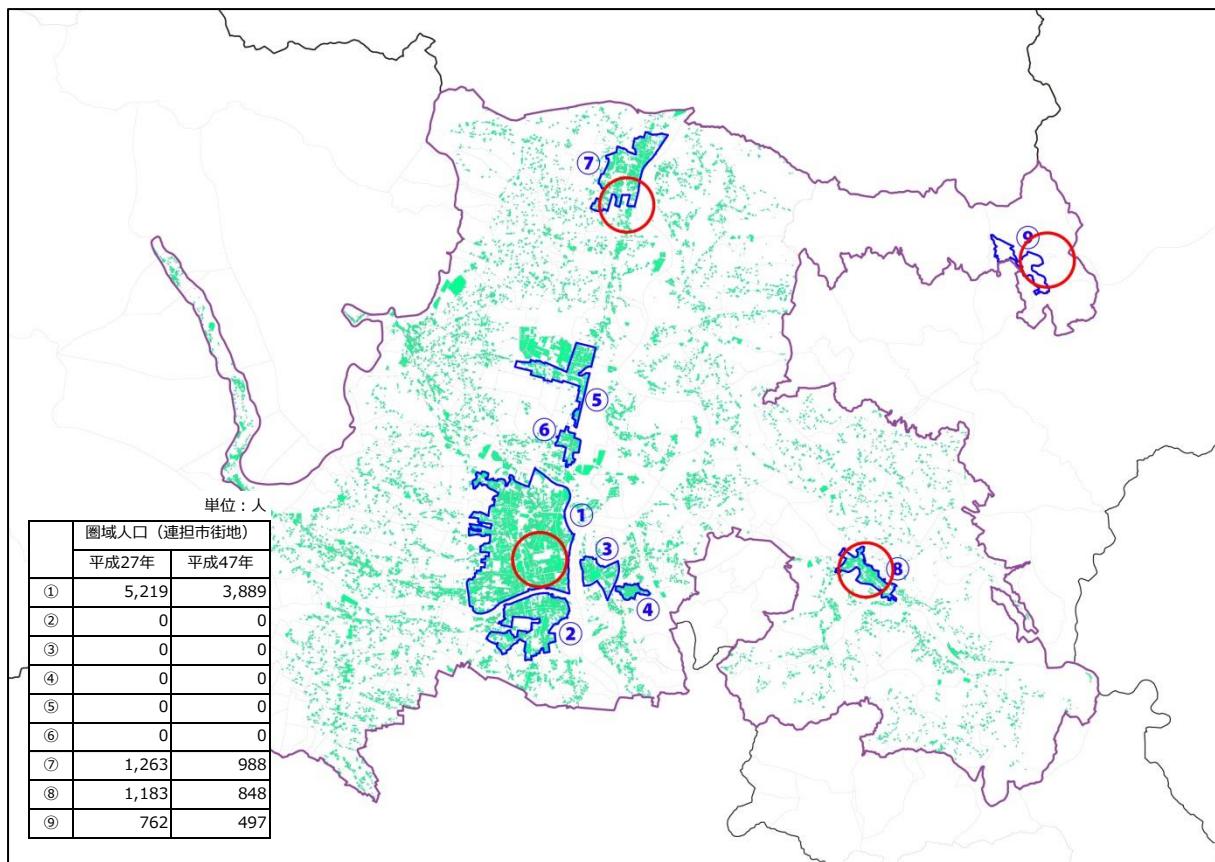
4) 福祉施設の圏域人口の見通し



5) 保育施設の圏域人口の見通し



6) 市役所・総合支所の圏域人口の見通し



(3) 施設別存在確率

人口減少、少子高齢化により、将来における生活施設の維持が困難になることが想定されることから、国土交通省が試算している「サービス施設の立地する確率が 50% 及び 80% となる自治体規模」（以下、立地確率）を参考に、花巻市における将来人口による生活施設の影響を推計します。

対象とする施設は下記の通り、①小売店舗、（スーパー等）、②診療所、③保育園、幼稚園とし、一般的な徒歩圏域である 800m として算出します。

また、立地確率において①小売店舗及び②診療所では、存在確率 50% 人口として 500 人を設定しています。

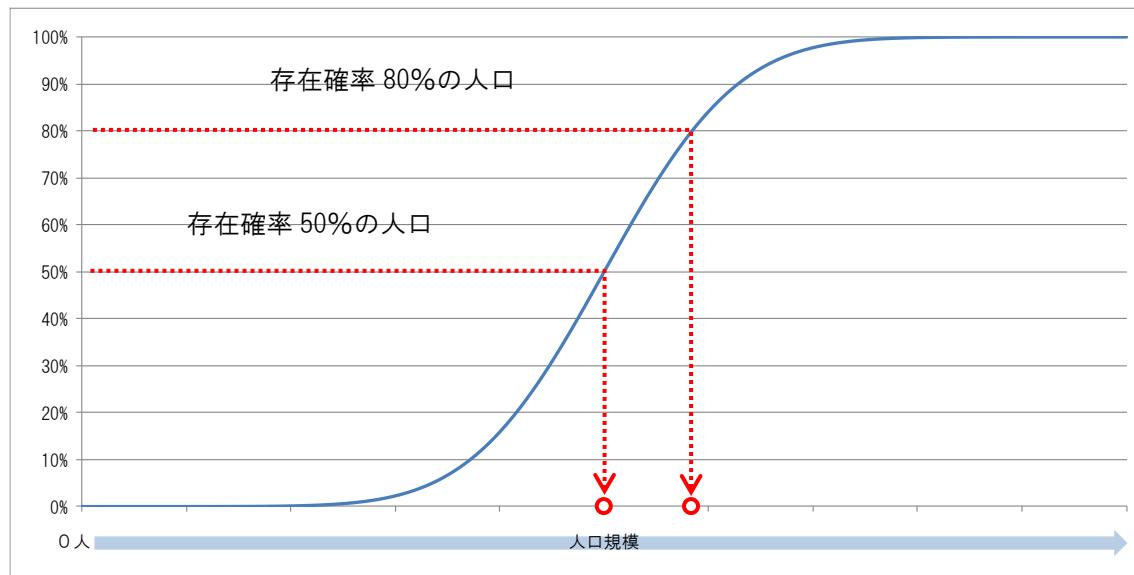
対象施設	対象年齢	圏域
①小売店舗（スーパー等）	全体	個別圏域（800m）
②診療所	全体	個別圏域（800m）
③保育園、幼稚園	0歳から5歳	勢力図（ボロノイ分割）

※保育園幼稚園の対象年齢は平成 27 年 3 月 31 日時点の年齢構成比

対象施設	検討基準
①小売店舗（スーパー等）	サービス施設の立地する確率
②診療所	サービス施設の立地する確率
③保育園幼稚園	開発許可の事務の手引きによる設計基準

※立地する確率は国土交通省資料、設計基準は都市計画法

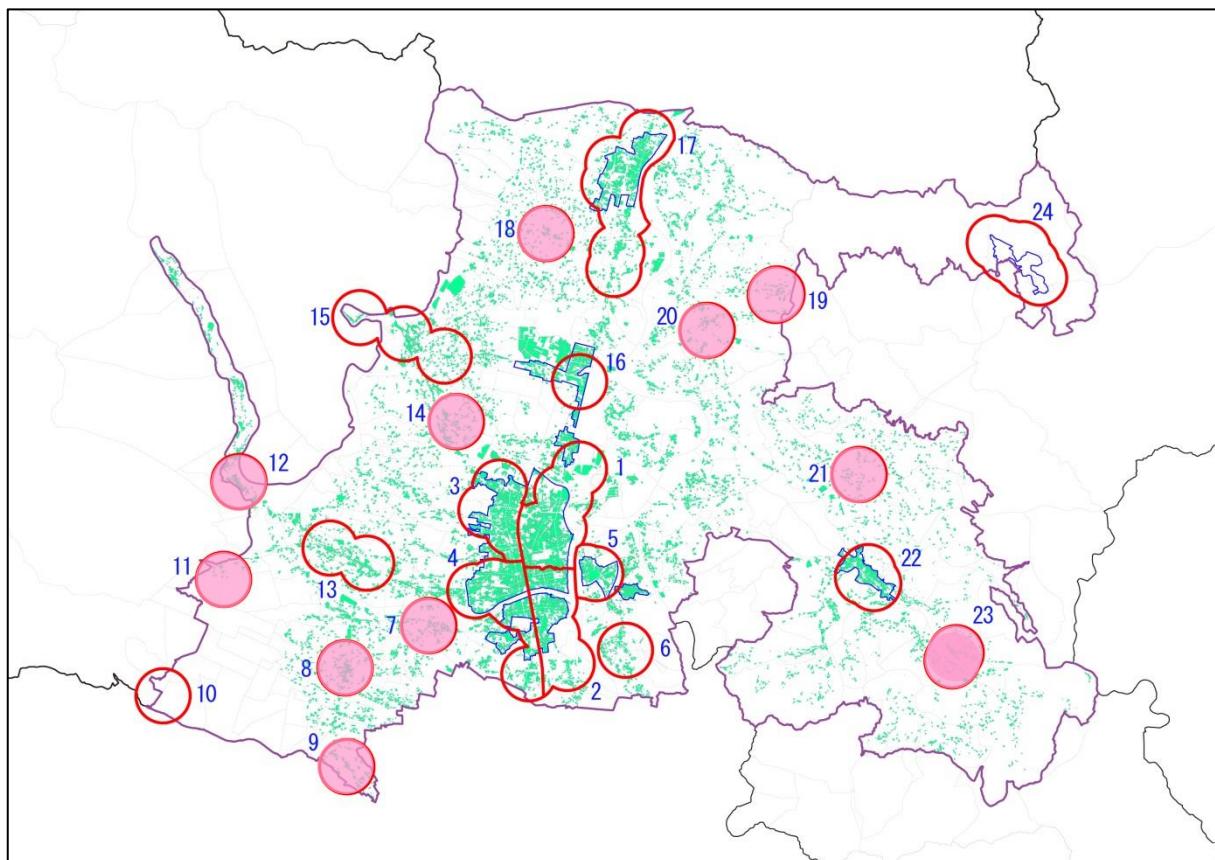
存在確率は正規分布による累計確率分布を用いています。



《小売店舗（スーパー等）》

小売店舗における圏域設定条件では、圏域が重複している花巻及び石鳥谷地域周辺に居住している住民の利用圏域を考慮し、まとまりのある商店街や商圈、小売店舗への交通アクセスの問題（鉄道、河川など）を踏まえ、圏域を分断して推計します。

小売店舗の平成 27 から 47 年における存在確率は、圏域内利用人員が半数を満たない店舗が 11 圏域あり、人口が集中している連担市街地は維持が可能であるものの、市域に点在している小売店舗の維持が難しくなっています。



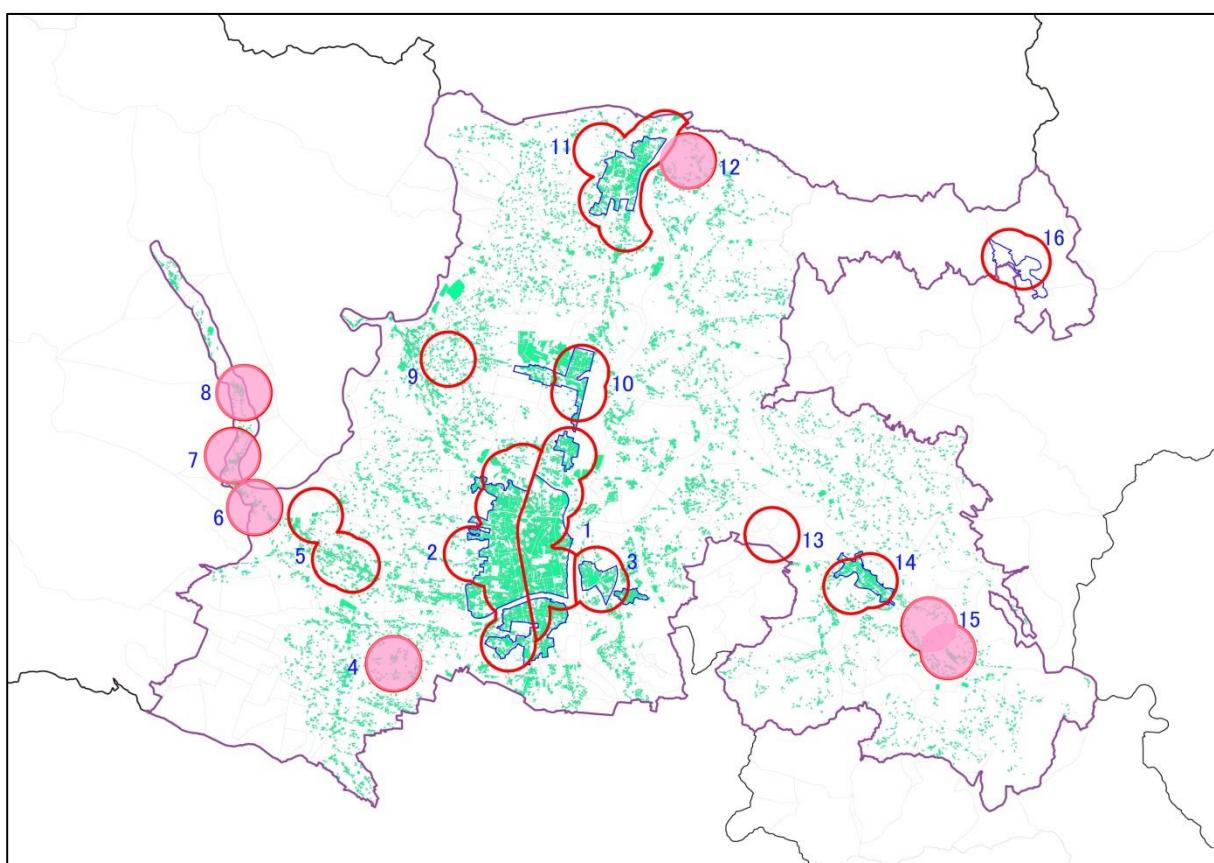
	平成27		平成47		平成27-47存在確率 (維持可能500人)
	人口	施設数	人口	想定施設数	
圏域 1	9,247	8	7,411	8.0	100.0%
圏域 2	6,070	6	4,740	6.0	100.0%
圏域 3	9,474	3	8,385	3.0	100.0%
圏域 4	8,696	8	7,032	8.0	100.0%
圏域 5	2,071	2	1,618	2.0	100.0%
圏域 6	726	1	545	0.7	68.3%
圏域 7	562	1	446	0.4	40.0%
圏域 8	613	1	468	0.4	43.2%
圏域 9	401	1	312	0.2	18.5%
圏域 10	25	1	19	0.7	72.6%
圏域 11	92	1	72	0.4	42.2%
圏域 12	466	1	244	0.0	1.4%
圏域 13	1,666	2	1,239	2.0	100.0%
圏域 14	574	1	422	0.3	28.4%
圏域 15	1,888	3	1,442	3.0	100.0%
圏域 16	1,528	1	1,190	1.0	100.0%
圏域 17	6,324	9	4,971	9.0	100.0%
圏域 18	426	1	329	0.2	19.0%
圏域 19	212	2	151	0.2	12.5%
圏域 20	356	1	265	0.1	12.5%
圏域 21	221	1	162	0.1	13.7%
圏域 22	1,647	3	1,186	3.0	100.0%
圏域 23	479	2	312	0.1	7.2%
圏域 24	2,133	9	1,397	9.0	100.0%

《診療所》

通院可能な診療所の圏域は、圏域が重複している花巻及び石鳥谷地域周辺に居住している住民の利用圏域を考慮し、診療所への交通アクセスの問題（鉄道、河川など）を踏まえ、圏域を分断して推計します。

内科、外科を有する診療所の平成27から47年の存在確率は、圏域内利用人員が半数に満たない診療所が6圏域あり、すべて連担市街地外に立地しており、4圏域の施設が現状（平成27年）で人口500人を満たしていません。

また、花巻駅を筆頭とした駅周辺の地域や市街化が進んでいる地域の診療所については、維持可能な見込みとなっており、人口密度がある程度保たれていることが要因のひとつと考えられます。

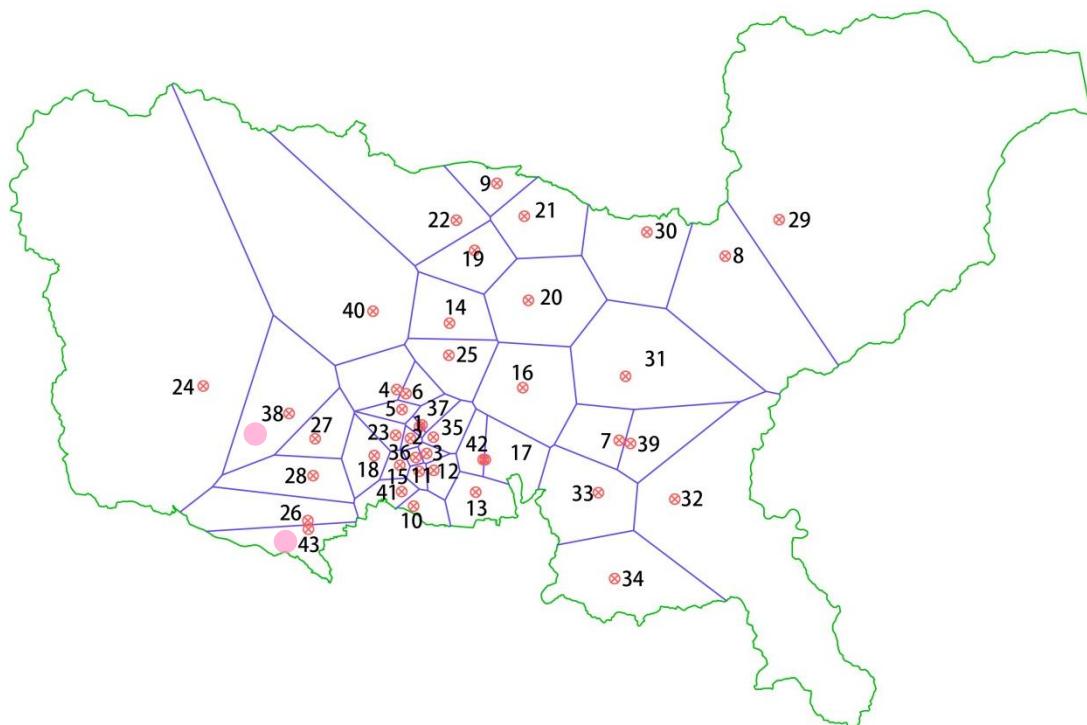


	平成27		平成47		平成27-47存在確率 (維持可能500人)
	人口	施設数	人口	想定施設数	
圏域1	14,301	10	11,379	10.0	100.0%
圏域2	19,331	16	16,589	16.0	100.0%
圏域3	2,570	2	2,007	2.0	100.0%
圏域4	477	1	370	0.2	23.9%
圏域5	1,783	3	1,336	3.0	100.0%
圏域6	270	1	132	0.0	1.1%
圏域7	389	1	231	0.0	2.7%
圏域8	228	1	163	0.1	11.5%
圏域9	738	1	563	0.7	74.2%
圏域10	2,058	2	1,610	2.0	100.0%
圏域11	5,718	9	4,486	9.0	100.0%
圏域12	439	1	315	0.1	11.7%
圏域13	16	1	12	0.8	82.6%
圏域14	1,655	2	1,202	2.0	100.0%
圏域15	748	2	495	1.0	48.1%
圏域16	1,513	2	965	2.0	100.0%

《幼稚園・保育園》

幼稚園・保育園については、利用者が圏域で想定できないことを踏まえ、勢力図（ボロノイ図）による利用者圏域を用いて入園数を算出します。

平成 27 年末就学児が定員割れしているものの、施設が存続している圏域があり、今後は地域の活性化や居住誘導などを図る上で、駅周辺や中心市街地などの拠点性の高い地域に誘導することが望まれます。



圏域	定員	H27		H47	
		未就学児	入園率	未就学児	入園率
圏域1	75	60.9	81.3%	42.8	57.1%
圏域2	90	150.2	166.9%	94.2	104.7%
圏域3	60	73.6	122.7%	49.7	82.9%
圏域4	60	171.6	286.1%	103.8	173.0%
圏域5	110	222.2	202.0%	148.4	134.9%
圏域6	60	283.9	473.1%	184.1	306.9%
圏域7	80	73.4	91.8%	41.3	51.6%
圏域8	90	400.2	444.7%	267.7	297.5%
圏域9	90	183.7	204.2%	125.7	139.7%
圏域10	60	58.8	98.0%	61.9	103.1%
圏域11	60	111.3	185.6%	68.5	114.2%
圏域12	60	189.3	315.4%	102.5	170.8%
圏域13	60	63.5	105.8%	41.3	68.9%
圏域14	60	130.6	217.6%	84.8	141.3%
圏域15	60	97.2	162.0%	58.3	97.2%
圏域16	50	87.4	174.8%	57.8	115.7%
圏域17	60	56.2	93.7%	36.4	60.7%
圏域18	60	117.7	196.1%	68.1	113.5%
圏域19	120	132.4	110.3%	85.5	71.2%
圏域20	60	84.6	141.1%	58.6	97.7%
圏域21	60	79.2	131.9%	55.0	91.7%
圏域22	75	169.7	226.3%	123.7	165.0%
圏域23	90	177.4	197.1%	112.8	125.4%
圏域24	45	57.7	128.2%	45.4	100.9%
圏域25	90	216.0	240.0%	121.5	135.0%
圏域26	45	53.8	119.6%	36.4	80.9%
圏域27	60	108.8	181.3%	65.4	109.0%
圏域28	45	76.3	169.5%	52.4	116.5%
圏域29	45	102.9	228.7%	69.9	155.2%
圏域30	30	75.8	252.7%	55.3	184.2%
圏域31	45	83.8	186.2%	47.5	105.6%
圏域32	60	85.2	142.0%	52.8	87.9%
圏域33	60	58.2	97.0%	38.0	63.4%
圏域34	45	51.3	113.9%	31.9	70.9%
圏域35	140	223.3	159.5%	142.8	102.0%
圏域36	60	50.1	83.4%	33.4	55.6%
圏域37	320	301.8	94.3%	171.6	53.6%
圏域38	160	81.0	50.6%	50.2	31.4%
圏域39	60	63.6	106.0%	41.2	68.7%
圏域40	200	196.6	98.3%	127.0	63.5%
圏域41	60	95.8	159.6%	66.2	110.3%
圏域42	200	190.7	95.4%	115.1	57.5%
圏域43	105	66.8	63.6%	46.4	44.1%

4. まちづくりの問題・課題

(1) 人口・土地利用

《人 口》

○本市は、これまで人口増加や市街地の拡大にあわせて、公共施設の建築やインフラ整備を推進してきましたが、平成 22 年の国勢調査における人口は 101,438 人と平成 17 年と比較すると 3,500 人余り減少しており、老人人口は 28% を超える状況となっています。出生率についても、平成 22 年は 1.47 と少子化が進行しており、今後もこの傾向が続くと見込まれることから、多面的な課題に対応していくとともに人口減少と少子高齢化に対応したまちづくりを進めていくことが重要となっています。

○本市の人口集中地区（平成 22 年）の面積は 389ha、人口 13,109 人が居住しており、昭和 45 年当時と比較すると、人口は約 0.8 倍、面積は約 1.9 倍となっており、人口密度は 34 人/ha（昭和 45 年・人口密度 74.7 人/ha）と低密度化しています。

○人口減少状況が進んでも、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保していくことが課題となっています。

《土地利用》

○商業機能の郊外化や後継者不足による空き店舗が増加しているとともに、これに伴い商店街での買い物客や多くの人が行き交う場が少なくなっていることから、まちなかにおける人ととの交流の機会が失われ、昼夜を問わず閑散とした中心商店街となっています。

○人口減少、人口密度の低下により、都市機能、商業機能が分散し、賑わいが失われつあるなか、商店街など市内の商業を活性化させていくためには、消費者（人）と商品（モノ）の流れが活発になるよう商業機能を充実させる必要があります。

○花巻駅周辺の既成市街地については、本市の中心的役割を担う地域として、定住人口の誘導を図り、都市機能が充実した効率的で利便性の高いまちづくりを進めていくことが重要となります。

○大迫地域においては、農業基盤整備済の優良農用地が広がっていることから、商店街を中心に地域の特色を生かしたまちづくり及び優良な農用地の保全など、良好な集落環境の維持・保全していく必要があります。

○石鳥谷駅周辺においては、花巻駅周辺地域とともに本市を牽引していく地域として、定住人口の誘導を図り、効率的で利便性の高いまちづくりを進めていくことが重要です。

○土沢駅周辺には商店街が形成され、東北横断自動車道東和インターチェンジや道の駅も整備されるなど、交流人口の多い地域であることから、良好な自然環境の維持・保全を図りつつ、地域の拠点として、住宅と商業、事務所機能の調和のとれた土地利用を図っていく必要があります。

(2) 公共交通

○公共交通の利用者数の大幅な減少により、民間及び市自主運行バス路線の廃止や減便が進み、利便性の低下が進行しており、今後、人口減少に伴い更なる利用者の減少が危惧されています。また、公共交通の運行便数や路線の減少などのサービス水準の低下による公共交通不便地域の人口比率が増大する懸念があり、これに対応するまちづくりが必要となります。

○予約に応じて運行する予約応答型乗合交通や市街地循環バスを運行しており、今後の人口減少や増加する高齢者に対応した市街地や拠点をネットワークさせた効率的かつ利便性の高い交通体系の再編が必要です。

(3) 医療・福祉・子育て

○高齢化や核家族化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯が増加することから、適切に福祉・医療サービスを受けられる支援体制や医療・福祉が連携したまちづくりを進めていく必要があります。

○就職や通学・結婚を機に、若者の転出が多く流出超過都市となっているとともに、少子化が進行する中、定住人口及び若者人口の維持に向け、次世代を担う子どもたちが健やかに育ち・育てられるような子育て環境の充実を図ることが望まれます。

(4) 日常生活サービス施設

○今後の人ロ減少、少子高齢化社会の進行に伴い、商業・医療・福祉施設などの日常生活サービス施設の利用者が減少し、中心市街地のシャッター商店街化が進行するとともに、施設自体の存続も困難となるおそれがあります。

○中心市街地や地域拠点の活性化を含め、拠点性の高い地域に、集合住宅などの居住機能の誘導による人口密度の維持することにより、日常生活サービス機能を存続・確保する必要があります。

(5) 公共施設の維持管理・更新

○高度経済成長期に整備した公共施設の老朽化が進行しているとともに、生産年齢人口の減少による税収が減少し、施設の維持管理費・補修費の捻出が困難となります。

(6) 防 災

○全国各地で台風や集中豪雨、地震などによる被害が発生しており、市民の生命、財産を守るためにも、災害に強い都市づくりが求められています。

○人口減少や核家族化により、適切な管理が行われずに放置された空き家が増加しており、環境・景観・防災・防犯など、様々な面で問題化しています。

○高齢者人口の占める割合も増えることが予想されることから、ハザード地域内においては、災害に対する市街地の安全性を確保する必要があります。

(7) 財 政

○税効率の高い花巻駅周辺では、近年地価の下落率が顕著であり、少子高齢化による地域活力の低下とともに財政への影響が懸念されることから、より一層健全な財政の維持に向けて取り組む必要があります。

○本市の自主財源は、歳入全体の概ね3分の1程度で推移していることから、引き続き市税等の安定した確保に努める必要があります。

○高齢者人口（老人人口）が増加すると同時に、生産年齢人口が減少することにより、社会保障の現役世代の負担が増大することが懸念されます。

《市の概況、上位計画、問題・課題の総括》

《上位計画》

【花巻都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

■基本方針

- 自然や文化を生かし、すべての人が幸せを感じる「イーハトーブ」の形成
- 都市活動や農村と都市との交流を支える交通・情報のネットワークの形成
- 市街地と郊外拠点の連携とにぎわいのある市街地空間の形成

■主要用途の配置方針

- 花巻駅・石鳥谷駅・土沢駅周辺及び大迫活性化交流センター周辺の商業地の総合的な都市機能の充実・強化
- 花巻駅周辺及び南側既成商業地は中心商業拠点、石鳥谷駅及び土沢駅周辺商業地は地域生活を支える商業の拠点、大迫活性化交流センター周辺商業地は日常的な生活サービスを提供する拠点

【花巻市まちづくり総合計画長期ビジョン】

■中部地域（花巻・石鳥谷）

- 既成市街地は、本市の中心的役割を担う地域として、定住人口の誘導、都市機能が充実した効率的で利便性の高いまちづくりの推進

■中部北地域（大迫）

- 大迫地区を中心に特色を生かしたまちづくりを推進、良好な集落環境の形成

■中部南地域（東和）

- 集落環境の形成及び土沢駅周辺を地域の拠点として、調和のとれた土地利用の形成

【花巻市まちづくり総合計画第1期中期プラン】

■重点戦略（人口減少対策）

- 安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進
- 若者の雇用の確保を図り、若者の定住の促進

■重点戦略（市街地の再生）

- 市街地に必要な都市機能を充実、既成市街地への定住人口を誘導による効率的で利便性の高いコンパクトな街づくり
- 商店街におけるイベント等による「まちなか」の賑わいの創出

【花巻市都市計画マスターplan】

■総合サービス拠点（花巻駅周辺、石鳥谷駅周辺、土沢駅周辺、大迫活性化交流センター周辺）】

- 既成市街地を中心とした地区で、行政・商業・業務・文化・福祉などの都市機能の充実、都市機能を利用しやすい環境を整備促進

《市の特徴》

- 平成18年に1市3町が合併し、市域面積約9万haに約10万人が居住
- 北上川が南北に縦断し、東西には山地が広がる豊かな自然環境
- 本市の中心市街地は城下町として発展し、崖や谷戸が「まちなか」に点在
- 北東北における高速交通網の結節点、県内唯一の空港を擁する交通の要衝
- 花巻温泉郷などの多くの温泉地や、宮沢賢治ら世界的に著名な先人ゆかりの地
- 大迫地域：国定公園である早池峰山、伝統芸能、ワインの里
- 観光客入込数は年間約210万人

《市の概況》

- 昭和45年から平成22年のDID区域は、面積1.9倍、人口0.8倍で人口密度は74.7人／haから34人／haに減少
- 平成20～24年平均の出生率は1.42で県南広域圏では最低
- 通勤・通学先は盛岡市、北上市が多く、流出超過都市
- 中心市街地での空き家、空き店舗が目立ち、幹線道路沿道や郊外に大型商業施設が立地
- 10万人あたりの病床数814.9床（県平均942.6床）、医師数125.7人（県平均193.7人、岩手中部保健医療圏140.6人）
- 公共交通として鉄道（5駅）、民間路線バス、循環バス、地域連絡バス、デマンドタクシー
- 産業構造として、一次産業が減少し、三次産業への就業比率が増加
- 土地区画整理事業を花巻地域で18地区（412ha）、石鳥谷地域で2地区（22ha）整備済
- 下水道処理は、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽、コミュニティプラントにより処理
- 中心市街地で地価が下落
- 大迫地域や東和地域での人口減少が顕著
- 合併4市町の各中心部での年少人口が比較的高い

《関連計画》

【花巻市公共交通計画】

■主な取組

- 公共交通手段の利便性向上
- 効果的かつ効率的な公共交通ネットワークの構築
- 参画と協働により公共交通を維持
- 将来公共交通ネットワーク (H25年 ⇒ H35年)
 - 幹線路線 6路線 ⇒ 6路線
 - 支線路線 18路線 ⇒ 予約対応型乗合交通
 - 自主路線 2路線 ⇒ 2路線
 - 循環路線 2路線 ⇒ 5路線

【花巻市公共交通総合連携計画】

■目標

『公共交通を必要とする市民等にとって、快適で便利な公共交通サービスを実現し、これを持続可能な形で確保する』

■取り組み

○公共交通の路線網の確保、サービスの提供、公共交通利用促進策の継続推進

【花巻市の地域医療ビジョン】

■今後の取り組み方針

- 花巻市中心部において複数の診療科目と入院病床を有する病院（診療所）の確保
- 「地域包括ケアシステム」の構築

■必要と考えられる施策

- 救急医療体制の維持・確保
- 医師・看護師等の医療従事者の確保
- 医療機能の整備・充実

【花巻市子ども・子育て支援事業計画（イーハトーブ花巻子育て応援プラン）】

■目標：『子どもが親が地域が育ち子育てに喜びを感じるまちづくり』

- 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
- 家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくり

【花巻市高齢者いきいきプラン（花巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画）】

■目標：『高齢者が慣れ親しんだ地域で心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまち』

■施策目標

- 高齢者の積極的な社会参加への推進
- 高齢者の健康づくり
- 安心して生活できる環境づくり
- 介護サービスの充実

《まちづくりの問題・課題》

- 中心市街地や地域拠点などの一定エリアで人口密度の維持による生活サービス施設等の存続・確保
- 花巻駅周辺などの既成市街地への定住促進、都市機能が充実した効率的・利便性の高いまちづくり
- 中心市街地における人・モノと人の交流による「まちなか」の賑わい創出
- 高齢化や核家族化の進行に対応した医療・福祉機能の拡充及び交通利便性の高いエリアへの立地誘導
- 図書館や公民館などの公共施設や上下水道等の効率的かつ効果的な整備
- 人口・利用者減少する中での公共交通不便地域や公共交通空白地域への対応及び市街地と拠点をネットワークさせた効率的な公共交通網の再編
- 定住人口及び若者人口の維持に向けた子育て環境の充実
- 市民が安全に安心して暮らせるまちづくり
- 持続可能な財政運営

《市の近況》

- 中心市街地で空き家、空き店舗が増加し、買い物客や若者などの姿が見られない
- 県立花巻北高等学校、私立花巻東高等学校、花巻警察署などの公共施設が郊外に移転
- 県立花巻厚生病院と県立北上病院との統廃合による医療機能の低下への対応が急務
- 旧市町の生活拠点や集落地で日常生活サービス施設が減少
- 図書館などの公共施設の老朽化、狭隘化への対応が急務

《将来の見通し》

- 平成47年の将来人口は市全体で80,119人、年少10%、生産53%、老年37%
- 地域別人口密度（用途地域内・グロス）・老人人口割合は、花巻中心拠点①で44人/ha・31%、花巻中心拠点②で41人/ha・26%空港拠点で17人/ha・33%、石鳥谷拠点37人/ha・34%、大迫拠点で12ha/ha・42%、東和拠点で22人/ha・35%
- 大規模小売店舗や食料品店舗などの商業施設圏域人口（H27→H47）が約8割に減少
- 用途地域内の立地している小売店舗（スーパー等）、診療所は将来も存続可能（存在確率50%以上）であるが、用途地域外では存続が懸念される

Ⅲ章 立地適正化に向けて

1. まちづくりの基本的な方針

(1) 都市の将来像

本市においては人口減少、少子高齢化が進行しており、人口の呼び戻し等による定住人口や若い世代の人口の維持、増加する高齢者人口への対応など、地域・民間事業者・行政に余力がある現時点で早急かつ迅速な対応が必要となっています。

花巻市まちづくり総合計画長期ビジョンが描く将来都市像『市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く あつた まち 笑顔の温か都市 イーハトーブはなまき』のもと、立地適正化計画では、以下に都市の将来像を定め、課題の解決に取り組んでいきます。

《都市の将来像》

『「高齢者・大人」と「若者・子ども」が生活圏を共有する「まち」』

(2) 都市づくり目標

花巻市都市計画マスタープラン（平成22年3月）においては、都市の将来像を『活力と交流を創造する 快適なまち はなまき』と定め、市町合併による広い範囲の市域に既成市街地や交通結節点、工業・観光などの都市機能が分散している本市の特性を踏まえ、3つの目標の達成に向け、利便性・快適性の高い都市を構築し、隣接する都市圏の連結部としての機能強化を図りながら、活力があり、持続的に成長する都市づくりの実現を目指すこととしています。

本計画は、都市計画マスタープランで掲げているまちづくりの目標と同一の方向を目指し、実行・実現していくための計画であることから、都市計画マスタープランにおいて掲げている目標を継承しつつ、「まちなか」のにぎわい創出、人口密度の維持、生活サービス施設の適正な配置及び公共交通の充実に向けた都市づくり目標を追加します。

様々な人が集える賑わいある都市づくり（追加）

○「まちなか」は居住・商業・業務の場だけでなく、働く場でもあることから、空き家、空き店舗を活用したリノベーション事業などを展開し、まちなかでの賑わいや魅力、若者・子どもから高齢者・大人の交流・ふれいあいの場を創出し、賑わいのある都市づくりを目指します。

○交通利便性の高いまちなかへ医療施設の移転や介護・福祉施設を集積し、市民が安心して暮らせる都市づくりを目指します。

暮らしやすいコンパクトな都市づくり

- 無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、すでに基盤が整った既成市街地への定住人口の誘導を図り、身近なところで生活に必要なサービスを享受できる都市機能が充実した、効率的で利便性の高いコンパクトな都市づくりを目指します。（継承）
- 生活に必要な商業・医療・福祉・子育て支援などの生活サービス施設は、一定の利用圏域人口により支えられているため、人口密度の高い地域や利用者が集まる駅を中心としたエリアへ立地を誘導します。（追加）
- 生活交通を維持し、増加する高齢者に対応するため、拠点を結ぶ利便性の高い交通体系の再編等により、効率的で持続可能な公共交通システムの導入を目指します。（追加）

安心して住み続けられる都市づくり

- 教育、福祉、情報、就労など生活に必要な機能・施設にアクセスしやすく、また、市内外との交流が盛んな都市を形成するため、交通環境を充実しながら、各種機能の分担と連携による地域間のネットワーク化を図り、そして施設整備やライフスタイルなどにおいて環境への配慮を進め、自然環境と調和した安心して住み続けられる都市づくりを目指します。（継承）
- 人が賑わう駅を中心とした地域に「まちなか」の居住を支える生活サービス施設、医療・介護施設の充実、維持及び集約を図るとともに、花巻市の将来を担う若者・子育て世代が「住みたい」「住み続けたい」と思える環境づくりを目指します。（追加）

花巻らしさの継承による活力ある都市づくり

- 花巻らしい景観を形成する早池峰山、北上川などの自然環境、温泉地、市街地郊外に広がる田園風景、まちなかの緑、歴史文化・伝統芸能など、未来へと受け継ぐべき資産の保全を図り、住む人が誇りに思い、訪れる人を魅了する交流の盛んな活力ある都市づくりを目指します。（継承）
- まちなかの歴史・文化資源を活用するとともに、市内外の観光地との連携により市交流人口の増加による活力と賑わいのある都市づくりを目指します。（追加）

2. 立地適正化計画の基本的な方針

(1) 立地適正化計画の策定にあたって

立地適正化計画とは、平成26年8月に「都市再生特別措置法」が一部改正されたことを受け、今後の人口減少や少子高齢化の進行などの社会状況の変化に対応し、拡散型の都市構造から医療・福祉・商業施設や住居等を駅周辺や中心市街地に集約する集約型の都市構造に転換を図り、効率的で持続可能なまちづくりを推進するために策定する計画です。また、日常の生活サービスや行政サービスが身近に存在する「コンパクト プラス ネットワーク」の形成を推進するための事業実施等について、国土交通省が市町村等を総合的に支援する制度です。

当市において、立地適正化計画を策定するに至る端緒とも言うべきまちづくりの課題は多面的に存在しております。

近年、高校や県警などの施設が「まちなか」から郊外へ移転し、「まちなか」から若者が大きく減少しております。さらに、県立厚生病院が統廃合され、医療機能の低下について市民から不安の声があがっている現状があります。

また、製造業の郊外移転・閉鎖などにより「まちなか」周辺における働く場と消費行動の減少、まちなか人口の減少により今ある居住区の人口密度が悪化し、負のスパイラルで商業店舗等も減少しております。結果として、各世代の活動場所が郊外大店舗などに集中しています。

さらに、地域の拠点におけるガソリンスタンドなどの減少など生活サービス機能の低下が起こりつつあり、人口減の中、公費の減少により老朽化した公共施設への対応が全施設に対し困難な状況になっていくことが予想されます。

908Km²という広大な面積に10万人の市民と4つの「まちなか(生活サービス拠点)」を抱える当市において、集約して継続性の確保・強化を行う総合的な生活サービス機能に係る対策と各まちなかにおいて身近な生活サービス機能が利用しやすい環境とするための相互補完的な対策を実施していく必要があります。

具体的には、合併4市町(花巻地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域)におけるそれぞれの生活サービス機能を維持するため、居住の分散を食い止めるための施策、居住と都市機能の適正な誘導を図る施策などが必要です。

また、日常的な生活サービス機能はそれぞれの拠点に維持しつつ、総合的な公共公益サービス機能については市内全域からアクセスしやすい区域に段階的に整備し、生活サービス機能を今後とも維持していくため、それぞれの拠点(まちなか)において最適な補完関係を構築していく必要があります。

このため、生活サービス機能と当該機能の維持が可能な人口密度の実現に向け各種事業を展開することとし、総合的な公共公益施設の整備事業の推進等と国が推し進めている都市政策である「立地適正化計画」の策定を両輪として課題の解決を図っていく必要があります。

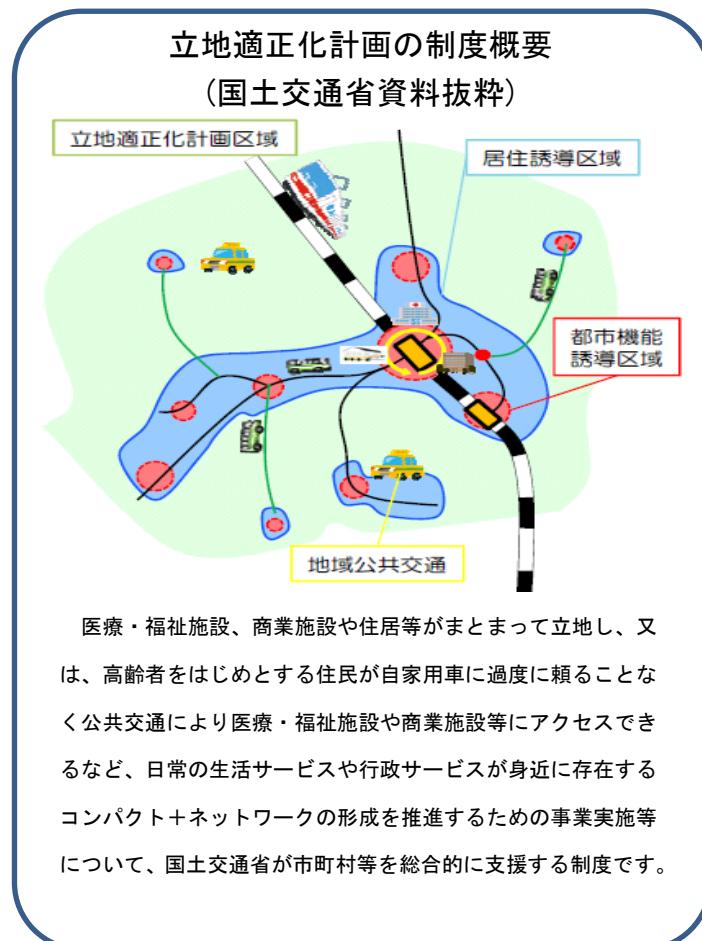
(2) 各種計画、現状分析を踏まえた立地適正化計画

立地適正化計画を規定している都市再生特別措置法を根拠に取り組むこととなります。

都市再生特別措置法（立地適正化計画）では、総合的な公益・公共施設を整備していくエリアとして「都市機能誘導区域」という区域や総合的な公共公益サービス機能を利用しやすい居住環境を構築していくための「居住誘導区域」という区域を設定します。

さらに「都市機能誘導区域」には誘導すべき総合的な公共公益サービスに係る施設として、また、必要に応じて国の支援を受けることができる施設として「都市機能誘導施設」を設定することができます。

こうした区域や施設を設定については、前述の上位計画、関連計画、各種現状分析などを踏まえた上で計画を策定いくことが求められています。



(3) 区域設定と将来都市構造について

1) 花巻市都市計画マスターplanなどにおける将来都市構造の反映

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導・集約し、各種サービスの効率的な提供を図ることが可能な区域となります。

これまで本市における都市計画やまちづくりでの都市構造が形成されてきた経緯、現状の都市機能の集積状況、公共交通機関の整備状況を考慮し、花巻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における拠点（中心商業・業務拠点、商業拠点）及び花巻市都市計画マスターplanに位置づけられている拠点（総合サービス拠点）を対象に都市機能誘導区域設定の候補エリアとします。

【花巻都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

■ 中心商業・業務拠点

- 対象エリア： 花巻駅周辺
- 花巻駅周辺及びその南側に広がる既成商業地は、本区域の中心商業拠点として、商業業務機能の維持と集積

■ 商業拠点

- 対象エリア： 石鳥谷駅周辺、土沢駅周辺
- 石鳥谷駅周辺及び土沢駅周辺の商業地は、地域生活を支える商業の拠点として、その機能の充実

■ 地区サービス拠点

- 対象エリア： 大迫活性化交流センター周辺、新花巻駅周辺、花巻空港駅周辺
- 大迫活性化交流センター周辺の商業地は、日常的な生活サービスを提供する拠点として、その機能の充実
- 新花巻駅周辺及び花巻空港駅周辺は、観光客等を迎える玄関口として交通結節機能や観光交流機能の充実

【花巻市都市計画マスターplan】

■ 総合サービス拠点

- 対象エリア： 花巻駅周辺、大迫活性化交流センター周辺、石鳥谷駅周辺、土沢駅周辺
- 行政・商業・業務・文化・福祉などの都市機能が充実し、その都市機能を利便性を整備し、住む人、訪れる人の利便性の向上を図る既成市街地を中心とした地区

2) 地域の拠点に係る各種計画の反映

「花巻市都市計画マスタープラン」においては、本市の中心部である花巻駅周辺と同様に、大迫活性化交流センター周辺、石鳥谷駅周辺、土沢駅周辺の既成市街地をそれぞれ地域の拠点と位置づけ、行政、商業、業務、文化、福祉など、地域住民の生活に必要な機能の維持向上を図ることとしています。今日に至るまでの間、各地域の拠点においては、支所庁舎や学校、文化関係などの公共施設の新築、医療体制の維持に向けた取り組みなどを行ってきましたが、今後、人口減少が見込まれ、拡散した市街地のままでの居住の低密度化が進行することにより、一定の人口密度があつたことによって成り立ってきた医療、福祉、子育て支援、商業などの生活サービスの提供が困難になりかねない状況にあります。

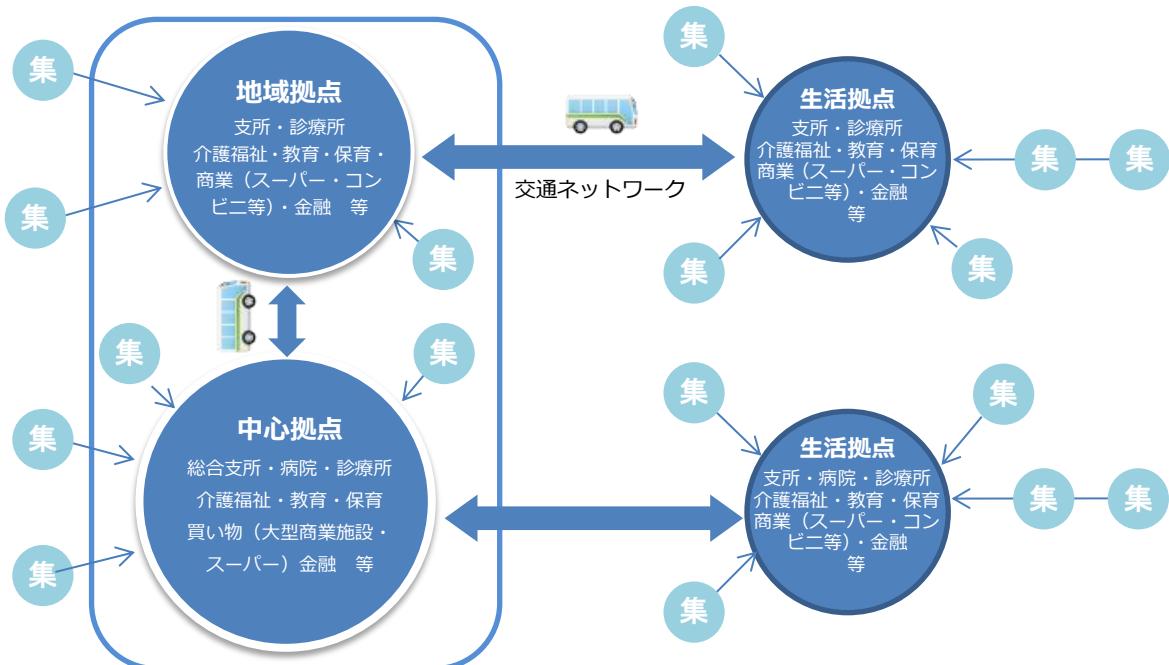
そこで、市民が健康・快適な生活を確保できる環境、子育て世代など若年層にも魅力的なまち、財政と経済の面で持続可能な都市経営を行っていくために、市全体からみた都市構造を見直し、既成市街地の密度を高めていく必要があります。

このため、各地域の中心市街地においては、人口減少対策や産業振興策等を展開するとともに、拠点として民間企業・事業者を含む生活関連機能の維持・存続による地域振興に取り組んでいきます。

また、本計画で必要なもう一つの取り組みである「拠点と拠点」「拠点と集落」を繋ぐ公共交通のネットワークの充実が重要となっています。

このため、公共交通計画の見直しを行い、地域間（中心拠点と地域拠点、地域拠点と生活拠点）では路線バス、中心市街地（中心拠点、地域拠点）では循環バス、集落と地域拠点との間は予約応答型交通など、利用実態や需要を把握しながら公共交通の充実を図っていきます。

図 公共交通による地域拠点形成イメージ



3) 将来都市構造

① 将来都市構造の考え方

1市3町の合併による広大な市域（90,832ha）を有する本市では、10万人の市民が広がって居住しているとともに、既成市街地や交通結節点、工業・観光など、旧行政単位に都市機能が集積しています。

本市のこの特徴を踏まえ、効率的な土地利用を展開し、都市機能の適切な誘導を図るため、都市計画マスターplanにおいて位置づけられている総合サービス拠点については、商業・公共施設などの立地状況や人口密度等を踏まえ、拠点の位置づけに応じて担うべき機能・役割を明確にし、持続可能な都市及び拠点づくりに向け、居住と都市機能の維持・再編に向けた誘導を図っていきます。

交通利便性が高く、様々な都市機能が介在している花巻駅周辺は、新たな医療機能や文化交流機能などを付加し、人口減少や高齢化の進行に対応した都市機能が集約した市街地として、花巻のにぎわい・活力を生み出す拠点、本市の中心的役割を担う地域としての市街地の形成を目指していきます。

石鳥谷駅周辺は、地域生活を支える総合的な都市機能の充実を図り、花巻駅周辺の中心生活拠点を補完する地域拠点の形成を目指します。

大迫活性化交流センター周辺や土沢駅周辺においては、既存商店街などの生活サービスが集積する地区などを中心に、商業施設や生活サービス施設などの存続により、地域の日常生活やコミュニティ活動の場となる生活拠点の維持・継続を目指します。

中心拠点や地域拠点、生活拠点（地域の拠点）と既存集落を公共交通などでネットワークし、これら拠点に行きやすい交通環境を整えることで、自立可能な生活圏の実現を目指します。

② 将来都市構造の設定

将来都市構造の考え方を踏まえ、中心拠点や地域拠点などの拠点間を結ぶ交通ネットワークなどの軸を以下のように定めます。

■ 拠点：花巻市の活力を育み、地域生活づくりを支える地域

【中心拠点：花巻駅周辺】

○中心市街地活性化に向けたまちづくりを進めている花巻駅周辺市街地は、交通利便性を活かし、商業・業務・文化・交流・居住機能などが複合し、地域、世代を超えて市民が集い、交流の中から、花巻の文化、活力を育む拠点の形成を目指します。

○市民をはじめ高齢者が公共交通によりアクセスができるよう、公共交通によるネットワーク化を図り、利便性の高い拠点周辺に居住を誘導していきます。

【地域拠点：石鳥谷駅周辺】

○石鳥谷駅周辺は、中心拠点を補完する拠点と位置づけ、大迫地域の拠点とも連携し、商業・業務機能など総合的な都市機能の充実や拡充により、中心拠点との地域相互の生活・交流を補完する拠点の形成を目指します。

○中心拠点同様、高齢者が公共交通によりアクセスができるよう、公共交通によるネットワーク化を図り、利便性の高い駅周辺に居住を誘導していきます。

【生活拠点（地域の拠点）：大迫活性化交流センター周辺、土沢駅周辺】

○中心拠点や地域拠点のほか、大迫活性化交流センター周辺や土沢駅周辺においては、周辺に散在する集落等を含め、日常生活に必要な生活サービス機能やコミュニティ交流機能が充実した生活拠点の形成を目指します。

○生活拠点では、生活サービス機能を充実させるとともに、公共交通によるネットワーク化により、生活拠点（地域の拠点）や中心拠点及び地域拠点との連携を強化させ、市民の生活環境の向上を目指します。

【観光レクリエーション拠点：葛丸ダム、早池峰ダム、田瀬ダム、台・花巻温泉広域公園、花巻南温泉、スポーツキャンプむら高村山荘、胡四王山、戸塚森林公園】

○本市を代表する観光地や景勝地として、自然環境や歴史的・文化的景観を形成し、交流人口増や市民の余暇の充実のため、訪れやすい、利用しやすい環境整備を目指します。

【工業・流通拠点：花巻第一・二工業団地、花巻流通業務団地、花巻機械金属工業団地】

○県南の産業集積の一翼を担い、地域経済を牽引する拠点として、利便性が高く活発な経済活動が営まれる工業・流通拠点の形成を目指します。

■ 軸：連携と交流を創造する交通網

【国土連携軸：東北縦貫自動車道、東北横断自動車道、東北新幹線、東北本線、国道4号、県道山の神西宮野目線】

○広域的な産業活動や人的交流を支える国土の骨格となる交通軸

【都市連携軸：国道283号、国道396号、国道456号、（主）花巻北上線、（主）花巻大曲線、（主）盛岡和賀線、（主）花巻衣川線】

○盛岡都市圏や県南都市圏などとの都市間交通を支え、都市機能連携の基盤となる交通軸

【地域連携軸：県道石鳥谷大迫線、県道羽黒堂二枚橋線、県道花巻田瀬線】

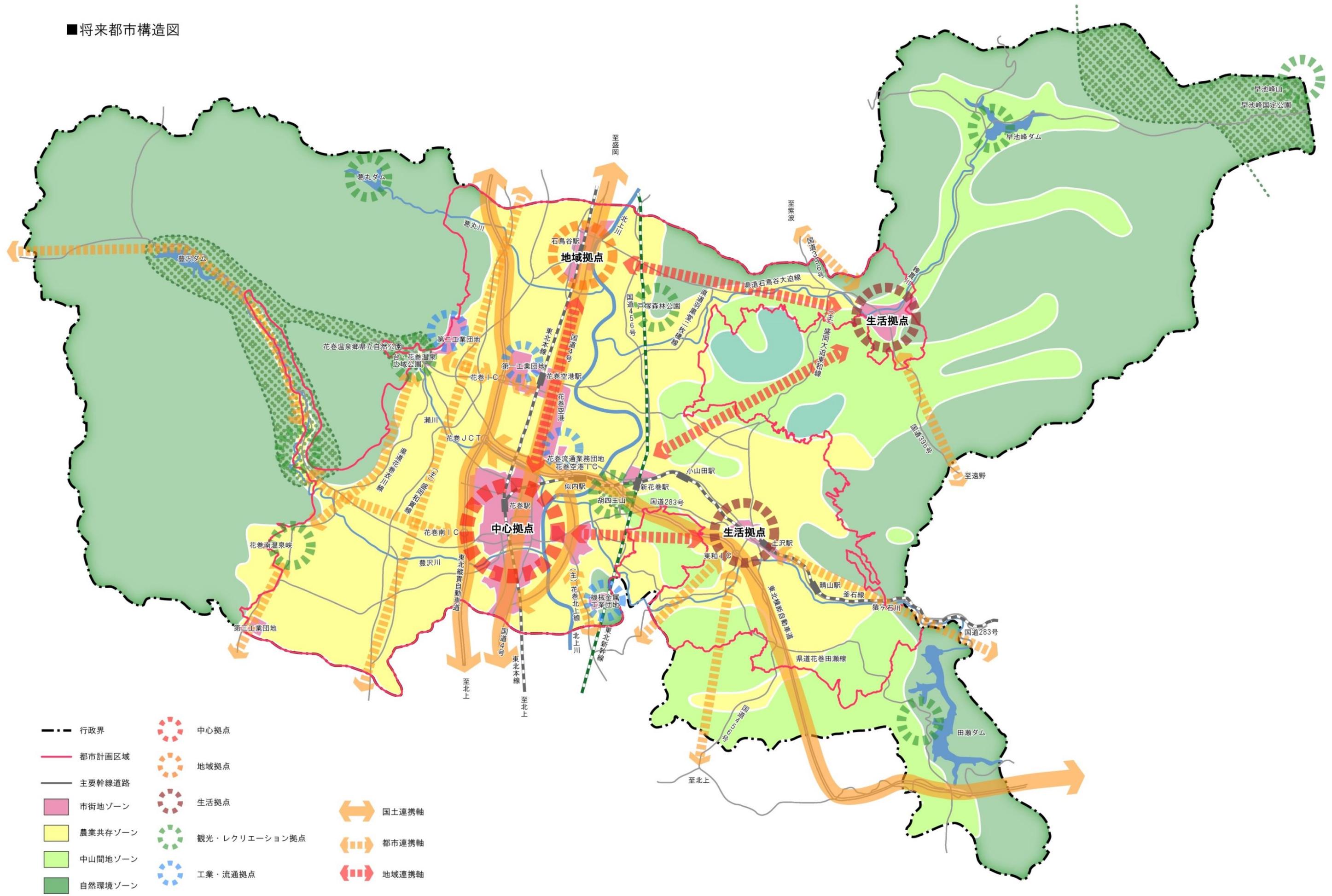
○中心拠点や地域拠点、生活拠点（地域の拠点）を結ぶ幹線道路の交通の円滑化などを図り、各サービス拠点が有する都市機能の連携促進を支える交通軸

【拠点連携軸：（主）盛岡大迫東和線、県道花巻田瀬線、県道下宮守田瀬線】

○中心拠点や地域拠点、生活拠点、観光レクリエーション拠点を主要な公共交通でアクセスする交通軸

(両面印刷用調整白紙)

■将来都市構造図



(両面印刷用調整白紙)

IV章 誘導区域の設定

1. 計画区域内における各種誘導区域・誘導施設の設定とその効能

まちづくり目標を実現するためには、市街地における一定の人口集積が必要であり、市街地を中心とした居住の集積を進め、都市機能を集約立地させていく取り組みが必要です。

そのためには、拡大した市街地を人口動態に応じて縮小し、まちなかの人口密度を維持していく集約型の都市構造の再構築を進めていきます。

具体的には、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、また、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常の生活サービスや行政サービスが身近に存在するコンパクト・プラス・ネットワークの形成を推進するための事業実施等について支援するというものとなっています。

そのため、民間施設の整備に対する支援や居住と都市機能誘導施設の緩やかな誘導を図るための誘導区域や誘導施設を設定するとともに、当該区域に係る事前届出制度を導入します。

事前届出の際には、市域全体や既存施設の立地状況などを勘案し、適正な場所への立地誘導を図るため、事前協議（情報提供等）を行っていきます。

2. 誘導区域の設定の基本方針

本計画では、「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」の双方を定めることが必須であるとともに、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることとなっています。

居住誘導区域は、人口減少社会にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域です。都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

3. 居住誘導区域

(1) 居住誘導区域の設定方針

本市は、市町村合併により都市計画区域が広範囲であるとともに、市街地も拡大してきたものの、その中の居住者は減少又は範囲の拡大ほどには増加せず、「広く薄く」都市化が進行してきました。これらは花巻地域に限らず、大迫、石鳥谷、東和地域の中心部でも見られる傾向となっています。

居住誘導区域は、このような低密度な居住地の拡大を抑止し、人口の維持を図りながら徐々にその密度を高め、市街地、居住地としての機能を維持、向上させ、地域における公共投資や公共公益施設の維持・運営など、都市経営を効率的に行うこと目的に定める地域です。

そこで、居住誘導区域の対象エリアについては、将来都市構造で拠点として位置づけた花巻駅周辺、大迫活性化交流センター周辺、石鳥谷駅周辺及び土沢駅周辺の既成市街地となります。居住誘導区域が設定できるエリアは「用途地域内」となっています。このため、各地における用途地域内人口及び人口密度を勘案し、「花巻地域」及び「石鳥谷地域」を対象に定めることとします。

なお、居住誘導区域を定めない拠点については、日常生活に必要な生活サービス機能やコミュニティ機能が充実した地域の拠点（大迫地区、東和地区）として居住と都市機能の適正な誘導を図っていきます。

【居住誘導区域の設定の基本的な考え方】

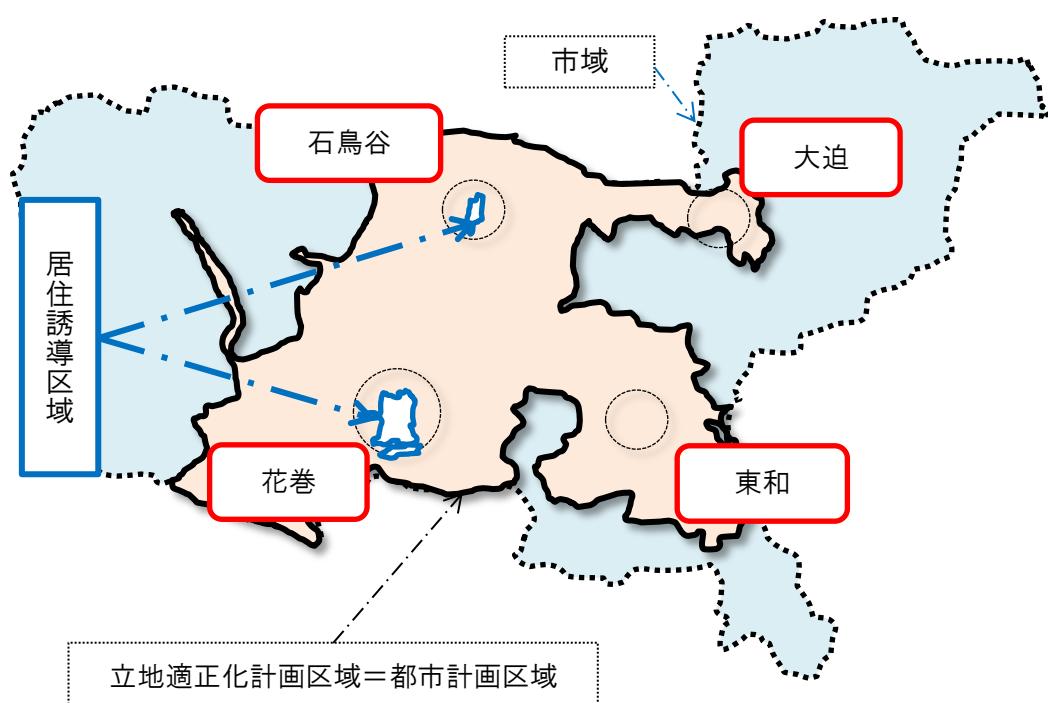
- 用途地域（工業系用途地域、特別用途地区（商業系、工業系）を除く。）が指定されている区域
- 鉄道駅周辺や商業施設、医療施設などの都市機能、居住が集積（人口密度が高い地区）している中心拠点及び地域拠点並びにその周辺区域
- 都市の中心拠点及び地域拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び地域拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- 将来に渡り人口集積が見込まれる区域（H47 年人口密度 30 人／ha 以上）
- 合併前の旧町の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域
- 市街地整備事業等により道路等の都市基盤施設が整っている区域

なお、居住誘導区域のエリアは、道路や公園、下水道などの生活基盤がおおむね整備され、既に生活に必要な機能や居住が一定程度集積している各地域の中心部を含むエリアについて、人口密度、将来の見通し、交通公共交通利用圏、土地区画整理事業区域などを踏まえ、都市計画の見直し等を含めて定めることとします。

また、既に居住地となっている地域であっても、土砂災害や河川の氾濫等により深刻な被害が発生するおそれがある箇所については、危険の程度の予測などをもとに、居住誘導区域の設定の可否を検討します。

【具体的な区域の設定にあたって留意すべき事項】

- 将来的に人口減少が見込まれる本市においては、市街化区域の中でも特に人口密度の低い地域、将来的に人口密度が低くなると想定される地域は居住誘導区域から外します。
- 都市機能誘導区域へ誘導することが求められる医療、福祉、商業等の身近な生活に必要な都市機能は、各機能の特性に応じた一定の利用圏人口によってそれらが持続的に維持されることを踏まえ、当該利用圏人口を勘案しつつ、居住誘導区域を定めます。



(2) 居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、花巻駅周辺及び石鳥谷駅周辺の既成市街地における人口密度、公共交通利用圏及び将来の見通しを勘案しつつ、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営を効率的に行う区域として設定します。また、道路や下水道などの生活基盤インフラが概ね整っており、生活に必要な機能や居住が一定規模集積している区域を対象に設定します。

なお、居住誘導区域の設定にあたっては、以下の条件を満たすエリアを設定します。

【居住誘導区域設定条件】

《区域に含めるエリア》

- ① 用途地域内かつ既成市街地（昭和45年のDID区域）で一定の人口密度の維持が可能なエリア
- ② 公共交通の利用が可能なエリア（公共交通利用圏域：鉄道駅1,000m、バス停300m）
- ③ 土地区画整理事業が完了若しくは事業中のエリア
- ④ 土砂災害、浸水等における災害リスクの低いエリア
- ⑤ 商業、医療、福祉、子育てなどの様々な生活サービス施設が集積しているエリア（商業地域等周辺）

《区域に含めないエリア》

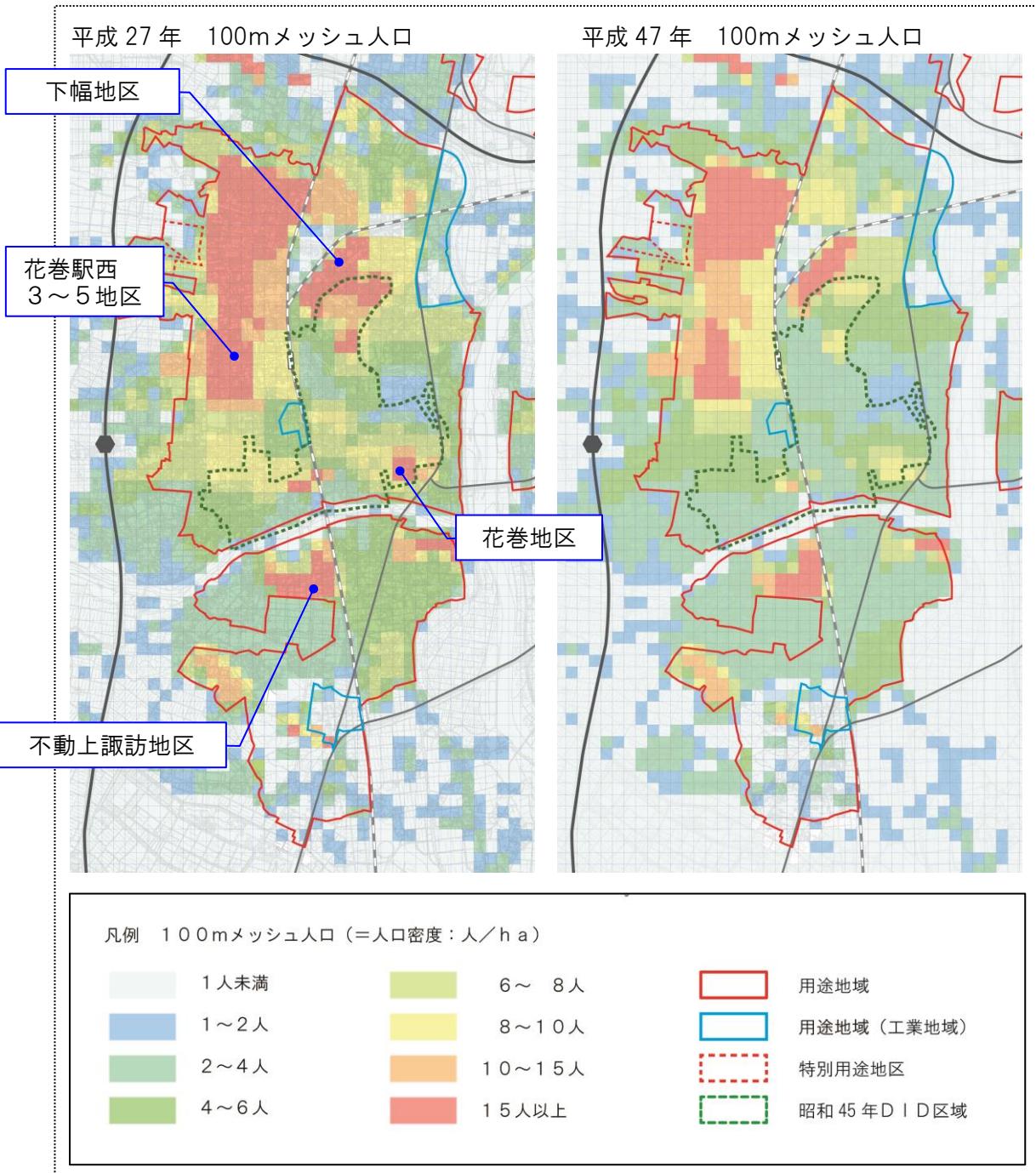
- ① 土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険区域
- ② 土石流崩壊危険区域
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域
- ④ 浸水想定区域、過去洪水区域
- ⑤ 一団の非可住地（公共用地、教習所など）
- ⑥ 居住を誘導することが困難な工業地域及び工業専用地域、住宅を制限している特別用途地区が指定されている区域
- ⑦ 用途地域が指定されているものの、農地等の都市的利用地が多く介在している区域で、用途地域の廃止を予定している区域

(3) 花巻駅周辺地域における区域設定条件図及び居住誘導区域設定

1) 人口密度

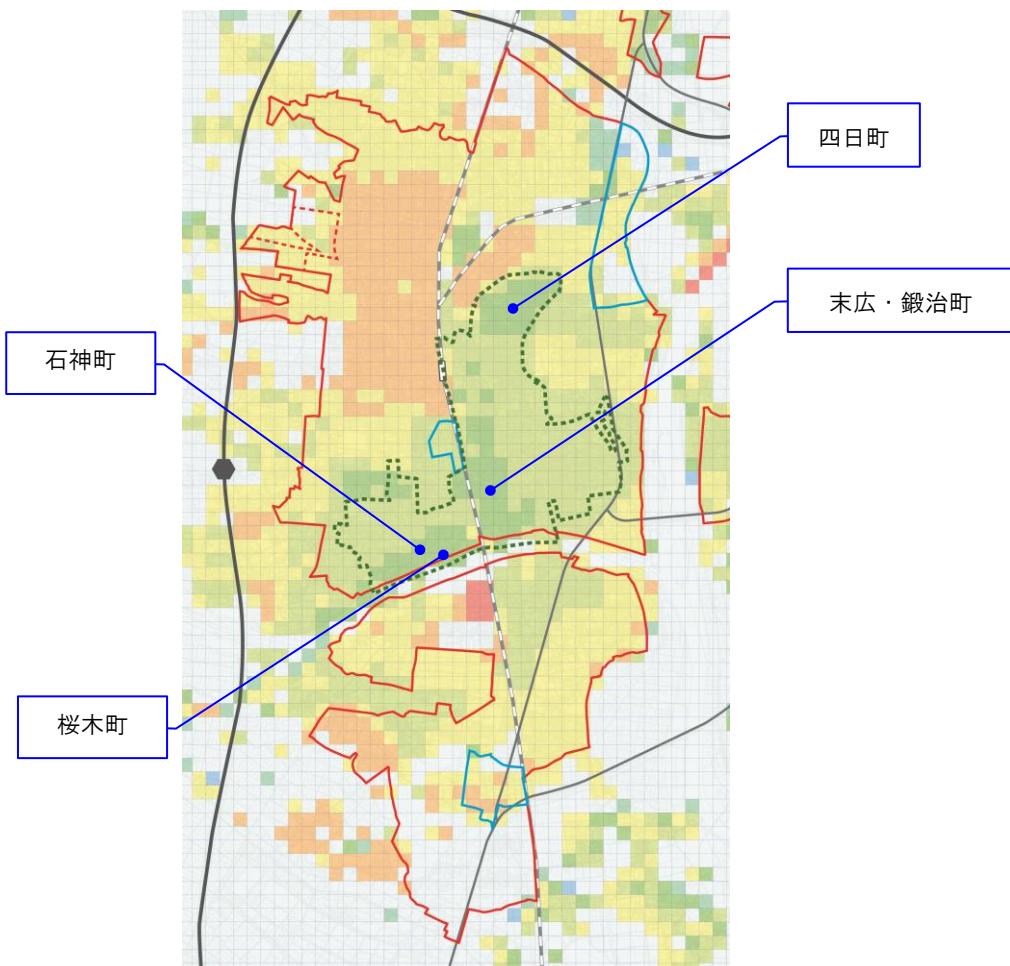
平成 27 年の人口密度 (30 人／ha) が高い地域は、土地区画整理事業が施行された花巻駅西第 3～5 地区、下幅地区、不動上諏訪地区、花巻地区（一部）となっており、

平成 47 年の D I D 地区（既成市街地）のエリアでは人口密度は 20～24 人／ha 以上となっています。



平成 27 年から 47 年の間で人口減少が著しい地区（-20～-30%減）は、末広・鍛治町周辺及び四日町、桜木町、石神町となっており、中心市街地の空洞化が懸念されます。

平成 27-47 年 100m メッシュ人口増減率

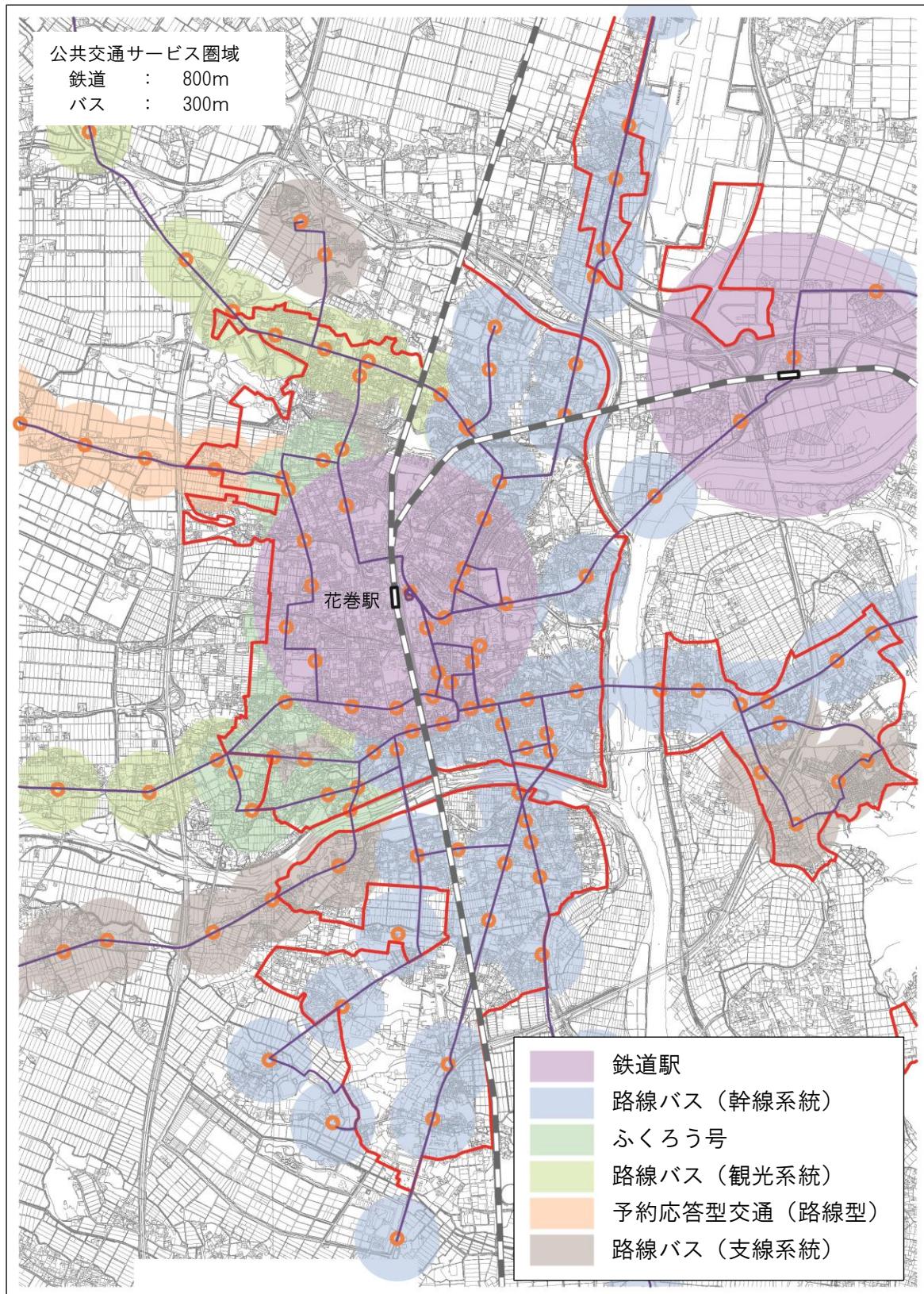


凡例 100m メッシュ人口増減率 (%)

-50%未満	-10～-20%	用途地域
-40～-50%	0～-10%	用途地域（工業地域）
-30～-40%	0～1%	特別用途地区
-20～-30%	1%以上	昭和 45 年 D I D 区域

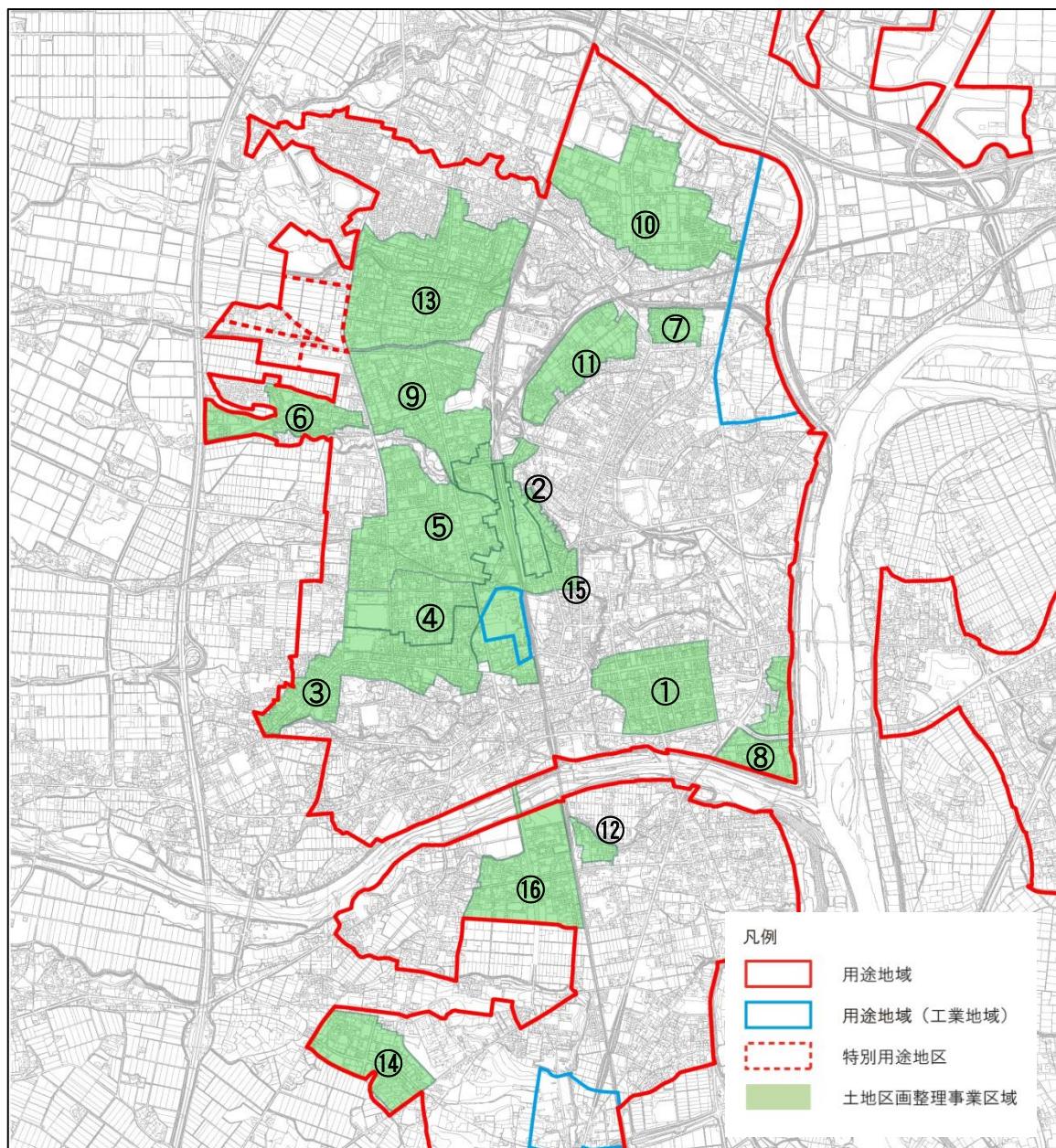
2) 公共交通サービス圏

中心市街地を含む用途地域内は、花巻駅周辺地域における鉄道・バスによる公共交通サービス圏域に概ね含まれています。

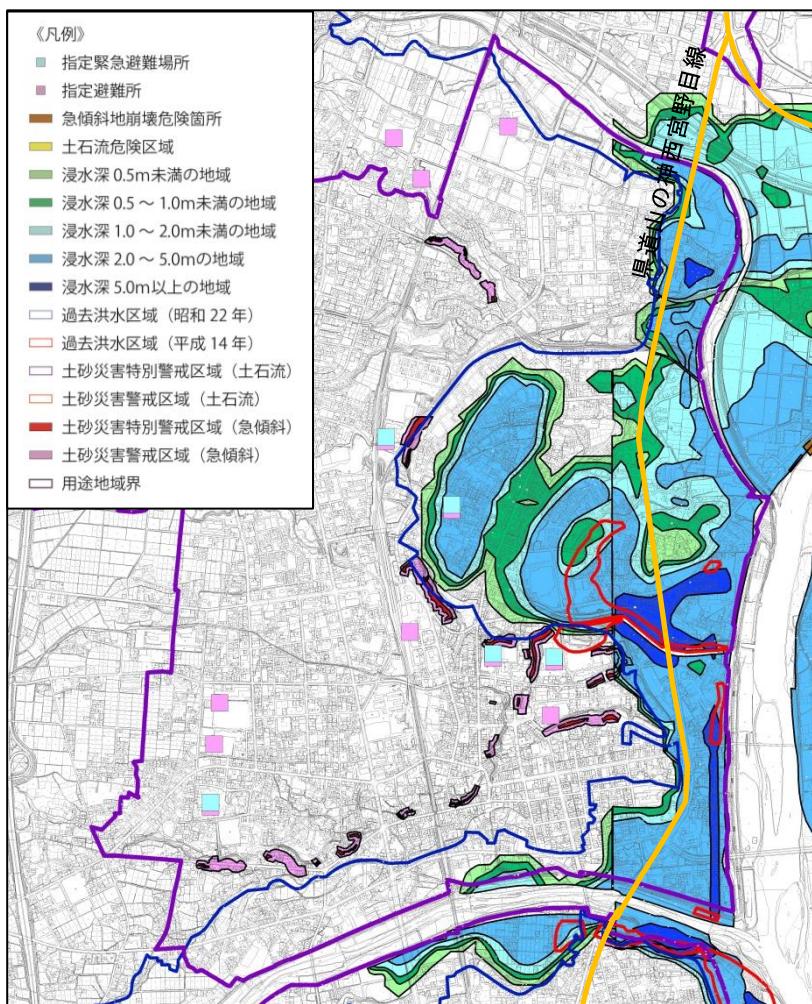


3) 土地区画整理事業

番号	事業地区名	施行年度	番号	事業地区名	施行年度
①	花巻	S23～S31	⑨	花巻駅西第四	S52～S61
②	花巻駅前	S26～S34	⑩	本館	S55～S62
③	花巻駅西	S38～S48	⑪	下幅	S56～S60
④	花巻駅西第二	S43～S45	⑫	桜町一丁目	S57～S59
⑤	花巻駅西第三	S45～S51	⑬	花巻駅西第五	S59～H3
⑥	花巻駅西松雲台	S48～S51	⑭	諏訪	S61～H3
⑦	四日町北	S51～S53	⑮	花巻駅周辺	H1～H7
⑧	高田	S52～S55	⑯	不動上諏訪	H6～H14



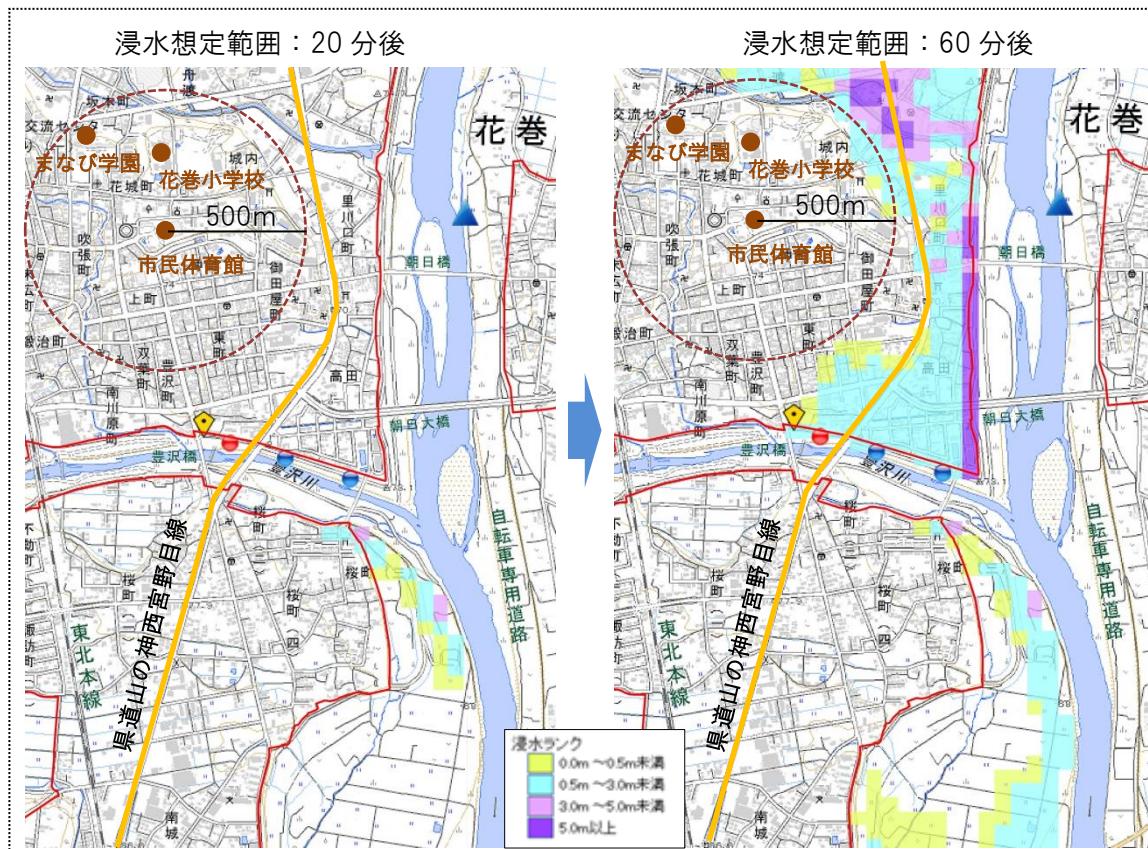
4) ハザードマップ



本地区内の四日町及び上・下小舟渡、高田周辺が浸水区域となっていますが、浸水シミュレーションによる北上川氾濫 20 分後は、市街地への浸水は見られず、60 分後に県道山の神西宮野目線西側市街地が浸水する結果となっています。

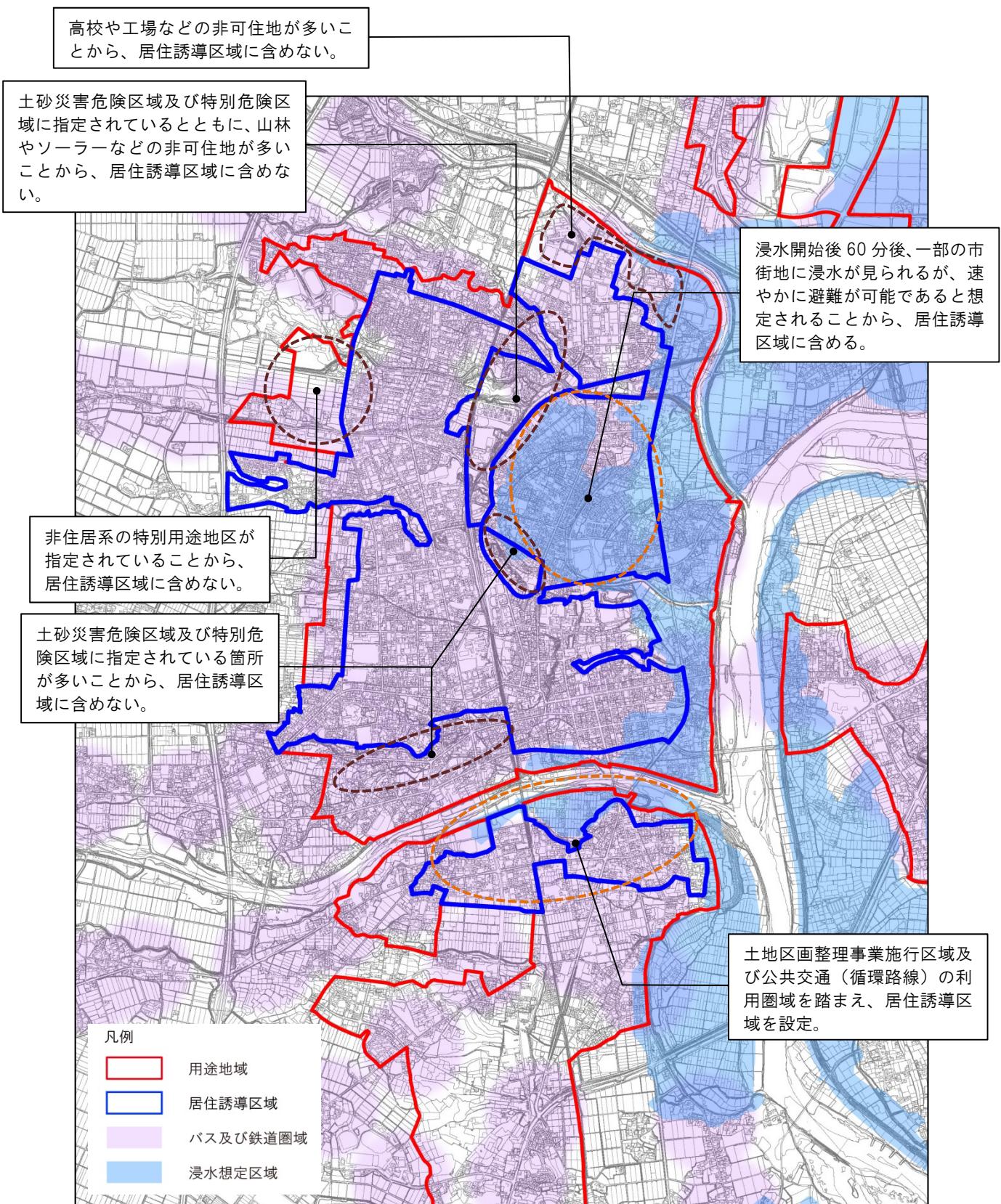
指定緊急避難場所及び指定避難所までの距離も約 500m程度であることや浸水までの避難時間が 60 分程度あることを踏まえると、指定避難所・場所まで速やかに避難が可能であると想定されます。

なお、豪雨等による浸水等のおそれがある場合は、防災ラジオやエリアメール、広報車などによる避難指示・勧告を行います。



資料：浸水ナビ（国土交通省）

《居住誘導区域（花巻駅周辺地域）》



公共交通サービス圏域

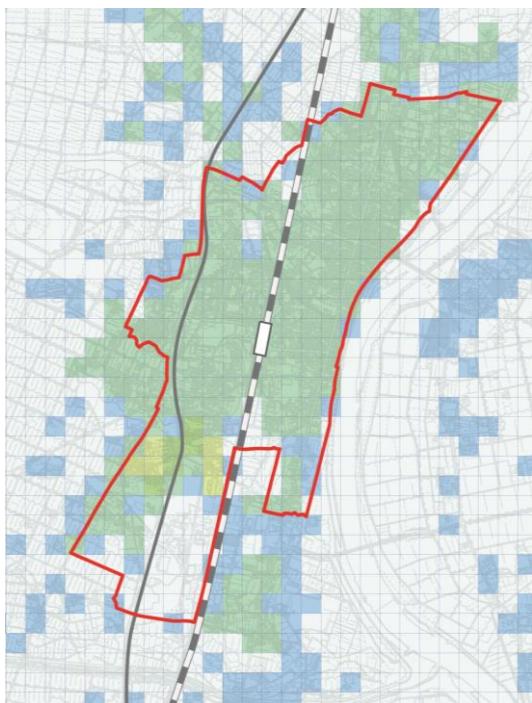
鉄道：800m

バス：300m

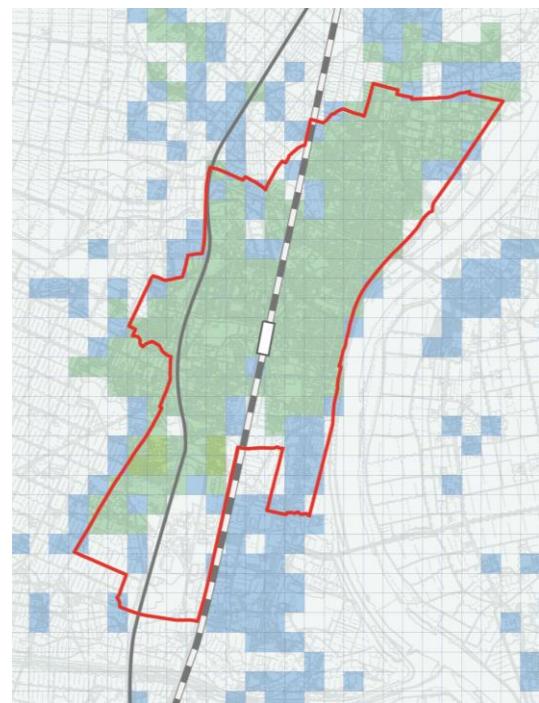
(4) 石鳥谷駅周辺地域における区域設定条件図及び居住誘導区域設定

1) 人口密度

平成 27 年 100m メッシュ人口



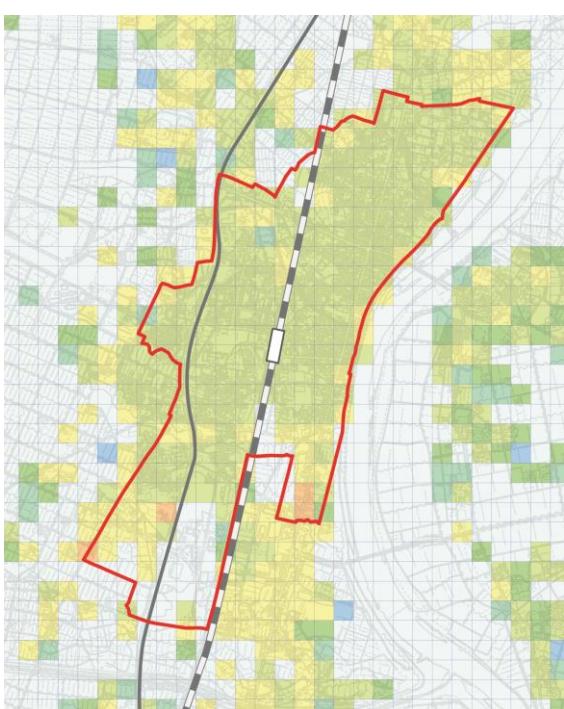
平成 47 年 100m メッシュ人口



凡例 100m メッシュ人口 (= 人口密度 : 人 / ha)

1 人未満	8~10 人
1~2 人	10~15 人
2~4 人	15 人以上
4~6 人	
6~8 人	
	用途地域

平成 27-47 年 100m メッシュ人口増減



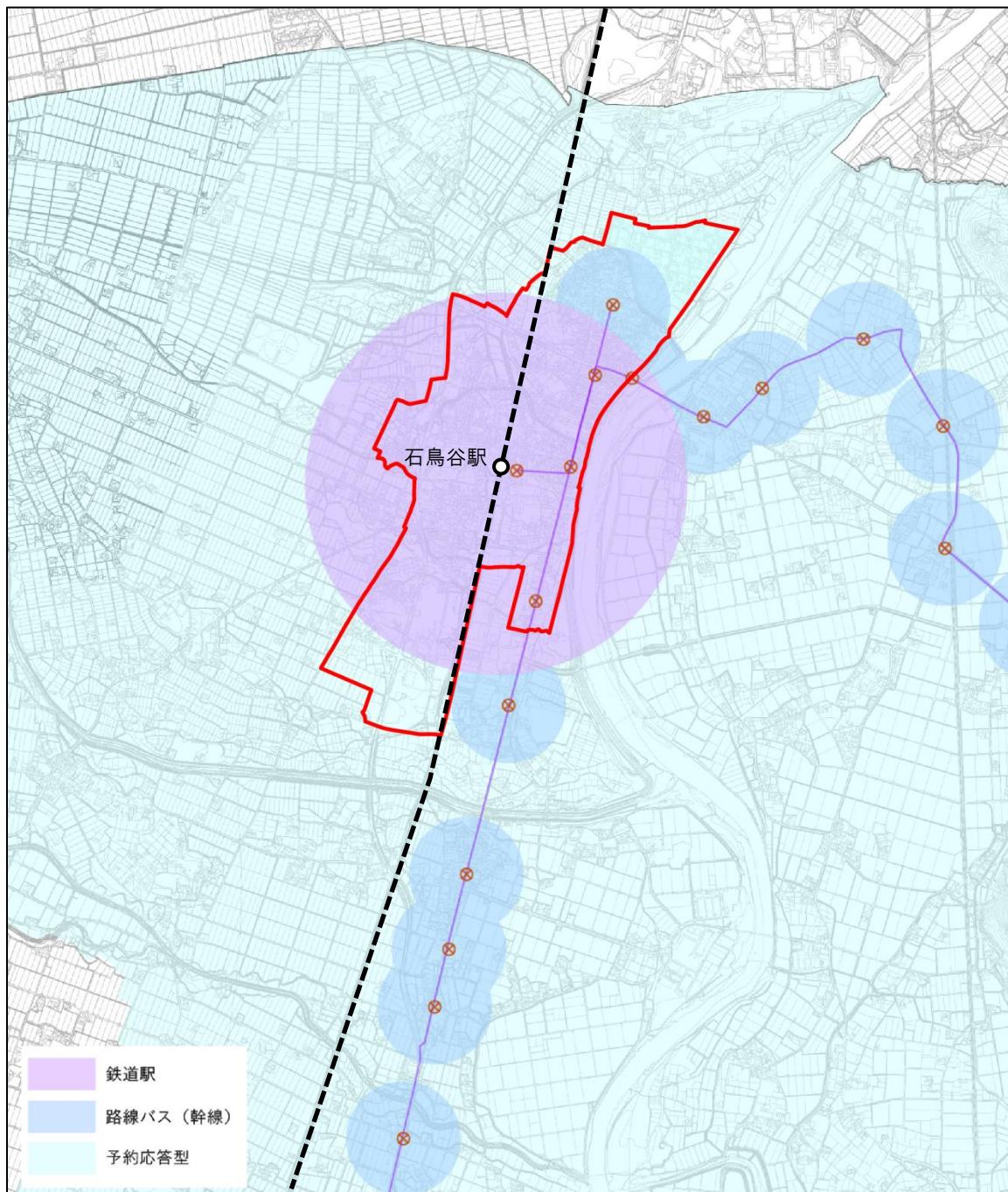
石鳥谷駅周辺では、平成 27 年の人口密度が 30 人 / ha 以上の区域が一部見られるものの、大部分の区域が 20~24 / ha 人となっており、20 年後の平成 47 年においても人口減少が少なく、人口密度は 20~24 人 / ha となっています。

凡例 100m メッシュ人口増減率 (%)

-50%未満	0~-10%
-40~-50%	0~1%
-30~-40%	1%以上
-20~-30%	
-10~-20%	
	用途地域

2) 公共交通サービス圏

石鳥谷駅周辺地域における鉄道・バスによる公共交通サービス圏をみると、用途地域が指定されている南側と北側の一部を除き、市街地の大部分は公共交通サービス圏域に含まれています。



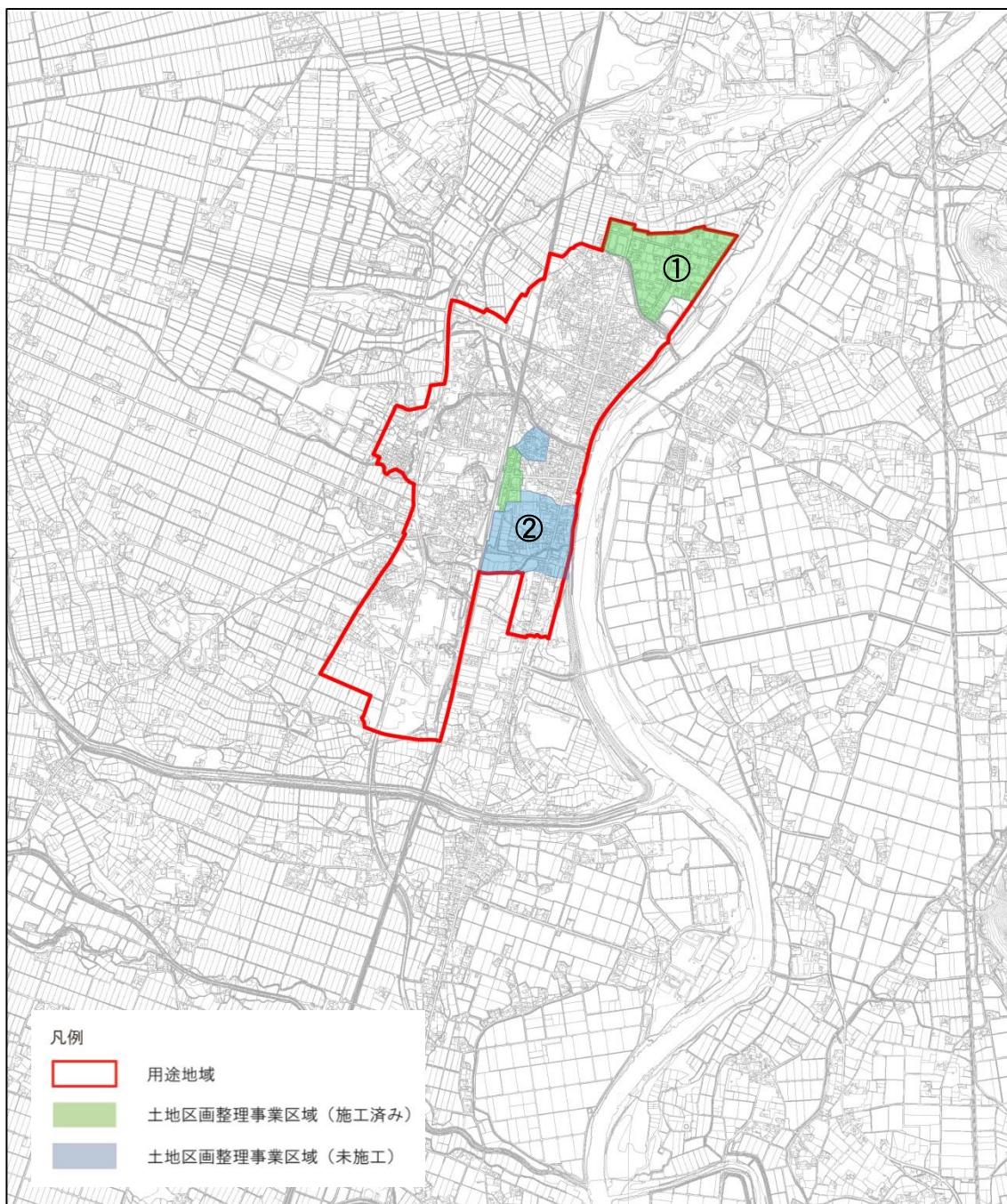
公共交通サービス圏域

鉄道 : 800m
バス : 300m

3) 土地区画整理事業

石鳥谷駅周辺においては、JR東北本線東側で2地区の土地区画整理事業を施行しており、事業区域内外での人口密度の差は見られません。

番号	事業地区名	施行年度
①	上口	S57～H2
②	石鳥谷駅前	S5～H18

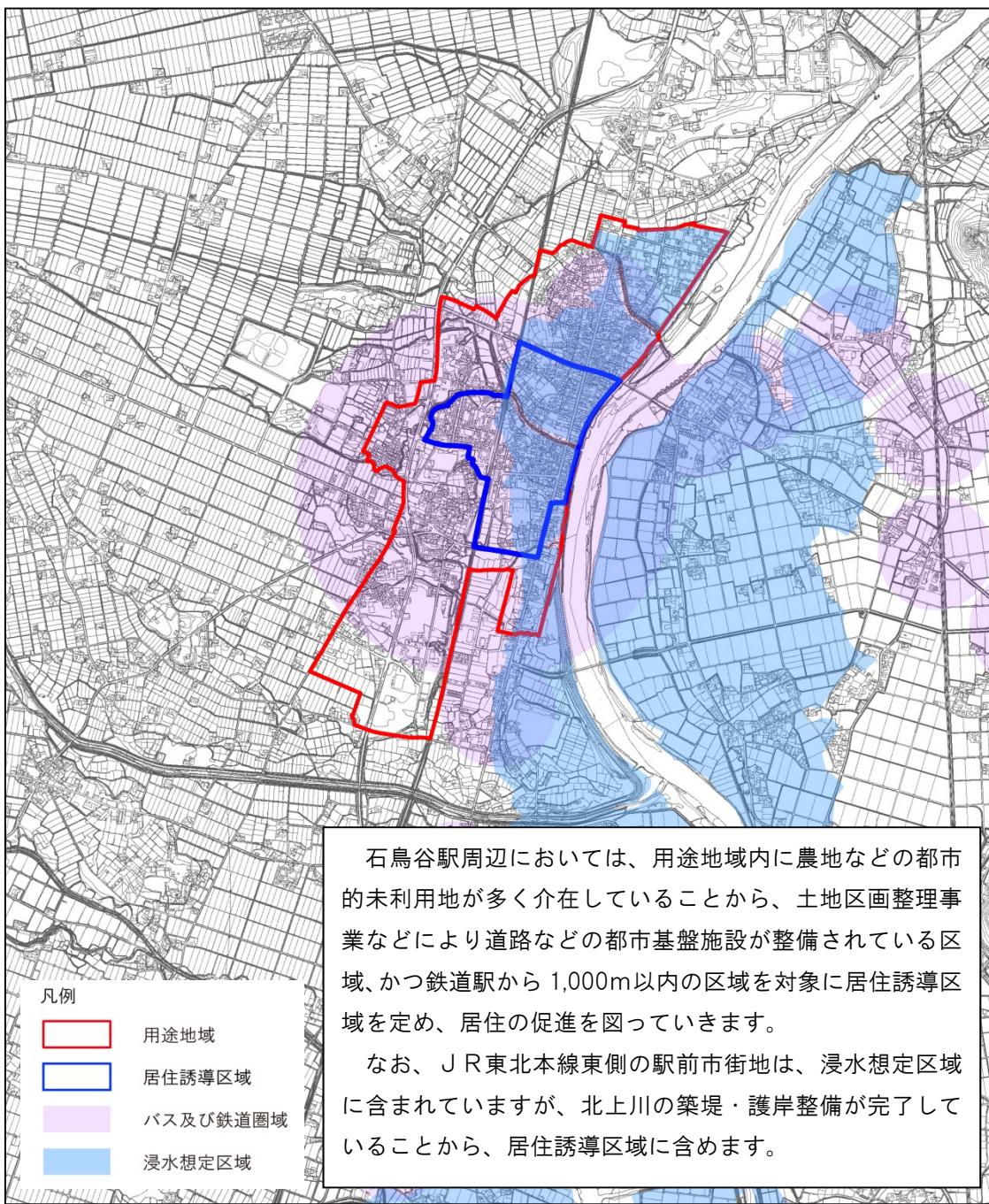


4) 石鳥谷駅周辺地域：ハザードマップ

石鳥谷駅東側の市街地の一部が浸水想定エリアに含まれており、平成 14 年及び 19 年に北上川の洪水氾濫による浸水被害が起こった経緯があるものの、石鳥谷大橋上流部及び下流部には堤防が整備されており、浸水被害は少ないものと想定されます。



《居住誘導区域（石鳥谷駅周辺地域）》



公共交通サービス圏域

鉄道：800m

バス：300m

4. 都市機能誘導区域

(1) 都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域は、医療、福祉、子育て、商業といった生活サービス施設の立地を図りながら、市全体が持続するために必要な中枢的な拠点を形成するために定める地域です。

その位置は、駅やバスターミナルなどに近く、業務や商業施設などが集中して、都市機能が一定程度充実しています。また、公共交通による周辺からのアクセスの利便が高い区域で、徒歩や自転車などで容易に移動できる範囲に定めることが想定されています。

のことから、都市機能誘導区域は、居住誘導区域を定める花巻地域及び石鳥谷地域が考えられますが、総合的かつ複合的な生活サービスの中核機能が多く立地している中心市街地においては、今後もその中心拠点の維持・継続していく必要があることから、花巻地区の中心市街地を対象に都市機能誘導区域を設定するとともに、誘導すべき施設（都市機能誘導施設）を設定します。

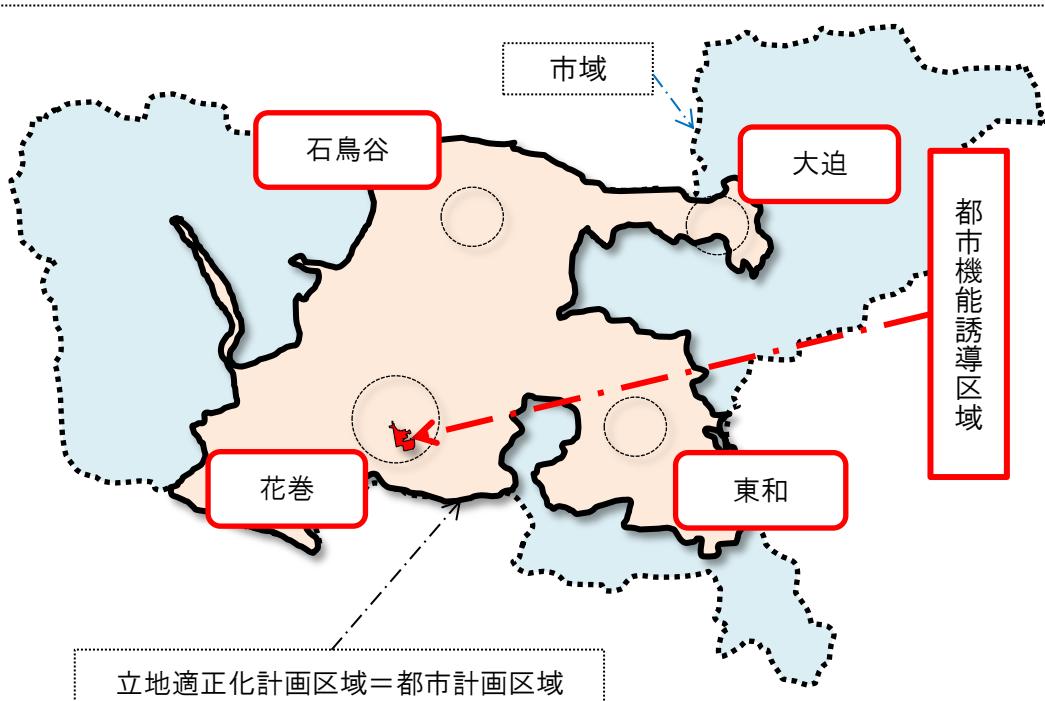
【具体的な区域設定の基本的な考え方】

① 居住誘導区域との関係

- ・住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を設定することとします。
- ・都市機能誘導区域は居住誘導区域の中に設定されるものであり、都市機能誘導区域に医療・福祉・商業等の都市機能とあわせて居住を誘導して行きます。

② 農地保全等との調整

- ・市街地の周辺の農地のうち、生産緑地地区など将来にわたり保全することが適切な農地については、居住誘導区域に含めず、市民農園その他の都市農業振興策等との連携により、その保全を図っていきます。



(2) 都市機能誘導区域の検討

都市機能誘導区域は、交通の現状及び将来の見通しを勘案し、適切な都市機能増進施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られるよう定めます。

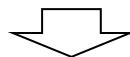
本市においては、中心市街地である花巻駅周辺地域を対象に、中心市街地として失われてきた都市機能を再編するため、必要な都市機能増進施設の立地を誘導していきます。区域の設定については、多極化された居住誘導区域からも容易にアクセスできるよう、公共交通機関である鉄道の花巻駅及びバスの停留所から歩いて利用できる範囲での区域設定としていきます。

なお、都市機能誘導区域の設定にあたっては、以下の条件を満たすエリアについて設定します。

【都市機能誘導区域設定条件】

《区域に含めるエリア》

- ① 居住誘導区域内の人口が集中している（D I D区域）エリア
- ② ピーク時に運行本数が片道3本以上の鉄道駅である花巻駅から半径1km、バス停留所から半径500m以内のエリア
- ③ 公共用地率が15%以上のエリア
- ④ 商業、医療、福祉、子育てなどの様々な生活サービス施設が集積している若しくは集積可能エリア（商業地域等）

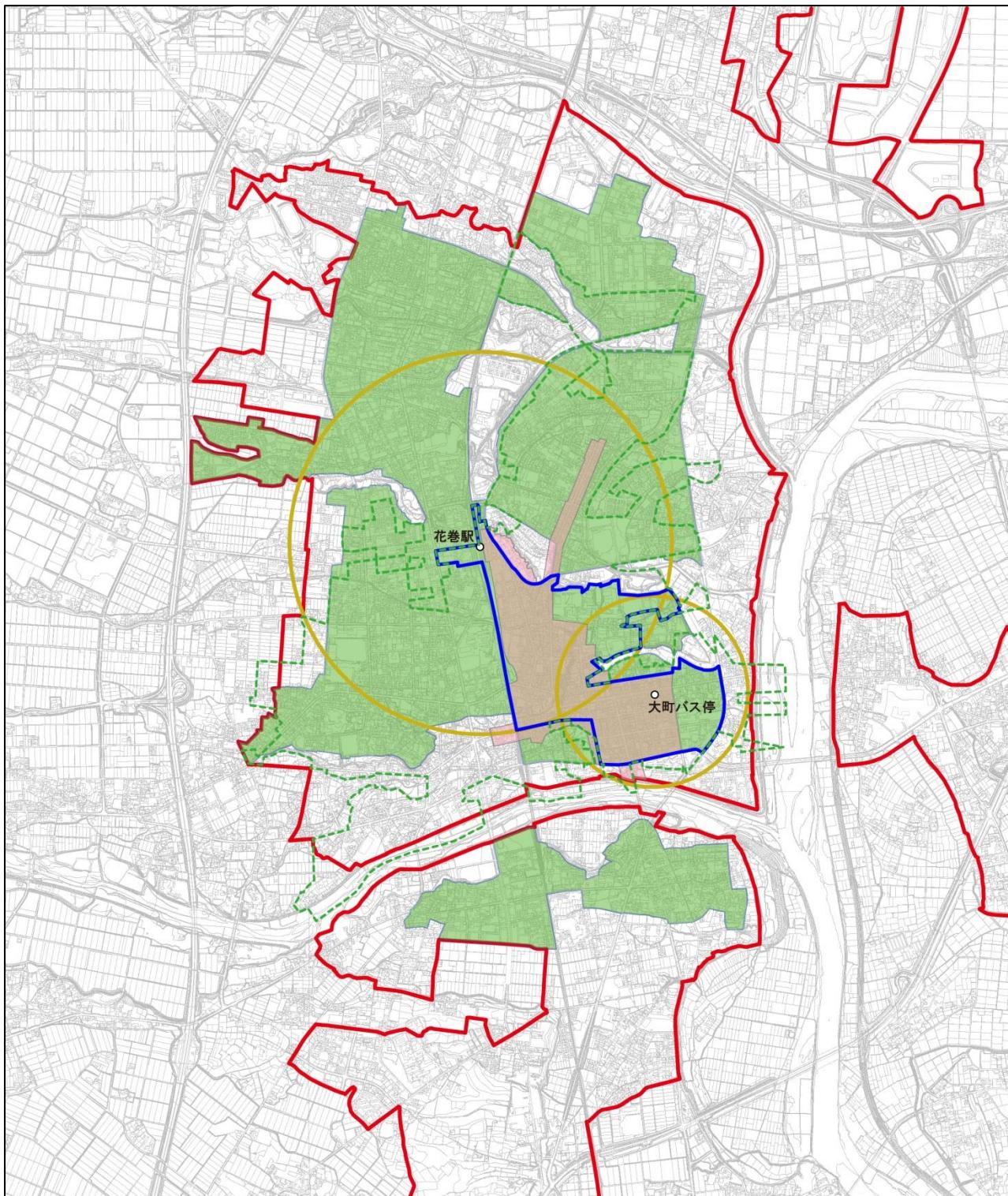


【都市機能誘導区域の対象エリア】

施設の立地を図る上では市街地の中である程度まとまった土地が必要であり、本市において上記の条件を満たすエリアは、D I D(人口集中地区)のうち花巻駅を中心に半径1km、大町バス停留所を中心に半径500mの範囲にあるJR東北本線と県道山の神西宮野目線の間のエリアとなります。このエリアには、市の中枢機能が集積し、旧県立花巻厚生病院跡地などの公共用地や遊休地があるとともに、幹線道路の一部区間でロードヒーティングが整備されているほか、無電柱化も行われているなど、市内で最も公共インフラが整っている地域となっています。

従って、都市再生特別措置法に基づく事業として、先ずは国の事業も活用しながら施設の整備を図ることが可能と見込まれる区域を対象に都市機能誘導区域を設定します。

《都市機能誘導区域》



凡例

	用途地域		居住誘導区域	
	用途地域（商業地域）		都市機能誘導区域	
	平成22年D I D区域			
	バス（500m）及び鉄道（1km）圏域			

5. 都市機能誘導施設

(1) 誘導施設の設定方針

人口減少・少子化に歯止めをかけ、将来に向かって持続可能な都市としてあり続けるためには、「花巻市の将来を担う若者が定住し、安心して子育てができる環境づくり」を進めるとともに、「住みたい、住み続けたい」と感じる魅力あるまちづくりを展開していく必要があります。

また、総合病院や保育所などの医療・福祉施設で一定規模を超える施設については、都市機能誘導区域内への立地誘導を図るとともに、施設・機能の集約化や複合化による居住誘導を促進させる施設として維持・存続を図っていきます。

誘導施設は、都市機能誘導区域に誘導すべき、又、誘導区域外への立地の抑制を図るための都市機能増進施設として設定するものであり、都市機能誘導区域のみならず居住誘導区域や都市全体の人口構成や将来人口に加え、既存施設の立地状況や担っている役割・機能、利用圏を踏まえ、必要な施設を定めることとなっています。

誘導施設は、施設の種類・用途・機能などによって、広域圏で必要なものから地域単位に必要なものまで幅広い用途があることから、都市全体から見た立地状況を踏まえて検討した上で設定します。

(2) 各施設の立地状況

市が保有する公共施設については、施設の実態を客観的に洗い出し、将来にわたり適切な公共サービスの提供と持続可能な財政運営を両立させ、今後の維持管理・運営のあり方を検討する必要があります。例えば、私立の小中学校は、今後、本市への立地の可能性も低いこと、さらには、行政自らが将来人口や児童・生徒数から計画し、立地場所を選定することであることから、誘導施設に係る立地状況等の検討から除きます。

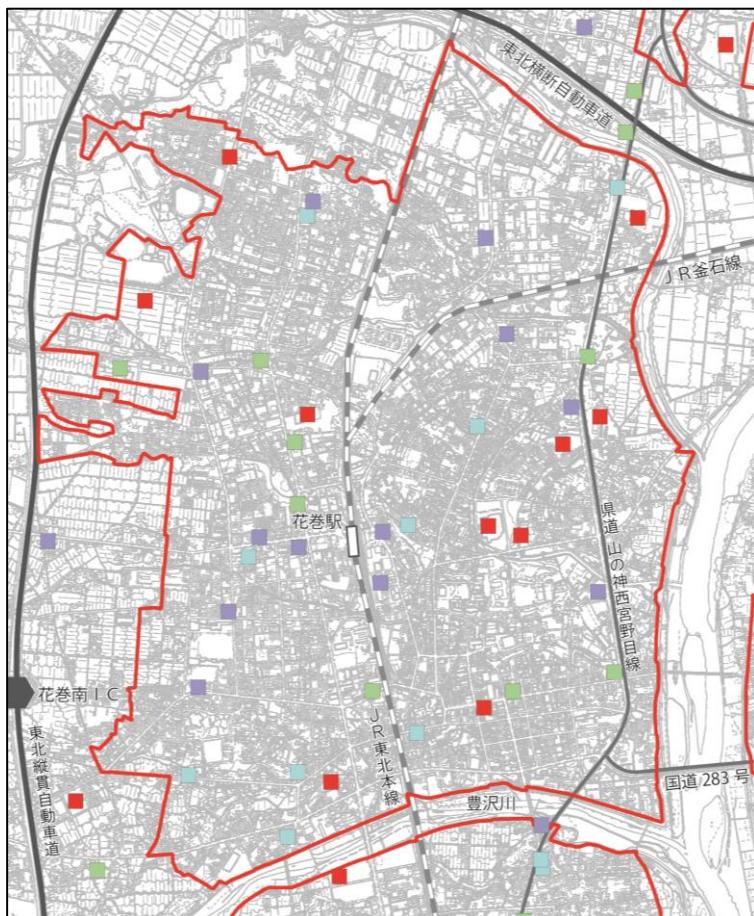
1) 商業施設

【抽出条件】

抽出条件	<ul style="list-style-type: none">・大規模小売店舗 大規模小売店舗においては、大規模小売店舗法により定める店舗面積 1,000 m²以上とする。・その他、市内の小売店のうち、日常生活に必要不可欠な施設として、食品及び日用品を扱う店舗であるスーパー・マーケット、コンビニエンス・ストア、食料品店、デパート及びガソリンスタンドを抽出する。
参考資料	岩手県HP、大規模小売店舗一覧、タウンページ（平成27年7月現在）

【地区別の立地状況】

《花巻中心地区》



「大規模小売店舗」が10施設立地しており、うち県道山の神西宮野目線沿道に3施設が立地しています。また、各種商業施設が全体的に拡散した立地状況となっています。

記号	施設分類	施設数
■	大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m ² 以上）	10
□	小売店舗（店舗面積 1,000 m ² 未満）	9
■	小売店舗（コンビニエンスストア）	12
□	ガソリンスタンド	8

表 大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m²以上）

No	施設名称	面積 (m ²)
1	サンライフ／松園店（ベルプラス／松園店）	1,150
2	花巻中央複合店舗	1,400
3	サンライフ／桜木店（ベルプラス／桜木店）	1,516
4	薬王堂／花巻小舟渡店・ゼビオスポーツ／花巻店 (WING301)	2,165
5	カワチ薬品／花巻店	2,400
6	マルカン百貨店	4,672
7	アルテマルカン／桜台店	6,182
8	X Y Z 花巻（ホーマック／花巻北店）	9,144
9	イトヨーカドー／花巻店	11,326
10	花巻南新田タウン（花巻キラキラモール）	11,777

《花巻南地区》

「大規模小売店舗」が3施設立地しており、複合商業施設となっています。

また、県道山の神西宮野目線沿道に商業施設が集積して立地しています。

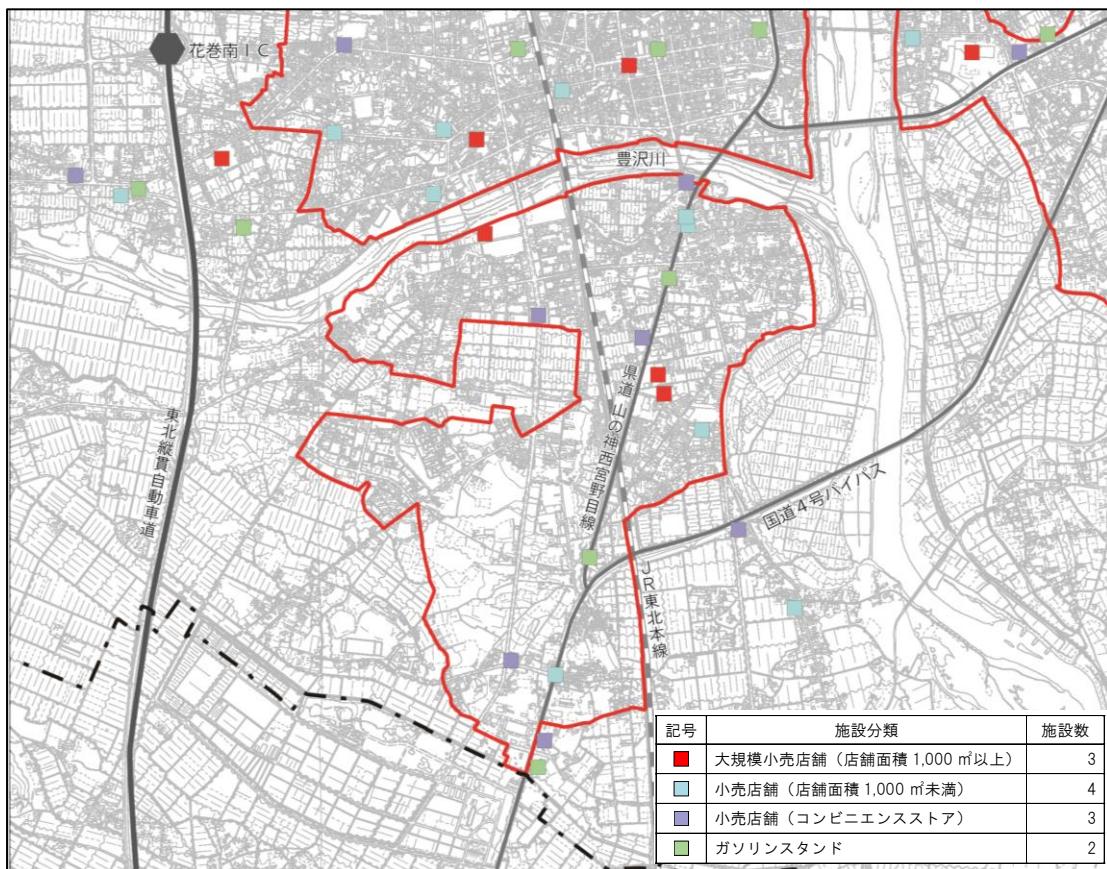
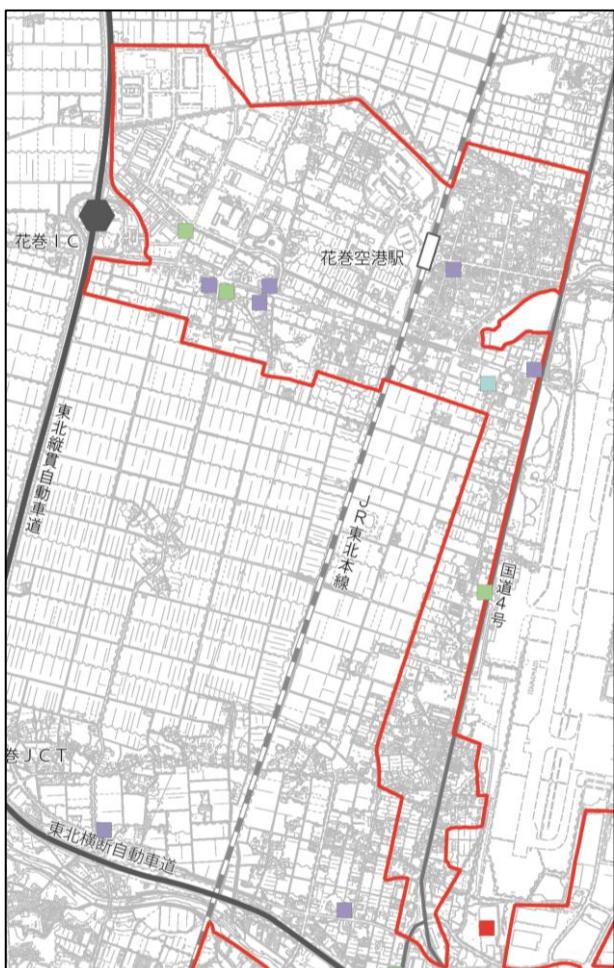


表 大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m²以上）

No	施設名称	面積 (m ²)
1	サンデー／花巻店	2,900
2	ビフレ／花巻店（旧フレッシュタモリ／花巻店）	3,320
3	不動SC「na・te・mo」（薬王堂／花巻不動店）	3,845

《空港拠点》

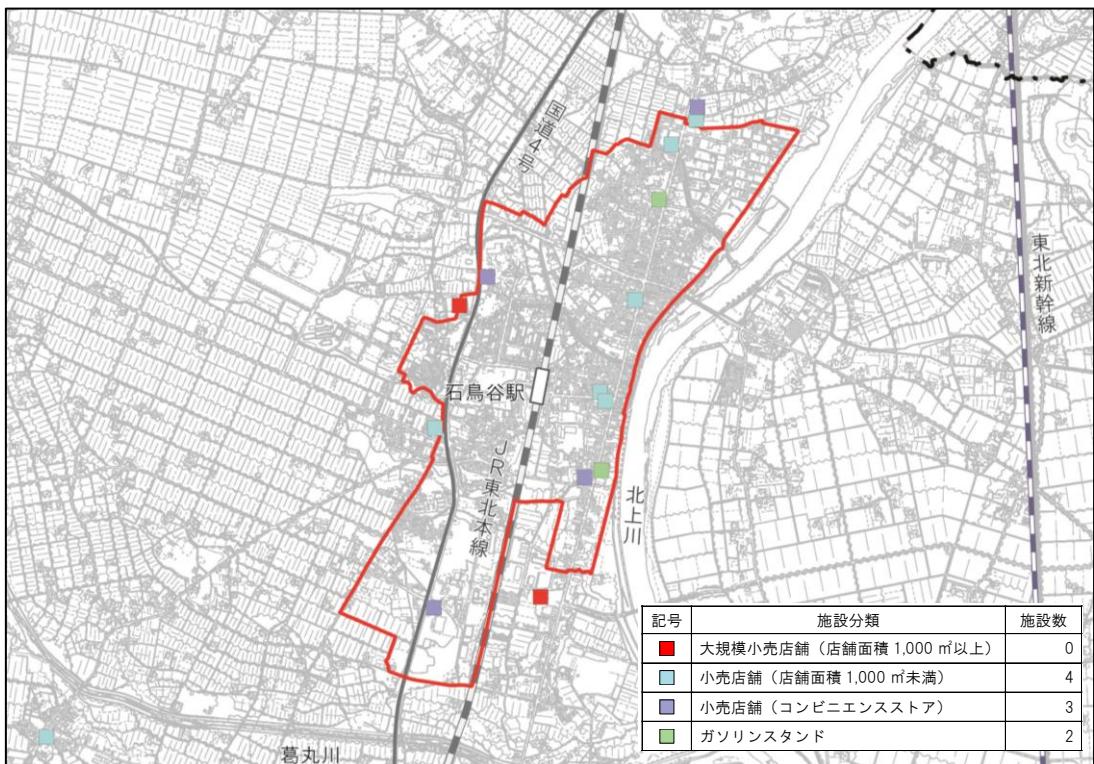


花巻空港駅西側に工業団地が立地していることから、周辺に「コンビニエンス・ストア」や「ガソリンスタンド」が集積しています。

記号	施設分類	施設数
■	大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m ² 以上）	0
□	小売店舗（店舗面積 1,000 m ² 未満）	1
■	小売店舗（コンビニエンスストア）	5
■	ガソリンスタンド	3

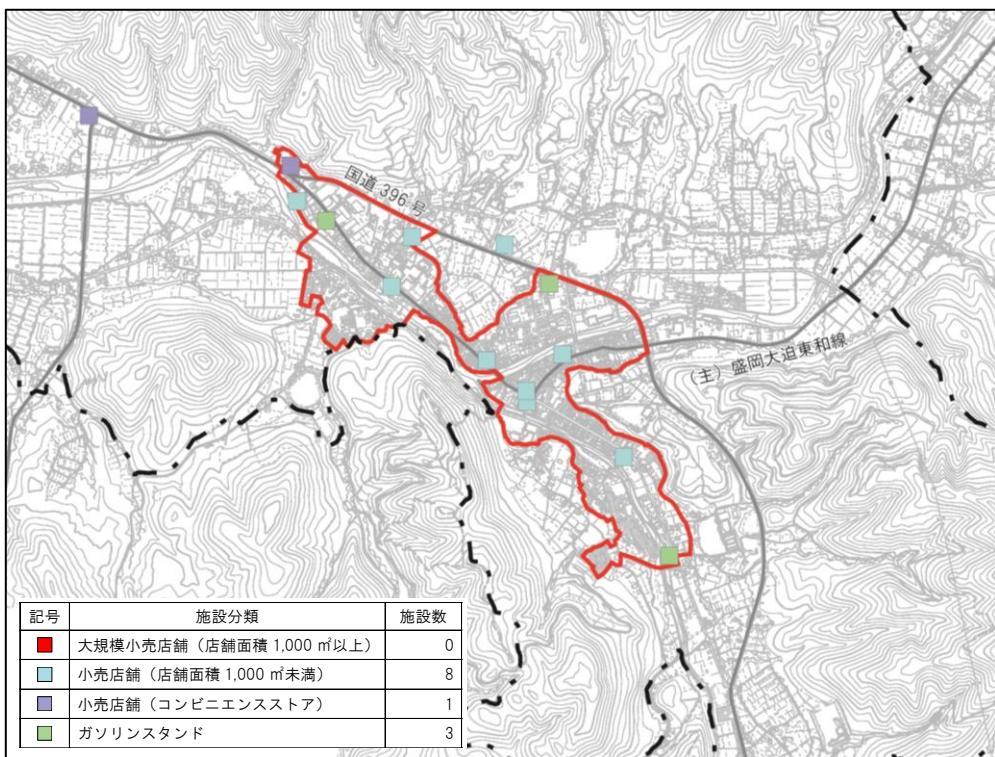
《石鳥谷拠点》

国道4号沿道及びその他県道沿道に商業施設が立地しています。



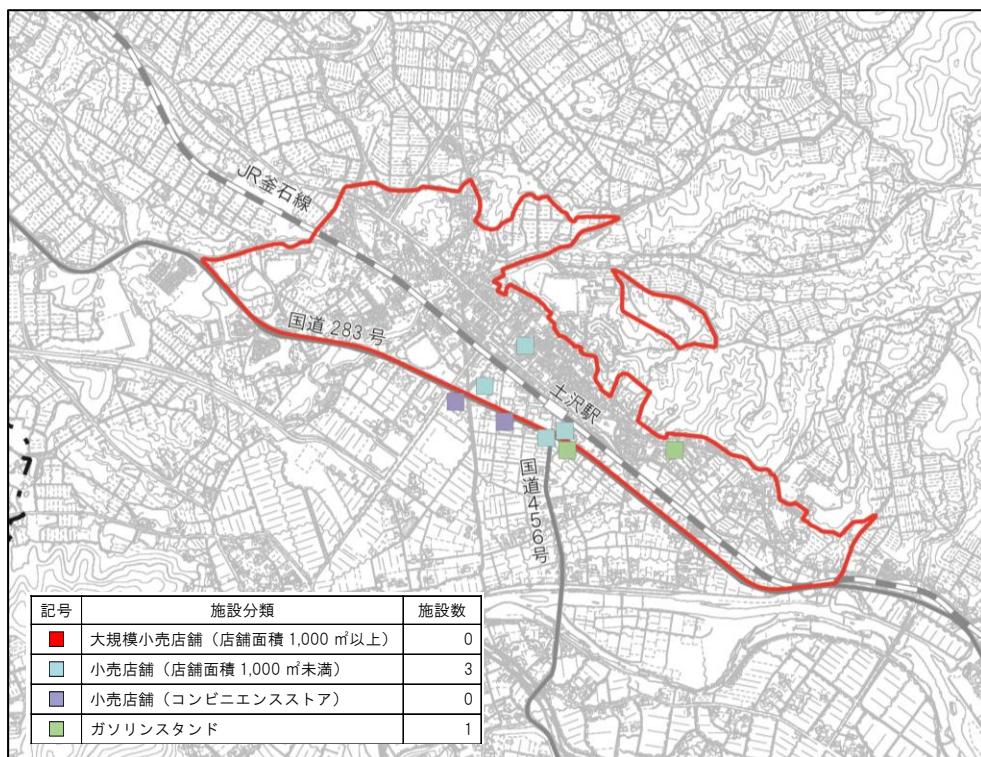
《大迫拠点》

(主) 盛岡大迫東和線沿道に6施設の「食料品店」が立地しています。



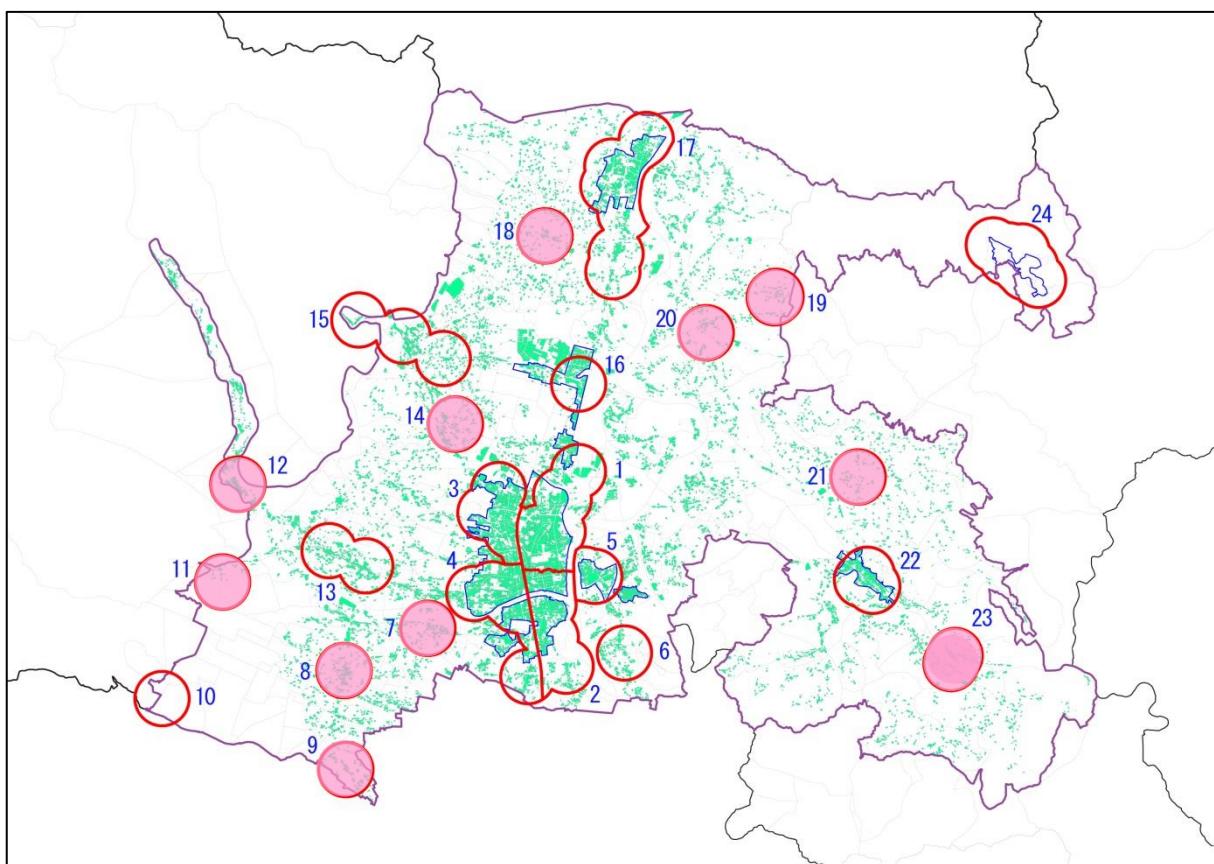
《東和拠点》

地区内外含め、土沢駅周辺に「商業施設」が集積しています。



《小売店舗（スーパー等）の存在確率》 再掲

	平成27		平成47		平成27-47存在確率 (維持可能500人)
	人口	施設数	人口	想定施設数	
圏域1	9,247	8	7,411	8.0	100.0%
圏域2	6,070	6	4,740	6.0	100.0%
圏域3	9,474	3	8,385	3.0	100.0%
圏域4	8,696	8	7,032	8.0	100.0%
圏域5	2,071	2	1,618	2.0	100.0%
圏域6	726	1	545	0.7	68.3%
圏域7	562	1	446	0.4	40.0%
圏域8	613	1	468	0.4	43.2%
圏域9	401	1	312	0.2	18.5%
圏域10	25	1	19	0.7	72.6%
圏域11	92	1	72	0.4	42.2%
圏域12	466	1	244	0.0	1.4%
圏域13	1,666	2	1,239	2.0	100.0%
圏域14	574	1	422	0.3	28.4%
圏域15	1,888	3	1,442	3.0	100.0%
圏域16	1,528	1	1,190	1.0	100.0%
圏域17	6,324	9	4,971	9.0	100.0%
圏域18	426	1	329	0.2	19.0%
圏域19	212	2	151	0.2	12.5%
圏域20	356	1	265	0.1	12.5%
圏域21	221	1	162	0.1	13.7%
圏域22	1,647	3	1,186	3.0	100.0%
圏域23	479	2	312	0.1	7.2%
圏域24	2,133	9	1,397	9.0	100.0%



【商業施設の誘導の考え方】

生鮮食料品などを取り扱うスーパーなどの小規模な小売店舗については、4つの拠点である花巻地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域のそれぞれの「まちなか」で、当面の間、現在の店舗数での存続・維持が可能であり、小売店舗の立地について規制しないことが適切であると考えられます。一方、広域的な商圏を有する大規模小売店については、利用圏域人口や各地区の居住人口だけでは判断できないことから、立地条件や車利用による利用実態などの一定の要件も考慮して検討する必要があります。

また、商業施設は、中心市街地における賑わいや活力を創出させる施設であることから、「まちなか」への誘導すべき施設として考えられるとともに、現在、4つの拠点の「まちなか」に立地していない、映画館などの不特定多数の集客施設についても誘導すべき施設と考えられます。

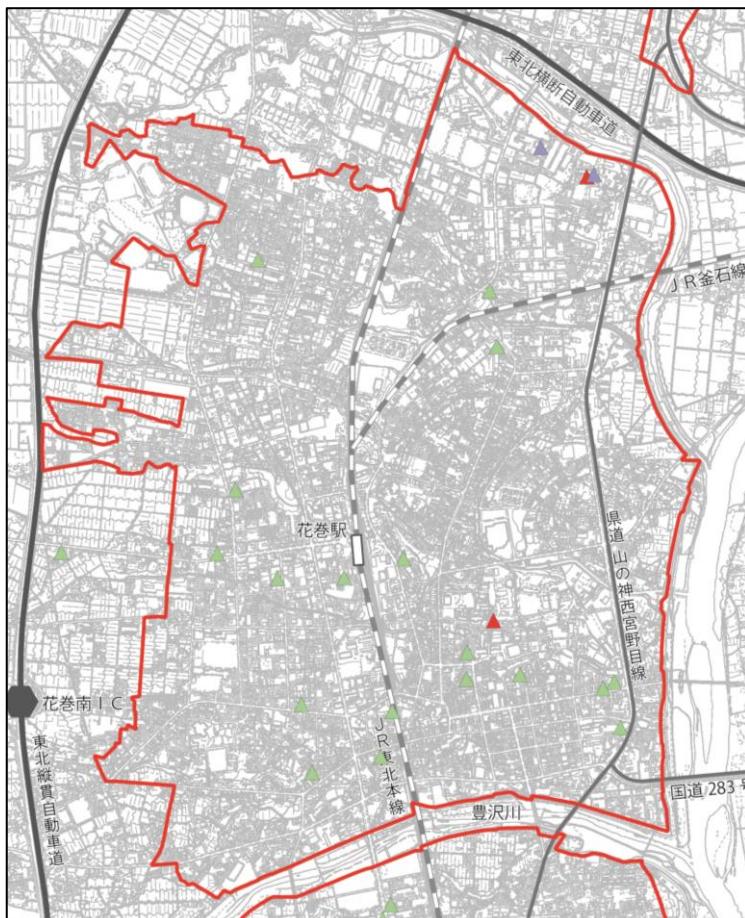
2) 医療施設・福祉施設

【抽出条件】

抽出条件	<ul style="list-style-type: none">・医療施設 医療法・老人保健法に基づき、病床数 20 床以上有する施設を「病院」、19 床以下を「一般診療所」として分類する。・福祉施設 老人保健法などの関連法に基づき、高齢者の増加に伴い必要となる施設として、「介護施設」及び「保健センター」を抽出する。
参考資料	花巻市統計書、花巻市くらしガイド、地域医療ビジョン（平成 27 年）

【地区別の立地状況】

《花巻中心地区》

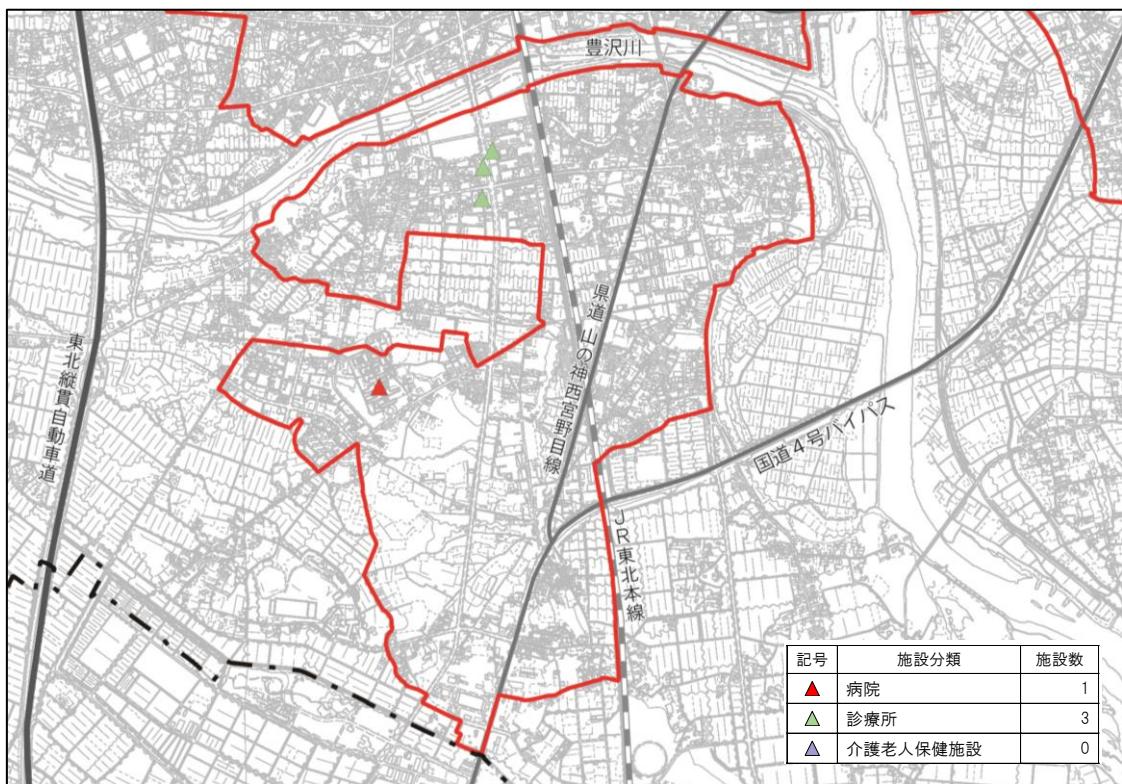


地区南側に「一般診療所」及び「介護施設」の過半が立地しています。

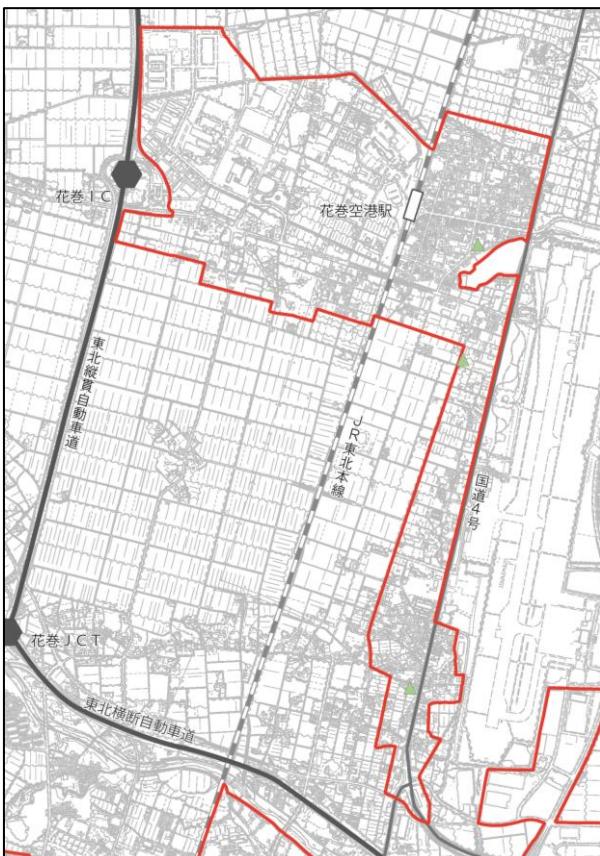
記号	施設分類	施設数
▲	病院	2
△	診療所	18
▲	介護老人保健施設	2

《花巻南地区》

鉄道で分断された東側は、「一般診療所」などの医療施設がなく、鉄道北西側に立地しています。



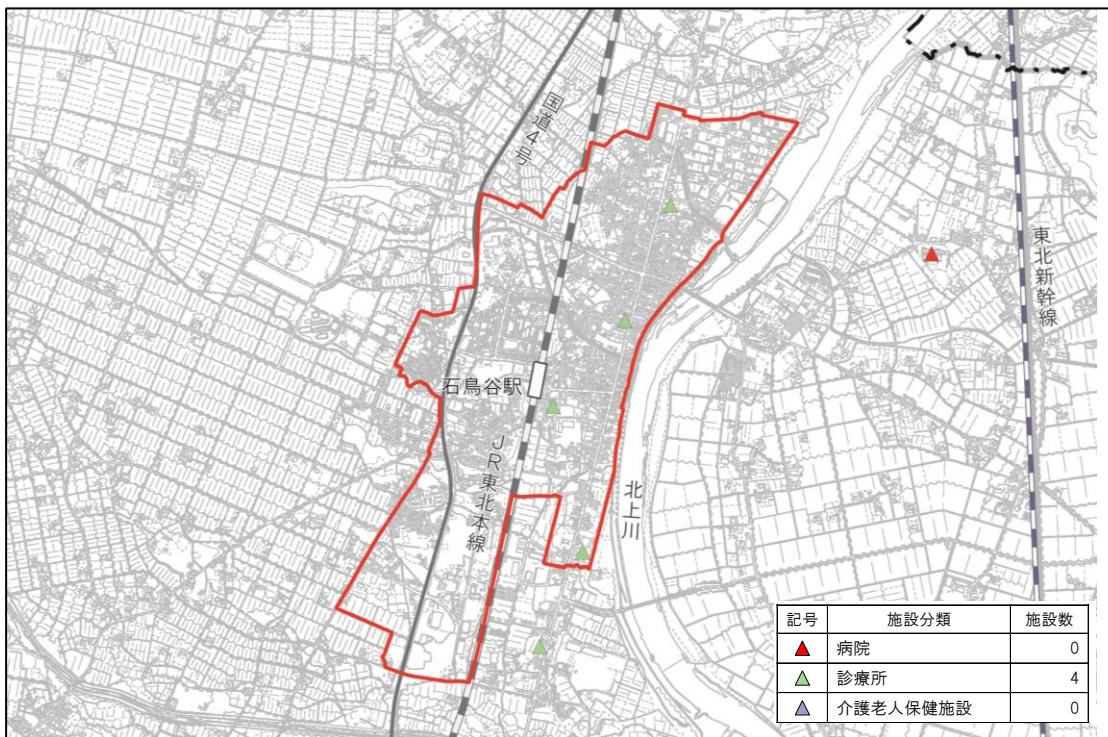
《空港拠点》



花巻空港駅東側及び国道4号沿道に「一般診療所」が立地しており、西側に「介護施設」が2施設立地しています。

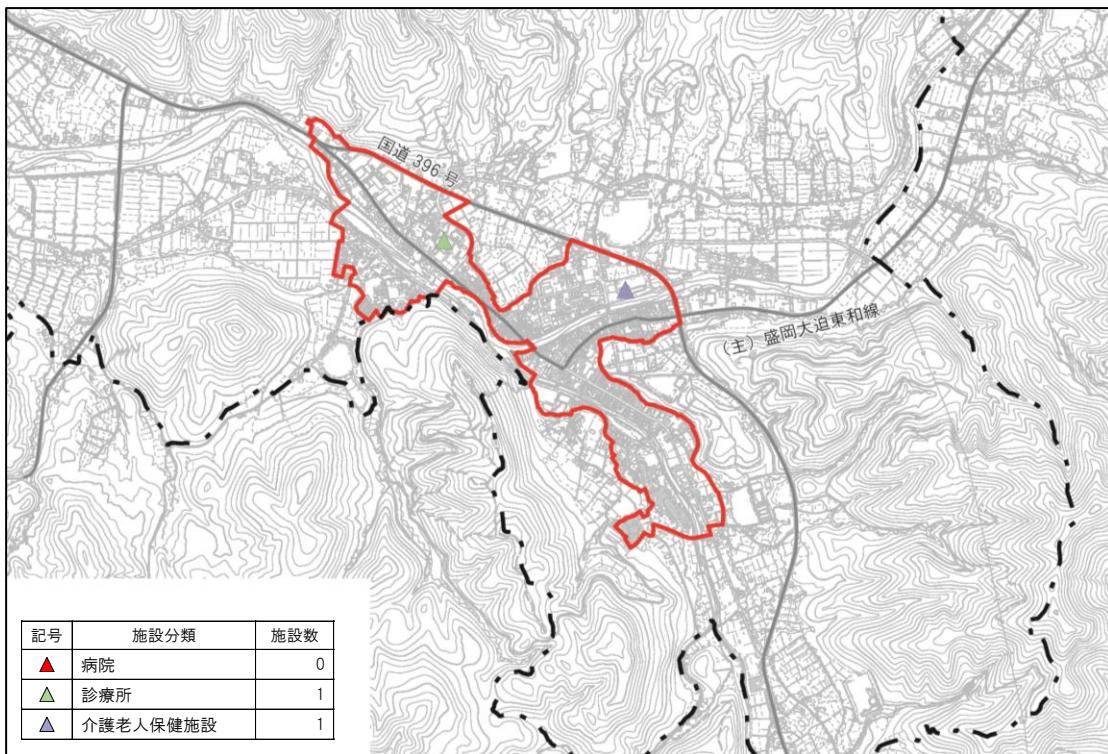
《石鳥谷拠点》

主に国道4号沿道及びその他県道沿道に「医療施設」や「福祉施設」が立地しています。



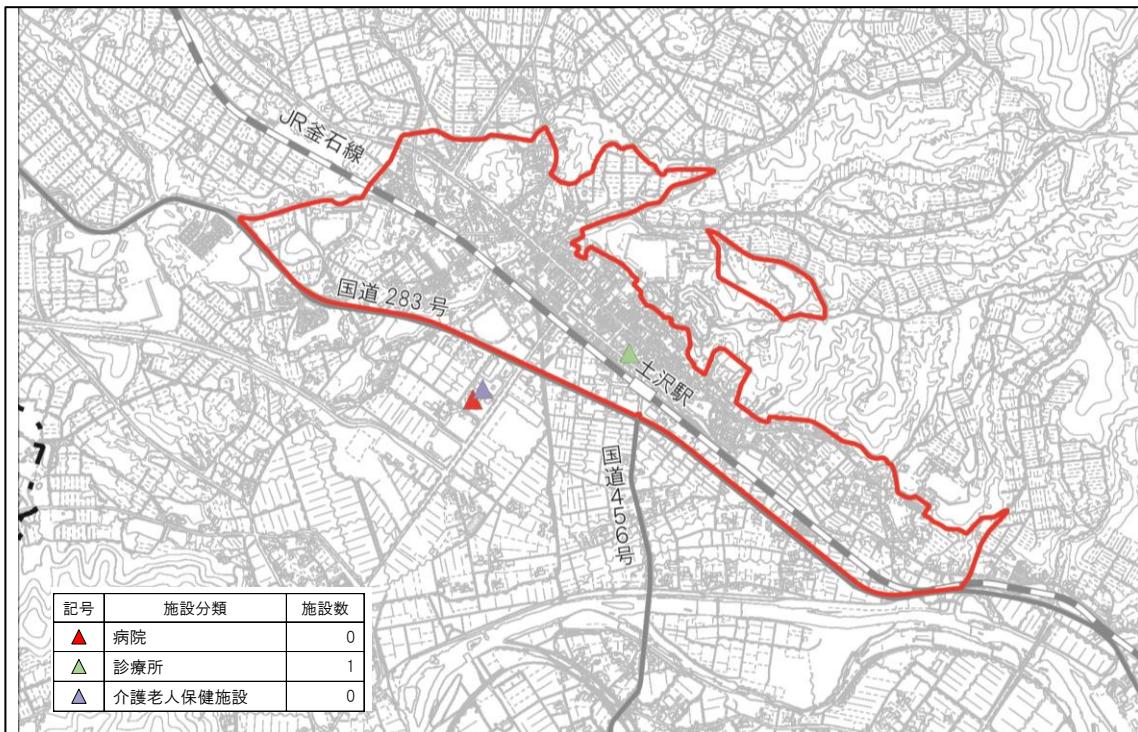
《大迫拠点》

「一般診療所」及び「介護施設」などの複合施設が地区西側に1施設あり、通所、訪問型の「介護施設」が3施設点在しています。



《東和拠点》

土沢駅周辺に「一般診療所」と「介護施設」が立地しており、地区外ではあるものの、「介護施設」の複合施設が土沢駅南側に立地しています。



【医療・福祉施設の誘導の考え方】

医療施設のうち、診療所については、4つの拠点である花巻地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域のそれぞれの「まちなか」に点在しており、市民の身近な「かかりつけ医」として市民の健康の維持・増進が保たれています。高齢者や障害のある人が地域で安心して生活するためには、地域医療は欠かすことができないことから、総合病院については「かかりつけ医」である診療所と連携して、施設の維持・存続をさせていくことが求められています。このため、各拠点での圏域人口や人口密度だけで判断することは適切ではないと考えられます。

なお、総合的な医療施設については、「まちなか」への医療機関の集積により中心市街地の人口密度が高まれば、地域の活性化や行政サービスの効率的な提供につながるものと考えられることから、誘導すべき施設として考えられます。

また、介護や福祉が医療と連携し「地域包括ケアシステム」を構築することで、多くの方が住み慣れた地域で継続した生活を支援することにつながることから、福祉関連施設についても、「まちなか」への誘導が必要な施設と考えられます。

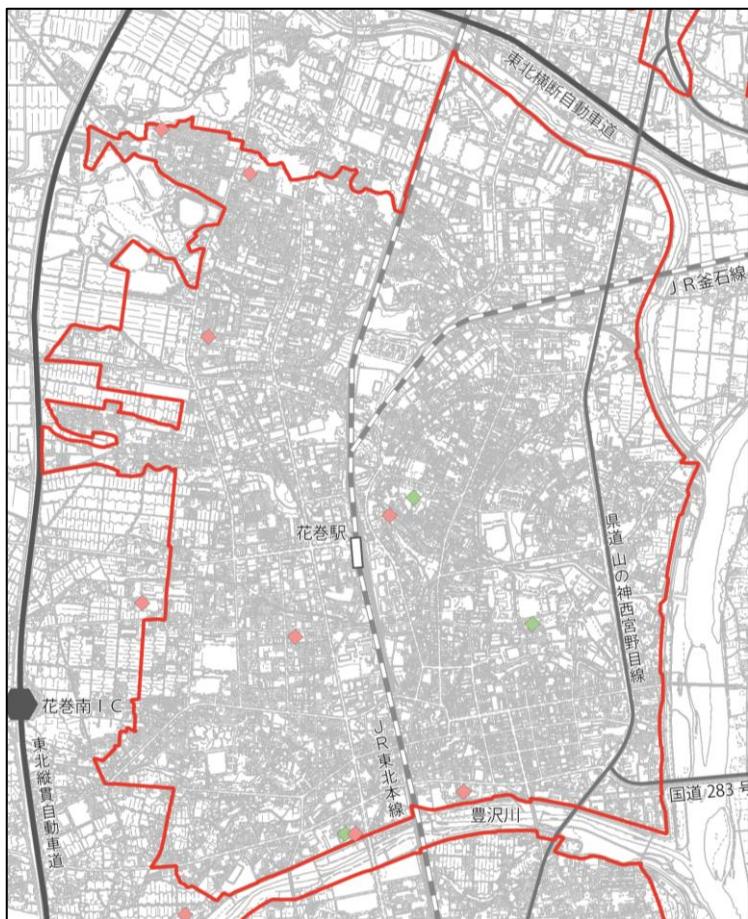
3) 保育施設・教育施設

【抽出条件】

抽出条件	・子育て支援施設として、保育施設である「保育園」、「幼稚園」、教育施設として「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「大学」を抽出する。
参考資料	花巻市統計書、花巻市立幼稚園管理運営規則、一般社団法人岩手県私立幼稚園連合会HP（平成27年12月時点）

【地区別の立地状況】

《花巻中心地区》



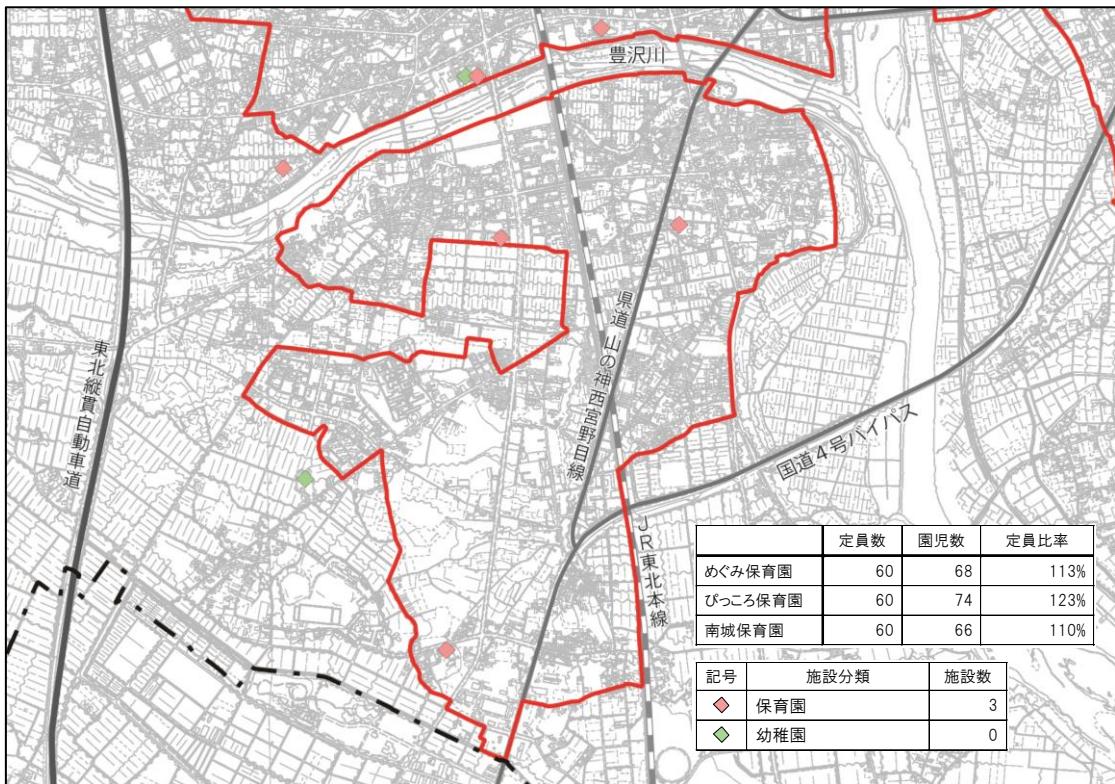
地区内の「医療施設・教育施設」は、花巻駅周辺に集積しています。

	定員数	園児数	定員比率
花巻保育園	75	74	99%
若葉保育園	90	100	111%
第二若葉保育園	60	67	112%
松園保育園	60	72	120%
花巻太陽の子保育園	110	133	121%
日居城野保育園	60	71	118%
花巻幼稚園	140	98	70%
私立大谷幼稚園	320	214	67%
私立花巻みなみ幼稚園	180	75	42%

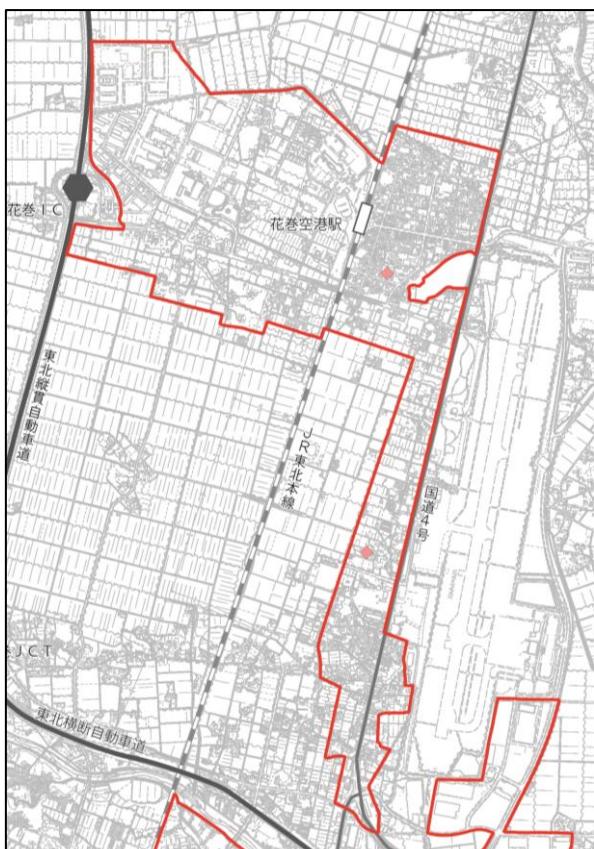
記号	施設分類	施設数
◆	保育園	7
◆	幼稚園	3

《花巻南地区》

地区内に「保育園」が3施設立地しているとともに、定員数を超えた利用状況となっています。



《空港拠点》



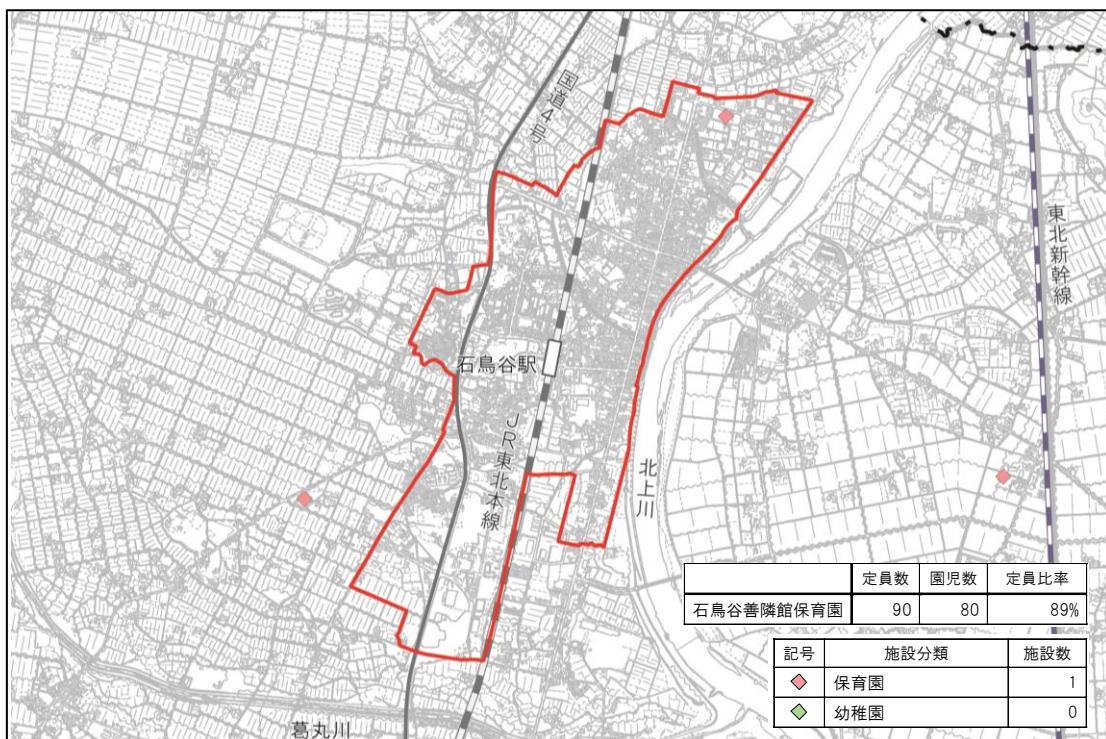
花巻空港駅東側に「保育園」が2施設、「小学校」が3校立地しており、土地区画整理事業で整備された二枚橋地区(花巻空港駅東側周辺)の「二枚橋保育園」は定員数を超えた利用状況となっています。

記号	施設分類	施設数
◆	保育園	2
◆	幼稚園	0

	定員数	園児数	定員比率
二枚橋保育園	60	73	122%
宮野目保育園	90	83	92%

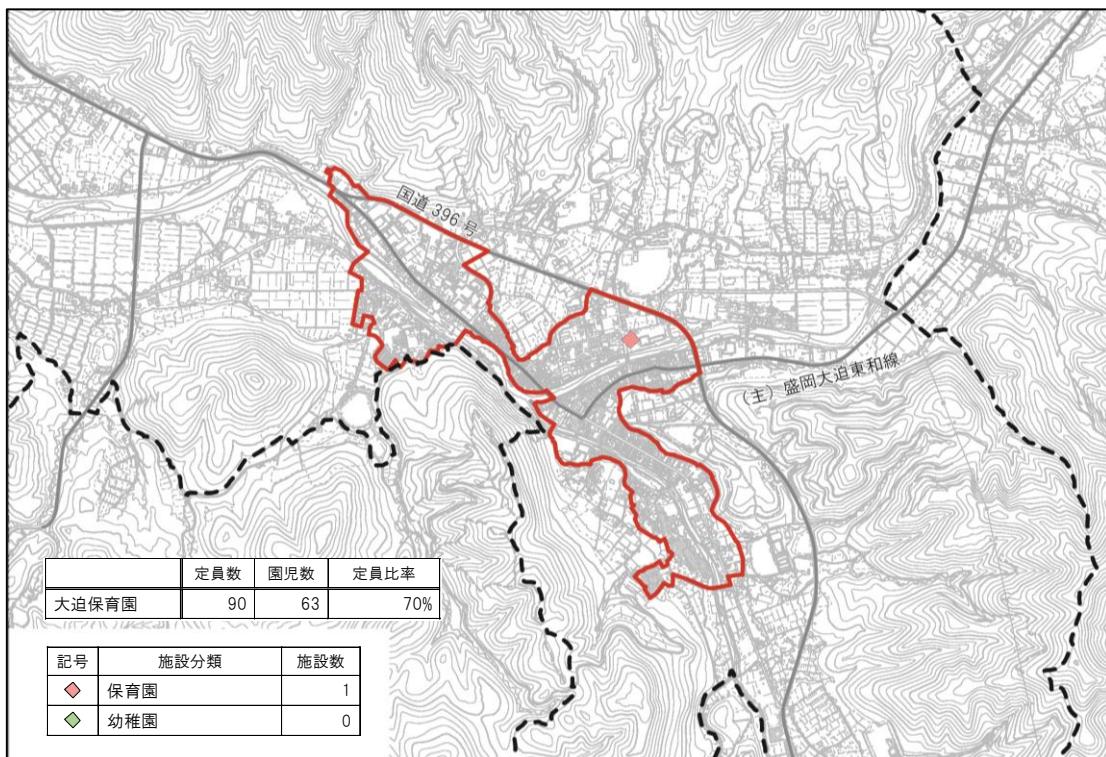
《石鳥谷拠点》

地区内に「保育園」が1施設あり、土地区画整理事業で整備された「上口地区」内に立地しており、定員数が90人で約90%の利用状況となっています。



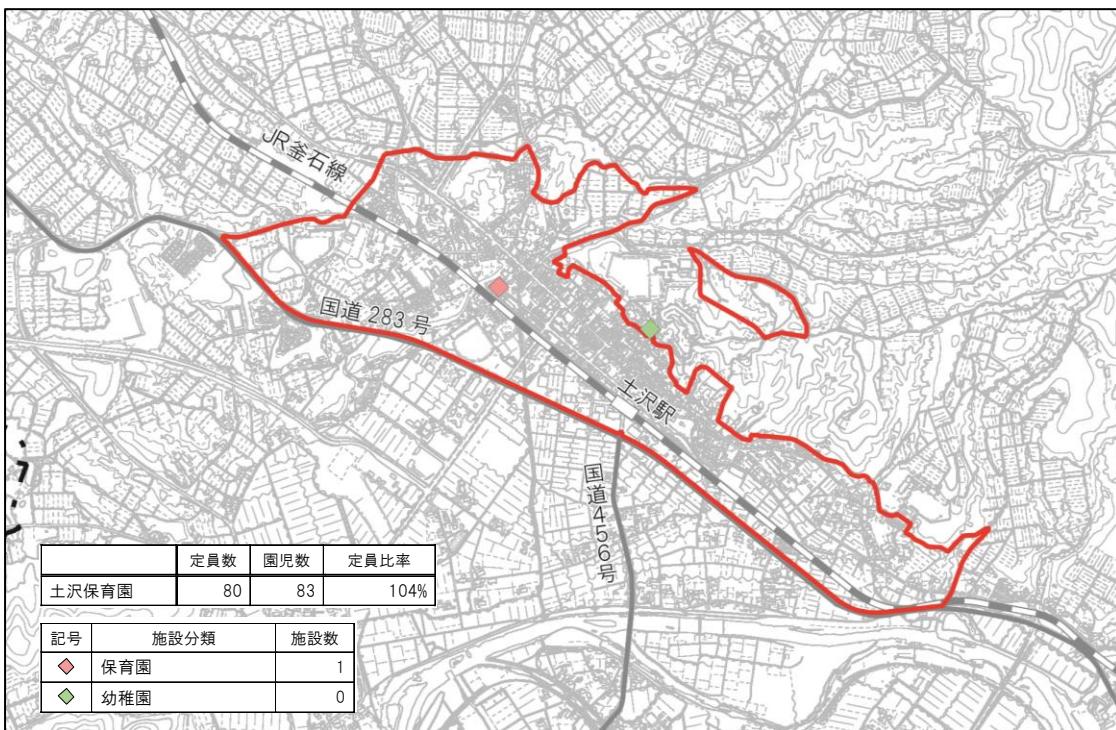
《大迫拠点》

地区内に「保育園」が1施設あり、定員数が90人で約70%の利用状況となっています。



《東和拠点》

地区内に「保育園」が1施設あり、定員数が80人で約100%の利用状況となっています。



【保育施設の誘導の考え方】

保育施設については、4つの生活サービス拠点である花巻地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域のそれぞれの「まちなか」に点在しており、施設の維持・存続は確保されるものと考えられます。

保育施設は、居住地周辺の施設を利用するとは限らず、職場近接や鉄道駅周辺などの公共交通の利便性の高い場所に立地している施設など、立地場所や利用者のニーズにより異なり、圏域人口と施設立地状況から判断することは適正ではないものの、多くの人が集散する大規模な施設については「まちなか」への立地が望まれます。

(3) 誘導施設の設定

施設立地状況及び圏域人口を踏まえ、広域的な商圏を有する大規模小売店や多様な運営・利用形態がある保育施設については、利用圏域人口や居住人口だけでは判断することができないため、施設規模に応じて対応することが適切であると考えられます。また、映画館などの不特定多数の人を集客する施設についても、「まちなか」への誘導による賑わいの創出が図れるものと考えられることから、誘導施設と設定することが考えられます。

医療機能については、高齢者や障害のある人が地域で安心して生活するため、地域医療は欠かすことができないことから、医療拠点となる総合病院を「まちなか」へ集積することにより、中心市街地の人口密度が高まるとともに、地域の活性化や行政サービスの効率的な提供につながるものと考えられます。

	想定される誘導施設	中心市街地への立地が望まれる施設	賑わいの創出に繋がる施設	誘導施設として設定すべき施設	規要 模件
医療施設	特定機能病院	○	○	○	
	地域医療支援病院	○	○	○	
	その他病院、診療所		○		
社会福祉施設	老人福祉センター				
	老人介護支援センター				
	老人デイサービスセンター				
	地域包括支援センター				
	母子福祉センター				
	保育所	○	○	○	70名以上
	その他福祉関連法に定める施設	○	○	○	40名以上
教育・文化施設	幼稚園		○		
	認定こども園		○		
	小学校、中学校		○		
	高等学校		○		
	中等教育学校		○		
	特別支援学校		○		
	大学又は高等専門学校	○	○	○	
	専修学校	○	○	○	
	各種学校				
	図書館	○	○	○	
商業施設	博物館、美術館	○			
	大規模小売店舗	○	○	○	1,000m ² 以上
	食料品スーパー、食料品専門店		○		
	コンビニエンス・ストア		○		
	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	○	○	○	

誘導施設については、本市の中心拠点に立地することにより、人口密度が増加し、地域の活性化や行政サービスの効率的な提供につながる施設が想定されます。

また、子どもから高齢者までの多くの人が利用する施設であることから公共交通機関等の交通利便性の高い鉄道駅周辺への立地が望まれます。

なお、施設の誘導にあたっては、民間事業者などの自発的な建築・開発行為に委ねるだけでは立地促進が図れないことも想定されるため、都市機能誘導区域内への立地促進・誘導に向けたインセンティブ等の措置を検討していきます。

【誘導施設】

《高齢者の増加に伴い必要となる施設》

- 特定機能病院
- 地域医療支援病院
- 福祉関連法に定める施設（利用者定員数 40 人以上）

《子育て支援施設》

- 保育所（70 名以上）

《まちの賑わい創出》

- 図書館
- 大学及び専修学校その他関連施設
- 大規模小売店舗（1,000m²以上）
- 劇場、映画、演芸場及び観覧場

6. 誘導に向けた各種事業等

立地適正化計画において掲げている施策・事業実施期間は、平成 28 年 8 月 1 日～34 年 3 月 31 日までとします。

都市機能誘導施設への利便性・アクセス性を確保しつつ、誘導施設が適正に維持・存続できるよう、都市機能誘導区域周辺への居住誘導及び市全域からのアクセスが可能となる各種施策・事業を計画的かつ段階的に展開していきます。

なお、今後、立地適正化計画において掲げた施策・事業については、概ね 5 年ごとに評価等を行い、必要に応じて同計画を変更します。また、誘導施設など新設・建替え時には、特定用途誘導地区などの活用や、地域地区変更などによる容積率緩和の可能性を検討します。

(1) ハード事業

都市機能誘導区域内において、現在、社会資本整備総合交付金を活用した事業や市単事業等を展開する予定となっています。

《花巻駅周辺の都市機能誘導区域における事業》

花巻駅周辺の都市機能誘導区域においては、「総合花巻病院移転事業」、生涯学園都市会館周辺への「図書館（複合）の移転・整備事業」、エセナ跡地へのまちなか回遊を促す「芝生広場整備事業」、誠山房跡を活用した公民連携などによる「集合住宅整備事業」など、計画的かつ段階的な整備を実施していきます。

今後、「まちなか（中心拠点）」を維持・存続していくために、都市再生整備計画事業や土地利用計画において位置づけている短中期における整備事業等の継続的な実施に向けて検討します。

- 総合花巻病院移転整備（県立花巻厚生病院跡地への移転）
- 花巻高等看護専門学校移転整備
- 花巻図書館（生涯学園都市会館（まなび学園）周辺への移転）
- 地域生活基盤施設整備（エセナ跡地を多目的広場として整備）
- 上町花城町線道路整備（道路改良、歩道設置、電線地中化の実施）
- 城内大通り線道路整備（道路改良、歩道設置・実施）
- 集合住宅整備（民間・実施、PPP手法も視野に入れた集合住宅の建設）
- リノベーションまちづくり（遊休不動産活用による小規模事業等の創出）
- 市街地循環バス増設事業
- 保育所整備
- 特定生活介護施設整備
- 未利用地公有施設再活用事業
- 花巻駅橋上化事業



芝生広場整備事業

《石鳥谷駅周辺の居住誘導区域における事業》

石鳥谷地区における居住誘導区域においては、「宅地造成事業」「道の駅関連整備事業」などの事業化に向けた検討を行います。

- 道の駅「石鳥谷」関連整備（内装改修や機能・駐車場等の再整備）
- 石鳥谷駅周辺の宅地造成（民間による宅地造成）

《大迫地域（地域の拠点）における誘導事業》

- 大迫中学校改築
- 大迫学校給食センター建築（仮称）
- 大迫多目的広場整備（国道396号沿いの多目的広場を再整備）

《東和地域（地域の拠点）における誘導事業》

- 東和コミュニティセンターの整備
- 東和地域旧小中学校の建築用途変更に伴う改修

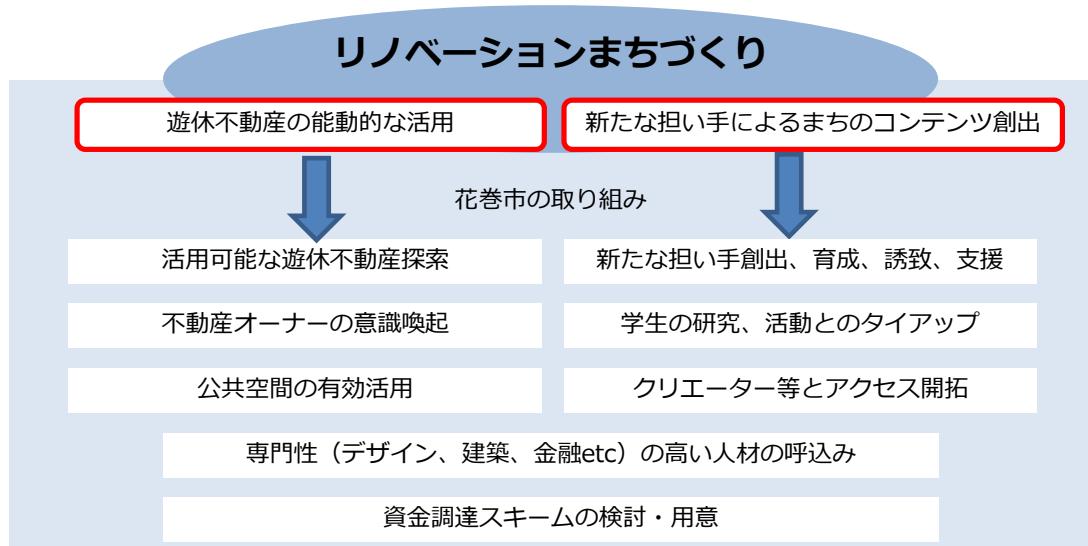
(2) ソフト事業など今後の誘導に向けた施策の検討

居住誘導区域外から区域内への住み替えを促進するためには、商業、医療・福祉などの生活サービス施設が集積した利便性の高い市街地を形成する必要があります。

また、社会状況や居住者ニーズの変化に対応した取り組みを進めていく必要があります。

○居住誘導施策によって空き家や跡地が増加した区域外において既存集落における空き家や跡地については、移住・定住推進事業における空家・古民家活用の斡旋などの事業と連携して適正管理に向け対応します。

○まちなかは居住や生活サービス機能だけでなく、働く場としても重要です。リノベーションまちづくり事業として、空きビル等を活用し、そこに新しいビジネスを創出していく「家守※構想」を策定するとともに、まちなかにおける働く場を創出していきます。



※家守とは、ビルオーナーから空室を借り入れ、そこに新たな経済の担い手を呼び込むとともに、こうしたテナントと地域企業や住民などの交流や連携をプロデュースしながら、地域経済の活性化やコミュニティの再生を目指す民間事業です。

- リノベーションまちづくりによる新しいビジネスの創出など、都市機能の再構築に向けた公的不動産の積極的な活用を図ります。
- 定住促進の支援として、U I Jターン希望者のための相談窓口を設置するなど、花巻市への移住を支援するとともに、企業誘致や雇用の促進など、本市への定住促進を図る施策に取組みます。また、観光振興活動による交流人口の増加を図るとともに、地域コミュニティの活性化や移住促進を図ります。
- 都市機能誘導区域内に誘導施設を維持・確保するため、事業者・行政・不動産業界・市民との連携ネットワークの強化を検討します。
- 居住誘導区域内の人口密度を維持するため、不動産業界、住宅業界等との連携を図り、空き家等の解消に向けた連携ネットワークの強化を検討します。

【居住の誘導に向けて想定される施策】

- ① 将来花巻市の担い手となる若者、子育て世帯、新婚家庭の定住促進
 - ・子育て世帯等定住促進事業
 - ・世代間交流集合住宅整備
- ② 既存ストックを有効活用した良好な住宅ストックの活用
 - ・リノベーションまちづくり（家守構想）
 - ・空き家再生等推進事業（空き家の活用、戸建、共同住宅リフォーム補助）
- ③ まちなか居住の魅力向上
 - ・公民連携推進事業
 - ・公共交通確保対策事業
 - ・高齢者居住支援事業
 - ・地域福祉連携対策事業

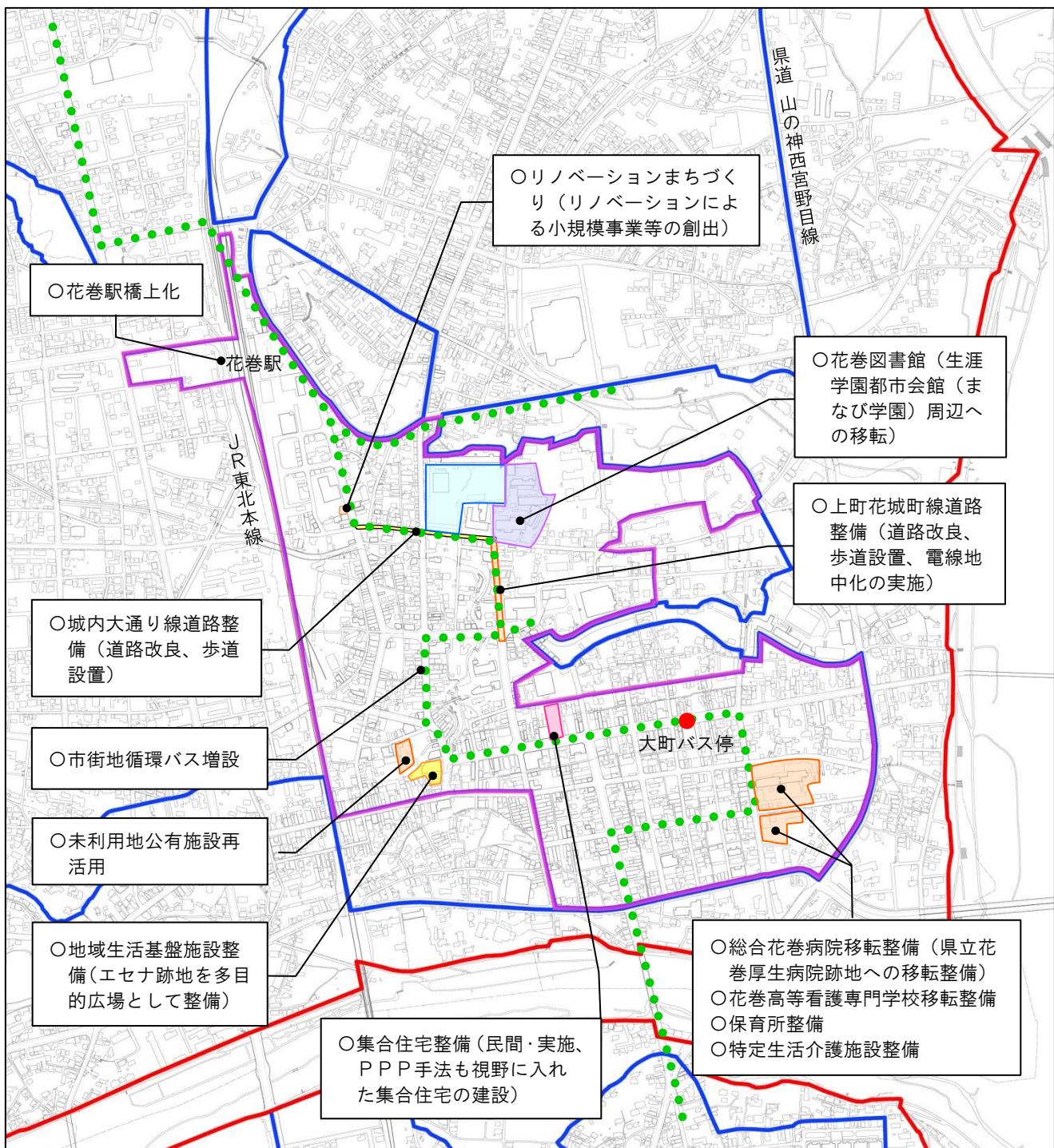
《花巻駅周辺地域》

花巻駅周辺地域においては、想定される上記の事業のほか、都市機能誘導区域内における各種事業を展開し、魅力ある中心市街地の再生による、まちなかへの居住を誘導します。

《石鳥谷駅周辺地域》

石鳥谷駅周辺地域においては、地域住民の生活に密着した生活サービス施設が立地しているものの、空き店舗・空き家も多く介在していることから、上記の施策に加え、商店街を中心としたまちの再生を展開していきます。

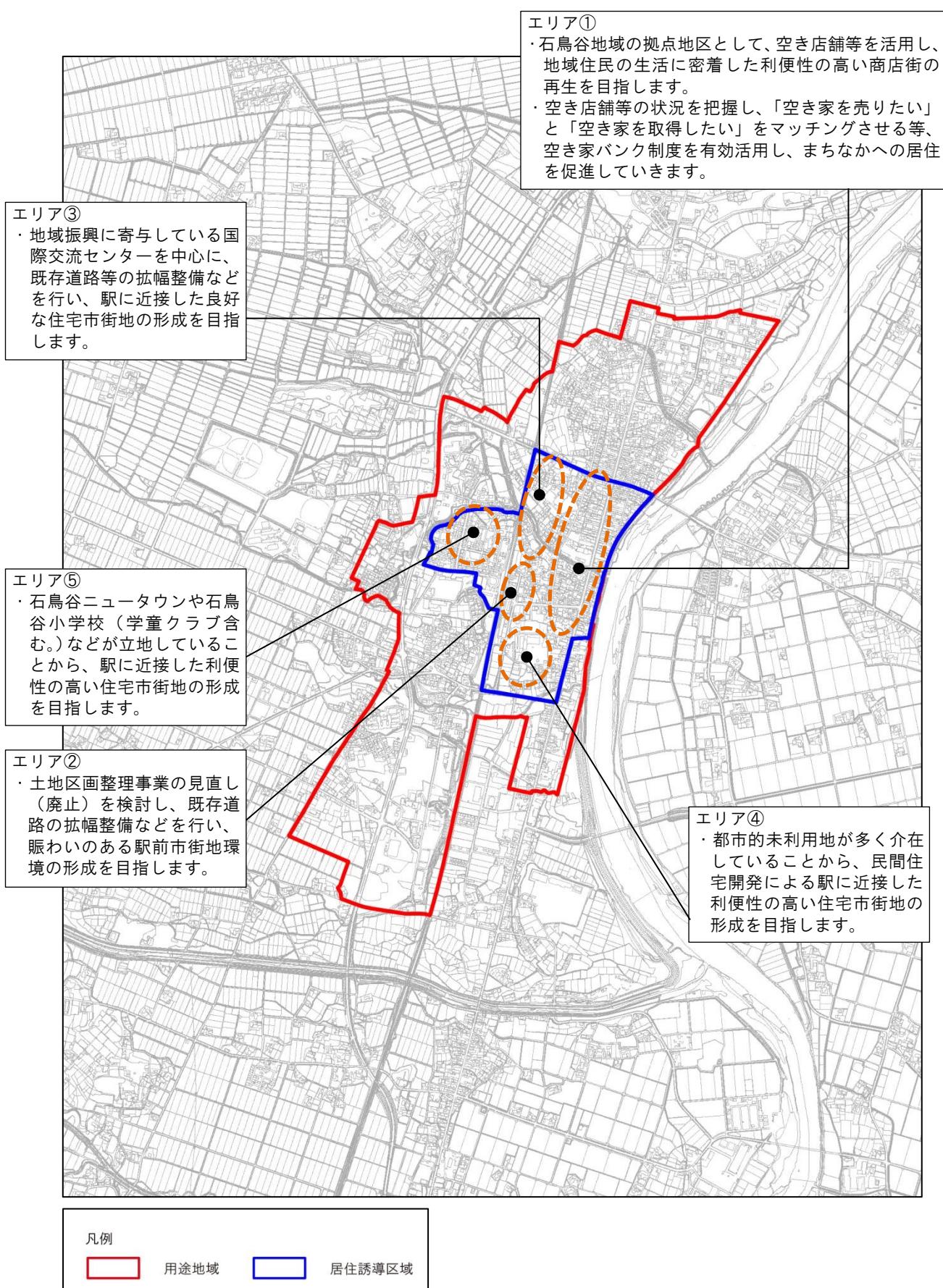
《都市機能誘導区域で想定している事業》



《凡例》

 用途地域界 居住誘導区域 都市機能誘導区域 ふくろう号路線ルート

《居住誘導区域（石鳥谷地区）で想定している事業》



(3) 公共交通網の形成

1) 公共交通網再編に向けた基本的な方針

公共交通を必要とする市民にとって、通勤・通学、買い物、通院等、日常生活における移動がより利便性の高いものにするとともに、観光地としても知名度の高い花巻市として、他地域からの来訪者に対してもわかりやすく、利用しやすい公共交通網の形成を目指します。

また、地域公共交通は、地域の理解と協力がなければ維持は不可能であり、今後もより多くの方の利用につながる積極的な情報発信に努めていくとともに、地域の特性や需要により適合した公共交通のかたちを検討・実施していきます。

これらのことと踏まえ、「立地適正化計画」との整合を図り、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に寄与すべく、拠点間を結ぶ幹線軸を長期的に維持できる地域公共交通網の形成を目指します。

2) 具体的な方策

○各拠点が連携可能な公共交通網の形成を図るため、幹線系統を維持していきます。

- ・花巻中心拠点～石鳥谷地域拠点
- ・花巻中心拠点～東和生活拠点
- ・花巻中心拠点～隣接市町（北上市）
- ・花巻中心拠点～大迫生活拠点
- ・石鳥谷地域拠点～大迫生活拠点
- ・大迫生活拠点～隣接市町（紫波町）

○各拠点周辺の公共交通サービス圏外を予約応答型交通で補完していきます。

○中心市街地内の循環バスの拡充による利便性向上

- ・中心市街地内の循環バス

○観光系統の維持

- ・台温泉～花巻温泉～花巻市街地
- ・花巻南温泉等の観光地～花巻市街地

現状 (H27 年)	
路線バス (幹線系統)	6 路線
路線バス (支線系統)	16 路線
路線バス (観光系統)	2 路線
循環バス (ふくろう号)	1 路線
計	25 路線
予約応答型 乗合交通	2 エリア 1 系統



将来 (H35 年)	
路線バス (幹線系統)	6 路線
路線バス (支線系統)	-
路線バス (観光系統)	2 路線
循環バス (ふくろう号)	1 路線
計	9 路線
予約応答型 乗合交通	市全域を対象に 拡大を検討

図 地域公共交通網図（現況）

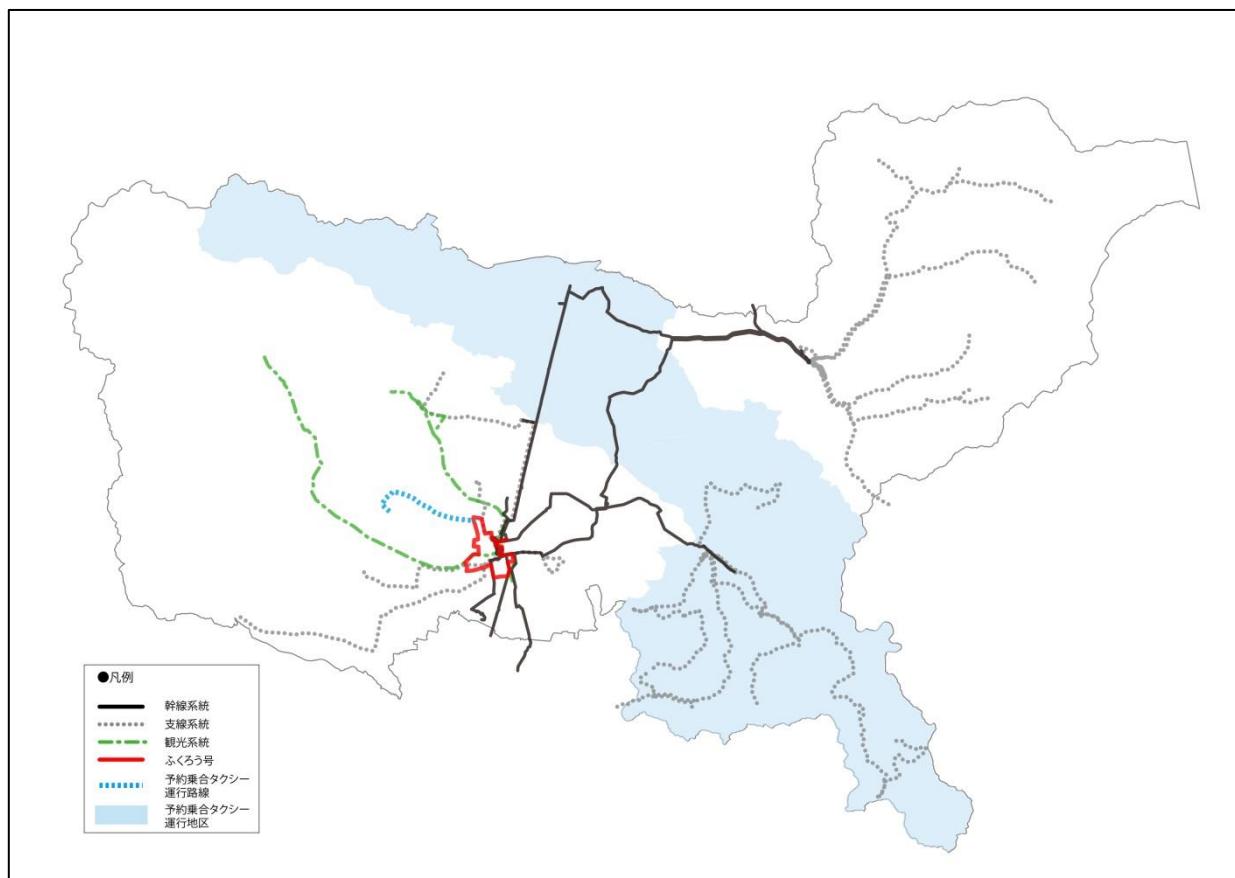
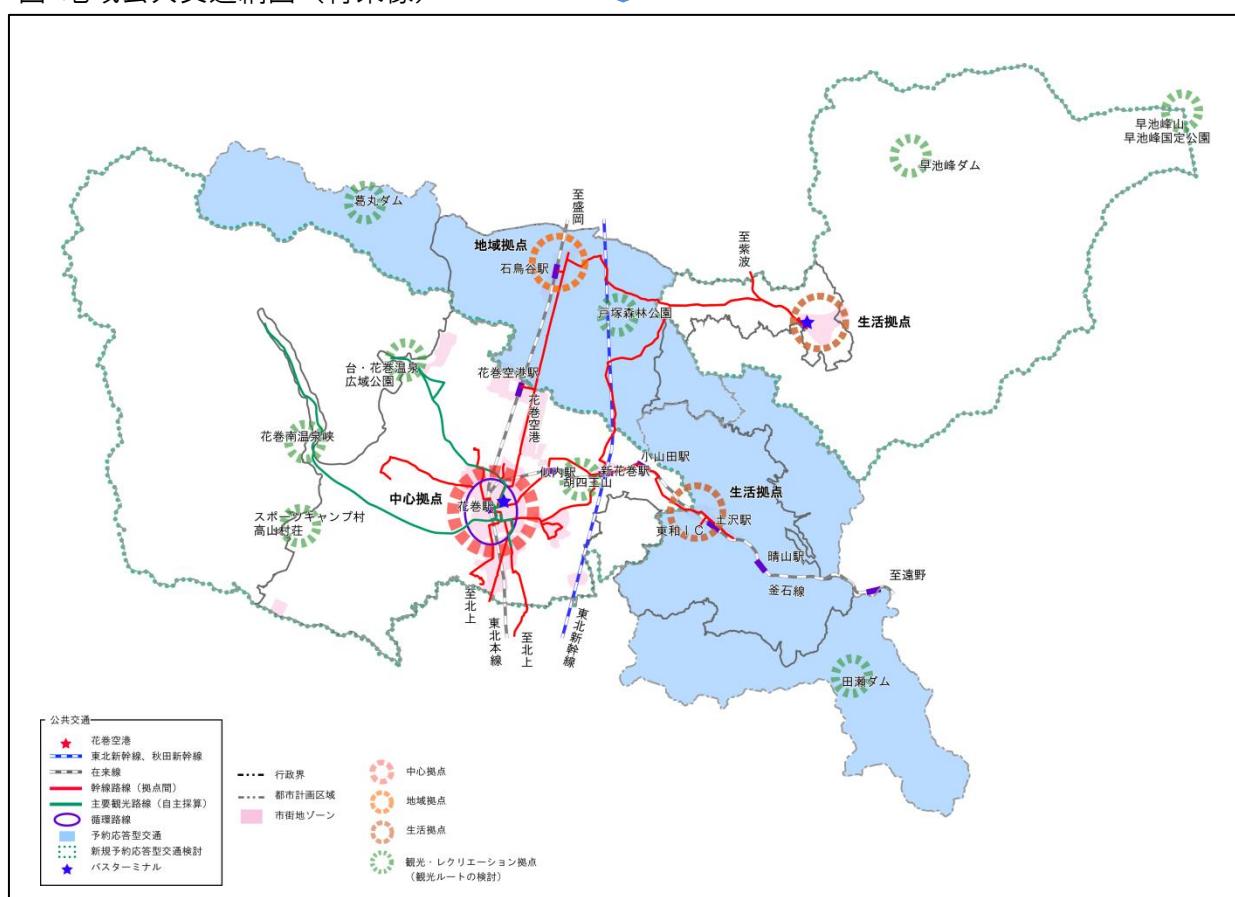


図 地域公共交通網図（将来像）



V章 届出制度について

1. 居住誘導区域

(1) 居住誘導区域と事前届出

居住誘導区域は、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービス等が持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域です。

本市においても届出の対象となる区域と対象外の区域を設定します。対象区域では一定規模以上の開発・建築等行為は事前届出が必要となります。

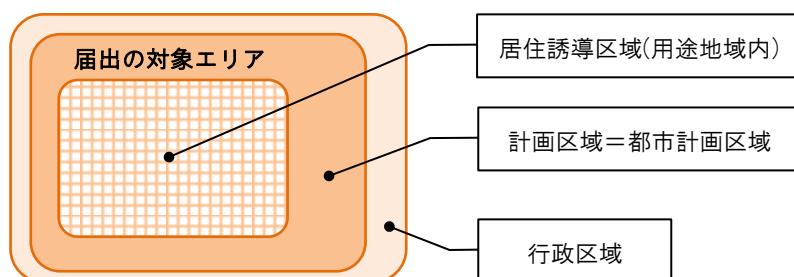
● 「居住誘導区域（届出の対象外エリア）」

「居住誘導区域」は、区域内の開発・建築等行為における事前届出が不要であり、区域外で一定規模以上の同行為が発生した場合には、行政から区域内への誘導をお願いする区域です。

事前届出を申請する場合は、市域全体や既存施設の立地状況などを勘案し、適正な場所への立地誘導を図るため、事前の協議（各種情報提供）を行っていきます。

● 「居住を適正化する区域（届出の対象エリア）」

居住誘導区域外である「居住を適正化する区域」は、一定規模以上の開発・建築等行為が発生した場合に、事前届出の対象となるエリアです。



(2) 届出の対象となる行為

1) 開発行為

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で $1,000\text{ m}^2$ 以上の規模のもの

2) 建築等行為

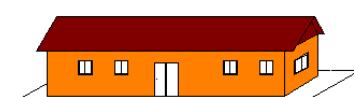
- 3戸以上の住宅新築
- 住宅への改築、住宅への用途変更

届出の対象例

3戸以上の住宅開発、住宅新築



1戸 $1,200\text{ m}^2$ の開発行為



2. 都市機能誘導区域

(1) 都市機能誘導区域・誘導施設と事前届出

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図ることが可能となる区域であるとともに、規定された誘導施設の誘導や抑制等を図る区域です。

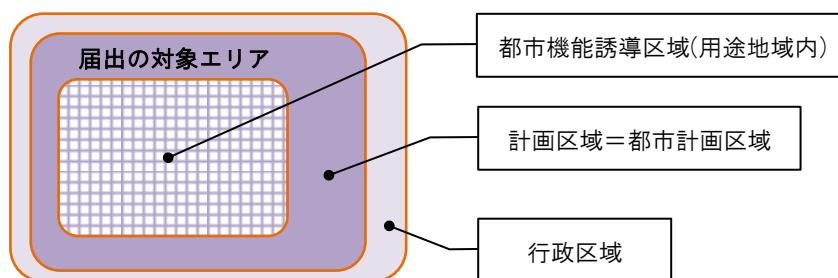
本市においても届出の対象となる区域と対象外の区域及び誘導施設を設定します。対象区域では一定規模以上の誘導施設に係る開発・建築等行為は事前届出が必要となります。

● 「都市機能誘導区域（届出の対象外エリア）」

「都市機能誘導区域」は、区域内の開発・建築等行為における事前届出が不要であり、区域外で一定規模以上の同行為が発生した場合には、行政から区域内への誘導をお願いする区域です。

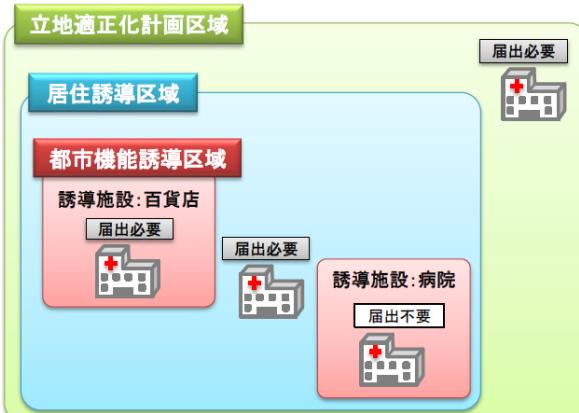
● 「誘導施設の立地を適正化する区域（届出の対象エリア）」

「誘導施設の立地を適正化する区域」は、本計画で設定した誘導施設の開発・建築等行為が発生した場合に、事前届出の対象となる区域です。



(2) 届出の対象となる施設

- 特定機能病院
- 地域医療支援病院
- 保育所（70名以上）
- 福祉関連法に定める施設（利用定員数40人以上）
- 図書館
- 大学及び専修学校その他関連施設
- 大規模小売店舗（1,000m²以上）
- 劇場、映画、演芸場及び観覧場



VI章 計画推進方策の検討及び目標値の設定

1. 計画の推進方策の検討

人口の急激な減少や超高齢社会の進展、財政及び環境の制約など、厳しい社会経済状況の中で、まちづくり目標を達成するためには、目指すべき将来都市構造の実現に向け、計画的かつ効率的な取組みが必要となります。

(1) 計画推進に向けて

1) 住民、企業、行政などによる協働のまちづくりの推進

本市においても厳しい財政事情の中、今後は居住や都市機能を集約した拠点を公共交通で繋ぐ『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』を推進するため、社会情勢の変化や地域住民のニーズに柔軟に対応しながら、個々の利益を追求するのではなく、住民・企業・行政が適切な役割と責任を果たしながらも、互いに協力し、力を合わせてまちづくりを進めていく、協働によるまちづくりが重要となります。

また、まちづくりの主体は、行政だけでなく、住民やN P Oの自主的な活動や住民と行政、企業と行政などの多様な主体の連携によって展開していきます。

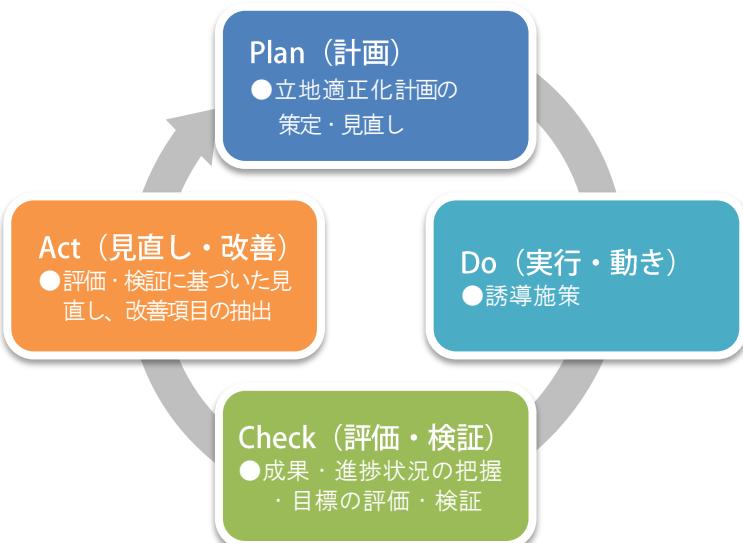
2) 民間活力の導入

本市においても厳しい財政事情の中、効率的で効果的なまちづくりを実現することが期待されていることから、P P P／P F Iといった民間企業が有している専門的な知識や経験、資本を活かした民間活力を活かしたまちづくりを今後の整備目的・内容に応じて検討していきます。

(2) 立地適正化計画の進行管理

本計画は、平成47年を目標としたものであり、長期的な視野に立って継続的に取り組むものであるため、その間には、施策の進捗状況や社会経済状況の変化も予想されます。このため、上位計画や関連計画などの見直しとの整合を図りつつ、市民や企業の主体的な参加のもとにまちづくりの進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて計画の見直しを行い、計画内容の充実を図っていきます。

具体的には、立地適正化計画 (Plan) の目標や方針に基づき、各種施策や事業を活用して計画を実施 (Do) し、その成果や効果を評価・検証 (Check) します。さらに、必要に応じて見直し・改善 (Act) を行い、次の計画 (Plan) へつなげていく、P D C A サイクルの取り組みによる適切な進行管理を行いつつ、目標値の達成を目指していきます。



(3) 施策の達成状況に関する評価

官民一丸となってコンパクトなまちづくりを目指す状況を構築するためには、地域の状況や人口動態等を総合的に勘案しつつ、施策の実施状況について調査・分析し、施策の達成状況等に関する評価分析する必要があります。

評価にあたっては、客観的かつ定量的な分析・評価のもと、市民をはじめとする地域の関係者のコンセンサスを形成することが重要となります。

このため、「都市構造の評価に関するハンドブック」（平成26年8月：国土交通省都市局都市計画課）に示された手法等を参考に、概ね5年毎に本市の都市構造の評価を検討していきます。

■立地適正化計画における評価指標

	評価分野	評価軸	主な評価指標の例
① 生 活 利 便 性	都市機能や居住機能を適切に誘導することにより、歩いて行ける範囲に、日常生活に必要な医療、福祉、商業などの生活機能と公共交通機能が充足した街を実現すること	■適切な居住機能の誘導 ➢都市機能誘導区域など生活利便性の高い区域及びその周辺に居住が誘導され、徒歩圏で必要な生活機能等を享受できること	○居住を誘導する区域における人口密度 ○日常生活サービス機能等を徒歩圏で享受できる人口の総人口に占める比率（医療、福祉、商業及び公共交通）
		■都市機能の適正配置 ➢都市機能が生活の拠点など適切な区域に立地、集積していること	○日常生活サービス施設の徒歩圏における平均人口密度
		■公共交通サービス水準の向上 ➢公共交通のサービス水準が高まり利用率が向上していること	○公共交通の機関分担率 ○公共交通沿線地域の人口密度
② 健 康 ・ 福 祉	市民の多くが歩いて回遊する環境を形成することにより、市民が健康に暮らすことのできる街を実現すること	■徒歩行動の増加と健康の増進 ➢高齢者等の社会活動が活発化し、徒歩等の移動が増大すること ➢それにより市民の健康が増進すること	○メタボリックシンドロームとその予備軍の受診者に占める割合 ○徒歩、自転車の機関分担率
		■都市生活の利便性の向上 ➢日常生活サービス機能や公共交通サービスが徒歩圏域で充足していること	○福祉施設を中学校区程度の範囲内で享受できる高齢者人口の割合 ○保育所の徒歩圏に居住する幼児人口の総幼児人口に占める割合
		■歩きやすい環境の形成 ➢歩行者空間が充実し、公園緑地も住まいの近くに配置されるなど歩きやすい環境が整備されていること	○歩行者に配慮した道路延長の割合 ○高齢者徒歩圏内に公園がない住宅の割合
③ 安 全 ・ 安 心	災害や事故等による被害を受ける危険性が少ない街を実現すること	■安全性の高い地域への居住の誘導 ➢災害危険性の少ない地域等に適切に居住が誘導されていること	○防災上危険性が懸念される地域に居住する人口の割合
		■歩行環境の安全性の向上 ➢都市内において安全な歩行者環境が確保されていること	○歩行者に配慮した道路延長の割合
		■市街地の安全性の確保 ➢オープンスペースの適切な確保など、市街地の災害や事故に対する安全性が確保されていること	○公共空間率 ○最寄り緊急避難場所までの平均距離 ○人口あたりの交通事故死者数
		■市街地の荒廃化の抑制 ➢空き家等が減少し、荒廃化や治安悪化が抑制されていること	○空き家率

	評価分野	評価軸	主な評価指標の例
④ 地 域 經 濟	都市サービス産業が活発で健全な不動産市場が形成されている街を実現すること	<ul style="list-style-type: none"> ■ビジネス環境の向上とサービス産業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ➢都市機能誘導区域における雇用人口等の集積が高まり、医療、福祉、商業等のサービス産業が活性化すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○従業者一人当たりの第三次産業売上高 ○従業人口密度
		<ul style="list-style-type: none"> ■健全な不動産市場の形成 <ul style="list-style-type: none"> ➢地価や賃料水準が維持、向上し、空き家など未利用不動産の発生が抑制されること 	<ul style="list-style-type: none"> ○平均住宅地価格
⑤ 行 政 運 營	市民が適切な行政サービスを享受できるよう、自治体財政が健全に運営されている街を実現すること	<ul style="list-style-type: none"> ■都市経営の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ➢人口密度の維持、公共交通の持続性向上、高齢者の外出機会の拡大などにより行政経営の効率化が図られていること 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民一人当たりの行政コスト ○居住を誘導する区域における人口密度
		<ul style="list-style-type: none"> ■安定的な税収の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢医療、福祉、商業等の第三次産業が活発となること ➢地価が維持、増進すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民一人当たりの税収額 ○従業者一人当たりの第三次産業売上高 ○平均住宅地価格
⑥ エ ネ ル ギ ー / 低 炭 素	エネルギー効率が高く、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量が少ない街を実現すること	<ul style="list-style-type: none"> ■運輸部門における省エネ化・低炭素化 <ul style="list-style-type: none"> ➢公共交通の利用率が向上するとともに、日常生活における市民の移動距離が短縮すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民一人当たりの自動車 CO₂ 排出量 ○公共交通の機関分担率
		<ul style="list-style-type: none"> ■民生部門における省エネ化・低炭素化 <ul style="list-style-type: none"> ➢民生部門におけるエネルギー利用効率が向上し、エネルギー消費量が減少すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭部門における市民一人当たりの CO₂ 排出量 ○業務部門における従業者一人当たりの CO₂ 排出量

上記評価指標表は、「都市構造の評価に関するハンドブック」における基本（基準）表であるため、今後、花巻市にあった評価指標の再考を行います。

2. 目標値の設定

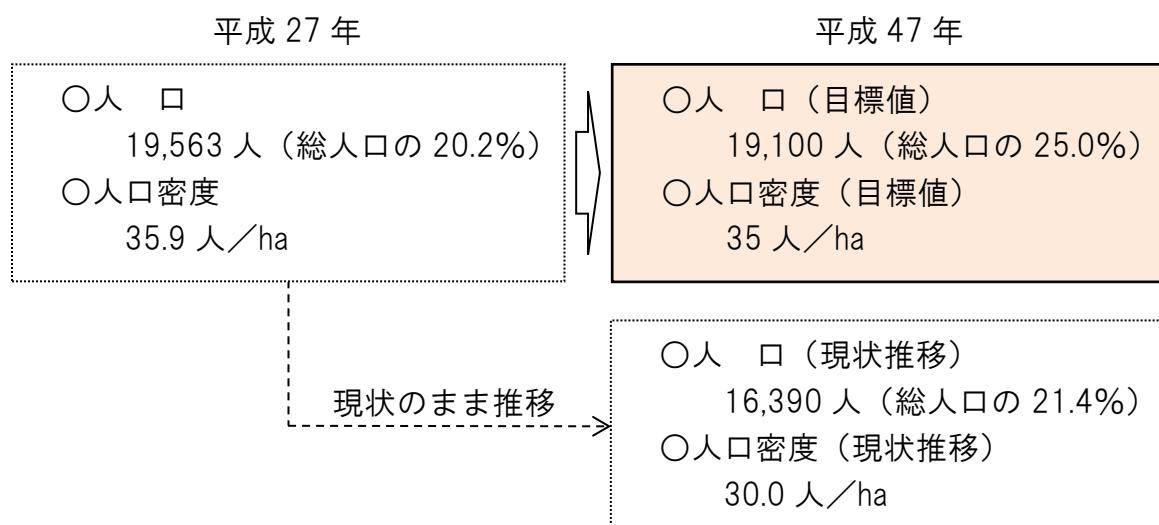
《居住誘導区域内の目標人口密度・比率》

本市の平成 47 年（2035 年）将来人口は、約 80,119 人（花巻市人口ビジョン）と予測されており、平成 27 年の 97,000 人から約 20,000 人減少することとなります。平成 27 年の居住誘導区域内の人口は花巻駅周辺地域が 19,563 人（人口密度 35.9 人／ha、市総人口の 20.2%）、石鳥谷駅周辺地域が 1,091 人（人口密度 19.9ha、市総人口の 1.1%）となっており、現状のまま推移した場合、平成 47 年の人口は花巻駅周辺地域が 16,390 人（人口密度 30 人／ha）、石鳥谷駅周辺地域が 850 人（人口密度 15.5 人／ha）となる見込みです。

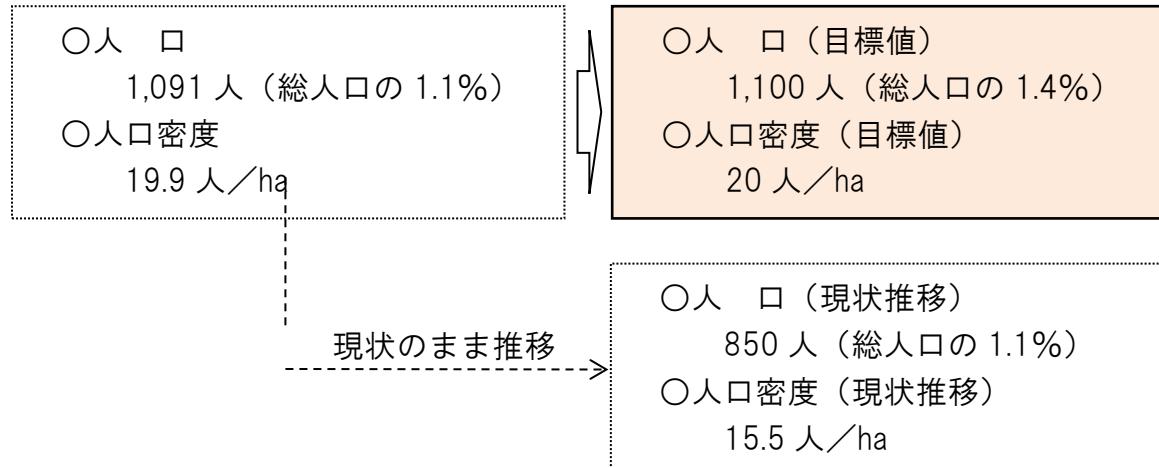
このため、今後は、花巻駅周辺の中心市街地におけるリノベーション事業や公共交通ネットワークの充実など、まちなかへの居住誘導策を講じながら、現在の人口密度 35 人／ha の維持を目指します。

また、石鳥谷駅周辺地域においても工場跡地等の住宅地への土地利用転換や既存商店街における空き店舗・空き家の利活用によるまち再生を図りながら、現在の人口密度 20 人／ha の維持を目指します。

【花巻駅周辺地域】



【石鳥谷駅周辺地域】



(両面印刷用調整白紙)

《参考資料》

1. 主要施設の概要及び一覧
 - (1) 商業施設（大規模小売店舗一覧）
 - (2) 医療施設
 - (3) 福祉施設
 - (4) 保育施設
 - (5) 教育施設（学区）
 - (6) 公共施設
2. 災害（ハザードマップ）
3. 事前届出
4. 居住誘導区域図
5. 都市機能誘導区域図

《参考資料》

1. 主要施設の概要及び一覧	参考	1
(1) 商業施設（大規模小売店舗一覧）	参考	1
(2) 医療施設	参考	2
(3) 福祉施設	参考	3
(4) 保育施設	参考	6
(5) 教育施設（学区）	参考	10
(6) 公共施設	参考	16
2. 災害（ハザードマップ）	参考	20
3. 事前届出	参考	26
4. 居住誘導区域図	参考	35
5. 都市機能誘導区域図	参考	41

《参考資料》

1. 主要施設の概要及び一覧

(1) 商業施設（大規模小売店舗一覧）

《大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗》

大型店小売舗は、大規模小売店舗立地法第2条及び第3条、大規模小売店舗立地法施行令第2条に規定する物販店舗を対象とする。

《花巻市における大規模小売店舗（店舗面積1,000m²以上）》

	届出日	名称	店舗面積 (m ²)	設置者・小売業者
花巻中心地区	平成26.9.16	花巻南新田タウン (花巻キラキラモール)	11,777	《設置者》(株)カミヤマ 《小売業者》(株)サンデー、いわて生活協同組合、 (株)ヤマダ電機ほか4社
	平成19.3.16	カワチ薬品花巻店	2,400	《設置者》(株)カワチ薬品 《小売業者》(株)カワチ薬品
	平成16.2.2	WING301	2,165	《設置者》(株)北洲 《小売業者》ゼビオ(株)、(株)薬王堂
	平成15.8.21	花巻中央複合店舗	1,400	《設置者》(株)岩手観光タクシー 《小売業者》(株)マルカン、(株)ツルハ
	平成15.8.7	イトーヨーカドー花巻店	11,326	《設置者》(株)イトーヨーカ堂 《小売業者》(株)イトーヨーカ堂、(株)道奥、(株)オバラ、 (株)田口写真機店、(株)赤沼商店、愛木寛治、 (株)パレモ、(株)キング、(株)すずのき、 (株)メリーラン、(株)新星堂、(株)パティズ、 (株)モードイトウ、(株)ハニーズ、(株)おくやま、 (株)ブルーグラス、(株)タカキュー、 (有)盛田カバン専門店、(株)宮澤商店
	平成15.7.14	ベルプラス松園店	1,150	《設置者》(株)ベルプラス 《小売業者》(株)ベルプラス
	平成14.7.9	ベルプラス桜木店	1,516	《設置者》(株)花北開発 《小売業者》(株)ベルプラス、(有)小田島薬局、 木村杼利子
	平成14.5.17	マルカン桜台店	6,182	《設置者》(株)マルカン 《小売業者》(株)マルカン
	平成14.3.11	X Y Z 花巻	9,144	《設置者》(株)小友木材店 《小売業者》(株)デンコードー、DCM ホーマック(株)、 (株)ベルプラス、青山商事(株)、(株)チヨダ、 (株)ホットマン、(株)マックスガイ
	昭和49.3	マルカン百貨店	4,672	《設置者》(株)マルカン 《小売業者》(株)マルカン
花巻南地区	平成21.7.9	フレッシュたもり花巻店 (ビフレ花巻店に入替)	3,320	《設置者》(株)たもり 《小売業者》(有)中央市場、(有)シンド、(株)セリア、 東都クリエイト(株)
	平成19.9.28	na · te · mo 不動ショッピングセンター	3,845	《設置者》(株)グリーン・ライフ 《小売業者》(株)キクコウストア、(株)薬王堂、 (株)しまむら
	平成18.4.12	サンデー花巻店	2,900	《設置者》(株)サンデー 《小売業者》(株)サンデー

資料：岩手県HP、大規模小売店舗一覧

(2) 医療施設

《医療法に基づく医療施設》

施設名称		定義概要(簡易)
病院	病院 (法第1条の5)	・一般病院、精神・産科などの専門病院 病床数20床以上
	地域医療支援病院 (法第4条の1)	病診連携で地域の中核医療を担う病院 ①原則として外来紹介率80%以上で、地域医療を提供できる能力があり、院外医師の施設利用や研修のための施設・体制が整備させている ②原則として病床数200床以上 ③集中治療室・病理等の検査施設・病理解剖室・研究室・図書室・診療記録室等を有する
	特定機能病院 (法第4条の2)	高度先端医療と医療教育を担当する大病院 ①診療科名が次のうち10以上を有する施設 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、 脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、 耳鼻咽喉科、放射線科、歯科、麻酔科等 ②病床数400以上 ③無菌病室・医薬品情報管理室・集中治療室を有する
診療所等	有床診療所 (法第1条の5)	病床を持つクリニック、歯科等 (病床数19床以下)
	無床診療所 (法第1条の5)	病床を持たないクリニック、歯科等
	助産所 (法第2条)	いわゆる産院 (9人以下の入所施設を有することができる)
介護老人保健施設 (法第1条の6)		病状が安定期であり、入院治療を必要としないが、看護、介護、リハビリなどを必要とする65歳以上の初老期認知症を含む要介護老人で、日常生活の世話や医学的管理下においての介護や機能訓練を行い、家庭復帰を促進することを目的としている。

資料：建築基準法、医療法、老人保健法、介護保険法

(3) 福祉施設

《建築基準法に基づく福祉施設》

①老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

建築基準法 別表第2 (い) 項第6号に規定する「老人ホームに類するもの」については、居住のための施設としての継続的入所施設、近隣住民に必要不可欠な通園施設であるものとして、下記に掲げるもの等に該当する。

《老人福祉法に規定する施設》

- 老人デイサービスセンター
- 老人短期入所施設
- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 有料老人ホーム
- 認知症高齢者グループホーム

《生活保護法に規定する施設》

- 救護施設
- 更正施設
- 宿所提供的施設

《身体障害者福祉法に規定する施設》

- 身体障害者更正施設
- 身体障害者療護寮
- 身体障害者福祉ホーム

《知的障害者福祉法に規定する施設》

- 知的障害者更正施設
- 知的障害者療護寮
- 知的障害者福祉ホーム

《売春防止法に規定する施設》

- 婦人保護施設

《精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する施設》

- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者福祉ホーム

《更正保護事業法に規定する施設》

- 更正保護事業に係る施設

《介護保険法に規定する施設》

- 痴呆対応型共同生活介護の係る施設
- 特定施設入所者生活介護に係る施設
- 介護老人福祉施設

※「児童家庭支援センター」については、児童福祉施設に附属も可能とする。
資料：建築基準法、福祉関連法

②老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

建築基準法 別表第2(は)項第4号に規定する「老人福祉センターに類するもの」については、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会、通園施設であるものとして、下記に掲げるもの等に該当する。

建築基準法による各種法令規定の福祉施設

《老人福祉法に規定する施設》

○老人福祉センター

《身体障害者福祉法に規定する施設》

○身体障害者センター ○補装具製作福祉センター ○視聴覚障害者情報提供施設

資料：建築基準法、福祉関連法

③利用形態による判断が必要な福祉施設

老人福祉法に規定する「老人介護支援センター」及び介護保険法に規定する「居宅介護支援に係る施設」については、事務所的な性格である場合もあるため、利用形態により判断すること。

また、同法に規定する有料老人ホームにおいては、施設の実態（介護付き、住宅型、健康型等）により判断させるため、場合によっては「共同住宅」として分類させることもある。

各法律に規定する「授産施設」については、訓練及び職業の内容によって居住環境を害するおそれのない施設かどうか判断すること。

《参考》

- ・介護保険法に規定する「介護老人保健施設」については、建築基準法上入所定員が19名以下の場合には「診療所」として、入所定員が20名以上の場合には「病院」として扱われる旨の規定が設けられている。
- ・また、同法に規定する「介護療養型医療施設」は、入所定員が19名以下の場合には、「診療所」として、入所定員が20名以上の場合には「病院」となっている。

《利用形態別老人福祉施設》

通所利用型	○老人福祉センター ○老人休養ホーム ○老人憩いの家 ○老人デイサービスセンター ○在宅介護支援センター ○特別養護老人ホーム（デイサービス） ○介護老人保健施設（通所リハ）
通所利用・入所利用型	○特別養護老人ホーム（ショートステイ） ○介護老人保健施設（ショートステイ）
通所利用・在宅訪問型	○老人デイサービスセンター（訪問入浴等）
入所利用型	○養護老人ホーム ○軽費老人ホーム ○ケアハウス ○有料老人ホーム
在宅訪問型	○在宅介護支援センター ○訪問介護ステーション

資料：建築基準法、福祉関連法
※（ ）は施設ではなく居住サービスを示す通称

《老人福祉法に規定する福祉施設の定義概要》

施設名称	定義概要(簡易)
老人デイサービスセンター (法第20条の2)	65歳以上の者で、身体上または精神上障害があるため、日常の生活を営むことに支障がある者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する施設
老人短期入所施設 (法第20条の3)	65歳以上の者で、居宅での介護が一時的に困難になった者を短期入居させ、養護する施設
養護老人ホーム (法第20条の4)	65歳以上の者で、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由で居宅での養護が困難になった者を入所させ、養護する施設
特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設 (法第20条の5)	65歳以上の者で、身体上もしくは精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅で常時介護が困難な者を入所させ、養護する施設
軽費老人ホーム (法第20条の6)	無料または低料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設
	A型： 60歳以上で一定の収入、資産があり、身寄りのない者、家庭の事情で家族同居が困難な者
	B型： 60歳以上で家庭環境、住宅環境等の居宅生活が困難な者であるとともに、自炊を原則とし、自炊ができる程度の健康状態にある者
	C型： 原則60歳以上で自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢等により独立生活が不安な者で、家族による援助が困難な者
認知症高齢者 グループホーム (法第5条の2)	65歳以上の認知症高齢者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、問題行動を減少させ、精神的に安定して健康で明るい生活を送れるように支援し、認知症高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした施設であり、定員5～9名以下とされる
有料老人ホーム (法第29条)	常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設で、老人福祉施設でないもの
老人福祉センター (法第20条の7)	無料または低料金で、老人に関する各種相談に応じるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設
老人介護支援センター (法第20条の7の2)	居宅での介護に関する情報の提供並びに相談及び指導、市町村、老人福祉施設、医療施設等との連絡調整その他を総合的に行う施設

資料：建築基準法、老人福祉法

(4) 保育施設

1) 施設分類

《建築基準法に基づく保育施設》

- ①老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

建築基準法 別表第2 (い) 項第6号に規定する「老人ホームに類するもの」については、居住のための施設としての継続的入所施設、近隣住民に必要不可欠な通園施設であるものとして、下記に掲げるもの等に該当する。

建築基準法による各種法令規定の保育施設

《児童福祉法に規定する施設》

- | | | |
|-------------|--------------|-----------|
| ○保育所 | ○助産施設 | ○乳児院 |
| ○母子生活支援施設 | ○児童養護施設 | ○知的障害児施設 |
| ○知的障害児通園施設 | ○盲ろうあ児施設 | ○肢体不自由児施設 |
| ○重症心身障害児施設 | ○情緒障害児短期治療施設 | ○児童自立支援施設 |
| ○児童家庭支援センター | | |

資料：建築基準法

- ②老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

・建築基準法 別表第2 (は) 項第4号に規定する「老人福祉センターに類するもの」については、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会、通園施設であるものとして、下記に掲げるもの等に該当する。

建築基準法による各種法令規定の保育施設

《児童福祉法に規定する施設》

- 児童厚生施設

資料：建築基準法

《児童福祉法に基づく児童福祉施設の定義概要》

施設名称	定義概要(簡易)
助産施設 (法第36条)	健康上必要があるにもかかわらず、経済的利用により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とした施設
乳児院 (法第37条)	乳児(保健上安定した生活環境確保その他の理由により特に必要な場合には、幼児も含む)を入院させ、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
母子生活支援施設 (法第38条)	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監視すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のための生活を支援することを目的とする施設

施設名称	定義概要(簡易)
保育所 (法第39条)	日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児または幼児を保育することを目的とする施設
幼保連携型認定こども園 (法第39条の2)	満3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児、幼児の保育を一体的に行い、その心身の発達を助長することを目的とする施設
児童厚生施設 (法第40条)	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、また情操をゆたかにすることを目的とする施設
児童養護施設 (法第41条)	保護者のいない児童(乳児は除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児も含む)、虐待されている児童その他環境上養護が必要な児童を入所させ、養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の援助を行うことを目的とする施設
障害児入所施設 (法第42条)	障害のある児童を入所させ、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を目的とする施設
児童発達支援センター (法第43条)	障害のある児童を保護者の下から通わせて、日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識、技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を目的とする施設
情緒障害児短期治療施設 (法第43条の2)	軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通園させ、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設
児童自立支援施設 (法第44条)	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通園させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援しあわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
児童家庭支援センター (法第44条の2)	地域児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、同法第26条第1、2項及び方法第27条第1、2項の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令に定める援助を総合的に行うことを目的とする施設

資料：建築基準法、児童福祉法

2) 保育園及び幼稚園の定員数

《保育園定員数》

	名 称	平成 26 園児数	定 員 数
花巻中心地区	花巻太陽の子保育園	133	110
	若葉保育園	100	90
	花巻保育園	74	75
	日居城野保育園	71	60
	第二若葉保育園	67	60
	松園保育園	72	60
花巻南地区	南城保育園	66	60
	めぐみ保育園	68	60
	ぴっころ保育園	74	60
空港地区	宮野目保育園	83	90
	二枚橋保育園	73	60
石鳥谷地区	八幡保育園	63	60
	八重畠保育園	59	60
	新堀保育園	70	75
	石鳥谷保育園	80	90
	石鳥谷善隣館保育園	90	120
大迫地区	亀ヶ森保育園	11	30
	内川目保育園	13	45
	大迫保育園	63	90
東和地区	小山田保育園	15	45
	浮田保育園	41	45
	上瀬保育園	28	60
	成島保育園	51	60
	土沢保育園	83	80
地 区 外	西公園保育園	92	90
	湯口保育園	47	60
	島保育園	67	60
	睦保育園	70	60
	たかき保育園中心園	65	60
	おひさま保育園	73	60
	矢沢保育園	49	50
	湯本保育園	44	45
	笛間保育園	39	45
	太田保育園	33	45

資料：花巻市統計書

《保育園定員数》

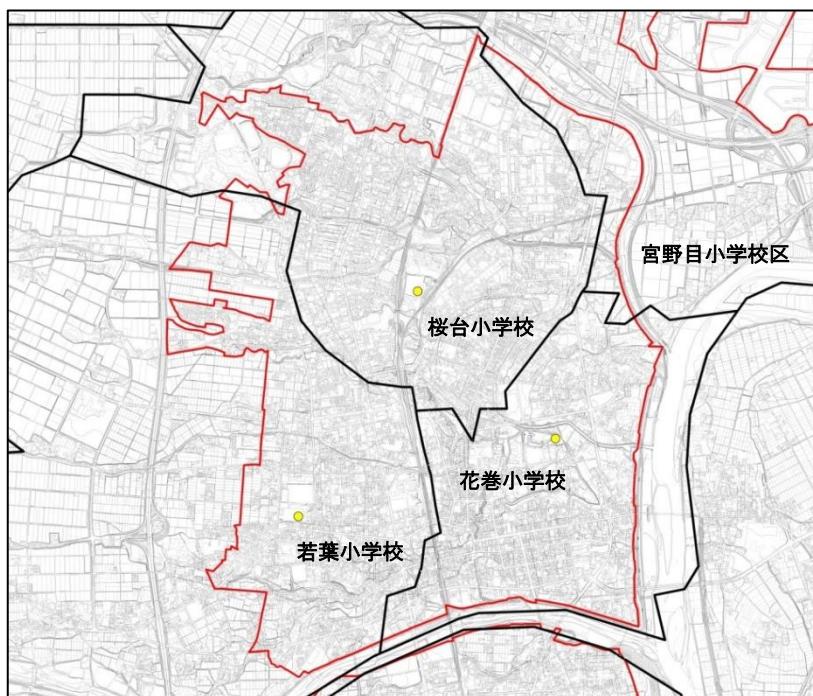
	名 称	平成 26 園児数	定 員 数
花巻中心地区	大谷幼稚園	214	320
	花巻みなみ幼稚園	91	180
	花巻幼稚園	98	140
	たかき保育園分園	65	60
地 区 外	ゆもと幼稚園	49	200
	花巻たかき幼稚園	73	200
	中央みのり幼稚園	84	180
	湯口大谷幼稚園	50	160
	花巻ささま幼稚園	75	105
	土沢幼稚園	29	60

資料：花巻市統計書、花巻市立幼稚園管理運営規則、一般社団法人岩手県私立幼稚園連合会HP

(5) 教育施設（学区）

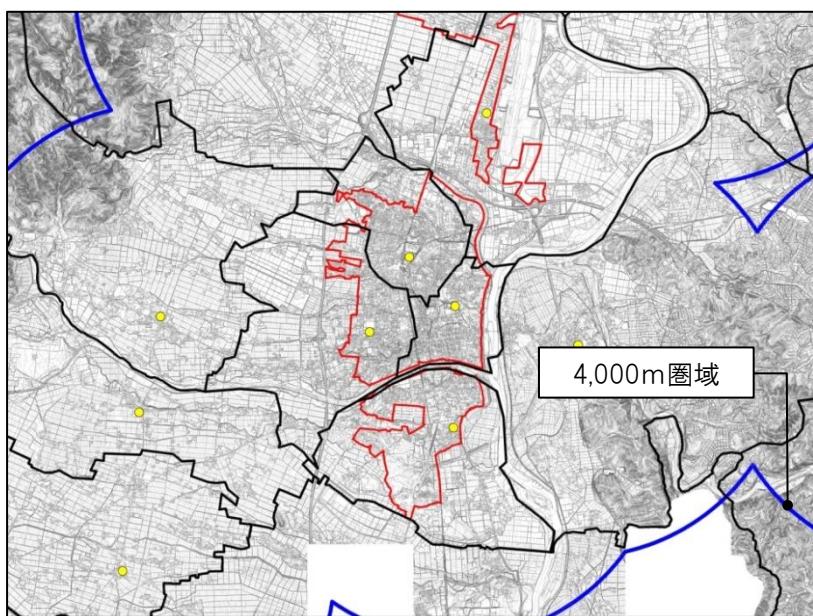
「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行例第4条第1項第2号」に基づき、小学校の配置を4km圏域で設定し、地区内の小学校及び地区が含まれる学区を整理します。

《花巻中心地区》



地区的小学校区は4校であり、地区内には「小学校」が3校立地しています。

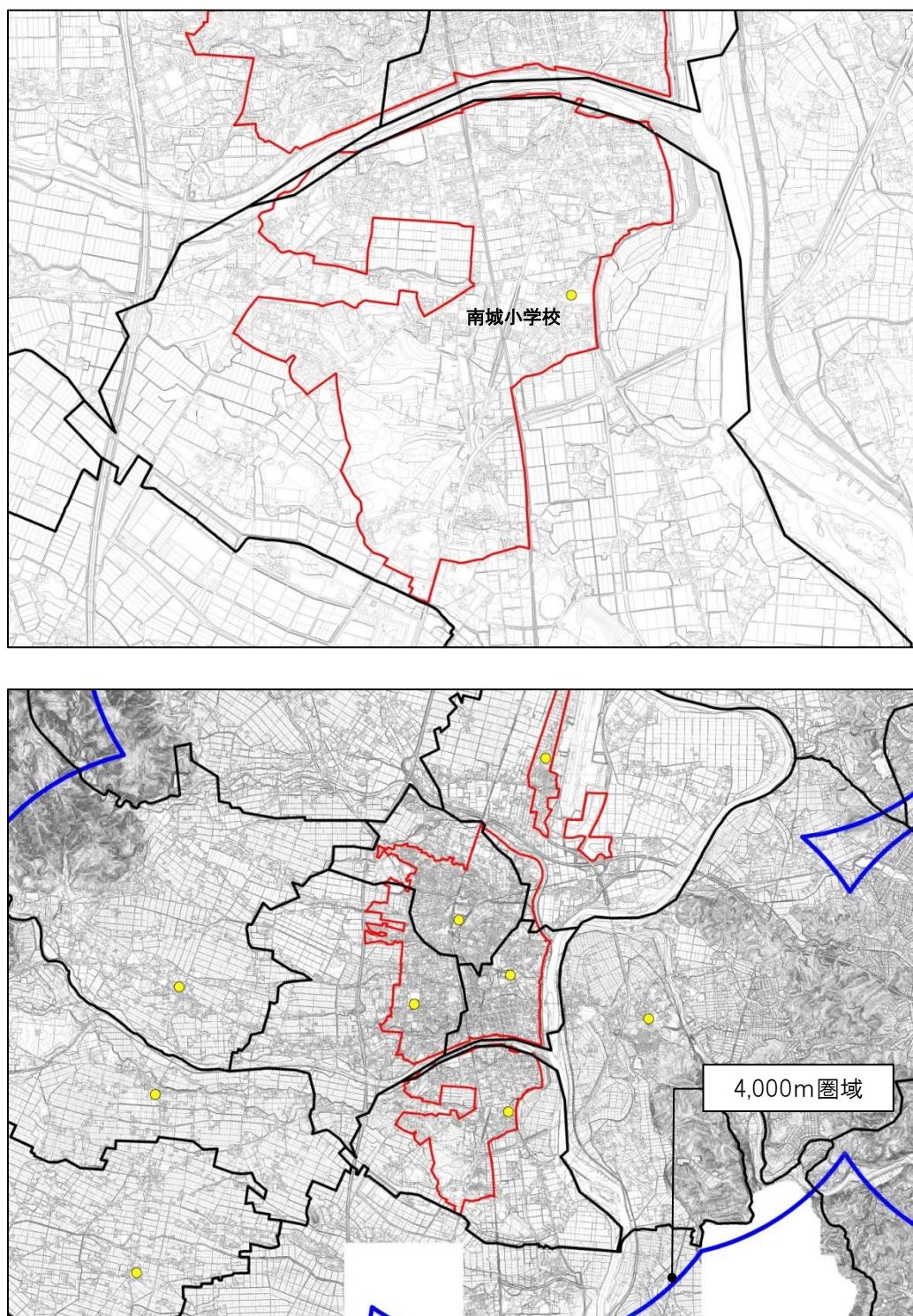
また、平成47年における学区内児童数では、4校とも約30%から40%前後の減少となっています。



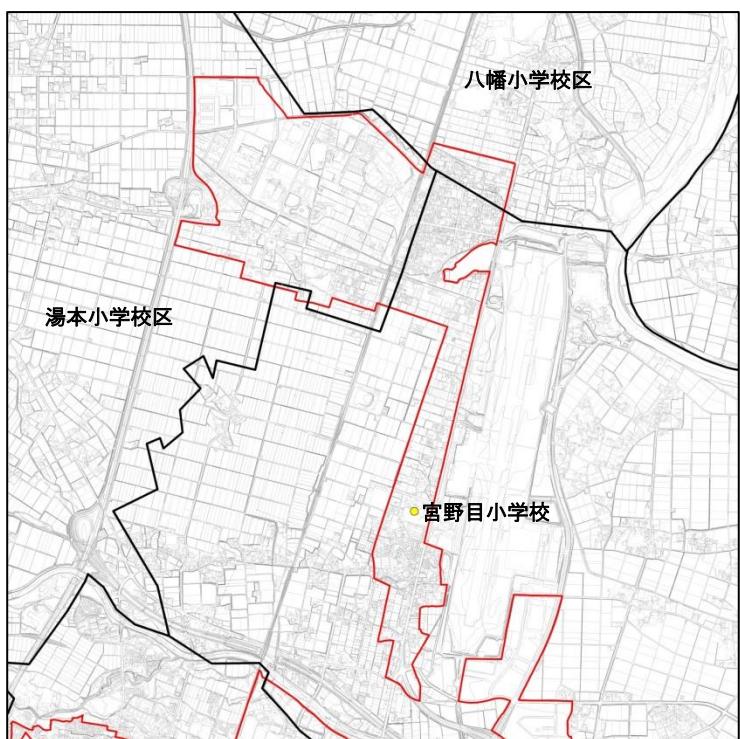
	小学校圏域 (4,000m)	学区別人口				児童数	学区内児童数（年少）		
		H27	H47	H27（年少）	H47（年少）		H27児童数割合	H47児童数	減少率
花巻小学校	圏域内	5,627	4,200	568	389	308	54.2%	211	-31.5%
	圏域外	0	0	0	0				
若葉小学校	圏域内	11,058	9,057	1,415	868	660	46.6%	405	-38.7%
	圏域外	0	0	0	0				
桜台小学校	圏域内	12,393	10,611	1,649	1,061	678	41.1%	436	-35.7%
	圏域外	0	0	0	0				
宮野目小学校区	圏域内	7,240	5,850	946	547	397	42.0%	230	-42.2%
	圏域外	0	0	0	0				

《花巻南地区》

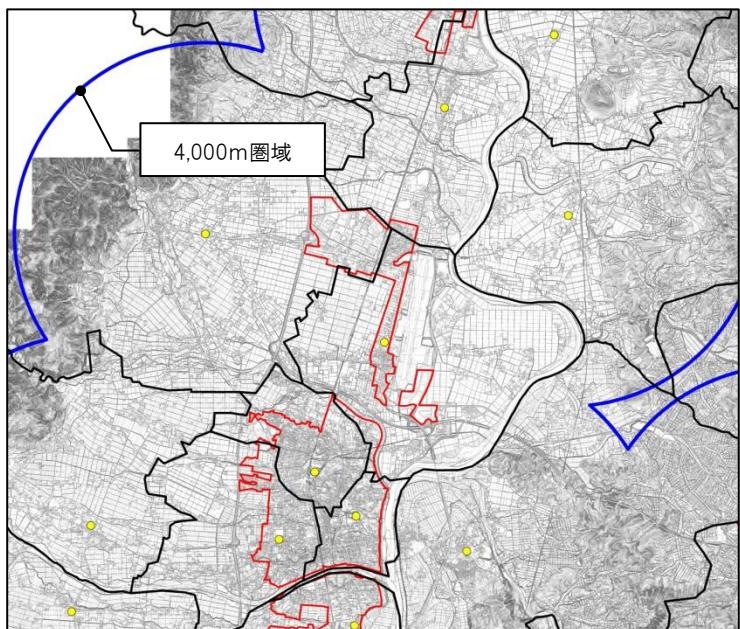
地区内の小学校区は1校であり、地区内全体を網羅しており、平成47年における学区内児童数では、約30%減少する見込みとなっています。



《空港拠点》

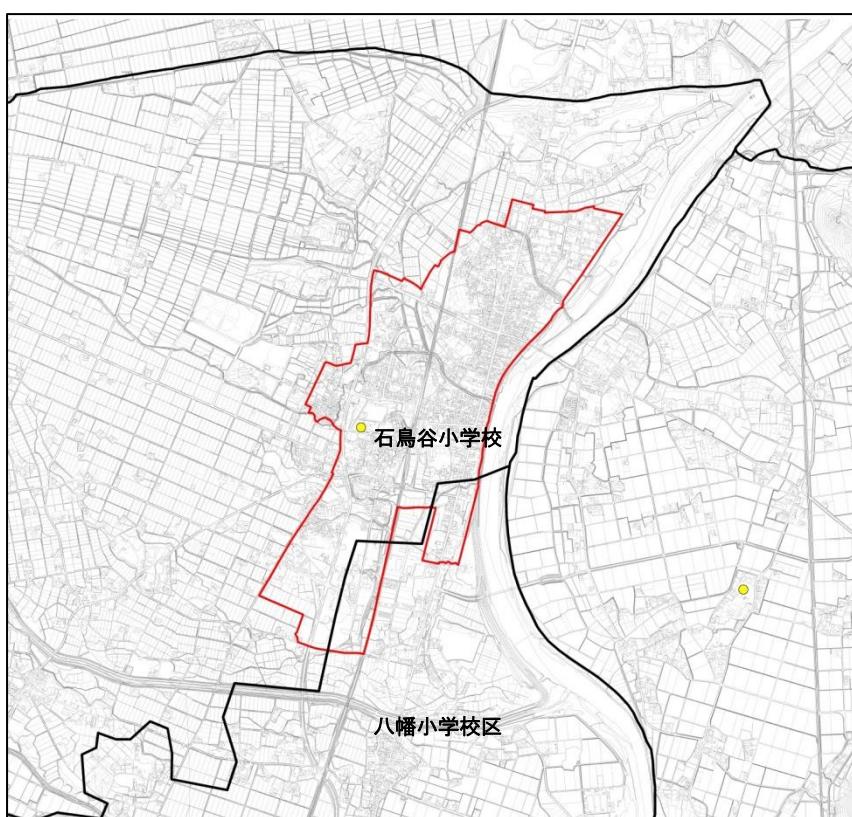


地区内の小学校区は3校であり、ほとんどが宮野目小学校区に属しているものの、地区北側の一部が湯本小学校区となっており、平成47年における学区内児童数では、約50%から60%減少する見込みとなっています。

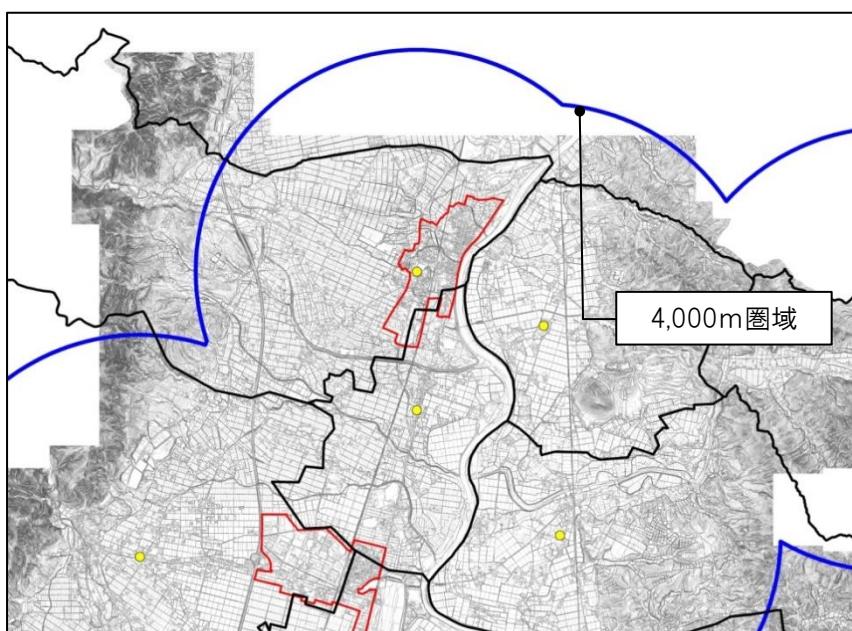


	小学校圏域 (4,000m)	学区別人口				児童数	学区内児童数（年少）		
		H27	H47	H27（年少）	H47（年少）		H27 児童数割合	H47 児童数	減少率
		圏域内	7,240	5,850	946	547	42.0%	167	-58.0%
宮野目小学校	圏域外	0	0	0	0	397			
	圏域内	6,090	4,624	615	392				
湯本小学校区	圏域外	12	9	1	1	264	42.8%	113	-57.2%
	圏域内	2,587	2,046	318	206				
八幡小学校区	圏域外	0	0	0	0	146	45.9%	67	-54.1%
	圏域内								

《石鳥谷拠点》



本地区の小学校区は2校であり、平成47年における学区内児童数では、約50%から60%減少する見込みとなっています。

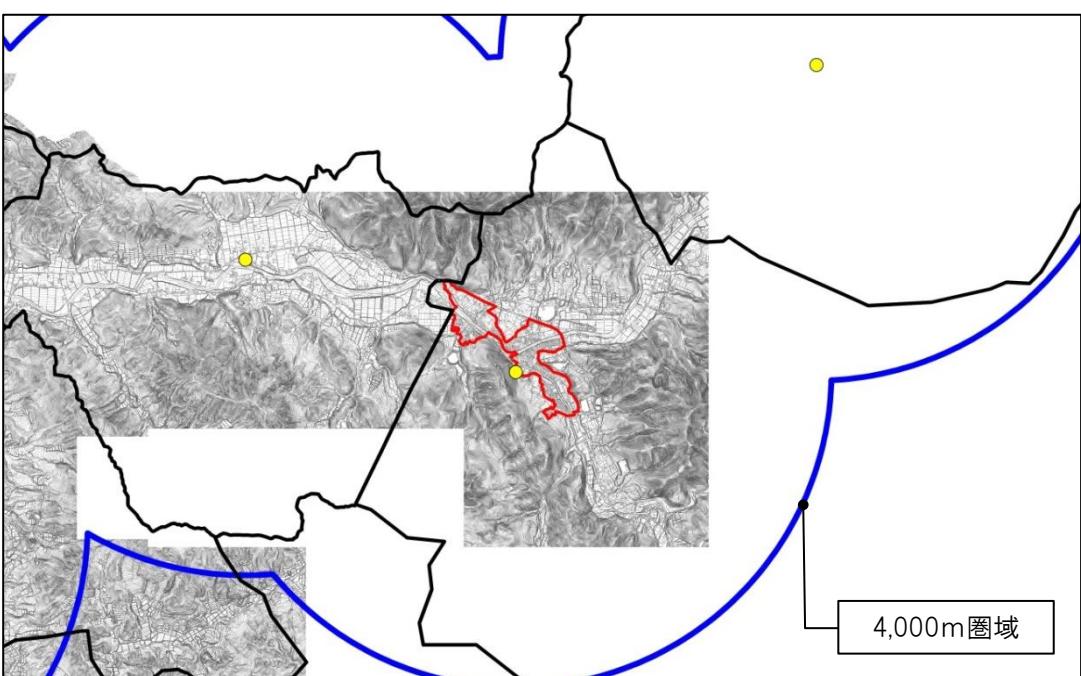
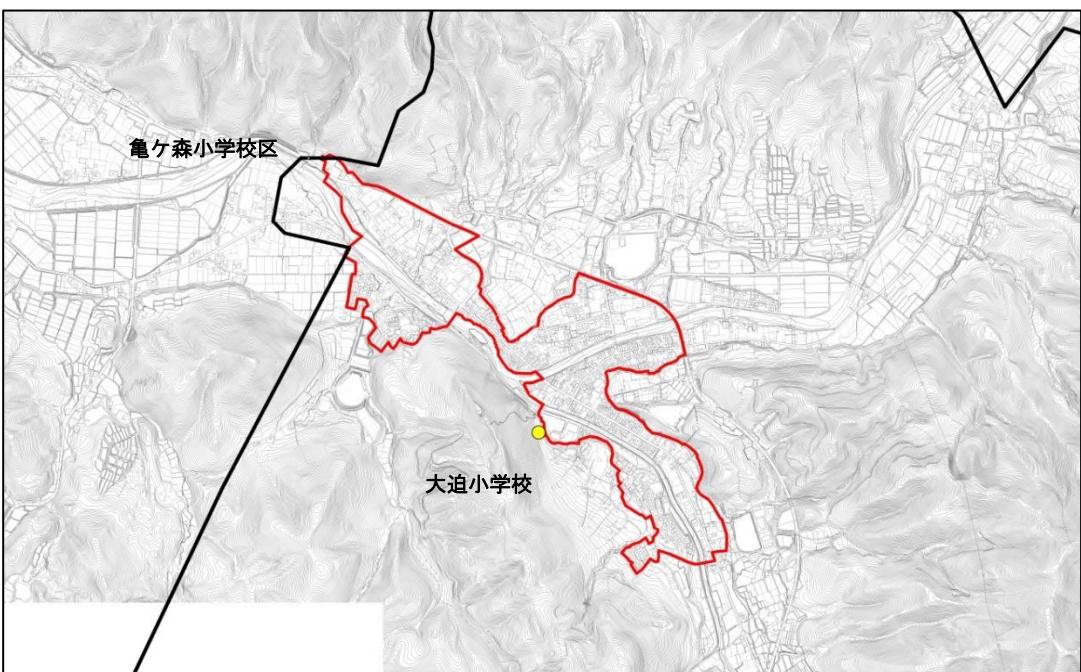


	小学校圏域 (4,000m)	学区別人口				児童数	学区内児童数（年少）		
		H27	H47	H27（年少）	H47（年少）		H27児童数割合	H47児童数	減少率
石鳥谷小学校	圏域内	6,932	5,328	738	524	329	43.8%	144	-56.2%
	圏域外	168	117	13	11				
八幡小学校区	圏域内	2,587	2,046	318	206	146	45.9%	67	-54.1%
	圏域外	0	0	0	0				

《大迫拠点》

地区内の小学校区は大迫小学校の1校となっており、地区外に立地しています。

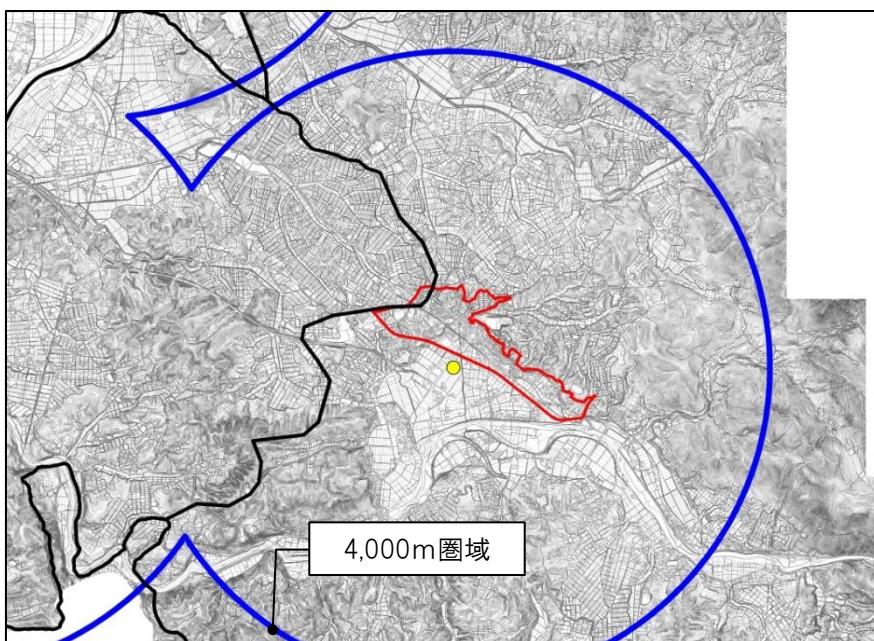
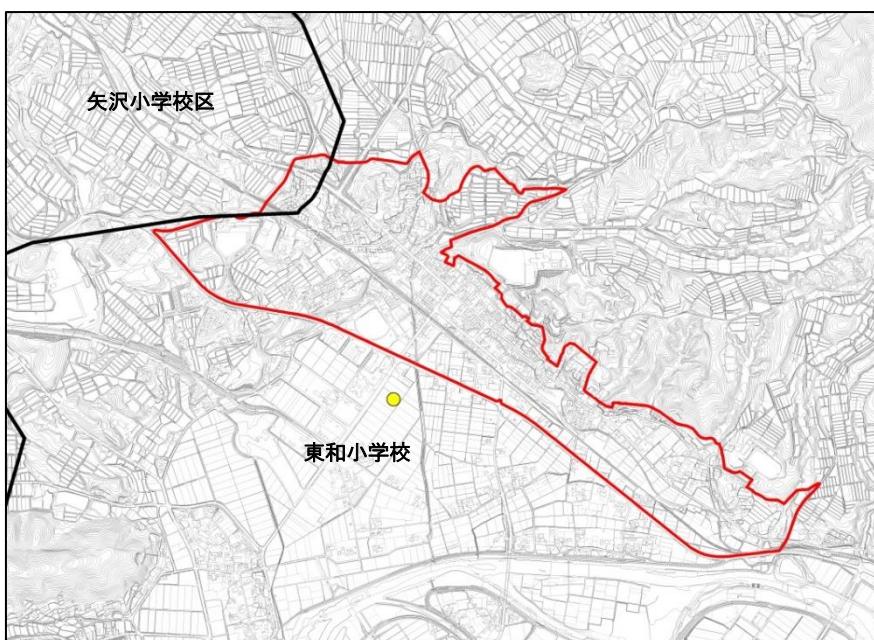
また、平成47年における学区内児童数では、約50%から60%減少する見込みとなっています。



	小学校圏域 (4,000m)	学区分人口				児童数	学区内児童数（年少）		
		H27	H47	H27（年少）	H47（年少）		H27 児童数割合	H47 児童数	減少率
大迫小学校	圏域内	2,908	1,931	236	161	119	45.8%	55	-54.2%
	圏域外	248	180	24	17				
亀ヶ森小学校区	圏域内	1,106	768	93	68	37	39.9%	15	-60.1%
	圏域外	0	0	0	0				

《東和拠点》

地区外ではあるものの小学校校区である東和小学校が1校立地しており、平成47年に
おける学区内児童数では、約50%減少する見込みとなっています。



	小学校圏域 (4,000m)	学区別人口				児童数	学区内児童数（年少）		
		H27	H47	H27（年少）	H47（年少）		H27児童数割合	H47児童数	減少率
東和小学校	圏域内	5597	4060	605	367	431	48.3%	208	-51.7%
	圏域外	2905	2031	287	174				
矢沢小学校区	圏域内	7,465	5,764	887	546	435	48.5%	211	-51.5%
	圏域外	95	70	10	7				

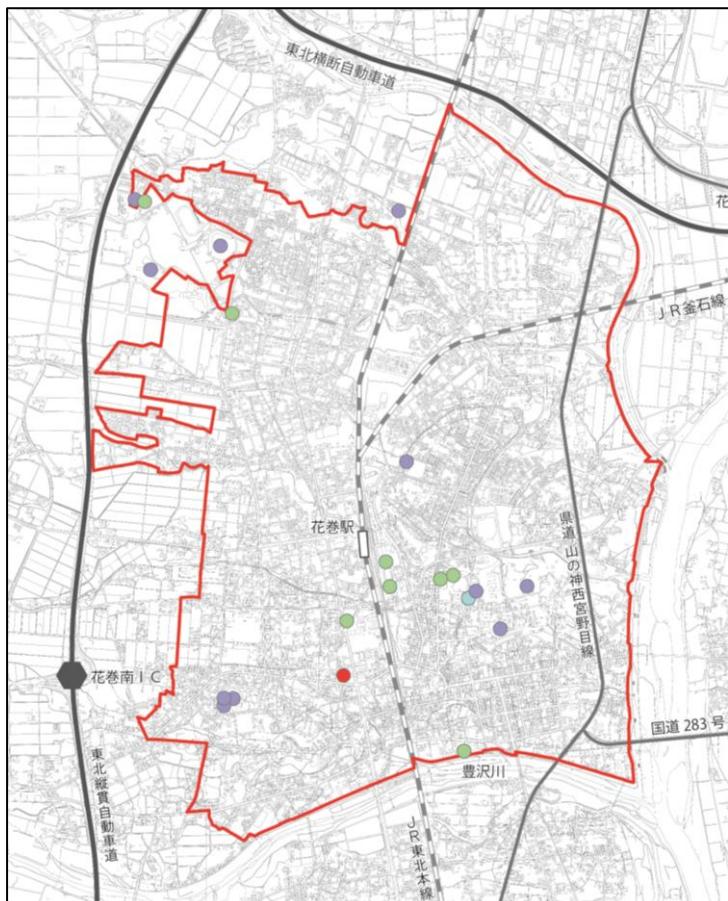
(6) 公共施設

1) 抽出条件

抽出条件	・各地区内に立地する公共施設について、その施設の性質によって「市役所・総合支所」、「消防署」、「振興センター・文化施設・スポーツ施設」、「その他の公共施設」を分類する。
参考資料	花巻市統計書、花巻市HP

2) 地区別の立地状況

《花巻中心地区》

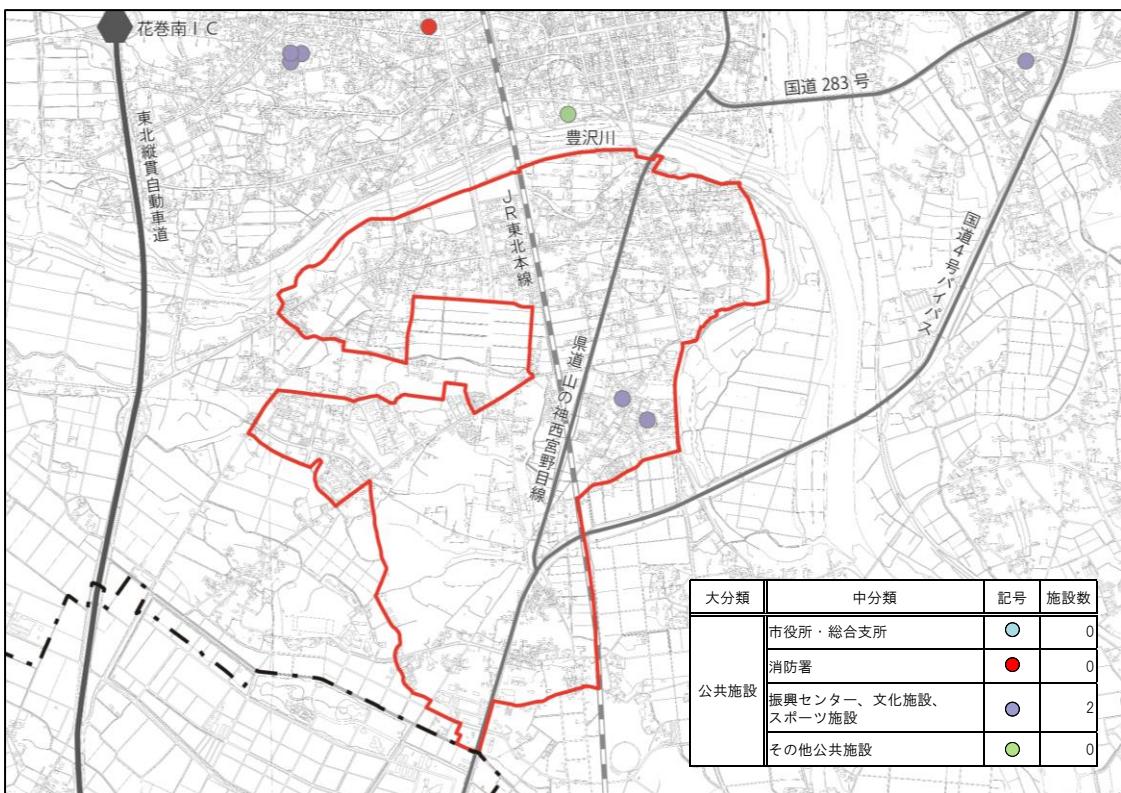


花巻駅を中心に公共施設が集中しており、地区外ではあるものの、地区外北西側に公共施設が一部点在しています。

大分類	中分類	記号	施設数
公共施設	市役所・総合支所	○	1
	消防署	●	1
	振興センター、文化施設、スポーツ施設	●	8
	その他公共施設	●	7

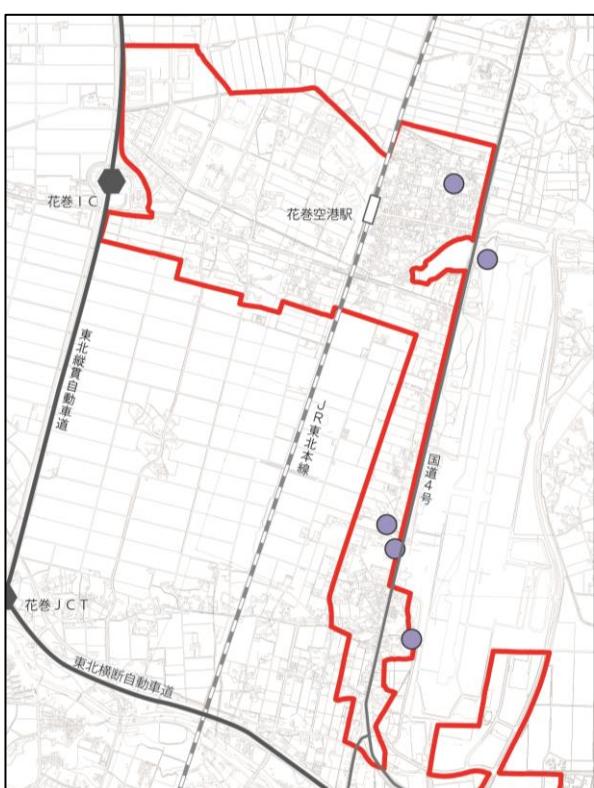
《花巻南地区》

県道山の神西宮野目線で分断された東側に公共施設が集積しています。



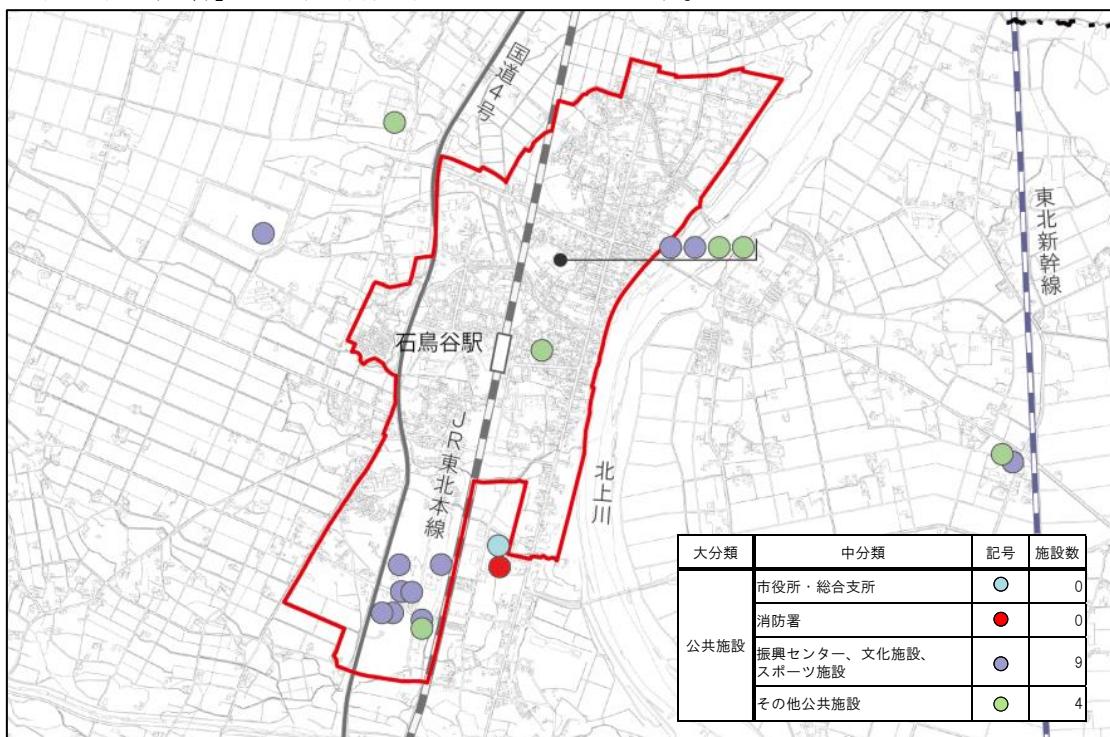
《空港拠点》

国道4号沿道に公共施設が集積しています。



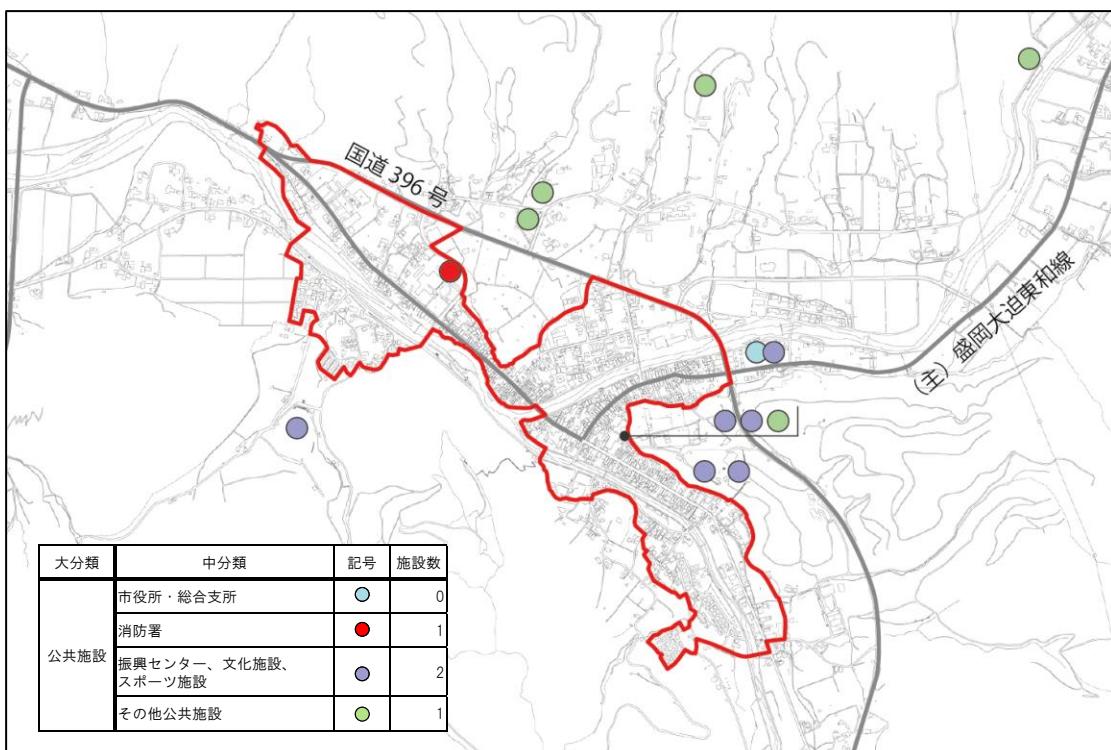
《石鳥谷拠点》

石鳥谷駅東側周辺及び地区南側に公共施設が集積しており、地区外ではあるものの「花巻北消防署」が地区外南側に立地しております。



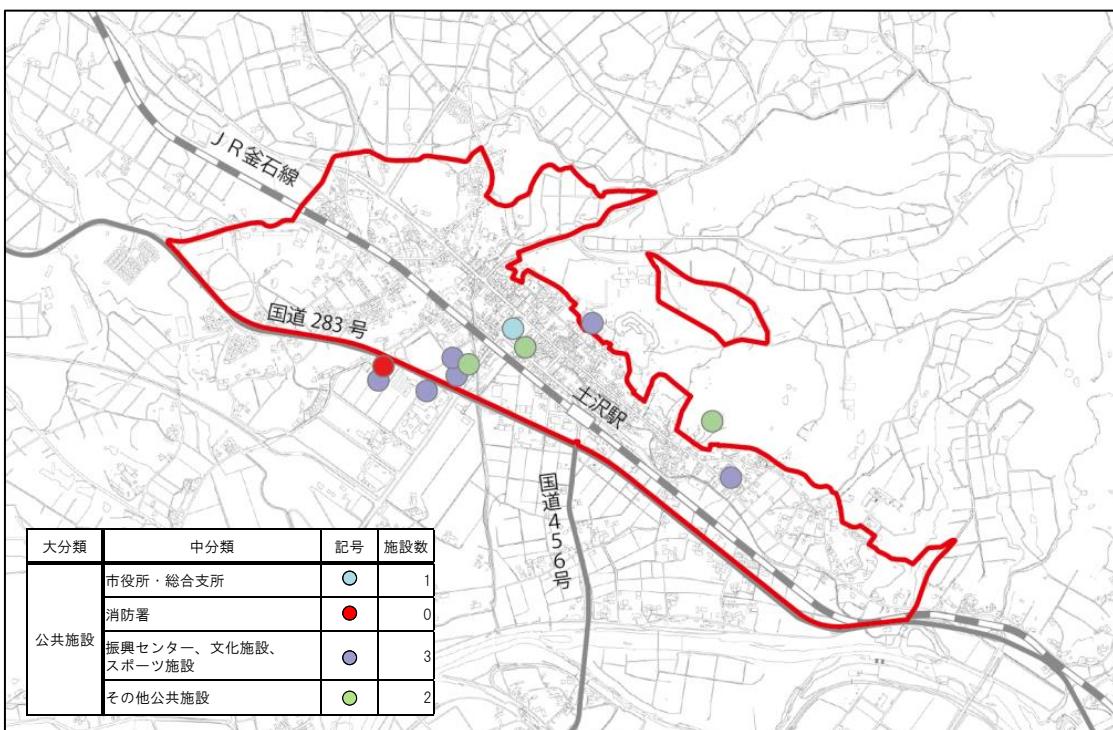
《大迫拠点》

地区を分断する（主）盛岡大迫東和線南側に公共施設が立地しているほか、消防署が地区内に1施設立地しています。



《東和拠点》

土沢駅周辺に公共施設が集積しており、土沢駅北側に総合支所が立地しています。



2. 災害（ハザードマップ）

ハザードマップを基に、避難所や災害危険箇所、浸水想定区域などを地区別に整理します。

（1）花巻中心地区

《避難所》

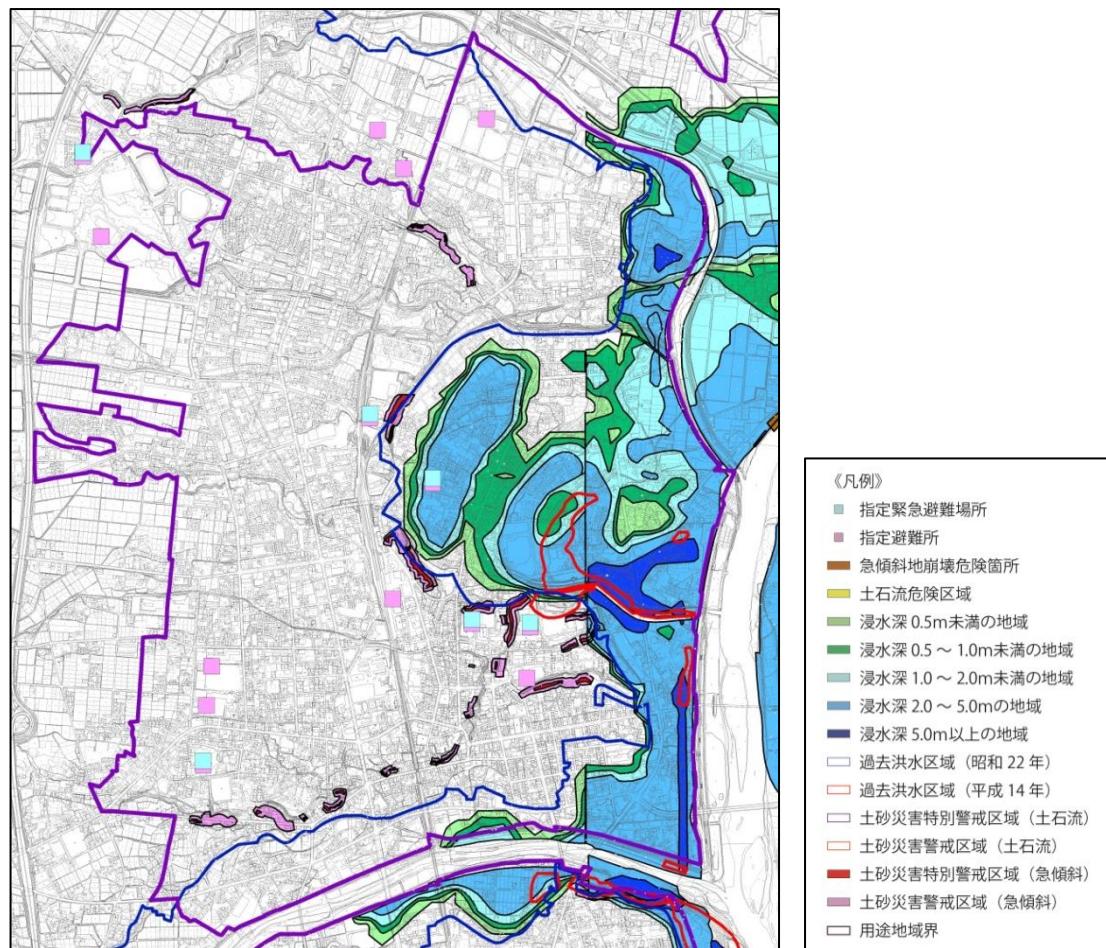
- ・地区内には、指定緊急避難場所が 6 箇所、指定避難所が 11 箇所を指定しています。
- ・指定緊急避難場所のうち、小中学校が 2 箇所、その他の公共施設が 4 箇所となっています。
- ・指定避難所のうち、小中学校が 4 箇所、高等学校が 1 箇所、その他の公共施設が 6 箇所となっています。

表 避難所数 (箇所)

指定緊急避難場所	6
指定避難所	11

《ハザード情報》

- ・急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険区域なし。
- ・土砂災害特別警戒区域（土石流）及び土砂災害警戒区域（土石流）なし。
- ・土砂災害特別警戒区域（急傾斜）は 25 箇所、土砂災害警戒区域（急傾斜）は 19 箇所となっています。



(2) 花巻南地区

《避難所》

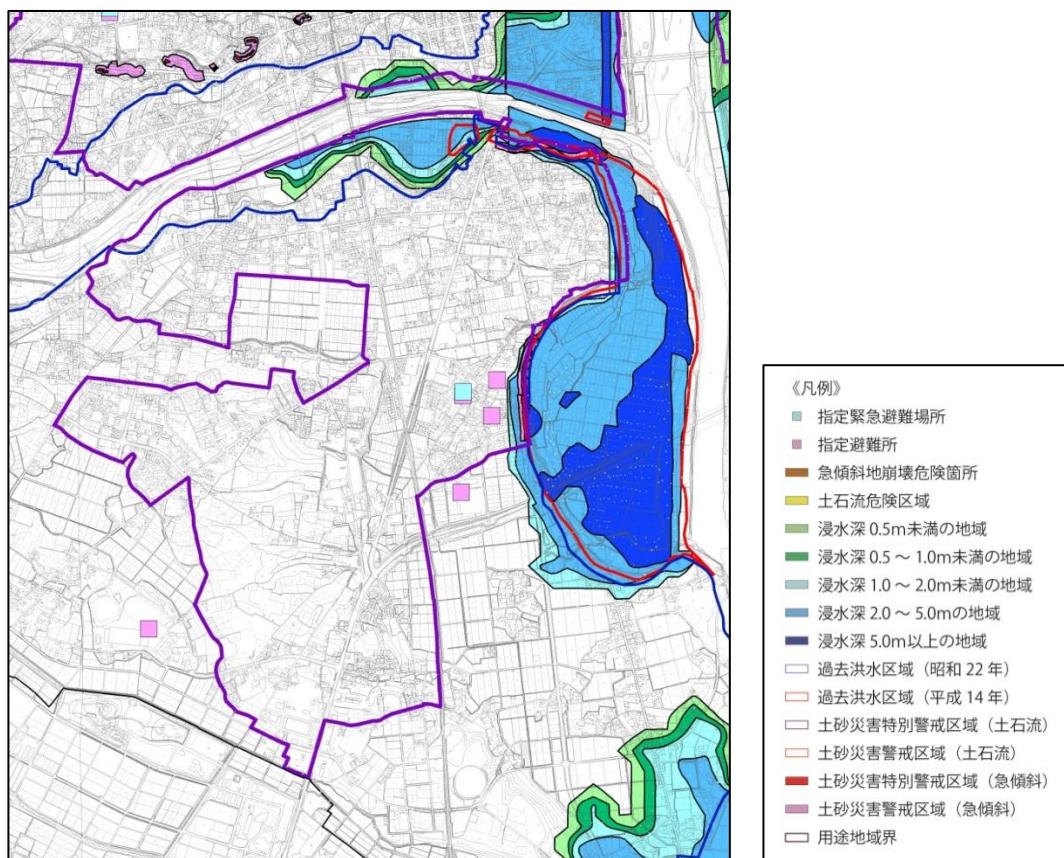
- ・指定緊急避難場所が1箇所、指定避難所が3箇所を指定しており、土砂災害特別警戒区域（急傾斜）及び土砂災害警戒区域（急傾斜）周辺に固まっています。

表 避難所数 (箇所)

指定緊急避難場所	1
指定避難所	3

《ハザード情報》

- ・急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険区域なし。
- ・土砂災害特別警戒区域（土石流）及び土砂災害警戒区域（土石流）なし。
- ・②の土砂災害特別警戒区域（急傾斜）及び土砂災害警戒区域（急傾斜）は、3箇所を指定しています。



(3) 空港拠点

《避難所》

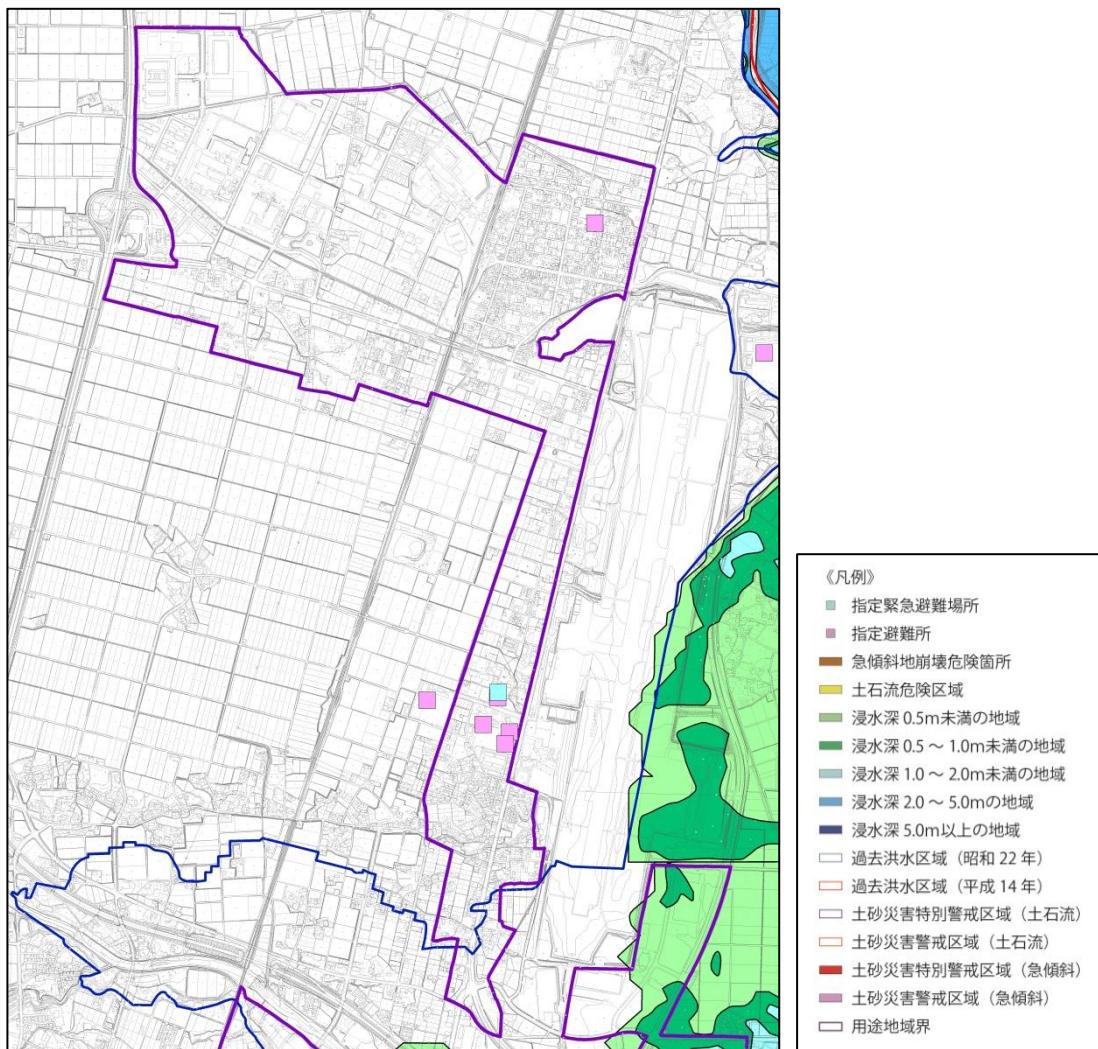
- ・地区内には、指定緊急避難場所が1箇所、指定避難所が6箇所あります。

表 避難所数 (箇所)

指定緊急避難場所	1
指定避難所	6

《ハザード情報》

- ・災害危険箇所及び警戒区域なし。



(4) 石鳥谷拠点

《避難所》

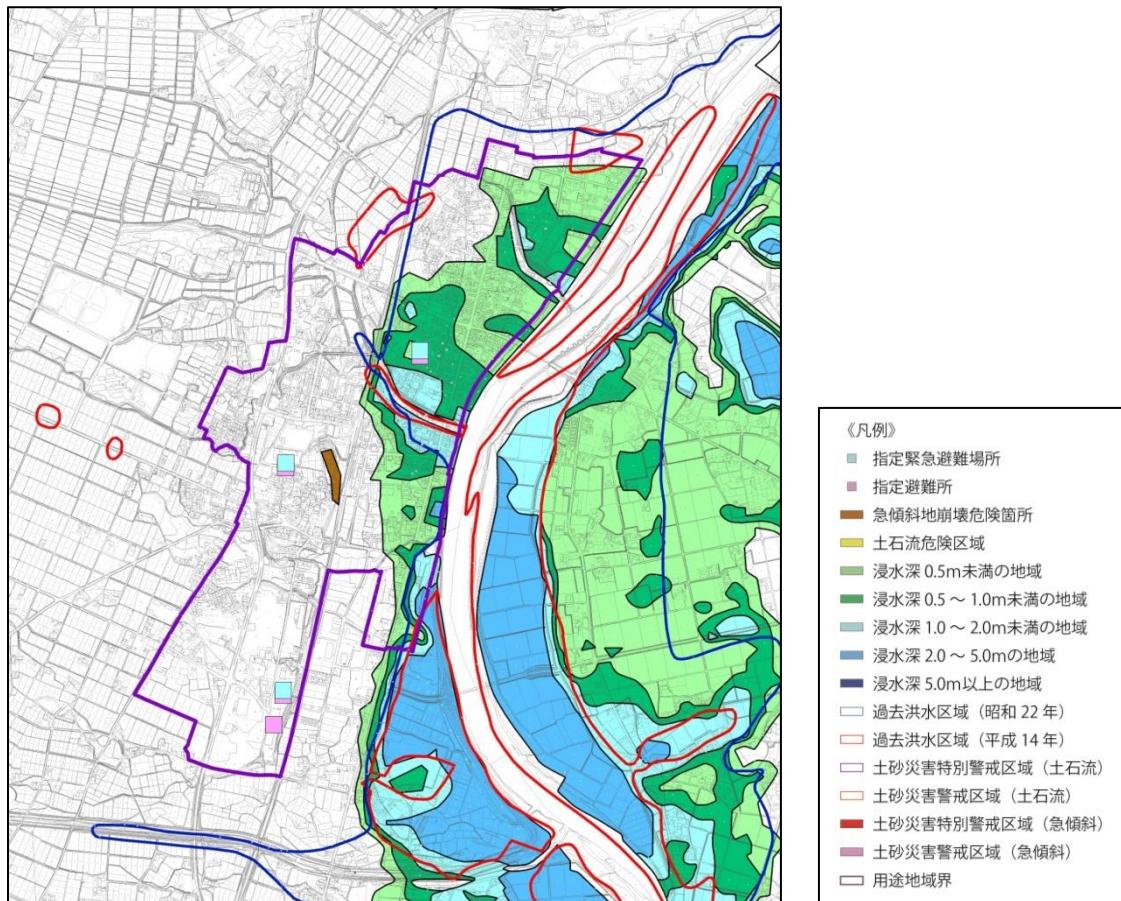
- ・地区内には、指定緊急避難場所が3箇所、指定避難所が4箇所を指定されています。

表 避難所数 (箇所)

指定緊急避難場所	3
指定避難所	4

《ハザード情報》

- ・北上川及び拠点中央に位置している河川から、浸水想定エリアが広がっています。



(5) 大迫拠点

《避難所》

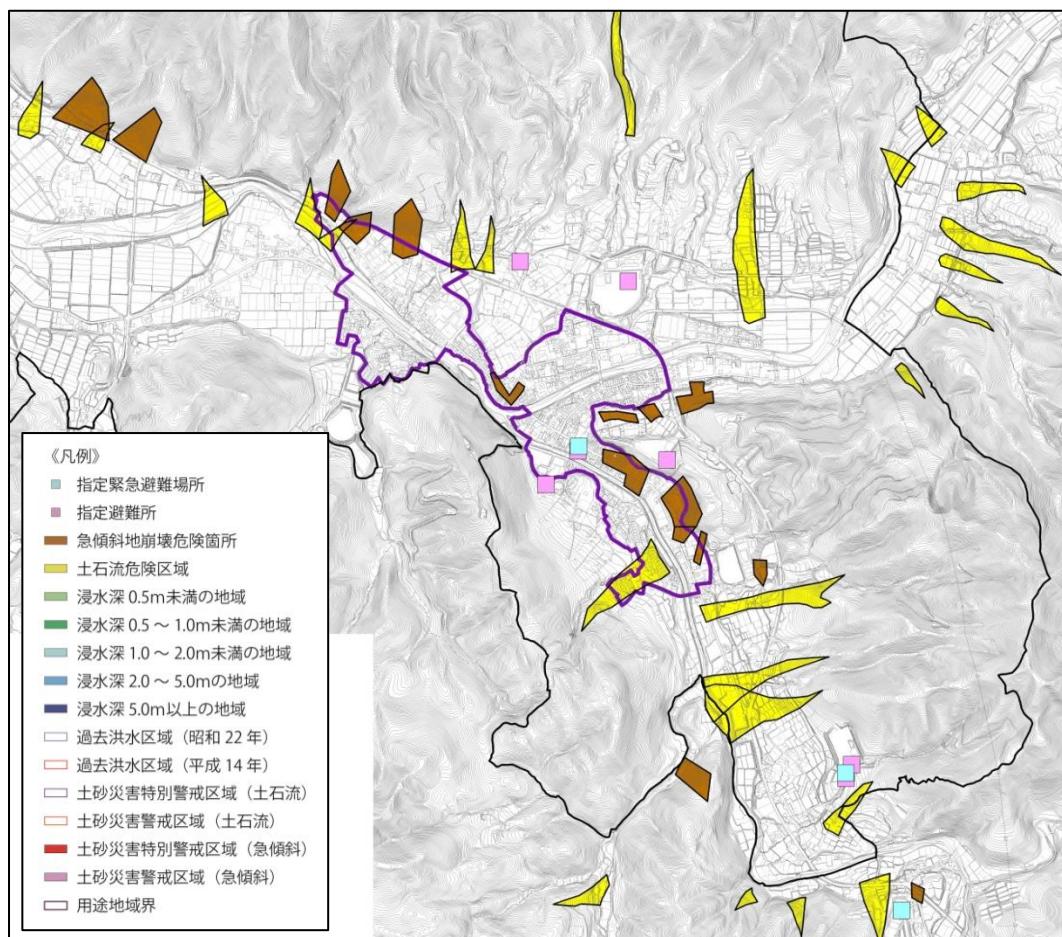
- ・大迫振興センターは、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されています。
- ・拠点外ではあるものの、周辺には指定避難所が4箇所あり、北東側に大迫高等学校、南西側に大迫小学校が指定されています。

表 避難所数 (箇所)

指定緊急避難場所	1
指定避難所	1

《ハザード情報》

- ・土砂災害特別警戒区域（土石流）及び土砂災害警戒区域（土石流）なし。
- ・土砂災害特別警戒区域（急傾斜）及び土砂災害警戒区域（急傾斜）なし。
- ・過去の洪水区域や浸水想定エリアからも、浸水の危険性なし。
- ・急傾斜地崩壊危険箇所が10箇所、土石流危険区域が3箇所あり、地区内や外周域に点在しています。
- ・国道396号沿道の急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険区域において、宅地や店舗等の周辺に山林があり、地震やゲリラ豪雨等の災害時に土石流が流れ込む危険があります。



(6) 東和拠点

《避難所》

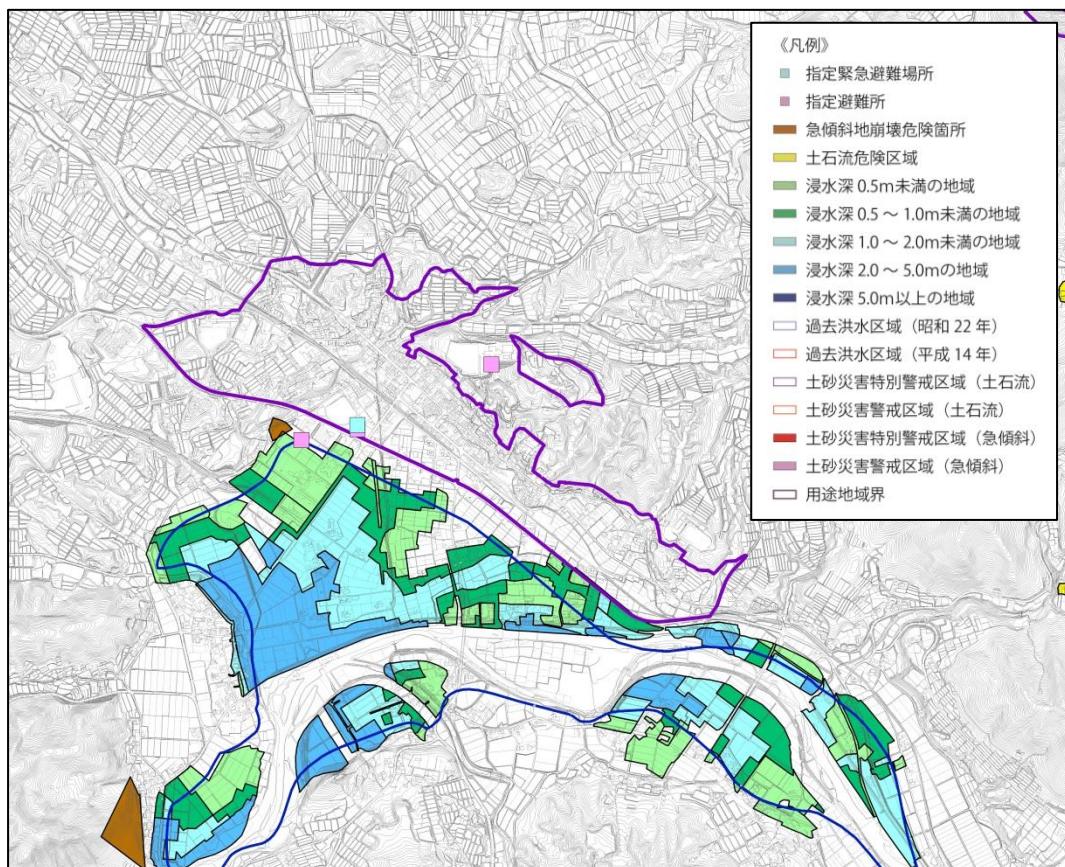
- ・地区の中央南側に位置している東和体育館は、指定緊急避難場所、指定避難所に指定されています。
- ・地区外ではあるものの、周辺には指定避難所が2箇所あり、北側に東和中学校、中央の急傾斜地崩壊危険箇所付近に東和農業者トレーニングセンターが指定されています。

表 避難所数 (箇所)

指定緊急避難場所	1
指定避難所	1

《ハザード情報》

- ・災害危険箇所及び警戒区域はないものの、地区外に急傾斜地崩壊危険箇所があります。
- ・地区外南側に猿ヶ石川からの浸水想定エリアが浸水深0.5~2.0未満程度に広がっています。



3. 事前届出

都市再生特別措置法第 88 条又は第 108 条の規定に基づき、居住誘導区域外又は都市機能誘導区域外で以下の行為を行う場合、着手する日の 30 日前までに行為の種類や場所について、市長への届出が必要となります。

(1) 居住誘導区域外

【届出の対象となる行為】

1) 開発行為

- 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で 1,000 m² 以上の規模のもの

2) 建築等行為

- 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

【届出書の作成】

《届出書及び添付図書》

1) 届出書

- ◆ 開発行為の場合 様式 1
- ◆ 建築等行為の場合 様式 2
- ◆ 上記の 2 つの届出内容を変更する場合 様式 3

2) 添付図書

◆ 開発行為の場合

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

◆ 建築等行為の場合

- ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上
- ② 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

◆ 上記の 2 つの届出内容を変更する場合

上記と同じ

(2) 都市機能誘導区域外

【届出の対象となる行為】

1) 開発行為

- 誘導施設※を有する建築物の建築を目的とする開発行為

2) 建築等行為

- 誘導施設を有する建築物を新築する場合

- 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

《※誘導施設》

○特定機能病院

- ・医療法第4条の2に定める特定機能病院

○地域医療支援病院

- ・医療法第4条に定める地域における医療の確保のために必要な支援に関する要件に該当し、都道府県知事の承認を得た病院
- ・救急医療や「かかりつけ医」から紹介された特殊な治療が必要な患者の診断・治療を行い、「かかりつけ医」での診療を継続できるように対応する病院

○保育所（70名以上）

- ・児童福祉法第39条に定める保育所

○福祉関連法に定める施設（利用者定員数40人以上）

- ・児童福祉法、社会福祉法、老人福祉法に規定されている施設

○図書館

- ・図書館法第2条第1項に定める図書館

○大学及び専修学校その他関連施設

- ・学校教育法第83条、第115条又は第124条に定める学校

○大規模小売店舗（1,000m²以上）

- ・大規模小売店舗立地法（大店立地法）の届出が必要となる店舗面積（小売業を行うために用いられる床面積）の合計が1,000平方メートルを超える大型店

○劇場、映画館、演芸場及び観覧場

- ・建築基準法別2（ヘ）項第3号に定めるもの

※「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1,000m²を超えるもの」を含む。

【届出書の作成】

《届出書及び添付図書》

1) 届出書

- ◆開発行為の場合 様式 4
- ◆建築等行為の場合 様式 5
- ◆上記の2つの届出内容を変更する場合 様式 6

2) 添付図書

- ◆開発行為の場合

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上
- ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

- ◆建築等行為の場合

- ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上
- ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
- ③ その他参考となる事項を記載した図書

- ◆上記の2つの届出内容を変更する場合

上記と同じ

4. 効告など

届出内容等が当該区域外への影響が生じる可能性がある場合において、必要があるときは、市が届出者に対して開発規模の縮小や誘導区域内への施設立地等について効告することがあります。また、その場合において、誘導区域内の土地の取得等についてあっせん等を行うことがあります。

5. 届出を怠った場合など

届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合には、罰則が設けられています。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年　月　日

(宛先) 花巻市長

届出者　住　所

氏　名　　　　　　　印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年　月　日
	5 工事の完了予定年月日	年　月　日
	6 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

〔 住宅等の新築
　建築物を改築して住宅等とする行為
　建築物の用途を変更して住宅等とする行為 〕について、下記により届け出します。

年　　月　　日

(宛先) 花巻市長

届出者　住 所

氏 名　　　　　　　印

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

年　月　日

(宛先) 花巻市長

届出者　住　所

氏　名　　　　　　　印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日　　年　月　日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日　　年　月　日

4 変更部分に係る行為の完了予定日　　年　月　日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年　　月　　日

(宛先) 花巻市長

届出者　住　所

氏　名　　　　　　　印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年　　月　　日
	5 工事の完了予定年月日	年　　月　　日
	6 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

年　　月　　日

(宛先) 花巻市長

届出者　住　所

氏　名　　　　　　　印

1　建築物を新築しようとする土地又 は改築若しくは用途の変更をしよう とする建築物の存する土地の所在、地 番、地目及び面積	
2　新築しようとする建築物又は改築 若しくは用途の変更後の建築物の用 途	
3　改築又は用途の変更をしようとす る場合は既存の建築物の用途	
4　その他必要な事項	

注1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載す
ること。

2　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、
押印を省略することができる。

行為の変更届出書

年　月　日

（宛先）花巻市長

届出者　住　所

氏　名　　　　　　　印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日　　年　月　日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日　　年　月　日

4 変更部分に係る行為の完了予定日　　年　月　日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。